

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>ダンプ全景 (原子炉補助建屋 T. P. 40. 3m)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(制御用空気供給弁閉操作イメージ)</p> </div> </div> <div style="margin-top: 20px;">  <p>(連結シャフト、止めネジイメージ)</p> </div> <div style="margin-top: 20px;">  <p>(空気作動ダンプ閉作業イメージ)</p> </div> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 原子炉補助建屋T. P. 40. 3mへ移動し、作業準備を行う。</li> <li>② 対象ダンプの制御用空気供給弁を閉止する。</li> <li>③ ダンプオペレータの連結シャフトの止めネジを緩める。</li> <li>④ 連結シャフトを閉方向へ操作する。</li> <li>⑤ 閉状態を保持したまま止めネジを締め付ける。</li> </ol>	<p>【大阪】設備の相違(相違理由①)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: center;">参考</p> <p>全交流動力電源喪失又は常設直流電源喪失時の                      アニュラス空気浄化設備運転のための系統構成時の被ばく影響について</p> <p>アニュラス空気浄化設備の運転のための系統構成において閉処置する試料採取室排気隔離ダンパについては、図1に示すとおり原子炉補助建屋（T.P.40.3m）内に設置されている。当該エリアは、重大事故時においても放射線環境が厳しくならず、また、当該作業時間は移動時間等を含めても30分程度である（図3参照）ことから、被ばく線量は1mSv未満となる。</p> <p>一方、同様の系統構成において開処置が必要なアニュラス排気ダンパについては、図2に示すとおり周辺補機棟（T.P.33.1m）内の原子炉格納容器貫通部近くに設置されており、重大事故時には放射線影響によりアクセスが困難となるおそれがあることから、窒素供給による遠隔操作で開とする方法としている。図1に示す通り当該ダンパへの窒素供給操作場所は同じ周辺補機棟（T.P.40.3m）内であるものの、原子炉格納容器から比較的距離があり、また、当該作業時間は移動時間等を含めても20分程度と滞在時間が短い（図3参照）ことから、被ばく線量は保守的に評価した場合でも4mSv未満となる。</p> <p>以上のとおり、両作業を実施する運転員及び災害対策要員への被ばく影響は大きくない。</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 150px; margin-top: 20px;"></div> <p style="text-align: center; font-size: small;">図1 試料採取室排気隔離ダンパ等の設置場所</p> <p style="text-align: center; font-size: x-small;">□：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません</p>	<p>【大阪】設備の相違（相違理由③）</p> <p>・泊は、全交流動力電源又は常設直流電源喪失時のアニュラス空気浄化設備の系統構成において、試料採取室排気隔離ダンパを現場にて閉処置するため、当該処置における放射線被ばくの影響について整理している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
		 <p>図2 B-アネユラス排気ダンプの設置場所</p> <p>□：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません</p>																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事項の項目</th> <th rowspan="2">要員(数)</th> <th colspan="5">経過時間(分)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>10</th> <th>20</th> <th>30</th> <th>40</th> <th>50</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">アネユラス空気浄化設備の運転手順 (全交流電源が喪失又は常設直流電源が喪失した場合)</td> <td>運転員 (当直要員) A</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>アネユラス全量排気弁等操作可能装置が33分ボンプによるアネユラス空気浄化設備の運転開始</td> <td></td> <td>運転手順</td> </tr> <tr> <td>運転員 (見守) B</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>アネユラス全量排気弁等操作可能装置が33分ボンプによるアネユラス空気浄化設備の運転開始</td> <td></td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>当直要員A</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転、不設備</td> <td></td> <td>⑤⑥</td> </tr> <tr> <td>当直要員B</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>運転、燃料床冷却設備ダンプ開始</td> <td></td> <td>⑤</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤：機器の動作時刻に余裕を考慮した時間                  ⑥：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機器の動作時刻を考慮した作業時間に余裕を考慮した時間                  ⑦：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び燃料床冷却設備ダンプ原位置の到達を考慮した作業時間に余裕を考慮した時間</p> <p>図3 アネユラス空気浄化設備の運転手順 タイムチャート                  (全交流動力電源又は常設直流電源が喪失した場合)</p>	事項の項目	要員(数)	経過時間(分)					備考	10	20	30	40	50	アネユラス空気浄化設備の運転手順 (全交流電源が喪失又は常設直流電源が喪失した場合)	運転員 (当直要員) A				アネユラス全量排気弁等操作可能装置が33分ボンプによるアネユラス空気浄化設備の運転開始		運転手順	運転員 (見守) B				アネユラス全量排気弁等操作可能装置が33分ボンプによるアネユラス空気浄化設備の運転開始		⑤	当直要員A				運転、不設備		⑤⑥	当直要員B				運転、燃料床冷却設備ダンプ開始		⑤	
事項の項目	要員(数)	経過時間(分)					備考																																						
		10	20	30	40	50																																							
アネユラス空気浄化設備の運転手順 (全交流電源が喪失又は常設直流電源が喪失した場合)	運転員 (当直要員) A				アネユラス全量排気弁等操作可能装置が33分ボンプによるアネユラス空気浄化設備の運転開始		運転手順																																						
	運転員 (見守) B				アネユラス全量排気弁等操作可能装置が33分ボンプによるアネユラス空気浄化設備の運転開始		⑤																																						
	当直要員A				運転、不設備		⑤⑥																																						
	当直要員B				運転、燃料床冷却設備ダンプ開始		⑤																																						

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
		<p style="text-align: right;">添付資料 1.16.13</p> <p style="text-align: center;">炉心損傷の判断基準について</p> <p>(1) 炉心損傷の判断基準の設定根拠等について                      炉心損傷の判断基準「炉心出口温度 350℃以上及び格納容器内高レンジエアモニタ <math>1 \times 10^6 \text{mSv/h}</math> 以上」の設定根拠、検出器種類等は、以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1377 406 1982 829"> <thead> <tr> <th></th> <th>炉心出口温度</th> <th>格納容器内高レンジエアモニタ (高レンジ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設定根拠</td> <td>加圧器安全弁の設定圧力から考慮される1次冷却系の最大飽和蒸気温度は約 350℃であり、この温度を超える過熱状態の温度が計測された場合は、炉心が直接蒸気を過熱している可能性が高いと考えられることを踏まえて設定している。</td> <td>格納容器内高レンジエアモニタ <math>1 \times 10^6 \text{mSv/h}</math> については、当社のアクシデントマネジメント整備時に実施したシビアアクシデント解析結果を踏まえて設定している。(添付1)</td> </tr> <tr> <td>検出器種類</td> <td>熱電対</td> <td>電離箱</td> </tr> <tr> <td>測定範囲</td> <td>40～1,300℃</td> <td><math>10^3 \sim 10^6 \text{mSv/h}</math></td> </tr> <tr> <td>個数</td> <td>39 個</td> <td>2 個</td> </tr> <tr> <td>設置箇所</td> <td>原子炉格納容器内上部炉心構造物 (添付2)</td> <td>原子炉格納容器内 T.P.40.2m (添付3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 炉心露出時と炉心損傷時の原子炉格納容器内線量率の変化について                      「大破断 LOCA 時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故」事象発生時は、炉心露出（約6分）から炉心溶融（約19分）に至る約13分間で、原子炉格納容器内線量率は100倍程度急激に増加すると考えられ、速やかに上記判断基準を超過することから、運転員は適切に炉心損傷を判断することができる。                      原子炉格納容器内線量率の増加率の根拠は以下のとおり。                      ○原子炉格納容器内線量率は、主に原子炉格納容器内に放出された希ガスの放射能濃度に比例する。                      ○炉心露出時は、設置許可添付書類十の設計基準事故時被ばく評価の知見から、燃料パーストにより燃料ギャップ中の希ガスとして、炉心内蓄積量の1%相当量が原子炉格納容器内に放出される。                      ○炉心溶融時点では炉心内蓄積量のほぼ全量が原子炉格納容器内に放出される。</p>		炉心出口温度	格納容器内高レンジエアモニタ (高レンジ)	設定根拠	加圧器安全弁の設定圧力から考慮される1次冷却系の最大飽和蒸気温度は約 350℃であり、この温度を超える過熱状態の温度が計測された場合は、炉心が直接蒸気を過熱している可能性が高いと考えられることを踏まえて設定している。	格納容器内高レンジエアモニタ $1 \times 10^6 \text{mSv/h}$ については、当社のアクシデントマネジメント整備時に実施したシビアアクシデント解析結果を踏まえて設定している。(添付1)	検出器種類	熱電対	電離箱	測定範囲	40～1,300℃	$10^3 \sim 10^6 \text{mSv/h}$	個数	39 個	2 個	設置箇所	原子炉格納容器内上部炉心構造物 (添付2)	原子炉格納容器内 T.P.40.2m (添付3)	<p>本項の内容は、有効性評価 7.2.1. 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）                      「添付資料 7.2.1.1.1 炉心損傷の判断基準の設定根拠等」にてご説明済み。                      【大飯】                      記載方針の相違（女川実績の反映）                      【女川】                      記載箇所の相違                      ・女川は添付資料 1.16.5 に炉心損傷の判断基準を整理</p>
	炉心出口温度	格納容器内高レンジエアモニタ (高レンジ)																			
設定根拠	加圧器安全弁の設定圧力から考慮される1次冷却系の最大飽和蒸気温度は約 350℃であり、この温度を超える過熱状態の温度が計測された場合は、炉心が直接蒸気を過熱している可能性が高いと考えられることを踏まえて設定している。	格納容器内高レンジエアモニタ $1 \times 10^6 \text{mSv/h}$ については、当社のアクシデントマネジメント整備時に実施したシビアアクシデント解析結果を踏まえて設定している。(添付1)																			
検出器種類	熱電対	電離箱																			
測定範囲	40～1,300℃	$10^3 \sim 10^6 \text{mSv/h}$																			
個数	39 個	2 個																			
設置箇所	原子炉格納容器内上部炉心構造物 (添付2)	原子炉格納容器内 T.P.40.2m (添付3)																			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(3) 燃料露出に伴う直接線の格納容器内高レンジエリアモニタへの影響について</p> <p>燃料露出に伴う直接線により、格納容器内高レンジエリアモニタの検出値が上昇することで、炉心損傷よりも前に、炉心損傷の判断基準に到達することが考えられるが、以下のとおり、その影響はないことを確認している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事象発生直後に燃料有効部上端まで炉心水位が低下した場合、モニタの位置での線量率は約 <math>8.4 \times 10^{-3} \text{mSv/h}</math> となり、炉心からの線量は炉心損傷の判断となる線量率 <math>1 \times 10^5 \text{mSv/h}</math> に比べて十分に低い。なお、上記線量率は燃料有効部上端までの水位の低下のみの検討であるものの、燃料有効部上端以下では、水による減衰よりも燃料の自己遮蔽による減衰の方が支配的であるため、燃料有効部上端以下まで水位が低下したとしても、線量率が大きく上昇することはない。</li> <li>・これは、線源となる炉心の上方には、原子炉容器上蓋、上部炉内構造物である上部炉心支持板及び上部炉心板等があり、鉄50cm以上の遮蔽効果が見込めるため、7桁以上の線量率の減衰（鉄約7cmで1桁減衰）となる。加えて、炉心からモニタまでの距離も約18mと遠いため、結果として、<math>1 \times 10^5 \text{mSv/h}</math> に比べて十分低くなる。</li> </ul> <p>(4) 炉心損傷の検知について</p> <p>炉心の冷却が損なわれ、炉心溶融に至るまでの過程としては、まず、1次冷却水が減少し、炉心の冠水が失われ炉心燃料上部が過熱状態に至る段階が発生する。この段階においては、炉心上部の温度は飽和蒸気温度を上回ることにより、炉心が直接蒸気を加熱している状態に至っていることを炉心出口温度にて検知することが可能である。</p> <p>炉心の冠水が失われた状態が継続すると、燃料のPCTが上昇することで被覆管がパーストし、被覆管内の間隙部のFPガスが原子炉格納容器内に拡散し原子炉格納容器内のエアモニタの指示値は通常時より大幅に上昇する。やがて炉心溶融が始まりペレット内のFPガスが放出されると、原子炉格納容器内の空間線量は被覆管パースト時の100倍オーダーに急激に上昇する。（添付1の図1～図4参照）</p> <p>以上のように、燃料露出から炉心溶融の過程においては、通常時の原子炉格納容器内の空間線量（<math>1 \text{mSv/h}</math>以下）から <math>1 \times 10^6 \text{mSv/h}</math> 程度まで極めて短時間で上昇する。</p> <p>発生する事故シーケンスによっては、炉心溶融が発生した時点では、原子炉格納容器内の空間線量率が <math>1 \times 10^6 \text{mSv/h}</math> に達していない可能性もあるものの、炉心上部の温度が飽和蒸気温度以上の状態では、特に注意して原子炉格納容器内の線量率の上昇傾向を監視するため、炉心損傷を遅滞なく検知することは十分可能である。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>本項の内容は、有効性評価7.2.1.霧困気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）「添付資料7.2.1.1.1 炉心損傷の判断基準の設定根拠等」にてご説明済み。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【女川】 記載箇所の相違 ・女川は添付資料1.16.5に炉心損傷の判断基準を整理</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<p style="text-align: right;">添付1</p> <p style="text-align: center;">炉心損傷開始時の原子炉格納容器内線量率                      (アクシデントマネジメント整備時に実施したシビアアクシデント解析結果)</p> <table border="1" data-bbox="1429 295 1955 534"> <thead> <tr> <th>事故シーケンス</th> <th>線量率 (mSv/h) *1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 LOCA+ECCS 再循環失敗 +格納容器スプレィ再循環失敗</td> <td>1.4×10<sup>6</sup></td> </tr> <tr> <td>小 LOCA+ECCS 注入失敗 +格納容器スプレィ注入失敗</td> <td>1.1×10<sup>6</sup></td> </tr> <tr> <td>小 LOCA+ECCS 再循環失敗 +格納容器スプレィ再循環失敗</td> <td>9.4×10<sup>4</sup> *2</td> </tr> <tr> <td>全交流電源喪失 +補助給水失敗</td> <td>3.8×10<sup>4</sup> *2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(各解析結果を図1～4に示す。)</p> <p>*1：破断口のサイズや非常用炉心冷却系 (ECCS) の有無等の相違により原子炉格納容器内に放出される核分裂生成物 (FP) の量が異なるため、原子炉格納容器内の線量率は異なってくる。例えば、大破断 LOCA と小破断 LOCA では、1次系の開口部の大きさが異なり、開口部の大きな大破断 LOCA の方が原子炉格納容器内に FP が放出されやすい。1次系の開口部が大きい場合、開口部が小さい事象に比べて水蒸気や放射性物質の流出量が大きく、炉心から放出された放射性物質は、原子炉格納容器内へ放出されやすくなる。また、ECCS 注入失敗と ECCS 再循環失敗では ECCS 注入失敗の方が炉心溶融開始のタイミングが早く、FP の放射性崩壊による減衰が異なる。</p> <p>*2：炉心溶融開始後、原子炉格納容器内の線量率が急激に増加することから炉心損傷の判断基準「格納容器内高レンジエリアモニタ 1×10<sup>6</sup>mSv/h」に到達する。</p>	事故シーケンス	線量率 (mSv/h) *1	大 LOCA+ECCS 再循環失敗 +格納容器スプレィ再循環失敗	1.4×10 <sup>6</sup>	小 LOCA+ECCS 注入失敗 +格納容器スプレィ注入失敗	1.1×10 <sup>6</sup>	小 LOCA+ECCS 再循環失敗 +格納容器スプレィ再循環失敗	9.4×10 <sup>4</sup> *2	全交流電源喪失 +補助給水失敗	3.8×10 <sup>4</sup> *2	<p>本項の内容は、有効性評価 7.2.1. 雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧破損) 「添付資料 7.2.1.1.1 炉心損傷の判断基準の設定根拠等」にてご説明済み。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違 (女川実績の反映)</p> <p>【女川】 記載箇所の相違 ・女川は添付資料 1.16.5 に炉心損傷の判断基準を整理</p>
事故シーケンス	線量率 (mSv/h) *1												
大 LOCA+ECCS 再循環失敗 +格納容器スプレィ再循環失敗	1.4×10 <sup>6</sup>												
小 LOCA+ECCS 注入失敗 +格納容器スプレィ注入失敗	1.1×10 <sup>6</sup>												
小 LOCA+ECCS 再循環失敗 +格納容器スプレィ再循環失敗	9.4×10 <sup>4</sup> *2												
全交流電源喪失 +補助給水失敗	3.8×10 <sup>4</sup> *2												

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図1 「大 LOCA+ECCS 再循環失敗+格納容器スプレィ再循環失敗」時の格納容器内の線量率</p> <p>図2 「小 LOCA+ECCS 注入失敗+格納容器スプレィ注入失敗」時の格納容器内の線量率</p> <p>図3 「小 LOCA+ECCS 再循環失敗+格納容器スプレィ再循環失敗」時の格納容器内の線量率</p> <p>図4 「全交流電源喪失+補助給水失敗」時の格納容器内の線量率</p>	<p>本項の内容は、有効性評価 7.2.1. 雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）「添付資料 7.2.1.1.1 炉心損傷の判断基準の設定根拠等」にてご説明済み。</p> <p>【大阪】              記載方針の相違（女川実績の反映）              【女川】              記載箇所の相違              ・女川は添付資料 1.16.5 に炉心損傷の判断基準を整理</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

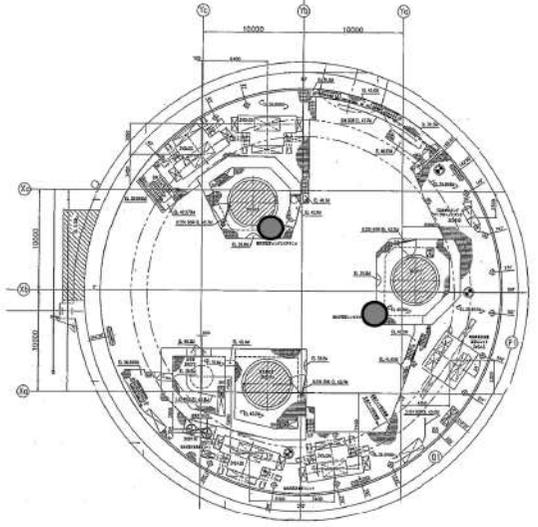
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>添付2</p> <p>炉心出口温度計の設置箇所（泊3号炉）</p> <p>T/C : 炉内熱電対 39点</p> <p>O<sub>A, B, C, D</sub> : 炉内中性子束検出器A, B, C, D 49点</p> <p>O<sub>CAL</sub> : 炉内中性子束検出器校正用 1点</p>	<p>本項の内容は、有効性評価7.2.1.零                  囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）                  「添付資料                  7.2.1.1.1 炉心損傷の判断基準の設定根拠等」にてご説明済み。                  【大飯】                  記載方針の相違（女川実績の反映）                  【女川】                  記載箇所の相違                  ・女川は添付資料1.16.5に炉心損傷の判断基準を整理</p>



灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>添付3</p> <p>格納容器内高レンジエリアモニタの設置箇所（泊3号炉）</p>  <p>●：格納容器内高レンジエリアモニタの設置箇所（2箇所）</p> <p><u>注記</u>                      階高表示「EL 00.0M」は「T.P. 00.0m」と読み替えること。                      例：EL 40.2M = T.P. 40.2m</p>	<p>本項の内容は、有効性評価7.2.1.雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧破損）「添付資料7.2.1.1.1 炉心損傷の判断基準の設定根拠等」にてご説明済み。</p> <p>【大飯】                      記載方針の相違</p> <p>【女川】                      記載箇所の相違                      ・女川は添付資料1.16.5に炉心損傷の判断基準を整理</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">添付資料 1.16.11</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対策の成立性について</p> <p>1. 現場での原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止について</p> <p>(1) 作業概要                      原子炉建屋原子炉棟の気密バウンダリの一部として原子炉建屋に設置する原子炉建屋ブローアウトパネル開放時に現場において、人力により原子炉建屋ブローアウトパネル閉止装置による原子炉建屋ブローアウトパネル部の閉止操作を行う。</p> <p>(2) 作業場所                      原子炉建屋地上3階（原子炉建屋原子炉棟内）</p> <p>(3) 必要要員数及び操作時間                      必要要員数：2名（運転員（現場））                      操作時間：200分（訓練実績等）</p> <p>(4) 作業の成立性                      作業環境：ヘッドライト及び懐中電灯により、暗闇における作業性を確保している。                      放射性物質が放出される可能性があることから、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。                      移動経路：ヘッドライト及び懐中電灯を携行しており、暗闇においてもアクセス可能である。アクセスルート上に支障となる設備はない。                      操作性：人力操作については、一般工具を用いて容易に操作可能である。                      連絡手段：通常連絡手段として、電力保安通信用電話設備（PHS 端末）及び送受話器（ページング）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置により中央制御室に連絡することが可能である。</p>		<p>【女川】炉型の相違による対応手段の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 中央制御室待避所の加圧準備操作について</p> <p>(1) 作業概要                      炉心損傷後の格納容器圧力フィルタベント系を使用する際に待避する中央制御室待避所を加圧するための準備操作を行う。</p> <p>(2) 作業場所                      制御建屋 地上1階（非管理区域）                      制御建屋 地下2階（非管理区域）</p> <p>(3) 必要要員数及び操作時間                      必要要員数：2名（運転員（現場））                      操作時間：15分（訓練実績等）</p> <p>(4) 作業の成立性                      作業環境：ヘッドライト及び懐中電灯により、暗闇における作業性を確保している。                      放射性物質が放出される可能性があることから、防護具（全面マスク、個人線量計、ゴム手袋等）を装備又は携行して作業を行う。                      移動経路：ヘッドライト及び懐中電灯を携行しており、暗闇においてもアクセス可能である。アクセスルート上に支障となる設備はない。                      操作性：通常の弁操作であり、容易に実施可能である。                      連絡手段：通常の連絡手段として、電力保安通信用電話設備（PHS 端末）及び送受話器（ページング）を配備しており、重大事故等の環境下において、通常の連絡手段が使用不能となった場合でも、携行型通話装置により中央制御室に連絡することが可能である。</p>		<p>【女川】炉型の相違による対応手段の相違</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉 添付資料 1.16.12	泊発電所3号炉 添付資料 1.16.14	相違理由																																																																																																																																																			
	<p style="text-align: center;">解釈一覧</p> <p style="text-align: center;">I. 操作手順の解釈一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>操作手順記述内容</th> <th>規制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.16.1.1 居住性を確保するための手順等</td> <td>(2) 中央制御室待避時の運用手順 — (6) 中央制御室待避時の稼働及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順</td> <td>中央制御室待避時圧力を中央制御室より+20%以上に維持 中央制御室待避時圧力を中央制御室より+20%以上に維持</td> </tr> <tr> <td>1.16.1.3 運転員等の救済と全島域平準のための手順等</td> <td>(1) 非常用ガス処理系による運転員等の救済と防止手順 a. 非常用ガス処理系起動手順</td> <td>原子炉建屋外気筒圧力を負圧に維持 原子炉建屋外気筒圧力-7~-44Pa</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">II. 弁番号及び弁名称一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>弁番号</th> <th>弁名称</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>Y30-0302A (B)</td><td>中央制御室再循環フィルタ調整入口ダンパ</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>Y30-0303, D304</td><td>中央制御室外気取入ダンパ</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>Y30-0305A (B)</td><td>中央制御室排風抽出口ダンパ</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>Y30-0305B (B)</td><td>中央制御室少量外気取入ダンパ</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>—</td><td>高圧空気ポンプユニット稼働停止弁</td><td>制御室階 地上1階、地下2階（非管理区域）</td></tr> <tr><td>—</td><td>加圧空気供給ライン流量調整弁前弁</td><td>中央制御室待避時</td></tr> <tr><td>—</td><td>加圧空気供給ライン流量調整弁後弁</td><td>中央制御室待避時</td></tr> <tr><td>—</td><td>加圧空気供給ライン流量調整弁</td><td>中央制御室待避時</td></tr> <tr><td>—</td><td>加圧調整弁</td><td>中央制御室待避時</td></tr> <tr><td>T46-40-F001A (B)</td><td>非常用ガス処理系入口弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>T46-40-F002A (B)</td><td>非常用ガス処理系空気電機操縦入口弁</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>T46-40-F003A (B)</td><td>非常用ガス処理系フィルタ調整出口弁</td><td>中央制御室</td></tr> </tbody> </table>	手順	操作手順記述内容	規制	1.16.1.1 居住性を確保するための手順等	(2) 中央制御室待避時の運用手順 — (6) 中央制御室待避時の稼働及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	中央制御室待避時圧力を中央制御室より+20%以上に維持 中央制御室待避時圧力を中央制御室より+20%以上に維持	1.16.1.3 運転員等の救済と全島域平準のための手順等	(1) 非常用ガス処理系による運転員等の救済と防止手順 a. 非常用ガス処理系起動手順	原子炉建屋外気筒圧力を負圧に維持 原子炉建屋外気筒圧力-7~-44Pa	弁番号	弁名称	操作場所	Y30-0302A (B)	中央制御室再循環フィルタ調整入口ダンパ	中央制御室	Y30-0303, D304	中央制御室外気取入ダンパ	中央制御室	Y30-0305A (B)	中央制御室排風抽出口ダンパ	中央制御室	Y30-0305B (B)	中央制御室少量外気取入ダンパ	中央制御室	—	高圧空気ポンプユニット稼働停止弁	制御室階 地上1階、地下2階（非管理区域）	—	加圧空気供給ライン流量調整弁前弁	中央制御室待避時	—	加圧空気供給ライン流量調整弁後弁	中央制御室待避時	—	加圧空気供給ライン流量調整弁	中央制御室待避時	—	加圧調整弁	中央制御室待避時	T46-40-F001A (B)	非常用ガス処理系入口弁	中央制御室	T46-40-F002A (B)	非常用ガス処理系空気電機操縦入口弁	中央制御室	T46-40-F003A (B)	非常用ガス処理系フィルタ調整出口弁	中央制御室	<p style="text-align: center;">解釈一覧</p> <p style="text-align: center;">1. 操作手順の解釈一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>操作手順記述内容</th> <th>規制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.16.1.1 居住性を確保するための手順等</td> <td>(1) フェニクス空気弁の全交差動作確認又は全交差動作確認後に実施した動作 比較表の欄が空白</td> <td>炉心温度 炉心出口温度が60℃以上及び炉心温度内高レインロウエアキック（高レイン）の発生率が10%以上の発生</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">2. 弁番号及び弁名称一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>弁番号</th> <th>弁名称</th> <th>操作場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3D-Y5-602A</td><td>A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</td><td>中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m</td></tr> <tr><td>3D-Y5-602B</td><td>B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ</td><td>中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m</td></tr> <tr><td>3D-CD-2850</td><td>A-中央制御室事故時外気取入風量調整ダンパ</td><td>中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m</td></tr> <tr><td>3D-CD-2851</td><td>B-中央制御室事故時外気取入風量調整ダンパ</td><td>中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m</td></tr> <tr><td>3D-Y5-601A</td><td>A-中央制御室外気取入ダンパ</td><td>中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m</td></tr> <tr><td>3D-Y5-601B</td><td>B-中央制御室外気取入ダンパ</td><td>中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m</td></tr> <tr><td>3D-CD-2838</td><td>A-中央制御室排気風量調整ダンパ</td><td>中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m</td></tr> <tr><td>3D-CD-2839</td><td>B-中央制御室排気風量調整ダンパ</td><td>中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m</td></tr> <tr><td>3D-Y5-611</td><td>中央制御室排気第1隔離ダンパ</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>3D-Y5-612</td><td>中央制御室排気第2隔離ダンパ</td><td>中央制御室</td></tr> <tr><td>3D-CD-2823</td><td>A-中央制御室外気取入風量調整ダンパ</td><td>中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m</td></tr> <tr><td>3D-CD-2824</td><td>B-中央制御室外気取入風量調整ダンパ</td><td>中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m</td></tr> <tr><td>3D-Y5-603A</td><td>A-中央制御室給気ファン出口ダンパ</td><td>原子炉補助建屋T.P.24.8m</td></tr> <tr><td>3D-Y5-603B</td><td>B-中央制御室給気ファン出口ダンパ</td><td>原子炉補助建屋T.P.24.8m</td></tr> <tr><td>3D-Y5-604A</td><td>A-中央制御室循環ファン入口ダンパ</td><td>原子炉補助建屋T.P.24.8m</td></tr> <tr><td>3D-Y5-604B</td><td>B-中央制御室循環ファン入口ダンパ</td><td>原子炉補助建屋T.P.24.8m</td></tr> <tr><td>3D-CD-2836</td><td>A-中央制御室循環風量調整ダンパ</td><td>原子炉補助建屋T.P.24.8m</td></tr> <tr><td>3D-CD-2837</td><td>B-中央制御室循環風量調整ダンパ</td><td>原子炉補助建屋T.P.24.8m</td></tr> <tr><td>3Y-A-732</td><td>3D-Y5-603制御用空気供給弁</td><td>周辺補機棟T.P.40.3m</td></tr> <tr><td>3D-Y5-101B</td><td>B-アニュラス排気ダンパ</td><td>周辺補機棟T.P.40.3m</td></tr> <tr><td>3Y-A-615</td><td>3Y-Y5-102B制御用空気供給弁</td><td>周辺補機棟T.P.40.3m</td></tr> <tr><td>—</td><td>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ口弁1</td><td>周辺補機棟T.P.40.3m</td></tr> <tr><td>—</td><td>アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ口弁2</td><td>周辺補機棟T.P.40.3m</td></tr> <tr><td>3Y-A-876</td><td>アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バネル入口弁1</td><td>周辺補機棟T.P.40.3m</td></tr> <tr><td>3Y-A-878</td><td>アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バネル入口弁2</td><td>周辺補機棟T.P.40.3m</td></tr> <tr><td>3Y-A-882</td><td>アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バネル減圧弁</td><td>周辺補機棟T.P.40.3m</td></tr> <tr><td>3Y-A-884</td><td>アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バネル出口弁2</td><td>周辺補機棟T.P.40.3m</td></tr> <tr><td>3Y-A-898</td><td>アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バネル出口弁1</td><td>周辺補機棟T.P.40.3m</td></tr> <tr><td>3Y-A-793</td><td>3Y-Y5-102B窒素供給弁（SA対策）</td><td>周辺補機棟T.P.40.3m</td></tr> <tr><td>3Y-Y5-102B</td><td>B-アニュラス全量排気弁</td><td>中央制御室</td></tr> </tbody> </table>	手順	操作手順記述内容	規制	1.16.1.1 居住性を確保するための手順等	(1) フェニクス空気弁の全交差動作確認又は全交差動作確認後に実施した動作 比較表の欄が空白	炉心温度 炉心出口温度が60℃以上及び炉心温度内高レインロウエアキック（高レイン）の発生率が10%以上の発生	弁番号	弁名称	操作場所	3D-Y5-602A	A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m	3D-Y5-602B	B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m	3D-CD-2850	A-中央制御室事故時外気取入風量調整ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m	3D-CD-2851	B-中央制御室事故時外気取入風量調整ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m	3D-Y5-601A	A-中央制御室外気取入ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m	3D-Y5-601B	B-中央制御室外気取入ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m	3D-CD-2838	A-中央制御室排気風量調整ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m	3D-CD-2839	B-中央制御室排気風量調整ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m	3D-Y5-611	中央制御室排気第1隔離ダンパ	中央制御室	3D-Y5-612	中央制御室排気第2隔離ダンパ	中央制御室	3D-CD-2823	A-中央制御室外気取入風量調整ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m	3D-CD-2824	B-中央制御室外気取入風量調整ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m	3D-Y5-603A	A-中央制御室給気ファン出口ダンパ	原子炉補助建屋T.P.24.8m	3D-Y5-603B	B-中央制御室給気ファン出口ダンパ	原子炉補助建屋T.P.24.8m	3D-Y5-604A	A-中央制御室循環ファン入口ダンパ	原子炉補助建屋T.P.24.8m	3D-Y5-604B	B-中央制御室循環ファン入口ダンパ	原子炉補助建屋T.P.24.8m	3D-CD-2836	A-中央制御室循環風量調整ダンパ	原子炉補助建屋T.P.24.8m	3D-CD-2837	B-中央制御室循環風量調整ダンパ	原子炉補助建屋T.P.24.8m	3Y-A-732	3D-Y5-603制御用空気供給弁	周辺補機棟T.P.40.3m	3D-Y5-101B	B-アニュラス排気ダンパ	周辺補機棟T.P.40.3m	3Y-A-615	3Y-Y5-102B制御用空気供給弁	周辺補機棟T.P.40.3m	—	アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ口弁1	周辺補機棟T.P.40.3m	—	アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ口弁2	周辺補機棟T.P.40.3m	3Y-A-876	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バネル入口弁1	周辺補機棟T.P.40.3m	3Y-A-878	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バネル入口弁2	周辺補機棟T.P.40.3m	3Y-A-882	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バネル減圧弁	周辺補機棟T.P.40.3m	3Y-A-884	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バネル出口弁2	周辺補機棟T.P.40.3m	3Y-A-898	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バネル出口弁1	周辺補機棟T.P.40.3m	3Y-A-793	3Y-Y5-102B窒素供給弁（SA対策）	周辺補機棟T.P.40.3m	3Y-Y5-102B	B-アニュラス全量排気弁	中央制御室	<p>【大飯】記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、各対応手段の「操作手順」に対する具体的な目標値や設定値等の定量的な解説、「操作手順」の系統構成等に対する具体的な操作対象機器について添付資料 1.16.14 に整理している。</li> </ul>
手順	操作手順記述内容	規制																																																																																																																																																				
1.16.1.1 居住性を確保するための手順等	(2) 中央制御室待避時の運用手順 — (6) 中央制御室待避時の稼働及び二酸化炭素の濃度測定と濃度管理手順	中央制御室待避時圧力を中央制御室より+20%以上に維持 中央制御室待避時圧力を中央制御室より+20%以上に維持																																																																																																																																																				
1.16.1.3 運転員等の救済と全島域平準のための手順等	(1) 非常用ガス処理系による運転員等の救済と防止手順 a. 非常用ガス処理系起動手順	原子炉建屋外気筒圧力を負圧に維持 原子炉建屋外気筒圧力-7~-44Pa																																																																																																																																																				
弁番号	弁名称	操作場所																																																																																																																																																				
Y30-0302A (B)	中央制御室再循環フィルタ調整入口ダンパ	中央制御室																																																																																																																																																				
Y30-0303, D304	中央制御室外気取入ダンパ	中央制御室																																																																																																																																																				
Y30-0305A (B)	中央制御室排風抽出口ダンパ	中央制御室																																																																																																																																																				
Y30-0305B (B)	中央制御室少量外気取入ダンパ	中央制御室																																																																																																																																																				
—	高圧空気ポンプユニット稼働停止弁	制御室階 地上1階、地下2階（非管理区域）																																																																																																																																																				
—	加圧空気供給ライン流量調整弁前弁	中央制御室待避時																																																																																																																																																				
—	加圧空気供給ライン流量調整弁後弁	中央制御室待避時																																																																																																																																																				
—	加圧空気供給ライン流量調整弁	中央制御室待避時																																																																																																																																																				
—	加圧調整弁	中央制御室待避時																																																																																																																																																				
T46-40-F001A (B)	非常用ガス処理系入口弁	中央制御室																																																																																																																																																				
T46-40-F002A (B)	非常用ガス処理系空気電機操縦入口弁	中央制御室																																																																																																																																																				
T46-40-F003A (B)	非常用ガス処理系フィルタ調整出口弁	中央制御室																																																																																																																																																				
手順	操作手順記述内容	規制																																																																																																																																																				
1.16.1.1 居住性を確保するための手順等	(1) フェニクス空気弁の全交差動作確認又は全交差動作確認後に実施した動作 比較表の欄が空白	炉心温度 炉心出口温度が60℃以上及び炉心温度内高レインロウエアキック（高レイン）の発生率が10%以上の発生																																																																																																																																																				
弁番号	弁名称	操作場所																																																																																																																																																				
3D-Y5-602A	A-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m																																																																																																																																																				
3D-Y5-602B	B-中央制御室非常用循環ファン入口ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m																																																																																																																																																				
3D-CD-2850	A-中央制御室事故時外気取入風量調整ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m																																																																																																																																																				
3D-CD-2851	B-中央制御室事故時外気取入風量調整ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m																																																																																																																																																				
3D-Y5-601A	A-中央制御室外気取入ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m																																																																																																																																																				
3D-Y5-601B	B-中央制御室外気取入ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m																																																																																																																																																				
3D-CD-2838	A-中央制御室排気風量調整ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m																																																																																																																																																				
3D-CD-2839	B-中央制御室排気風量調整ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m																																																																																																																																																				
3D-Y5-611	中央制御室排気第1隔離ダンパ	中央制御室																																																																																																																																																				
3D-Y5-612	中央制御室排気第2隔離ダンパ	中央制御室																																																																																																																																																				
3D-CD-2823	A-中央制御室外気取入風量調整ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m																																																																																																																																																				
3D-CD-2824	B-中央制御室外気取入風量調整ダンパ	中央制御室、原子炉補助建屋T.P.24.8m																																																																																																																																																				
3D-Y5-603A	A-中央制御室給気ファン出口ダンパ	原子炉補助建屋T.P.24.8m																																																																																																																																																				
3D-Y5-603B	B-中央制御室給気ファン出口ダンパ	原子炉補助建屋T.P.24.8m																																																																																																																																																				
3D-Y5-604A	A-中央制御室循環ファン入口ダンパ	原子炉補助建屋T.P.24.8m																																																																																																																																																				
3D-Y5-604B	B-中央制御室循環ファン入口ダンパ	原子炉補助建屋T.P.24.8m																																																																																																																																																				
3D-CD-2836	A-中央制御室循環風量調整ダンパ	原子炉補助建屋T.P.24.8m																																																																																																																																																				
3D-CD-2837	B-中央制御室循環風量調整ダンパ	原子炉補助建屋T.P.24.8m																																																																																																																																																				
3Y-A-732	3D-Y5-603制御用空気供給弁	周辺補機棟T.P.40.3m																																																																																																																																																				
3D-Y5-101B	B-アニュラス排気ダンパ	周辺補機棟T.P.40.3m																																																																																																																																																				
3Y-A-615	3Y-Y5-102B制御用空気供給弁	周辺補機棟T.P.40.3m																																																																																																																																																				
—	アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ口弁1	周辺補機棟T.P.40.3m																																																																																																																																																				
—	アニュラス全量排気弁等操作用可搬型窒素ガスボンベ口弁2	周辺補機棟T.P.40.3m																																																																																																																																																				
3Y-A-876	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バネル入口弁1	周辺補機棟T.P.40.3m																																																																																																																																																				
3Y-A-878	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バネル入口弁2	周辺補機棟T.P.40.3m																																																																																																																																																				
3Y-A-882	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バネル減圧弁	周辺補機棟T.P.40.3m																																																																																																																																																				
3Y-A-884	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バネル出口弁2	周辺補機棟T.P.40.3m																																																																																																																																																				
3Y-A-898	アニュラス全量排気弁等操作用窒素供給バネル出口弁1	周辺補機棟T.P.40.3m																																																																																																																																																				
3Y-A-793	3Y-Y5-102B窒素供給弁（SA対策）	周辺補機棟T.P.40.3m																																																																																																																																																				
3Y-Y5-102B	B-アニュラス全量排気弁	中央制御室																																																																																																																																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.16.12</p> <p style="text-align: center;">手順のリンク先について</p> <p>原子炉制御室の居住性等に関する手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。</p> <p>1. 1.16.2.1(5) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代替交流電源設備による中央制御室への給電に関する手順                      &lt;リンク先&gt; 1.14.2.1 電源(交流)からの給電</li> <li>・操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順                      &lt;リンク先&gt; 1.15.2.1 監視機能喪失                      1.15.2.2 計測に必要な電源の喪失</li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: right;">添付資料 1.16.13</p> <p style="text-align: center;">手順のリンク先について</p> <p>原子炉制御室の居住性等に関する手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。</p> <p>1. 1.16.2.1 (9) その他の手順項目について考慮する手順                      &lt;リンク先&gt; 1.14.2.1 代替電源(交流)による対応手順                      1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順</p>		<p>【女川,大阪】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川・大阪は、具体的な手順のリンク先を添付資料に整理している。</li> <li>・泊は、他条項の審査資料と整合を図り、本文で手順のリンク先を明確にしていることから、手順のリンク先を整理した添付資料はない。(高浜1/2と同様)</li> </ul>

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SAT117-9 r.9.0
提出年月日	令和5年5月31日

## 泊発電所3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の  
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を  
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」  
に係る適合状況説明資料  
比較表

### 1.17 監視測定等に関する手順等

令和5年5月  
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<b>比較結果等を取りまとめた資料</b>			
<b>1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</b>			
<b>1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由</b>			
<p>a. 大飯3 / 4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : 下記1件                  ・モニタリングポストのバックグラウンド低減対策の見直し【比較表 p 1.17-27】</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : なし</p>			
<b>1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った事項</b>			
<p>a. 大飯3 / 4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : あり（本文、添付資料において、文章構成を全面的に女川に統一した。また、補足資料を充実した。）</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : 下記1件                  ・防潮堤レイアウトおよびその周辺道路等の配置変更により、可搬型モニタリングポストの設置場所を変更した（他の設備については位置の変更は行っていないが、図面を最新化し、記載項目を女川と同等になるよう記載の充実を図った）。</p>			
<b>1-3) バックフィット関連事項</b>			
なし			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
<b>2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要</b>				
<b>2-1) 設備または設計方針の相違</b>				
項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
緊急時対策所付近への可搬型気象観測設備の設置	(同様の運用なし)	(同様の運用なし)	重大事故等が発生した場合に、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を配備する。	運用方法の相違 ・泊は過去の審査会合指摘を受けた対応として、可搬型気象観測設備を気象観測設備の代替のほかに緊急時対策所のブルーム通過方向把握用にも設置する運用としている。 (以降①の相違と記載する。)
ダスト測定、β線測定に用いるサーベイメータの整理	汚染サーベイメータ、β線サーベイメータ	β線サーベイメータ	GM汚染サーベイメータ、β線サーベイメータ	設備の相違 ・泊では放射性ダスト測定ではGM汚染サーベイメータを用い、β線の測定にはβ線サーベイメータを用いることとしている(大飯も汚染サーベイメータ、β線サーベイメータをそれぞれ用いる)。 ・女川はいずれもβ線サーベイメータを用いる。 ・いずれの運用においても、適切な換算を行うことで計測が可能であり、設備名称の相違に近いが、女川では兼用となることにより配備数の相違も発生するため、設備の相違に分類した。 ・なお、島根2号炉でも放射性ダストの測定ではGM汚染サーベイメータを用い、β線の測定ではα・β線サーベイメータをそれぞれ用いることとしており使い分けている。 (以降②の相違と記載する。)
モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	検出器の養生作業を指示する。	検出器保護カバーの交換を指示する。	検出器保護カバーの交換を指示する。	運用方法の相違 ・大飯は放射性物質の放出のおそれがあることを確認した場合に検出器の養生作業を行うことにしている。泊は女川と同様にブルーム通過後バックグラウンド低減対策が必要と判断した場合に検出器保護カバーの交換を実施する。 (以降③の相違と記載する。)
モニタリングポストの電源装置	専用の無停電電源装置	専用の無停電電源装置	専用の無停電電源装置 専用の非常用発電機	設備の相違 ・泊は各モニタリングポスト・ステーションに専用の非常用発電機(自主設置)も設置している(女川、大飯は無停電電源装置のみ) ・なお、島根2号炉は泊と同様に専用の非常用発電機を設置している。 (以降④の相違と記載する。)



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所 3 / 4号炉		女川原子力発電所 2号炉		泊発電所 3号炉		相違理由	
<b>2. 女川 2号炉まとめ資料との比較結果の概要</b>							
<b>2-2) 記載内容の相違</b>							
No	大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由			
1	モニタリングステーション及びモニタリングポスト	モニタリングポスト	モニタリングポスト及びモニタリングステーション	設備名称の相違 ・泊では、モニタリングポストに機能を付加（環境試料採取など）した設備としてモニタリングステーションを設置しているが、重大事故設備としての機能はモニタリングポストとモニタリングステーションで同等であり、本資料では名称の相違と整理する。			
2	移動式放射能測定装置（モニタ車）	放射能観測車	放射能観測車	【大飯】設備名称の相違			
3	汚染サーベイメータ、よう素モニタ	放射性よう素測定装置、放射性ダスト測定装置	ダスト測定装置、よう素測定装置	設備名称の相違 ・放射能観測車に積載している測定装置の名称が異なる。			
4	可搬型放射線計測装置	可搬型放射線計測装置	放射能測定装置及び電離箱サーベイメータ	記載表現の相違 ・女川は可搬型放射線計測装置の中に電離箱サーベイメータを含めて記載。泊は「放射能」測定装置であり、ここに電離箱サーベイメータ（放射線量の測定）を含めるのは適切ではないため、別の設備として整理した。			
5	可搬式ダストサンブラ	可搬型ダスト・よう素サンブラ	可搬型ダスト・よう素サンブラ	【大飯】設備名称の相違			
6	汚染サーベイメータ	(同様の設備なし)	GM 汚染サーベイメータ	【大飯】設備名称の相違			
7	NaIシンチレーションサーベイメータ	γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	設備名称の相違			
8	ZnSシンチレーションサーベイメータ	α線サーベイメータ	α線シンチレーションサーベイメータ	設備名称の相違			
9	γ線多重波高分析装置	Ge半導体式試料放射能測定装置	Ge半導体測定装置	設備名称の相違			
10	(同様の設備なし)	可搬型Ge半導体式試料放射能測定装置	可搬型Ge半導体測定装置	【女川】設備名称の相違			
11	電源車（緊急時対策所用）	常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備	【大飯】設備名称の相違			
12	緊急安全対策要員	放射線管理班員	放管班長、放管班員	名称の相違			
13	排気筒ガスモニタ	スタック放射線モニタ	排気筒ガスモニタ	【女川】設備名称の相違			
14	廃棄物処理設備排水モニタ	放射性廃棄物放出水モニタ	廃棄物処理設備排水モニタ	【女川】設備名称の相違			
15	通信設備	通信連絡設備	通信連絡設備	【大飯】設備名称の相違			
16	可搬式気象観測装置	代替気象観測設備	可搬型気象観測設備	設備名称の相違			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
<b>2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要</b>							
<b>2-2) 記載内容の相違</b>							
No	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
17	多様性拡張設備	自主対策設備	自主対策設備	【大飯】名称の相違			
18	原子炉施設	発電用原子炉施設	発電用原子炉施設	【大飯】名称の相違			
19	箇所	か所	箇所	【女川】用語の相違			
20	すべて	全て	すべて	【女川】既許可記載の相違 大飯と泊は、平成22年常用漢字表以前の記載を踏襲			
21	ブルーム	放射性雲	ブルーム	【女川】用語の相違			
22	充電池	外部バッテリー	外部バッテリー	【大飯】【女川】名称の相違			
23	可搬式モニタリングポスト監視用端末	データ処理装置	可搬式モニタリングポスト監視用端末	【女川】設備名称の相違			
24	(同様の記載なし)	データ処理装置	可搬式気象観測設備監視用端末	【女川】設備名称の相違			
25	可搬式放射線計測装置	可搬式放射線計測装置	放射能測定装置	【大飯】【女川】設備名称の相違			
26	可搬式モニタリングポスト	可搬式モニタリングポスト	可搬式モニタリングポスト	【大飯】名称の相違			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.17 監視測定等に関する手順等</p> <p style="text-align: center;">&lt;目 次&gt;</p> <p>1.17.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段及び設備</p> <p>b. 風向、風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備</p> <p>c. モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替交流電源の対応手段及び設備</p> <p>d. 手順等</p> <p>1.17.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等</p> <p>(1) モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定</p> <p>(2) 可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定</p> <p>(3) 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定</p> <p>(4) 放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>本ページの下段に再掲する</p> <p>a. 可搬型放射線計測装置等による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>b. 移動式放射能測定装置（モニタ車）による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>本ページの上段より再掲</p> <p>a. 可搬型放射線計測装置等による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>(5) 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>a. 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>b. 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>c. 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>d. 海上モニタリング測定</p>	<p>1.17 監視測定等に関する手順等</p> <p style="text-align: center;">&lt;目 次&gt;</p> <p>1.17.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段及び設備</p> <p>b. 風向、風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備</p> <p>c. モニタリングポストの電源回復又は機能回復の対応手段及び設備</p> <p>d. 手順等</p> <p>1.17.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等</p> <p>(1) モニタリングポストによる放射線量の測定</p> <p>(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>(3) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>(4) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>(5) 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>a. 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>b. 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>c. 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>d. 海上モニタリング測定</p>	<p>1.17 監視測定等に関する手順等</p> <p style="text-align: center;">&lt;目 次&gt;</p> <p>1.17.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段及び設備</p> <p>b. 風向、風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備</p> <p>c. モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源回復又は機能回復の対応手段及び設備</p> <p>d. 手順等</p> <p>1.17.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等</p> <p>(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる放射線量の測定</p> <p>(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>(3) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>(4) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>(5) 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>b. 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>c. 放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>d. 海上モニタリング測定</p>	<p>【大飯】記載内容の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載内容の相違                  大飯は(2)の項目でモニタリングポスト、モニタリングステーションの代替測定の内容を記載し、(3)で発電所海側と緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストとモニタリングポスト、モニタリングステーション（機能喪失した場合は可搬型モニタリングポストによる代替）で測定する放射線量の測定を記載している。                  女川は(2)の項目でモニタリングポストが機能喪失した場合の代替測定と発電所海側と緊急時対策所に設置する可搬型モニタリングポストの内容を記載している                  女川の記載は簡潔で分かりやすい表現になっているため、女川の実績を反映する。                  【大飯】記載表現の相違                  ・記載順序の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(6) バックグラウンド低減対策等 a. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 b. 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策 c. 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制 1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等 (1) 可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定 (2) 気象観測設備による気象観測項目の測定 1.17.2.3 モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等 添付資料 1.17.1 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備整理表 添付資料 1.17.2 緊急時モニタリングの実施手順及び体制 添付資料 1.17.3 モニタリングステーション及びモニタリングポスト 添付資料 1.17.4 可搬式モニタリングポストによる放射線測定 添付資料 1.17.5 可搬式モニタリングポスト 添付資料 1.17.6 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 添付資料 1.17.7 移動式放射能測定装置（モニタ車） 添付資料 1.17.8 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 添付資料 1.17.9 各種モニタリング設備等	(6) モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 (7) 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 (8) 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策 (9) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制 1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等 (1) 気象観測設備による気象観測項目の測定 (2) 代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定 1.17.2.3 モニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等 添付資料 1.17.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表 添付資料 1.17.2 緊急時モニタリングの実施手順及び体制 添付資料 1.17.3 緊急時モニタリングに関する要員の動き 添付資料 1.17.4 モニタリングポスト 添付資料 1.17.5 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定 添付資料 1.17.6 可搬型モニタリングポスト 添付資料 1.17.7 放射能放出率の算出 添付資料 1.17.8 放射能観測車 添付資料 1.17.9 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 添付資料 1.17.10 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定 添付資料 1.17.11 各種モニタリング設備等	(6) モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策 (7) 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 (8) 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策 (9) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制 1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等 (1) 気象観測設備による気象観測項目の測定 (2) 可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定 (3) 可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定 1.17.2.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等 添付資料 1.17.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表 添付資料 1.17.2 緊急時モニタリングの実施手順及び体制 添付資料 1.17.3 緊急時モニタリングに関する要員の動き 添付資料 1.17.4 モニタリングポスト及びモニタリングステーション 添付資料 1.17.5 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定 添付資料 1.17.6 可搬型モニタリングポスト 添付資料 1.17.7 放射能放出率の算出 添付資料 1.17.8 放射能観測車 添付資料 1.17.9 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 添付資料 1.17.10 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定 添付資料 1.17.11 各種モニタリング設備等	【大飯】記載内容の相違 ・女川実績の反映 【大飯】記載表現の相違 ・記載順序の相違 ①の相違 【大飯】記載内容の相違 ・女川実績の反映 【大飯】記載表現の相違 ・記載順序の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 1.17.10 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p> <p>添付資料 1.17.11 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>添付資料 1.17.12 <b>モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</b></p> <p>添付資料 1.17.13 <b>可搬式気象観測装置による気象観測</b></p> <p>添付資料 1.17.14 気象観測</p> <p>添付資料 1.17.15 <b>モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源構成図</b></p> <p>添付資料 1.17.16 <b>モニタリングステーション及びモニタリングポストへの電源供給</b></p>	<p>添付資料 1.17.12 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p> <p>添付資料 1.17.13 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>添付資料 1.17.14 <b>モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</b></p> <p>添付資料 1.17.15 気象観測設備</p> <p>添付資料 1.17.16 <b>代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定</b></p> <p>添付資料 1.17.17 <b>代替気象観測設備</b></p> <p>添付資料 1.17.18 <b>代替気象観測設備の観測項目について</b></p> <p>添付資料 1.17.19 モニタリングポストの電源構成</p> <p>添付資料 1.17.20 手順のリンク先について</p>	<p>添付資料 1.17.12 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p> <p>添付資料 1.17.13 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>添付資料 1.17.14 <b>モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</b></p> <p>添付資料 1.17.15 気象観測設備</p> <p>添付資料 1.17.16 <b>可搬型気象観測設備による気象観測項目の測定及び代替測定</b></p> <p>添付資料 1.17.17 <b>可搬型気象観測設備</b></p> <p>添付資料 1.17.18 <b>可搬型気象観測設備の観測項目について</b></p> <p>添付資料 1.17.19 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成</p> <p>添付資料 1.17.20 手順のリンク先について</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 ・記載順序の相違</p> <p>①の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・記載順序の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 ・女川実績の反映</p>
<p>1.17 監視測定等に関する手順等</p> <p><b>【要求事項】</b></p> <p>1 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p>	<p>1.17 監視測定等に関する手順等</p> <p><b>【要求事項】</b></p> <p>1 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p>	<p>1.17 監視測定等に関する手順等</p> <p><b>【要求事項】</b></p> <p>1 発電用原子炉設置者において、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、重大事故等が発生した場合に工場等において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b></p> <p>1 第1項に規定する「発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a) 重大事故等が発生した場合でも、工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、モニタリング設備等により、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 常設モニタリング設備が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>c) 敷地外でのモニタリングは、他の機関との適切な連携体制を構築すること。</p> <p>2 事故後の周辺汚染により測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策手段を検討しておくこと。</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備を整備している。また、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備を整備している。ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p> <p>1.17.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び多様性拡張設備<sup>※1</sup>を選定する。</p> <p>※1 多様性拡張設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p>	<p>a) 重大事故等が発生した場合でも、工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、モニタリング設備等により、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 常設モニタリング設備が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>c) 敷地外でのモニタリングは、他の機関との適切な連携体制を構築すること。</p> <p>2 事故後の周辺汚染により測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策手段を検討しておくこと。</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備を整備する。また、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備を整備する。ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。</p> <p>1.17.1 対応手順と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段と自主対策設備<sup>※1</sup>を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p>	<p>a) 重大事故等が発生した場合でも、工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、モニタリング設備等により、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 常設モニタリング設備が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>c) 敷地外でのモニタリングは、他の機関との適切な連携体制を構築すること。</p> <p>2 事故後の周辺汚染により測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策手段を検討しておくこと。</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための設備を整備している。また、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための設備を整備している。ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p> <p>1.17.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段と自主対策設備<sup>※1</sup>を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第六十条及び技術基準規則第七十五条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、<b>多様性拡張設備</b>との関係を明確にする。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料 1.17.1）</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>審査基準及び基準規則からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備と<b>多様性拡張設備</b>を以下に示す。</p> <p>なお、重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び整備する手順についての関係を第1.17.1表に示す。</p> <p>a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の放射線量を測定する手段がある。</p> <p>放射線量の測定で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>モニタリングステーション及びモニタリングポスト</b></li> <li>・可搬式モニタリングポスト</li> </ul> <p>・電離箱サーベイメータ</p> <p>・小型船舶</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の放射性物質の濃度を測定する手段がある。</p> <p>放射性物質の濃度を測定する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、<b>NaIシンチレーションサーベイメータ</b>、<b>ZnSシンチレーションサーベイメータ</b>、<b>β線サーベイメータ</b>）</li> </ul>	<p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第六十条及び「技術基準規則」第七十五条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、重大事故等対処設備及び自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>上記「(1) 対応手段と設備の選定の考え方」に基づき選定した対応手段及び「審査基準」、「基準規則」からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、資機材及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備等と整備する手順についての関係を第1.17-1表に整理する。</p> <p>a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の放射線量を測定する手段がある。</p> <p>放射線量の測定で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポスト</li> <li>・可搬型モニタリングポスト</li> <li>・データ処理装置</li> <li>・<b>可搬型放射線計測装置（電離箱サーベイメータ）</b></li> <li>・小型船舶</li> </ul> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の放射性物質の濃度を測定する手段がある。</p> <p>放射性物質の濃度の測定で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射能観測車</li> <li>・<b>可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータ）</b></li> </ul>	<p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第六十条及び「技術基準規則」第七十五条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、重大事故等対処設備及び自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p style="text-align: right;">（添付資料1.17.1）</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>上記「(1) 対応手段と設備の選定の考え方」に基づき選定した対応手段及び「審査基準」、「基準規則」からの要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、資機材及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備等と整備する手順についての関係を第1.17.1表に整理する。</p> <p>a. 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の放射線量を測定する手段がある。</p> <p>放射線量の測定で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポスト及び<b>モニタリングステーション</b></li> <li>・可搬型モニタリングポスト</li> <li>・<b>可搬型モニタリングポスト監視用端末</b></li> <li>・電離箱サーベイメータ</li> </ul> <p>・小型船舶</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の放射性物質の濃度を測定する手段がある。</p> <p>放射性物質の濃度の測定で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射能観測車</li> <li>・<b>放射能測定装置</b>（可搬型ダスト・よう素サンプラ、<b>GM汚染サーベイメータ</b>、<b>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</b>、<b>α線シンチレーションサーベイメータ</b>、<b>β線サーベイメータ</b>）</li> </ul>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p>

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・小型船舶</p> <p>・移動式放射能測定装置（モニター車）</p> <p>・<math>\gamma</math>線多重波高分析装置</p> <p>・GM計数装置</p> <p>・ZnSシンチレーション計数装置</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>放射線量の測定に使用する設備のうち、可搬式モニタリングポスト、電離箱サーベイメータ及び小型船舶は、重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>また、放射性物質の濃度の測定に使用する設備のうち、可搬式放射線計測装置（可搬式ダストサンブラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、<math>\beta</math>線サーベイメータ）及び小型船舶を重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる。</p> <p>また、以下の設備を多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <p>・モニタリングステーション及びモニタリングポスト</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、設置場所の制約により、津波の影響を受ける可能性があることから、設備が健全である場合は、放射線量の測定手段として有効である。</p> <p>・移動式放射能測定装置（モニター車）</p> <p>移動式放射能測定装置（モニター車）は、日常的に発電所及びその周辺において放射性物質の濃度測定に使用しており、走行している場合があるため、重大事故等時に使用できる場合は、</p>	<p>・小型船舶</p> <p>・Ge半導体式試料放射能測定装置</p> <p>・可搬型Ge半導体式試料放射能測定装置</p> <p>・ガスフロー測定装置</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>放射線量の測定に使用する設備のうち、可搬式モニタリングポスト、データ処理装置、可搬式放射線計測装置（電離箱サーベイメータ）及び小型船舶は、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>また、放射性物質の濃度の測定に使用する設備のうち、可搬式放射線計測装置（可搬式ダスト・よう素サンブラ、<math>\gamma</math>線サーベイメータ、<math>\beta</math>線サーベイメータ及び<math>\alpha</math>線サーベイメータ）及び小型船舶は、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備として全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <p>・モニタリングポスト</p> <p>・放射能観測車</p>	<p>・小型船舶</p> <p>・Ge半導体測定装置</p> <p>・可搬型Ge半導体測定装置</p> <p>・GM計数装置</p> <p>・ZnSシンチレーション計数装置</p> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>放射線量の測定に使用する設備のうち、可搬式モニタリングポスト、可搬式モニタリングポスト監視用端末、電離箱サーベイメータ及び小型船舶は、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>また、放射性物質の濃度の測定に使用する設備のうち、放射能測定装置（可搬式ダスト・よう素サンブラ、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、<math>\alpha</math>線シンチレーションサーベイメータ、<math>\beta</math>線サーベイメータ）及び小型船舶は、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備としてすべて網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <p>・モニタリングポスト及びモニタリングステーション</p> <p>・放射能観測車</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>・記載順序の相違</p> <p>【女川】設備の相違</p> <p>自主対策設備の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>・女川実績の反映</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>放射性物質の濃度の測定手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<math>\gamma</math>線多重波高分析装置</li> <li>・GM計数装置</li> <li>・ZnSシンチレーション計数装置</li> </ul> <p><math>\gamma</math>線多重波高分析装置、GM計数装置、ZnSシンチレーション計数装置の設備は、耐震性を有しておらず、また、同様な機能を有する重大事故等対処設備と比較し測定終了までに時間を要するが、放射性物質の濃度の測定手段として有効である。</p> <p>b. 風向、風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所において、風向、風速その他の気象条件の測定の手段がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可搬式気象観測装置</li> <li>・気象観測設備</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に使用する設備のうち、可搬式気象観測装置は重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる。</p> <p>また、以下の設備を多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象観測設備</li> </ul> <p>以上の設備は、耐震性を有していないが、設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Ge半導体式試料放射能測定装置</li> <li>・可搬型Ge半導体式試料放射能測定装置</li> <li>・ガスフロー測定装置</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、健全性が確認できた場合において、重大事故等時の放射性物質の濃度及び放射線量を測定するための手段として有効である。</p> <p>b. 風向、風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定する手段がある。風向、風速その他の気象条件の測定で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象観測設備</li> <li>・代替気象観測設備</li> <li>・データ処理装置</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に使用する設備のうち、代替気象観測設備及びデータ処理装置は、重大事故等対処設備として位置づける。</p> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備として全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象観測設備</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、健全性が確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Ge半導体測定装置</li> <li>・可搬型Ge半導体測定装置</li> <li>・GM計数装置</li> <li>・ZnSシンチレーション計数装置</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、健全性が確認できた場合において、重大事故等時の放射性物質の濃度及び放射線量を測定するための手段として有効である。</p> <p>b. 風向、風速その他の気象条件の測定の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所において、風向、風速その他の気象条件の測定の手段がある。風向、風速その他の気象条件の測定で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象観測設備</li> <li>・可搬型気象観測設備</li> <li>・可搬型気象観測設備監視用端末</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>風向、風速その他の気象条件の測定に使用する設備のうち、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測設備監視用端末は重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備としてすべて網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・気象観測設備</li> </ul> <p>耐震性は確保されていないが、健全性が確認</p>	<p>【女川】設備の相違                  自主対策設備の相違                  【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・記載順序の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>備が健全である場合は、風向、風速その他の気象条件の測定手段として有効である。</p> <p>c. モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替交流電源の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>全交流動力電源が喪失し、モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源が喪失した場合、モニタリングステーション及びモニタリングポストの機能を回復させるため、代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））からの給電手段がある。</p> <p>なお、全交流動力電源の喪失が継続し、モニタリングステーション及びモニタリングポストの機能が回復しない場合は、可搬式モニタリングポストにより代替測定する手段がある。</p> <p>モニタリングステーション又はモニタリングポストの機能回復等に使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源車（緊急時対策所用）</li> <li>・可搬式モニタリングポスト</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備</p> <p>全交流動力電源喪失時にモニタリングステーション及びモニタリングポストの機能を回復するための設備のうち、電源車（緊急時対策所用）及び可搬式モニタリングポストは重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、全交流動力電源が喪失した場合においても、発電所及びその周辺において原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるため、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。また、その設備の使用可能な</p>	<p>できた場合において、風向、風速その他の気象条件を測定するための手段として有効である。</p> <p>c. モニタリングポストの電源回復又は機能回復の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>全交流動力電源が喪失し、モニタリングポストの電源が喪失した場合、モニタリングポストの電源を回復させるため、モニタリングポスト専用の無停電電源装置及び常設代替交流電源設備から給電する手段がある。</p> <p>なお、モニタリングポストの電源を回復してもモニタリングポストの機能が回復しない場合は、可搬式モニタリングポスト及びデータ処理装置により代替測定する手段がある。</p> <p>モニタリングポストの電源回復又は機能回復で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポスト専用の無停電電源装置</li> <li>・常設代替交流電源設備</li> <li>・可搬式モニタリングポスト</li> <li>・データ処理装置</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>モニタリングポストの電源回復又は機能回復で使用する設備のうち、常設代替交流電源設備、可搬式モニタリングポスト及びデータ処理装置は、重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備として全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、全交流動力電源が喪失した場合においても、モニタリングポストの電源又は機能を回復し、発電所及びその周辺において発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる。</p>	<p>できた場合において、風向、風速その他の気象条件を測定するための手段として有効である。</p> <p>c. モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源回復又は機能回復の対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>全交流動力電源が喪失し、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源が喪失した場合、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を回復させるため、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び常設代替交流電源設備から給電する手段がある。</p> <p>なお、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を回復してもモニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能が回復しない場合は、可搬式モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポスト監視用端末により代替測定する手段がある。</p> <p>モニタリングポスト又はモニタリングステーションの電源回復又は機能回復で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置</li> <li>・常設代替交流電源設備</li> <li>・可搬式モニタリングポスト</li> <li>・可搬式モニタリングポスト監視用端末</li> </ul> <p>(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源回復又は機能回復で使用する設備のうち、常設代替交流電源設備、可搬式モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポスト監視用端末は重大事故等対処設備と位置付ける。</p> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備として全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、全交流動力電源が喪失した場合においても、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源又は機能を回復し、発電所及びその周辺において発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録で</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女川実績の反映</li> <li>【大飯】記載表現の相違</li> <li>・女川実績の反映</li> <li>【大飯】記載表現の相違</li> <li>・女川実績の反映</li> <li>【大飯】記載表現の相違</li> <li>・女川実績の反映</li> <li>【大飯】記載表現の相違</li> <li>・女川実績の反映</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>状態等を示す。</p> <p>・モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置</p> <p>以上の設備は、モニタリングステーション及びモニタリングポスト故障時にはモニタリングステーション及びモニタリングポストの機能を回復できないが、モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源が喪失した場合にモニタリングステーション又はモニタリングポストの機能維持に有効である。</p> <p>d. 手順等                      上記のa.、b.及びc.により選定した対応手段に係る手順を整備する（第1.17.1表）。</p> <p>本ページの下段に再掲する</p> <p>また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する（第1.17.2表、第1.17.3表）。</p> <p>これらの手順は、発電所対策本部長<sup>※2</sup>及び緊急安全対策要員<sup>※3</sup>の対応として重大事故等における周辺モニタリングに関する手順等に定める。</p> <p>※2 発電所対策本部長：重大事故等発生時における発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。</p> <p>※3 緊急安全対策要員：重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき現場の活動を行う要員のうち、運転員等以外の要員をいう。</p> <p>本ページの上段より再掲</p> <p>また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する（第1.17.2表、第1.17.3表）。</p> <p>1.17.2 重大事故等時の手順等                      1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等                      重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から</p>	<p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <p>・モニタリングポスト専用の無停電電源装置</p> <p>耐震性は確保されていないが、モニタリングポストの電源が喪失した場合に、常設代替交流電源設備から給電するまでの間のモニタリングポストの機能を維持するための手段として有効である。</p> <p>d. 手順等                      上記のa.b.及びc.により選定した対応手段に係る手順を整備する。（第1.17-1表）</p> <p>また、これらの手順は、運転員、重大事故等対応要員及び放射線管理班<sup>※2</sup>の対応として「非常時操作手順書（設備別）」及び「重大事故等対応要領書」に定める。</p> <p>※2 放射線管理班：重大事故等対策要員のうち放射線管理班の班員をいう。</p> <p>事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する。（第1.17-2表、第1.17-3表）</p> <p>1.17.2 重大事故等時の手順等                      1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等                      重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設</p>	<p>きる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <p>・モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置                      ・モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機</p> <p>耐震性は確保されていないが、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源が喪失した場合に、常設代替交流電源設備から給電するまでの間のモニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能を維持するための手段として有効である。</p> <p>d. 手順等                      上記のa. b.及びc.により選定した対応手段に係る手順を整備する。（第1.17.1表）</p> <p>また、これらの手順は、発電所対策本部長<sup>※2</sup>及び放管班員<sup>※3</sup>の対応として重大事故等における周辺モニタリングに関する手順等に定める。</p> <p>※2 発電所対策本部長：重大事故等発生時における原子力防災管理者及び代行者をいう。</p> <p>※3 放管班員：発電所災害対策要員のうち放管班の班員をいう。</p> <p>事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する。（第1.17.2表、第1.17.3表）</p> <p>1.17.2 重大事故等時の手順等                      1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等                      重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設</p>	<p>【大飯】記載表現の相違                      ・女川実績の反映</p> <p>④の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・記載順序の相違</p> <p>【女川】名称の相違                      手順名の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違                      注釈の相違</p> <p>【女川】【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。</p> <p>本ページの下端より再掲</p> <p>重大事故等時の放射性物質の濃度及び放射線量の測定頻度については、可搬式モニタリングポスト（モニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できる場合はモニタリングステーション及びモニタリングポストを使用）を用いた放射線量の測定は連続測定を行う。放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）及び海上モニタリングは、1回/日以上を目安とするが、測定頻度は原子炉施設の状態及び放射性物質の放出状況を考慮し変更する。</p> <p>得られた放射性物質の濃度、放射線量及び後述の「1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等」の気象データから放射能放出率を算出し、放出放射線量を求める。</p> <p>本ページの上段に再掲する</p> <p>重大事故等時の放射性物質の濃度及び放射線量の測定頻度については、可搬式モニタリングポスト（モニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できる場合はモニタリングステーション及びモニタリングポストを使用）を用いた放射線量の測定は連続測定を行う。放射性物質の濃度の測定（空气中、水中、土壌中）及び海上モニタリングは、1回/日以上を目安とするが、測定頻度は原子炉施設の状態及び放射性物質の放出状況を考慮し変更する。</p> <p>事故後の周辺汚染によりモニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの放射線量の測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>事故後の周辺汚染により、可搬型放射線計測装置の放射性物質の濃度の測定が不能となった場合、検出器の周辺を遮蔽材で囲むこと等のバックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>(1) モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定</p> <p>重大事故等時の発電所敷地境界付近の放射線量は、モニタリングステーション及びモニタリング</p>	<p>設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。</p> <p>重大事故等時におけるモニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定を行う。また、放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）の測定及び海上モニタリングの測定頻度は、1回/日以上とする。ただし、発電用原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況及び海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。得られた放射性物質の濃度及び放射線量並びに「1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等」の気象データから放射能放出率を算出し、放出放射線量を求める。</p> <p>事故後の周辺汚染により、モニタリングポストでの放射線量の測定ができなくなることを避けるため、モニタリングポストの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>事故後の周辺汚染により、可搬型モニタリングポストでの放射線量の測定ができなくなることを避けるため、可搬型モニタリングポストの養生シートを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>事故後の周辺汚染により、放射性物質の濃度の測定ができなくなることを避けるため、検出器の周辺を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>(1) モニタリングポストによる放射線量の測定</p>	<p>設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。</p> <p>重大事故等時におけるモニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストを用いた放射線量の測定は、連続測定を行う。また、放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）の測定及び海上モニタリングの測定頻度は、1回/日以上とする。ただし、発電用原子炉施設の状態、放射性物質の放出状況及び海洋の状況を考慮し、測定しない場合もある。得られた放射性物質の濃度及び放射線量並びに後述の「1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等」の気象データから放射能放出率を算出し、放出放射線量を求める。</p> <p>事故後の周辺汚染により、モニタリングポスト及びモニタリングステーションでの放射線量の測定ができなくなることを避けるため、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの検出器保護カバーを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>事故後の周辺汚染により、可搬型モニタリングポストでの放射線量の測定ができなくなることを避けるため、可搬型モニタリングポストの養生シートを交換する等のバックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>事故後の周辺汚染により、放射性物質の濃度の測定ができなくなることを避けるため、検出器の周辺を遮蔽材で囲む等のバックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる放射線量の測定</p> <p>重大事故等時の発電所敷地境界付近の放射線量は、モニタリングポスト及びモニタリングステー</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・記載順序の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・記載順序の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違                  ・記載内容の充実</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ポストにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、通常時から放射線量を連続測定しており、重大事故等時に放射線量の測定機能が喪失していない場合は、継続して放射線量を連続測定し、測定結果は記録紙に記録し、保存する。なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストによる放射線量の測定は、手順を要するものではなく自動的な連続測定である。</p> <p>(2) 可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定</p> <p>重大事故等時にモニタリングステーション又はモニタリングポストが機能喪失した場合、</p> <p>可搬式モニタリングポストにより放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1図に示す。</p> <p>可搬式モニタリングポストによる代替測定地点については、計測データの連続性を考慮し、モニタリングステーション及び各モニタリングポストに隣接した位置に配置することを原則とし、第1.17.2図に示す。</p> <p>ただし、地震等でアクセス不能となった代替測定については、可搬式モニタリングポストにより原子炉中心から同じ方向の測定にて確認する。</p>	<p>モニタリングポストは、通常時から放射線量を連続測定しており、重大事故等時に放射線量の測定機能等が喪失していない場合は、継続して放射線量を連続測定し、測定結果は、モニタリングポスト局舎内で電磁的に記録し、約2か月分保存する。また、モニタリングポストによる放射線量の測定は、自動的な連続測定であるため、手順を要するものではない。</p> <p>なお、モニタリングポストが機能喪失した場合は、「1.17.2.1 (2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定」を行う。</p> <p>(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>重大事故等時にモニタリングポストが機能喪失した場合、可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定を行う。また、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合、モニタリングポストが設置されていない海側に可搬型モニタリングポストを2台設置し、放射線量の測定を行う。さらに、緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策建屋屋上に可搬型モニタリングポストを1台設置し、放射線量の測定を行う。</p> <p>可搬型モニタリングポストにより放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17-1図に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストによる代替測定地点については、測定データの連続性を考慮し、各モニタリングポストに隣接した位置に設置することを原則とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所を第1.17-2図に示す。</p> <p>ただし、地震・火災等で設置場所にアクセスすることができない場合は、アクセスルート上の車両等で運搬できる範囲に設置場所を変更する。</p>	<p>ションにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、通常時から放射線量を連続測定しており、重大事故等時に放射線量の測定機能等が喪失していない場合は、継続して放射線量を連続測定し、測定結果は中央制御室の記録紙に記録し、保存する。また、モニタリングポスト及びモニタリングステーションによる放射線量の測定は、自動的な連続測定であるため、手順を要するものではない。</p> <p>なお、モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した場合は、「1.17.2.1 (2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定」を行う。</p> <p>(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>重大事故等時にモニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合、可搬型モニタリングポストによる放射線量の代替測定を行う。また、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した場合、モニタリングポストが設置されていない海側に可搬型モニタリングポストを3台設置し、放射線量の測定を行う。さらに、緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策所付近に可搬型モニタリングポストを1台設置し、放射線量の測定を行う。</p> <p>可搬型モニタリングポストにより放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1図に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストによる代替測定地点については、計測データの連続性を考慮し、各モニタリングポスト及びモニタリングステーションに隣接した位置に設置することを原則とする。防潮流外側にあるモニタリングポスト7については、防潮流による放射線計測及び津波による機器損傷の影響を考慮し、代替測定地点を防潮流内側とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所を第1.17.2図及び第1.17.4図に示す。</p> <p>ただし、地震・火災等で設置場所にアクセスすることができない場合は、アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】設備の相違              泊は中央制御室の監視盤に設置した記録計（紙チャート）にて記録・保存し、現場局舎内の現場盤でも電子メモリに約1か月分保存する。              【大飯】記載表現の相違              ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違              ・女川実績の反映</p> <p>【女川】運用方法の相違              泊の場合は海側3箇所（女川は2箇所）と緊急時対策所付近（女川は緊急時対策建屋屋上）              【女川】記載表現の相違              緊急時対策所における設置箇所の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違              ・女川実績の反映</p> <p>【女川】運用の相違              モニタリングポスト7については津波影響を考慮し代替測定地点を防潮流内側にすることを明確化した。</p> <p>【大飯】記載表現の相違              ・女川実績の反映              【女川】記載表現の相違              運搬手段の明確化</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等発生後、モニタリングステーション又はモニタリングポストの故障等により、モニタリングステーション及びモニタリングポストのいずれかの放射線量の測定機能が喪失した場合。</p> <p>モニタリングステーション又はモニタリングポストの測定機能喪失の確認については、中央制御室の野外モニタ監視盤の指示値及び警報表示にて確認する。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.3図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員に可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定の開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、中央制御室に移動し、可搬式モニタリングポスト監視用端末を起動する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、必要とする数量の可搬式モニタリングポスト本体、バッテリー部及び衛星携帯アンテナ部を車両等に積載し、測定場所まで運搬、配置し、緊急時対策所までデータが伝送されていることを確認し、監視、測定を開始する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、可搬式モニタリングポストの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。</p>	<p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等時、発電所対策本部長が緊急時対策所でモニタリングポストの指示値及び警報表示を確認し、モニタリングポストの放射線量の測定機能が喪失したと判断した場合。</p> <p>また、海側及び緊急時対策建屋屋上への設置については、発電所対策本部長が、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-3図、第1.17-4図及び第1.17-5図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員及び重大事故等対応要員に可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定の開始を指示する。その際、発電所対策本部長は、アクセスルート等の被災状況を考慮し、設置場所を決定する。</p> <p>② 放射線管理班員及び重大事故等対応要員は、第1保管エリア、第2保管エリア及び緊急時対策建屋に保管してある可搬型モニタリングポストを車両等に積載し、設置場所まで運搬・設置し、測定を開始する。緊急時対策所までデータが伝送されていることを確認し、監視を開始する。なお、可搬型モニタリングポストを設置する際に、あらかじめ可搬型モニタリングポスト本体を養生シートにより養生することで、可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>③ 放射線管理班員は、可搬型モニタリングポストの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。</p>	<p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等時、発電所対策本部長が緊急時対策所でモニタリングポスト又はモニタリングステーションの指示値及び警報表示を確認し、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの放射線量の測定機能が喪失したと判断した場合。</p> <p>また、海側及び緊急時対策所付近への設置については、発電所対策本部長が、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した場合。</p> <p>モニタリングポスト又はモニタリングステーションの測定機能喪失の確認については、中央制御室の環境監視盤の指示値及び警報表示にて確認する。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.3図及び第1.17.5図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班員に可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定の開始を指示する。その際、発電所対策本部長は、アクセスルート等の被災状況を考慮し、設置場所を決定する。</p> <p>② 放管班員は、緊急時対策所内の可搬型モニタリングポスト監視用端末を起動する。</p> <p>③ 放管班員は、緊急時対策所に保管してある可搬型モニタリングポストを車両に積載し、設置場所まで運搬・設置し、測定を開始する。</p> <p>緊急時対策所までデータが伝送されていることを確認し、監視を開始する。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポストを設置する際に、あらかじめ可搬型モニタリングポスト本体を養生シートにより養生することで、可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策を行う。</p> <p>④ 放管班員は、可搬型モニタリングポストの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違                  緊急時対策所における設置箇所の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違                  ・記載内容の充実                  【大飯】設備名称の相違</p> <p>【女川】体制の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【女川】運用方法の相違                  泊は監視用端末を起動する手順が必要（大飯も同様）。女川の「データ処理装置」は常時運用のため手順不要</p> <p>【女川】体制の相違、運用方法の相違                  保管場所の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違                  運搬手段の明確化</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、使用中に充電電池の残量が少ない場合、予備の充電電池と交換する（連続7日間以上使用可能）。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、緊急安全対策要員4名にて実施し、6台配置した場合の所要時間は約3.5時間と想定する。</p> <p>車両等による所定の場所までの運搬ができない場合は、アクセス可能な場所まで車両等で運搬し、その後は台車等により運搬できるよう配慮する。</p> <p>(添付資料 1.17.2、1.17.3、1.17.4、1.17.5)</p> <p>(3) 可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量の測定</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、発電所海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量は、可搬式モニタリングポストにより監視し、及び測定し、並びにその測定結果を記録する。ただし、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できる場合の当該4方位（モニタリングステーション及びモニタリングポストの設置場所が2方位について重なるため4方位となる。）の測定については、モニタリングステーション及びモニタリングポストを優先して使用するこ</p>	<p>なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>④ 放射線管理班員は、使用中に外部バッテリーの残量が少ない場合、予備の外部バッテリーと交換する（外部バッテリーは連続5日以上使用可能である。なお、9台の可搬型モニタリングポストの外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、作業開始を判断してから移動時間も含めて400分以内で可能である。）。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応のうち、モニタリングポストの代替測定（6台）は、放射線管理班員4名にて実施し、作業開始を判断してから270分以内で可能である。また、海側の測定（2台）は、放射線管理班員2名にて実施し、作業開始を判断してから90分以内で可能である。</p> <p>さらに、加圧判断用の測定（1台）は、重大事故等対応要員2名にて実施し、作業開始を判断してから40分以内で可能である。</p> <p>車両等で設置場所までの運搬ができない場合は、アクセスルート上に車両等で運搬し、設置する。</p> <p>また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p>	<p>なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>⑤ 放管班員は、使用中に外部バッテリーの残量が少ない場合、予備の外部バッテリーと交換する。（外部バッテリーは連続3.5日間以上使用可能である。なお、12台の可搬型モニタリングポストの外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、作業開始を判断してから移動時間も含めて300分以内で可能である。）</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応のうち、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替測定（8台）は、放管班員2名にて実施し、作業開始を判断してから190分以内で可能である。また、海側の測定（3台）は、放管班員2名にて実施し、作業開始を判断してから120分以内で可能である。さらに、加圧判断用の測定（1台）は、放管班員2名にて実施し、作業開始を判断してから50分以内で可能である。</p> <p>車両等で設置場所までの運搬ができない場合は、アクセスルート上に車両で運搬し、設置する。</p> <p>代替測定（8台）をアクセスルート上に設置する場合、作業開始を判断してから175分以内で可能である。</p> <p>また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>(添付資料1.17.2,3,4,5,6)</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】【大飯】運用の相違                  連続測定日数、機器台数、作業時間                  【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【女川】【大飯】運用の相違                  操作人数、機器の台数、作業時間の相違                  代替測定の作業時間について、女川は泊に対して長い作業時間となっている。理由は女川は局舎間の移動時間に2班全体で約220分と積算しており、泊は局舎間の移動距離が比較的短く移動時間を短縮できるため1班全体で約40分と積算しているため。</p> <p>【女川】記載表現の相違                  運搬手段の明確化                  【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映                  【女川】記載内容の相違                  アクセスルート上に設置する場合の操作の成立性について、記載を充実化した。</p> <p>【大飯】記載内容の相違                  大飯は(2)の項目でモニタリングポスト、モニタリングステーションの代替測定の内容を記載し、(3)で発電所海側と緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストとモニタリングポスト、モニタリングステーション（機能喪失した場合は可搬型モニタリングポストによる代替）で測定する放射線量の測定を記載している。                  女川は(2)の項目でモニタリングポストが機能喪失した場合の代替測定と発電所海側と緊急時対策所に設置する可</p>
<p>大飯の(3)の内容は「(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定」に記載</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ととし、モニタリングステーション又はモニタリングポストが機能喪失した場合の可搬式モニタリングポストによる代替測定については、1.17.2.1(2)項により実施する。可搬式モニタリングポストの配置位置を第1.17.4 図に示す。</p> <p>なお、上記に加えて、緊急時対策所内の加圧判断用のモニタとして緊急時対策所付近に可搬式モニタリングポスト1台を同様に配置し、使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策所付近の放射線量測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.5 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員に可搬式モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策所付近の放射線量の測定開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、中央制御室に移動し、可搬式モニタリングポスト監視用端末を起動する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、必要とする数量の可搬式モニタリングポスト本体、バッテリー部及び衛星携帯アンテナ部を車両等に積載し、測定場所まで運搬、配置し、緊急時対策所までデータが伝送されていることを確認し、監視、測定を開始する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、可搬式モニタリングポストの記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。</p> <p>なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、使用中に充電電池の残量が少ない場合、予備の充電電池と交換する（連続7日間以上使用可能）。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、緊急安全対策要員4名にて実施し、可搬式モニタリングポストによる代替測定を含めたモニタリングステーション及びモニタリングポストの測定でカバーできない4方位及び</p>			<p>搬型モニタリングポストの内容を一つの項目で記載している</p> <p>女川の記載は簡潔で分かりやすい表現になっているため、女川の実績を反映する。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所付近に対して可搬式モニタリングポストを配置する場合の一連の作業の所要時間は、約2.3時間と想定する。</p> <p>車両等による所定の場所までの運搬ができない場合は、アクセス可能な場所まで車両等で運搬し、その後は台車等により運搬できるよう配慮する。</p> <p>（添付資料 1.17.2、1.17.3、1.17.4、1.17.5）</p> <p>(4) 放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>1.17-17ページに再掲する</p> <p>a. 可搬型放射線計測装置等による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>重大事故等時の放射性物質の濃度（空气中）は、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンブラ、汚染サーベイメータ、Na Iシンチレーションサーベイメータ）により監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。放射性物質の濃度（空气中）を測定する優先順位は、多様性拡張設備である移動式放射能測定装置（モニタ車）を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンブラ、汚染サーベイメータ、Na Iシンチレーションサーベイメータ）を使用するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1図に示す。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等発生後、移動式放射能測定装置（モニタ車）に搭載しているダスト・よう素サンブラ、汚染サーベイメータ又はよう素モニタの故障等により、移動式放射能測定装置（モニタ車）による放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合。</p> <p>移動式放射能測定装置（モニタ車）による測定機能喪失の確認については、移動式放射能測定装置（モニタ車）に搭載しているダスト・よう素サンブラの稼働状況、並びに汚染サーベイメータ及びよう素モニタの指示値にて確認する。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>可搬型放射線計測装置による放射性物質の濃度の代替測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.6図に示す。</p>			<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>・記載順序の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員に放射性物質の濃度の測定開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、可搬式ダストサンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、発電所対策本部長が指示した場所において試料を採取する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータ及びNa Iシンチレーションサーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータにてダスト濃度を、Na Iシンチレーションサーベイメータによりよう素濃度を監視、測定する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の対応は、緊急安全対策要員2名にて実施し、一連の作業（1箇所当たり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約75分と想定する。                  円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡用に通信設備等を整備する。</p> <p>( 添付資料1.17.2、1.17.6、1.17.8、1.17.9)</p>	<p>(3)放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>周辺監視区域境界付近等の空気中の放射性物質の濃度を放射能観測車により監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。</p> <p>放射能観測車は、通常時は第2保管エリアに保管しており、重大事故等時に測定機能等が喪失していない場合は、空気中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>なお、放射能観測車が機能喪失した場合は、</p>	<p>(3)放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>周辺監視区域境界付近等の空気中の放射性物質の濃度を放射能観測車により監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。</p> <p>放射能観測車は、通常時は51m倉庫・車庫に保管しており、重大事故等時に測定機能等が喪失していない場合は、空気中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>なお、放射能観測車が機能喪失した場合は、</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【女川】運用の相違                  保管場所の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p>
<p>b. 移動式放射能測定装置（モニタ車）による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>重大事故等時に発電所及びその周辺において、放射性物質の濃度（空気中）を移動式放射能測定装置（モニタ車）により監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1 図に示す。</p> <p>移動式放射能測定装置（モニタ車）は、通常時から放射性物質の濃度を測定しており、重大事故等時に使用できる場合は、継続して放射性物質の濃度を測定する。</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>「1.17.2.1 (4) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                  重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値等を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順                  移動式放射能測定装置（モニタ車）による空気中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.7図に示す。                  ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員に空気中の放射性物質の濃度の測定開始を指示する。                  ② 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長の指示した場所において試料を採取する。                  ③ 緊急安全対策要員は、移動式放射能測定装置（モニタ車）のダスト・よう素サンブラに、ダストろ紙とよう素用カートリッジをセットし、発電所対策本部長が指示した場所において試料を採取する。                  ④ 緊急安全対策要員は、移動式放射能測定装置（モニタ車）に積載の汚染サーベイメータにてダスト濃度を監視、測定するとともに、移動式放射能測定装置（モニタ車）に積載のよう素モニタにより、よう素濃度を監視、測定する。                  ⑤ 緊急安全対策要員は、現場での測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の対応は、緊急安全対策要員2名にて実施し、一連の作業（1箇所当たり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約75分と想定する。                  （添付資料1.17.2、1.17.6、1.17.7、1.17.9）</p> <p>1.17-15ページより再掲                  a. 可搬型放射線計測装置等による空気中の放射性物質の濃度の測定</p>	<p>「1.17.2.1 (4) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準                  発電所対策本部長が「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した場合。</p> <p>b. 操作手順                  放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-6図に示す。                  ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。                  ② 放射線管理班員は、発電所対策本部長の指示した場所に放射能観測車を移動し、ダスト・よう素サンブラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取する。                  ③ 放射線管理班員は、放射性ダスト測定装置によりダスト濃度、放射性よう素測定装置によりよう素濃度を監視・測定する。                  ④ 放射線管理班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>c. 操作の成立性                  上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施し、一連の作業（1か所当たり）は、作業開始を判断してから80分以内で可能である。                  また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>(4) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p>	<p>「1.17.2.1 (4) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準                  発電所対策本部長が「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した場合。</p> <p>b. 操作手順                  放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.6図に示す。                  ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班員に放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。                  ② 放管班員は、発電所対策本部長の指示した場所に放射能観測車を移動し、ダスト・よう素サンブラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取する。                  ③ 放管班員は、ダスト測定装置によりダスト濃度、よう素測定装置によりよう素濃度を監視・測定する。                  ④ 放管班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>c. 操作の成立性                  上記の対応は、放管班員2名にて実施し、一連の作業（1箇所当たり）は、作業開始を判断してから80分以内で可能である。                  （添付資料1.17.2、8、9、11）                  また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>(4) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映                  大飯は②と③の内容が重複している</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】運用の相違                  構内配置、保管場所の違いによる作業時間の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・記載順序の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等時の放射性物質の濃度（空气中）は、可搬型放射線計測装置（可搬型ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）により監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。放射性物質の濃度（空气中）を測定する優先順位は、多様性拡張設備である移動式放射能測定装置（モニタ車）を優先する。多様性拡張設備が使用できない場合、可搬型放射線計測装置（可搬型ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）を使用するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1図に示す。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                  重大事故等発生後、移動式放射能測定装置（モニタ車）に搭載しているダスト・よう素サンプラ、汚染サーベイメータ又はよう素モニタの故障等により、移動式放射能測定装置（モニタ車）による放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合。                  移動式放射能測定装置（モニタ車）による測定機能喪失の確認については、移動式放射能測定装置（モニタ車）に搭載しているダスト・よう素サンプラの稼働状況、並びに汚染サーベイメータ及びよう素モニタの指示値にて確認する。</p> <p>(b) 操作手順                  可搬型放射線計測装置による放射性物質の濃度の代替測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.6図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員に放射性物質の濃度の測定開始を指示する。</p> <p>1.17-19ページより再掲</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータ及びNaIシンチレーションサーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、可搬型ダストサンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、発電所対策本部長が指示した場所において試料を採取する。</p>	<p>重大事故等時に放射能観測車が機能喪失した場合、可搬型放射線計測装置（ダスト・よう素サンプラの代替として可搬型ダスト・よう素サンプラ、放射性よう素測定装置の代替としてγ線サーベイメータ、放射性ダスト測定装置の代替としてβ線サーベイメータ）による空气中の放射性物質の濃度の代替測定を行う。可搬型放射線計測装置により空气中の放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17-1図に示す。可搬型放射線計測装置の保管場所を第1.17-7図に示す。</p> <p>a. 手順着手の判断基準                  重大事故等時、発電所対策本部長が放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンプラの使用可否、放射性よう素測定装置及び放射性ダスト測定装置の指示値を確認し、放射能観測車による空气中の放射性物質の濃度のいずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。</p> <p>移動式放射能測定装置（モニタ車）による測定機能喪失の確認については、放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンプラの稼働状況、並びによう素測定装置及びダスト測定装置の指示値にて確認する。</p> <p>b. 操作手順                  可搬型放射線計測装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-8図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に可搬型放射線計測装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定の開始を指示する。</p> <p>② 放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置（γ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータ）の使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換する。</p> <p>③ 放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータ）を車両等に積載し、発電所対策本部長が指示した場所に運搬・</p>	<p>重大事故等時に放射能観測車が機能喪失した場合、放射能測定装置（ダスト・よう素サンプラの代替として可搬型ダスト・よう素サンプラ、よう素測定装置の代替としてNaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、ダスト測定装置の代替としてGM汚染サーベイメータ）による空气中の放射性物質の濃度の代替測定を行う。放射能測定装置により空气中の放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。この手順のフローチャートを第1.17.1図に示す。放射能測定装置の保管場所を第1.17.7図に示す。</p> <p>a. 手順着手の判断基準                  重大事故等時、発電所対策本部長が放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンプラの使用可否、よう素測定装置及びダスト測定装置の指示値を確認し、放射能観測車による空气中の放射性物質の濃度のいずれかの測定機能が喪失したと判断した場合。                  放射能観測車による測定機能喪失の確認については、放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンプラの稼働状況、並びによう素測定装置及びダスト測定装置の指示値にて確認する。</p> <p>b. 操作手順                  放射能測定装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.8図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班員に放射能測定装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定の開始を指示する。</p> <p>② 放管班員は、放射能測定装置（GM汚染サーベイメータ及びNaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ）の使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>③ 放管班員は、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、GM汚染サーベイメータ及びNaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ）を車両に積載し、発電所対策本部長が指示した場所に</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違                  ・記載内容の充実</p> <p>【大飯】機器名称の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・記載順序の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違                  運搬手段の明確化</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.17-18ページに再掲する</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータ及びNaIシンチレーションサーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータにてダスト濃度を、NaIシンチレーションサーベイメータによりよう素濃度を監視・測定する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の対応は、緊急安全対策要員2名にて実施し、一連の作業（1箇所当たり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約75分と想定する。                  円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡用に通信設備等を整備する。</p> <p>( 添付資料 1.17.2、1.17.6、1.17.8、1.17.9)</p> <p>(5) 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定                  重大事故等時の発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における、放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量は、可搬型放射線計測装置（可搬型ダストサンプラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）及び電離箱サーベイメータにより監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。</p> <p>発電所の周辺海域については、小型船舶を用いた海上モニタリングを行う。これらのための手順を整備する。</p> <p>a. 可搬型放射線計測装置による空气中の放射性物質の濃度の測定                  重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が</p>	<p>移動し、可搬型ダスト・よう素サンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取する。</p> <p>④放射線管理班員は、γ線サーベイメータによりよう素濃度、β線サーベイメータによりダスト濃度を監視・測定する。</p> <p>⑤放射線管理班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>c. 操作の成立性                  上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施し、一連の作業（1か所当たり）は、作業開始を判断してから100分以内で可能である。また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>(5) 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定                  重大事故等時に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）及び小型船舶により、放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。</p> <p>可搬型放射線計測装置の保管場所及び海水・排水試料採取場所を第1.17-7図に示す。</p> <p>a. 可搬型放射線計測装置による空气中の放射性物質の濃度の測定                  重大事故等時に発電用原子炉施設から気体状</p>	<p>運搬・移動し、可搬型ダスト・よう素サンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取する。</p> <p>④放管班員は、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによりよう素濃度、GM汚染サーベイメータによりダスト濃度を監視・測定する。</p> <p>⑤放管班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>c. 操作の成立性                  上記の対応は、放管班員2名にて実施し、一連の作業（1箇所当たり）は、作業開始を判断してから80分以内で可能である。また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>(添付資料1.17.2,9,11)</p> <p>(5) 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定                  重大事故等時の発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータ及び小型船舶により、放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するための手順を整備する。</p> <p>放射能測定装置の保管場所及び海水・排水試料採取場所を第1.17.7図に示す。</p> <p>a. 放射能測定装置による空气中の放射性物質の濃度の測定                  重大事故等時に発電用原子炉施設から気体状</p>	<p>【大飯】記載表現の相違                  ・記載順序の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【女川】【大飯】運用の相違                  構内配置、保管場所の違いによる作業時間の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等の発生により、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順                      「可搬型放射線計測装置による放射性物質及び放射線量の測定」のうち空気中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.6 図に示す。</p> <p>①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、空気中の放射性物質の濃度の測定が必要な場合、緊急安全対策要員に作業開始を指示する。</p> <p>1.17-21ページより再掲</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長の指示した場所において試料を採取する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、可搬式ダストサンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、発電所対策本部長の指示した場所において試料を採取する。</p>	<p>の放射性物質が放出されたおそれがある場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、可搬型放射線計測装置により空気中の放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      重大事故等時、発電所対策本部長がスタック放射線モニタの指示値及び警報表示を確認し、スタック放射線モニタの放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合。                      又は、スタック放射線モニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、発電所対策本部長が発電用原子炉施設から気体状の放射性物質が放出されたおそれがあると判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順                      可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-9 図に示す。</p> <p>①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に空気中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。</p> <p>②放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置（γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータ）の使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換する。</p> <p>③ 放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータ）を車両等に積載し、発電所対策本部長が指示した場所に運搬・移動し、可搬型ダスト・よう素サンプラにダストろ紙及びよう素カートリッジをセットし、試料を採取する。</p>	<p>の放射性物質が放出されたおそれがある場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射能測定装置により空気中の放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      重大事故等時、発電所対策本部長が排気筒ガスモニタの指示値及び警報表示を確認し、排気筒ガスモニタの放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合。                      又は、排気筒ガスモニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、発電所対策本部長が発電用原子炉施設から気体状の放射性物質が放出されたおそれがあると判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順                      放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.9 図に示す。</p> <p>①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班員に空気中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。</p> <p>②放管班員は、放射能測定装置（GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）の使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換する。</p> <p>③ 放管班員は、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）を車両に積載し、発電所対策本部長が指示した場所に運搬・移動し、可搬型ダスト・よう素サンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取</p>	<p>【大飯】記載表現の相違                      ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・記載順序の相違                      ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・女川実績の反映                      大飯は②と③の内容が重複している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・女川実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違                      運搬手段の明確化</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.17-20ページに再掲する</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、必要に応じて前処理を行い、汚染サーベイメータによりダスト濃度、NaIシンチレーションサーベイメータによりγ線濃度、ZnSシンチレーションサーベイメータによりα線（ウラン、プルトニウム等）、β線サーベイメータによりβ線（ストロンチウム等）を監視、測定する。可搬型放射線計測装置が使用できない場合、多様性拡張設備であるZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の対応は、緊急安全対策要員2名にて実施し、一連の作業（1箇所当たり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約75分と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡用に通信設備等を整備する。                  （添付資料1.17.2、1.17.6、1.17.9）</p> <p>b. 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定                  重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出のおそれがある、又は放出された場合に、可搬型放射線計測装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>海水、排水の試料採取場所を第1.17.8図に示す。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p>	<p>④ 放射線管理班員は、必要に応じて前処理を行い、γ線サーベイメータによりガンマ線、β線サーベイメータによりベータ線、α線サーベイメータによりアルファ線を放出する放射性物質の濃度（空气中）を監視・測定する。</p> <p>また、自主対策設備であるGe半導体式試料放射能測定装置、可搬型Ge半導体式試料放射能測定装置、ガスフロー測定装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>なお、測定は、重大事故等対処設備である可搬型放射線計測装置による測定を優先する。</p> <p>⑤ 放射線管理班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施し、一連の作業（1か所当たり）は、作業開始を判断してから100分以内で可能である。</p> <p>また、円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>b. 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定                  重大事故等時に発電用原子炉施設から液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合において発電所及びその周辺の水中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、可搬型放射線計測装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p>	<p>する。</p> <p>④ 放管班員は、必要に応じて前処理を行い、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータによりガンマ線、β線サーベイメータによりベータ線、α線シンチレーションサーベイメータによりアルファ線を放出する放射性物質の濃度（空气中）を監視・測定する。</p> <p>また、自主対策設備である、Ge半導体測定装置、可搬型Ge半導体測定装置、ZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>なお、測定は、重大事故等対処設備である放射能測定装置による測定を優先する。</p> <p>⑤ 放管班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の対応は、放管班員2名にて実施し、一連の作業（1箇所当たり）は、作業開始を判断してから80分以内で可能である。</p> <p>また、円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。                  （添付資料1.17.2,9,11）</p> <p>b. 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定                  重大事故等時に発電用原子炉施設から液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合において発電所及びその周辺の水中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射能測定装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・記載順序の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【女川】設備の相違                  自主対策設備の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【女川】【大飯】運用の相違                  構内配置、保管場所の違いによる作業時間の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合。</p> <p>(b) 操作手順                  「可搬型放射線計測装置による放射性物質の濃度及び放射線量の測定」のうち水中の放射性物質の濃度の測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.9図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員に取水路、放水路付近の海水、排水サンプリングを行い放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。</p> <p>本ページ下段より再掲</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、採取用資機材を用いて試料採取場所から海水又は排水を採取する。</p> <p>本ページ上段に再掲する</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、NaIシンチレーションサーベイメータにより、採取した試料の放射性物質の濃度を測定する。また、必要に応じて前処理を行い、ZnSシンチレーションサーベイメータによりα線（ウラン、プルトニウム等）、β線サーベイメータによりβ線（ストロンチウム等）を監視、測定する。可搬型放射線計測装置が使用できない場合、多様性拡張設備であるZnSシンチレーション計数装</p>	<p>重大事故等時、発電所対策本部長が放射性廃棄物放出水モニタの指示値及び警報表示を確認し、放射性廃棄物放出水モニタの放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合。</p> <p>又は、放射性廃棄物放出水モニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、発電所対策本部長が発電用原子炉施設から発電所の周辺海域へ放射性物質が含まれる水が放出されたおそれがあると判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順                  可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-10図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に水中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。</p> <p>② 放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置（γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータ）の使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換する。</p> <p>③ 放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置（γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータ）を車両等に積載し、試料採取場所に運搬・移動し、採取用資機材を用いて海水等の試料を採取する。</p> <p>④ 放射線管理班員は、必要に応じて前処理を行い、γ線サーベイメータによりガンマ線、β線サーベイメータによりベータ線、α線サーベイメータによりアルファ線を放出する放射性物質の濃度（水中）を監視・測定する。</p> <p>また、自主対策設備であるGe半導体式試料放射線測定装置、可搬型Ge半導体式試料放射線測定装置、ガスフロー測定装置が健全であれば、必</p>	<p>重大事故等時、発電所対策本部長が廃棄物処理設備排水モニタの指示値及び警報表示を確認し、廃棄物処理設備排水モニタの放射性物質の濃度の測定機能が喪失したと判断した場合。</p> <p>又は、廃棄物処理設備排水モニタの測定機能が喪失しておらず、指示値に有意な変動を確認する等、発電所対策本部長が発電用原子炉施設から発電所の周辺海域へ放射性物質が含まれる水が放出されたおそれがあると判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順                  放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.10図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班員に水中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。</p> <p>② 放管班員は、放射能測定装置（NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）の使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換する。</p> <p>③ 放管班員は、放射能測定装置（NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）を車両に積載し、試料採取場所に運搬・移動し、採取用資機材を用いて海水等の試料を採取する。</p> <p>④ 放管班員は、必要に応じて前処理を行いNaI(Tl)シンチレーションサーベイメータによりガンマ線、β線サーベイメータによりベータ線、α線シンチレーションサーベイメータによりアルファ線を放出する放射性物質の濃度（水中）を監視・測定する。</p> <p>また、自主対策設備であるGe半導体測定装置、可搬型Ge半導体測定装置、ZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置が健全であれば、必</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女川実績の反映</li> <li>【大飯】記載表現の相違</li> <li>・ 女川実績の反映</li> <li>【大飯】記載表現の相違</li> <li>・ 女川実績の反映</li> <li>【大飯】記載表現の相違</li> <li>・ 女川実績の反映</li> <li>【大飯】記載表現の相違</li> <li>・ 記載順序の相違</li> <li>・ 女川実績の反映</li> <li>【女川】記載表現の相違</li> <li>運搬手段の明確化</li> <li>【大飯】記載表現の相違</li> <li>・ 記載順序の相違</li> <li>【大飯】記載表現の相違</li> <li>・ 女川実績の反映</li> <li>【女川】設備の相違</li> <li>自主対策設備の相違</li> </ul>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>置、GM計数装置、<math>\gamma</math>線多重波高分析装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場での測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員2名にて実施し一連の作業の所要時間は、約95分と想定する。 円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡用に通信設備等を整備する。 (添付資料 1.17.2、1.17.8、1.17.9)</p> <p>c. 可搬型放射線計測装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定 重大事故等時に原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の土壤中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壤中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）。</p> <p>(b) 操作手順 「可搬型放射線計測装置による放射性物質の濃度及び放射線量の測定」のうち土壤中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。 ①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基</p>	<p>ば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>なお、測定は、重大事故等対処設備である可搬型放射線計測装置による測定を優先する。</p> <p>⑤ 放射線管理班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施し、一連の作業（1か所当たり）は、作業開始を判断してから70分以内で可能である。 また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>c. 可搬型放射線計測装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定 重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の土壤中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合、可搬型放射線計測装置により土壤中の放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等時、発電所対策本部長が以下のいずれかにより気体状の放射性物質が放出されたと判断した場合（放射性雲通過後）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1.17.2.1 (3) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定」</li> <li>・「1.17.2.1 (4) 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」</li> <li>・「1.17.2.1 (5) a. 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定」</li> <li>・スタック放射線モニタ（測定機能が喪失していない場合）</li> </ul> <p>(b) 操作手順 可搬型放射線計測装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-11図に示す。 ①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基</p>	<p>要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>なお、測定は、重大事故等対処設備である放射能測定装置による測定を優先する。</p> <p>⑤ 放管班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、放管班員2名にて実施し、一連の作業（1箇所当たり）は、作業開始を判断してから70分以内で可能である。 また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。 (添付資料1.17.2、10、11)</p> <p>c. 放射能測定装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定 重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の土壤中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合、放射能測定装置により土壤中の放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 重大事故等時、発電所対策本部長が以下のいずれかにより気体状の放射性物質が放出されたと判断した場合（ブルーム通過後）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1.17.2.1 (3) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定」</li> <li>・「1.17.2.1 (4) 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」</li> <li>・「1.17.2.1 (5) a. 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定」</li> <li>・排気筒ガスモニタ（測定機能が喪失していない場合）</li> </ul> <p>(b) 操作手順 放射能測定装置による土壤中の放射性物質の濃度の測定についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.11図に示す。 ①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】運用の相違 構内配置、保管場所の違いによる作業時間の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>つき、土壤中の放射性物質の濃度の測定が必要な場合、緊急安全対策要員に作業開始を指示する。</p> <p>本ページ下段より再掲</p> <p>③緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>②緊急安全対策要員は、発電所対策本部長の指示した場所において試料を採取する。</p> <p>本ページ上段に再掲する</p> <p>③緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>④緊急安全対策要員は、必要に応じて前処理を行い、汚染サーベイメータによりγ線、ZnSシンチレーションサーベイメータによりα線（ウラン、プルトニウム等）、β線サーベイメータによりβ線（ストロンチウム等）を監視、測定する。可搬型放射線計測装置が使用できない場合、多様性拡張設備であるZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>⑤緊急安全対策要員は、現場での測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員2名にて実施し、一連の作業（1箇所当たり）の所要時間は、試料採取を実施する発電所敷地内及び発電所敷地境界付近で、最大約60分と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡用に通信設備等を整備する。 (添付資料 1.17.2、1.17.9)</p> <p>d. 海上モニタリング測定</p>	<p>つき、放射線管理班員に土壤中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。</p> <p>②放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置（γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータ）の使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換する。</p> <p>③放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置（γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータ）を車両等に積載し、発電所対策本部長が指示した場所に運搬・移動し、試料を採取する。</p> <p>④放射線管理班員は、必要に応じて前処理を行い、γ線サーベイメータによりガンマ線、β線サーベイメータによりベータ線、α線サーベイメータによりアルファ線を放出する放射性物質の濃度（土壤中）を監視・測定する。また、自主対策設備であるGe 半導体式試料放射能測定装置、可搬型Ge 半導体式試料放射能測定装置、ガスフロー測定装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>なお、測定は、重大事故等対処設備である可搬型放射線計測装置による測定を優先する。</p> <p>⑤放射線管理班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施し、一連の作業（1か所当たり）は、作業開始を判断してから70分以内で可能である。</p> <p>また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>d. 海上モニタリング 重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性</p>	<p>つき、放管班員に土壤中の放射性物質の濃度の測定の開始を指示する。</p> <p>②放管班員は、放射能測定装置（GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）の使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換する。</p> <p>③放管班員は、放射能測定装置（GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）を車両に積載し、発電所対策本部長が指示した場所に運搬・移動し、試料を採取する。</p> <p>④放管班員は、必要に応じて前処理を行い、GM汚染サーベイメータによりガンマ線、β線サーベイメータによりベータ線、α線シンチレーションサーベイメータによりアルファ線を放出する放射性物質の濃度（土壤中）を監視・測定する。また、自主対策設備であるGe半導体測定装置、可搬型Ge半導体測定装置、ZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>なお、測定は、重大事故等対処設備である放射能測定装置による測定を優先する。</p> <p>⑤放管班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、放管班員2名にて実施し、一連の作業（1箇所当たり）は、作業開始を判断してから70分以内で可能である。</p> <p>また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。 (添付資料1.17.2, 11)</p> <p>d. 海上モニタリング 重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・記載順序の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映 【女川】記載表現の相違 運搬手段の明確化</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・記載順序の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【女川】設備の相違 自主対策設備の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映 【大飯】運用の相違 構内配置、保管場所の違いによる作業時間の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>発電所の周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合に、小型船舶で電離箱サーベイメータ及び可搬型放射線計測装置により放射性物質の濃度及び放射線量測定を行う。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放射性物質漏えいが確認される等により小型船舶による海上モニタリングが必要となった場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>「可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定」のうち小型船舶による海上モニタリング測定手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.10図に示す。</p> <p>①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に海上モニタリングの測定の開始を指示する。</p> <p>1.17-26ページより再掲</p> <p>③緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p>	<p>物質が放出された場合において発電所の周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合、小型船舶で周辺海域を移動し、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンブラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）により空气中及び水中の放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行う。</p> <p>小型船舶の保管場所及び運搬ルートを第1.17-12図に示す。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等時、発電所対策本部長が以下のいずれかにより気体状又は液体状の放射性物質が放出されたと判断した場合（放射性雲通過後）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1.17.2.1 (3) 放射能観測車による空气中の放射性物質の濃度の測定」</li> <li>・「1.17.2.1 (4) 可搬型放射線計測装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定」</li> <li>・「1.17.2.1 (5) a. 可搬型放射線計測装置による空气中の放射性物質の濃度の測定」</li> <li>・「1.17.2.1 (5) b. 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定」</li> <li>・スタック放射線モニタ（測定機能が喪失していない場合）</li> <li>・放射性廃棄物放出水モニタ（測定機能が喪失していない場合）</li> </ul> <p>(b) 操作手順</p> <p>海上モニタリングについての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-13図に示す。</p> <p>①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に海上モニタリングの開始を指示する。</p> <p>②放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置（γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）の使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換する。</p>	<p>物質が放出された場合において発電所の周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合、小型船舶で周辺海域を移動し、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンブラ、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）及び電離箱サーベイメータにより空气中及び水中の放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行う。</p> <p>小型船舶の保管場所及び運搬ルートを第1.17.12図に示す。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等時、発電所対策本部長が以下のいずれかにより気体状又は液体状の放射性物質が放出されたと判断した場合（ブルーム通過後）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1.17.2.1 (3) 放射能観測車による空气中の放射性物質の濃度の測定」</li> <li>・「1.17.2.1 (4) 放射能測定装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定」</li> <li>・「1.17.2.1 (5) a. 放射能測定装置による空气中の放射性物質の濃度の測定」</li> <li>・「1.17.2.1 (5) b. 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定」</li> <li>・排気筒ガスモニタ（測定機能が喪失していない場合）</li> <li>・廃棄物処理設備排水モニタ（測定機能が喪失していない場合）</li> </ul> <p>(b) 操作手順</p> <p>海上モニタリングについての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.13図に示す。</p> <p>①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき放管班員に海上モニタリングの開始を指示する。</p> <p>②放管班員は、放射能測定装置（GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）及び電離箱サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量を確認し、少ない場合は予備の乾電池と交換する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違              ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違              ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違              ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違              ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違              ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違              ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違              ・記載順序の相違              ・女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>②緊急安全対策要員は、小型船舶を車両等に積載し、岸壁に運搬する。</p> <p>1.17-25ページに再掲する</p> <p>③緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>④緊急安全対策要員は、測定用資機材を小型船舶に積載し、小型船舶にて発電所対策本部長の指示した場所に移動し、電離箱サーベイメータにより放射線量を測定する。可搬式ダストサンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取する。海水は、採取用資機材を用いて採取する。</p> <p>⑤緊急安全対策要員は、汚染サーベイメータによりダスト中の放射性物質の濃度を測定し、NaIシンチレーションサーベイメータによりよう素濃度及び海水の放射性物質の濃度を測定する。                  また、必要に応じて前処理を行い、ZnSシンチレーションサーベイメータによりα線（ウラン、プルトニウム等）、β線サーベイメータによりβ線（ストロンチウム等）を監視、測定する。</p> <p>可搬型放射線計測装置が使用できない場合、多様性拡張設備であるZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。</p> <p>⑥緊急安全対策要員は、現場で測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の対応は、緊急安全対策要員4名にて実施し、小型船舶が海面に着水するまでの時間を約2時間と想定する。                  その後の放射線量及び放射性物質の濃度の測定は、一連の作業（1箇所当たり）の所要時間を、発電所近くで約100分と想定する。</p>	<p>③放射線管理班員は、第1保管エリアにある小型船舶を車両に連結又は車載し、物揚場へ移動する。</p> <p>④放射線管理班員は、可搬型放射線計測装置を小型船舶に積載し、小型船舶にて発電所対策本部長が指示した場所に運搬・移動し、電離箱サーベイメータにより放射線量を測定する。可搬型ダスト・よう素サンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取する。海水は、採取用資機材を用いて採取する。</p> <p>⑤放射線管理班員は、必要に応じて前処理を行い、γ線サーベイメータによりガンマ線、β線サーベイメータによりベータ線、α線サーベイメータによりアルファ線を放出する放射性物質の濃度（空气中及び水中）を監視・測定する。</p> <p>また、自主対策設備であるGe半導体式試料放射能測定装置、可搬型Ge半導体式試料放射能測定装置、ガスフロー測定装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。                  なお、測定は、重大事故等対処設備である可搬型放射線計測装置による測定を優先する。</p> <p>⑥放射線管理班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の対応は、放射線管理班員3名にて実施し、一連の作業は、作業開始を判断してから200分以内（資機材準備等90分以内、以降の作業は1か所当たり110分以内）で可能である。</p>	<p>③放管班員は、31m盤にある小型船舶を車両に車載し、専用港に移動する。</p> <p>④放管班員は、放射能測定装置及び電離箱サーベイメータを小型船舶に積載し、小型船舶にて発電所対策本部長が指示した場所に運搬・移動し、電離箱サーベイメータにより放射線量を測定する。可搬型ダスト・よう素サンプラにダストろ紙及びよう素用カートリッジをセットし、試料を採取する。海水は、採取用資機材を用いて採取する。</p> <p>⑤放管班員は、必要に応じて前処理を行い、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータによりガンマ線、β線サーベイメータによりベータ線、α線シンチレーションサーベイメータによりアルファ線を放出する放射性物質の濃度（空气中及び水中）を監視・測定する。</p> <p>また、自主対策設備である、Ge半導体測定装置、可搬型Ge半導体測定装置、ZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置が健全であれば、必要に応じて前処理を行い、測定する。                  なお、測定は、重大事故等対処設備である放射能測定装置による測定を優先する。</p> <p>⑥放管班員は、測定結果をサンプリング記録用紙に記録し、保存する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の対応は、放管班員3名にて実施し、一連の作業は、作業開始を判断してから200分以内（資機材準備等110分以内、以降の作業は1箇所当たり90分以内）で可能である。</p>	<p>【女川】運用方法の相違                  保管場所、移動先の相違                  小型船舶の運用方法の違いによる相違                  泊はトラックの荷台に小型船舶を車載した状態で保管している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・記載順序の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【女川】設備の相違                  自主対策設備の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【女川】【大飯】運用の相違                  操作人数、資機材の運用方法の違いによる作業時間の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>円滑に作業ができるよう、緊急時対策所との連絡用に通信設備等を整備する。                      (添付資料 1.17.2、1.17.9)</p> <p>(6) バックグラウンド低減対策等</p> <p>a. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策</p> <p>事故後の周辺汚染により測定ができなくなることを避けるため、バックグラウンド低減対策を行う手順を整備する。</p> <p>重大事故等により放射性物質の放出のおそれがある場合、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの検出器の養生を行う。放射性物質の放出によりモニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モニタリングポスト配置場所周辺の汚染を確認した場合、周辺の汚染レベルを確認し、測定設備の除染、周辺の土壌撤去、樹木の伐採等を行い、バックグラウンドレベルを低減する。</p> <p>バックグラウンド低減対策のうちモニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策についての手順の概要は以下のとおり。また、タイムチャートを第1.17.11図に示す。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等により放射性物質の放出のおそれがあることを確認した場合。</p> <p>ii. 操作手順</p>	<p>また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>(6) モニタリングポストのバックグラウンド低減対策</p> <p>事故後の周辺汚染によりモニタリングポストによる測定ができなくなることを避けるため、モニタリングポストのバックグラウンド低減対策を行う手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等時、発電所対策本部長がモニタリングポストの指示値が安定している状態でモニタリングポスト周辺のバックグラウンドレベルとモニタリングポストの指示値に有意な差があることを確認し、モニタリングポストのバックグラウンド低減対策が必要と判断した場合（放射性雲通過後）。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>モニタリングポストのバックグラウンド低減対策についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-14 図に示す。</p>	<p>また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。                      (添付資料1.17.2, 11)</p> <p>(6) モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策</p> <p>事故後の周辺汚染によりモニタリングポスト及びモニタリングステーションによる測定ができなくなることを避けるため、モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策を行う手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等時、発電所対策本部長がモニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値が安定している状態でモニタリングポスト及びモニタリングステーション周辺のバックグラウンドレベルとモニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値に有意な差があることを確認し、モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策が必要と判断した場合（ブルーム通過後）。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャー</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策は「(7) 可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策」に記載している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>①発電所対策本部長は、重大事故等により放射性物質の放出のおそれがあることを確認した場合に、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの検出器が汚染することを防止するため、緊急安全対策要員に検出器の養生作業を指示する。</p> <p>②緊急安全対策要員は、車両等によりモニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポスト配置場所に移動し、検出器の養生作業を行う。また、時間に余裕がある場合は、局舎自体の養生も行う。</p> <p>③発電所対策本部長は、重大事故等による放射性物質の放出が停止したと判断した後、モニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モニタリングポストの放射線量が通常のバックグラウンドより高い場合には、緊急安全対策要員に当該モニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モニタリングポスト配置場所周辺の汚染レベルの確認及びバックグラウンド低減対策を指示する。</p> <p>④緊急安全対策要員は、サーベイメータの使用開始前に乾電池の残量が少ない場合は、予備の乾電池と交換する。</p> <p>⑤緊急安全対策要員は、当該モニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モニタリングポスト配置場所に移動し、サーベイメータ等により周辺の汚染レベルを確認する。</p> <p>⑥発電所対策本部長は、汚染状況の調査結果を踏まえ、周辺の汚染を確認した場合、汚染されている場所に応じて次のバックグラウンド低減対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検出器の養生を撤去する。養生を撤去しても検出器が汚染されている場合には検出器の拭き取り等を実施する。</li> <li>測定設備が汚染されている場合は、測定設備の除染を実施する。</li> <li>設備周辺が汚染されている場合は、アスファルトやコンクリートの除染を実施する。</li> <li>設備周辺の土壌等が汚染されている場合は、土壌等の撤去や周辺樹木の伐採を実施する。</li> </ul>	<p>①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員にモニタリングポストのバックグラウンド低減対策として、モニタリングポストの検出器保護カバーの交換を指示する。</p> <p>②放射線管理班員は、車両等によりモニタリングポストに移動し、検出器保護カバーの交換作業を行う。</p> <p>③放射線管理班員は、モニタリングポストの周辺汚染を確認した場合、必要に応じてモニタリングポストの局舎壁等の除染、除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。</p>	<p>トを第1.17.14 図に示す。</p> <p>①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班員にモニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策として、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの検出器保護カバーの交換を指示する。</p> <p>②放管班員は、車両によりモニタリングポスト及びモニタリングステーションに移動し、検出器保護カバーの交換作業を行う。</p> <p>③放管班員は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの周辺汚染を確認した場合、必要に応じてモニタリングポスト及びモニタリングステーションの局舎壁等の除染、除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>③の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違                  運搬手段の明確化</p> <p>③の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑦放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安は通常時の放射線量率レベルとする。ただし、通常値まで低減することが困難な場合には、可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。</p> <p>iii. 操作の成立性                      上記の対応は、緊急安全対策要員2名にて実施し、一連の作業の所要時間は、約3時間と想定する。                      (添付資料 1.17.12)</p>	<p>c. 操作の成立性                      上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施し、モニタリングポスト6台分の検出器保護カバーの交換作業は、作業開始を判断してから390分以内で可能である。</p> <p>また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>(7) 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策                      事故後の周辺汚染により可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定ができなくなることを避けるため、可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策を行う手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準                      重大事故等時、発電所対策本部長が可搬型モニタリングポストの指示値が安定している状態で可搬型モニタリングポスト周辺のバックグラウンドレベルと可搬型モニタリングポストの指示値に有意な差があることを確認し、可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策が必要と判断した場合（放射性雲通過後）。</p> <p>b. 操作手順                      可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-15図に示す。                      ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策として、可搬型モニタリングポストの養生シートの交換を指示する。</p>	<p>c. 操作の成立性                      上記の対応は、放管班員2名にて実施し、モニタリングポスト及びモニタリングステーション8台分の検出器保護カバーの交換作業は、作業開始を判断してから340分以内で可能である。</p> <p>また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。                      (添付資料1.17.14)</p> <p>(7) 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策                      事故後の周辺汚染により可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定ができなくなることを避けるため、可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策を行う手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準                      重大事故等時、発電所対策本部長が可搬型モニタリングポストの指示値が安定している状態で可搬型モニタリングポスト周辺のバックグラウンドレベルと可搬型モニタリングポストの指示値に有意な差があることを確認し、可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策が必要と判断した場合（ブルーム通過後）。</p> <p>b. 操作手順                      可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.15図に示す。                      ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班員に可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策として、可搬型モニタリングポストの養生シートの交換を指示する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違                      ・女川実績の反映</p> <p>【女川】【大飯】運用方法の相違                      対象台数、低減作業内容の違いによる作業時間の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・女川実績の反映                      ・大飯は「a. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策」にてまとめて記載している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策</p> <p>重大事故等発生後の周辺汚染により放射性物質の濃度測定時のバックグラウンドが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能になった場合、</p> <p>可搬型放射線計測装置の検出器周囲を遮蔽材で囲むこと等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>なお、可搬型放射線計測装置の検出器周囲を遮蔽材で囲んだ場合でも可搬型放射線計測装置が測定不能になる場合は、1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内等のバックグラウンドレベルが低い場所に移動して、測定を行う。</p> <p>(添付資料1.17.9)</p>	<p>② 放射線管理班員は、車両等により可搬型モニタリングポストに移動し、養生シートの交換作業を行う。</p> <p>③ 放射線管理班員は、可搬型モニタリングポストの周辺汚染を確認した場合、必要に応じて除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施し、可搬型モニタリングポスト9台分の養生シート交換作業は、作業開始を判断してから400分以内で可能である。また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>(8)放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策</p> <p>事故後の周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上昇し、可搬型放射線計測装置が測定不能となるおそれがある場合、放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策を行うための手順を整備する。</p> <p>可搬型放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲む等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>なお、可搬型放射線計測装置の検出器を遮蔽材で囲んだ場合でも可搬型放射線計測装置が測定不能となるおそれがある場合は、バックグラウンドレベルが低い場所に移動して、測定を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等時、発電所対策本部長が可搬型放射線計測装置を使用する場所でバックグラウンドレベルの上昇により、可搬型放射線計測装置による測定ができなくなるおそれがあると判断した場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17-16図に示</p>	<p>② 放管班員は、車両により可搬型モニタリングポストに移動し、養生シートの交換作業を行う。</p> <p>③ 放管班員は、可搬型モニタリングポストの周辺汚染を確認した場合、必要に応じて除草、周辺の土壌撤去等により、周辺のバックグラウンドレベルを低減する。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放管班員2名にて実施し、可搬型モニタリングポスト12台分の養生シート交換作業は、作業開始を判断してから170分以内で可能である。また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>(添付資料1.17.14)</p> <p>(8)放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策</p> <p>事故後の周辺汚染により放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンドレベルが上昇し、放射能測定装置が測定不能となるおそれがある場合、放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策を行うための手順を整備する。</p> <p>放射能測定装置の検出器を遮蔽材で囲む等の対策によりバックグラウンドレベルを低減させて、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>なお、放射能測定装置の検出器を遮蔽材で囲んだ場合でも放射能測定装置が測定不能となるおそれがある場合は、バックグラウンドレベルが低い場所に移動して、測定を行う。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>重大事故等時、発電所対策本部長が放射能測定装置を使用する場所でバックグラウンドレベルの上昇により、放射能測定装置による測定ができなくなるおそれがあると判断した場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策についての手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.16図に示</p>	<p>【女川】記載表現の相違 運搬手段の明確化</p> <p>【女川】運用方法の相違 構内配置、対象台数の違いによる作業時間の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・女川実績の反映</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制</p> <p>重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国、地方公共団体と連携して策定されるモニタリング計画にしたがい、資機材及び要員の動員、放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p> <p>また、原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者との協体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、可搬型放射線計測装置の貸与等を受けることが可能である。</p> <p>(添付資料1.17.11)</p> <p>1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。</p> <p>重大事故等時の測定頻度については、気象観測設備及び可搬型気象観測装置による風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定を行う。</p>	<p>す。</p> <p>①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策として、可搬型放射線計測装置により放射性物質の濃度を測定する場合は、遮蔽材で囲む等の対策をとるよう指示する。</p> <p>②放射線管理班員は、遮蔽材で囲む等の対策をとり、可搬型放射線計測装置により放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>③放射線管理班員は、②の対策でも測定不能となるおそれがある場合は、バックグラウンドレベルが低い場所に移動して、測定を行う。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施し、遮蔽材で囲む等は、作業開始を判断してから20分以内で可能である。また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>(9) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制</p> <p>重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国が地方公共団体と連携して策定する緊急時モニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p> <p>また、原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者との協体制を構築するため原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材の貸与等を受けることが可能である。</p> <p>1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。</p> <p>重大事故等時における気象観測設備及び代替気象観測設備による風向、風速その他の気象条件の測定は、連続測定を行う。</p>	<p>す。</p> <p>①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班員に放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策として、放射能測定装置により放射性物質の濃度を測定する場合は、遮蔽材で囲む等の対策をとるよう指示する。</p> <p>②放管班員は、遮蔽材で囲む等の対策をとり、放射能測定装置により放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>③放管班員は、②の対策でも測定不能となるおそれがある場合は、バックグラウンドレベルが低い場所に移動して、測定を行う。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放管班員2名にて実施し、遮蔽材で囲む等は、作業開始を判断してから30分以内で可能である。また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p> <p>(9) 敷地外でのモニタリングにおける他の機関との連携体制</p> <p>重大事故等時の敷地外でのモニタリングについては、国が地方公共団体と連携して策定する緊急時モニタリング計画に従い、資機材、要員及び放出源情報を提供するとともにモニタリングに協力する。</p> <p>また、原子力災害が発生した場合に他の原子力事業者との協体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結し、環境放射線モニタリング等への要員の派遣、資機材の貸与等を受けることが可能である。</p> <p>(添付資料1.17.12,13)</p> <p>1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するため、以下の手段を用いた手順を整備する。</p> <p>重大事故等時における気象観測設備及び可搬型気象観測設備による風向、風速その他気象条件の測定は、連続測定を行う。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映                  【女川】運用方法の相違                  構内配置の違いによる作業時間の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1.17.13図に示す。</p> <p>①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、緊急安全対策要員に可搬式気象観測装置による風向、風速、日射量、放射収量及び雨量の代替測定の開始を指示する。</p> <p>②緊急安全対策要員は、可搬式気象観測装置一式を3、4号炉制御建屋内の保管場所から指定の場所まで運搬し、配置する。</p> <p>③緊急安全対策要員は、可搬式気象観測装置と通信機器を接続し、それぞれの電源を投入後、緊急時対策所までデータが伝送されていることを確認し、測定を開始する。</p> <p>④緊急安全対策要員は、可搬式気象観測装置の記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>⑤緊急安全対策要員は、使用中に充電電池の残量が少ない場合は、予備の充電電池と交換する（連続約1.5日間使用可能）。</p> <p>c. 操作の成立性                  上記の対応は、緊急安全対策要員6名にて実施し一連の作業の所要時間は、約2時間と想定する。                  （添付資料1.17.2、1.17.13、1.17.14）</p>	<p>①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班員に代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定の開始を指示する。                  その際、発電所対策本部長は、アクセスルート等の被災状況を考慮し、設置場所を決定する。</p> <p>②放射線管理班員は、第2保管エリアに保管してある代替気象観測設備を車両等に積載し、設置場所まで運搬・設置し、測定を開始する。</p> <p>緊急時対策所までデータが伝送されていることを確認し、監視を開始する。</p> <p>③放射線管理班員は、代替気象観測設備の記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>④放射線管理班員は、使用中に外部バッテリーの残量が少ない場合は、予備の外部バッテリーと交換する（外部バッテリーは連続24時間以上使用可能である。なお、1台の代替気象観測設備の外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、作業開始を判断してから移動時間も含めて70分以内で可能である。）。</p> <p>c. 操作の成立性                  上記の対応は、放射線管理班員2名にて実施し、一連の作業は、作業開始を判断してから210分以内で可能である。                  車両等で設置場所までの運搬ができない場合は、アクセスルート上に車両等で運搬し、設置する。</p> <p>また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p>	<p>①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班員に可搬式気象観測設備による気象観測項目の代替測定の開始を指示する。                  その際、発電所対策本部長は、アクセスルート等の被災状況を考慮し、設置場所を決定する。</p> <p>②放管班員は、緊急時対策所内の可搬式気象観測設備監視用端末を起動する。</p> <p>③放管班員は、緊急時対策所に保管してある可搬式気象観測設備を車両に積載し、設置場所まで運搬・設置し、測定を開始する。</p> <p>緊急時対策所までデータが伝送されていることを確認し、監視を開始する。</p> <p>④放管班員は、可搬式気象観測設備の記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>⑤放管班員は、使用中に外部バッテリーの残量が少ない場合は、予備の外部バッテリーと交換する（外部バッテリーは連続3.5日間以上使用可能である。なお、1台の可搬式気象観測設備の外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、作業開始を判断してから移動時間も含めて70分以内で可能である。）。</p> <p>c. 操作の成立性                  上記の対応は、放管班員2名にて実施し、一連の作業は、作業開始を判断してから100分以内で可能である。                  車両で設置場所までの運搬ができない場合は、アクセスルート上に車両で運搬し、設置する。                  代替測定をアクセスルート上に設置する場合、作業開始を判断してから95分以内で可能である。</p> <p>また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【女川】運用方法の相違                  泊は監視用端末を起動する手順が必要。女川の「データ処理装置」は常時起動状態のため手順不要</p> <p>【女川】【大飯】運用方法の相違                  保管場所の相違                  【女川】記載表現の相違                  運搬手段の明確化                  【大飯】記載表現の相違                  ・記載順序の相違                  【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映</p> <p>【女川】【大飯】運用方法の相違                  設備仕様の違いによる連続測定日数の相違</p> <p>【女川】【大飯】運用方法の相違                  操作人数、構内配置の違いによる作業時間の相違                  【大飯】記載表現の相違                  ・女川実績の反映                  【女川】記載内容の相違                  アクセスルート上に設置する場合の操作の成立性について、記載を充実化した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉 (添付資料1.17.2, 15, 16, 17, 18)	相違理由
		<p>(3) 可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を設置し、風向、風速その他気象条件を測定し、及びその結果を記録するための手順を整備する。設置場所を第1.17.17図に示す。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>発電所対策本部長が、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定を行う手順の概要は以下のとおり。このタイムチャートを第1.17.19図に示す。</p> <p>①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、放管班員に可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定の開始を指示する。</p> <p>②放管班員は、緊急時対策所内の可搬型気象観測設備監視用端末を起動する。</p> <p>③放管班員は、緊急時対策所に保管している可搬型気象観測設備を設置場所まで運搬・設置する。緊急時対策所までデータが伝送されていることを確認し、監視を開始する。</p> <p>④放管班員は、可搬型気象観測設備の記録装置（電子メモリ）に測定データを記録し、保存する。なお、記録装置の電源が切れた場合でも電子メモリ内の測定データは消失しない。</p> <p>⑤放管班員は、使用中に外部バッテリーの残量が少ない場合は、予備の外部バッテリーと交換する（外部バッテリーは連続3.5日間以上使用可能である。なお、1台の可搬型気象観測設備の外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、作業開始を判断してから移動時間も含めて50分以内で可能である。）</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放管班員2名にて実施し、一</p>	<p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.17-32ページに再掲する</p> <p>(2) 気象観測設備による気象観測項目の測定                  重大事故等が発生した場合に、気象観測設備により発電所において風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録する。                  気象観測設備は、通常時から風向、風速その他の気象条件を連続測定しており、重大事故等時にその測定機能が使用できる場合は、継続して連続測定し、測定結果は記録装置（電子メモリ）に記録し、保存する。なお、気象観測設備による風向、風速その他の気象条件の測定は、手順を要するものではなく自動的な連続測定である。</p> <p>1.17.2.3 モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等                  全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備によりモニタリングステーション及びモニタリングポストへ給電する。</p> <p>給電の優先順位は、多様性拡張設備であるモニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置からの給電を優先し、代替交流電源設備による給電が開始されれば給電元を切り替える。その後、代替交流電源設備（電源車（緊急時対策所用））により緊急時対策所を経由してモニタリングステーシ</p>	<p>1.17.2.3 モニタリングポストの電源を代替交流電源設備から給電する手順等                  全交流動力電源喪失時は、モニタリングポスト専用の無停電電源装置及び常設代替交流電源設備によりモニタリングポストへ給電する。</p> <p>モニタリングポスト専用の無停電電源装置は、全交流動力電源喪失時に自動起動し、約8時間の間モニタリングポストへ給電することが可能である。</p> <p>また、常設代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失時に自動起動し、モニタリングポスト専用の無停電電源装置が起動している間にモニタリングポストに給電する。</p>	<p>連の作業は、作業開始を判断してから80分以内で可能である。                  また、円滑に作業ができるよう緊急時対策所との連絡用に通信連絡設備を整備する。                  (添付資料1.17.2, 15, 16, 17, 18)</p> <p>1.17.2.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等                  全交流動力電源喪失時は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機及び常設代替交流電源設備によりモニタリングポスト及びモニタリングステーションへ給電する。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機は、全交流動力電源喪失時に自動起動し、約24時間の間モニタリングポスト及びモニタリングステーションへ給電することが可能である。</p> <p>また、常設代替交流電源設備は、全交流動力電源喪失時に手動操作により起動し、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機が起動している間にモニタリングポスト及びモニタリングステーションに給電する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・記載順序の相違</p> <p>④の相違</p> <p>④の相違</p> <p>【女川】設備の相違                  設備構成の違いによる給電時間の相違</p> <p>【女川】設備の相違                  女川の常設代替交流電源設備（ガスタービン発電機）は外部電源喪失により自動起動する。泊3号炉の常設代替交流電源設備（代替非常用発電機）は起動前に非常用交流電源設備（ディーゼル発電機）の隔離及び各負荷の受電遮断器を開放する手順等が必要。</p> <p>④の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違                  ・大飯は「電源車（緊急時対策所）」と「電源車（緊急時対策所用）(DB)」の</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>オン及びモニタリングポストへ給電する。                      代替交流電源設備からの給電の手順は「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」のうち、1.18.2.4(1)「電源車（緊急時対策所用）による給電」にて整備する。</p> <p>なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、電源が喪失した状態から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準                      全交流動力電源が喪失した場合。</p> <p>b. 操作手順                      (a) モニタリングステーション又はモニタリングポスト専用の無停電電源装置からは、全交流動力電源喪失時、自動的に給電される。                      (b) 電源車（緊急時対策所用）からの給電に関する手順は、「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」のうち、1.18.2.4(1)「電源車（緊急時対策所用）による給電」にて整備する。なお、給電後、モニタリングステーション及びモニタリングポストの指示値を確認する。</p> <p>c. 操作の成立性                      上記対応は、緊急安全対策要員1名にて実施し、一連の作業は特に時間を要しない。</p> <p>なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストの機能が回復しない場合は、可搬式モニタリングポストによる代替測定を行う。</p> <p>可搬式モニタリングポストによる放射線量の代替測定の手順は、前述1.17.2.1(2)のとおり。（添付資料1.17.15、1.17.16）</p>	<p>モニタリングポストは、電源が喪失した状態でモニタリングポスト専用の無停電電源装置又は常設代替交流電源設備から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。</p> <p>なお、常設代替交流電源設備からの給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>また、モニタリングポストが電源系統以外の故障により、機能を喪失した場合は、「1.17.2.1(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定」を行う。</p>	<p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、電源が喪失した状態でモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機又は常設代替交流電源設備から給電した場合、自動的に放射線量の連続測定を開始する。</p> <p>なお、常設代替交流電源設備からの給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>また、モニタリングポスト及びモニタリングステーションが電源系統以外の故障により、機能を喪失した場合は、「1.17.2.1(2) 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定」を行う。</p>	<p>2系統があり、非常用所内電源から独立した構成としているため、固有の電源切替手順について記載</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・女川実績の反映                      ④の相違</p> <p>【大飯】設備の相違                      ・大飯は「電源車（緊急時対策所）」と「電源車（緊急時対策所用）(DB)」の2系統があり、非常用所内電源から独立した構成としているため、固有の電源切替手順について記載</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・女川実績の反映</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
第1.17-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 対峙手段、対処設備及び手順書一覧 (2/2)						
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対峙手段	対処設備	整備する手順書	相違箇所	相違理由
放射線物質の濃度及び放射線量の測定	-	海上モニタリング	小型船舶 可搬型放射線計測装置 採取装置：可搬型ダスト・より集サンブラ 測定装置：γ線サーベイメータ ;β線サーベイメータ ;α線サーベイメータ ;電線箱サーベイメータ	重大事故等対応要領書	4	【大版】記載表現の相違 女川実績の反映
		バックグラウンドからの低線対策	輸送器保護カバー 集塵シート 遮蔽材	重大事故等対応要領書	5	
モニタリングポストの電源を代替電源設備から給電	-	モニタリングポストの代替電源	無停電電源装置	-	自主対策設備	-
		モニタリングポストの代替電源設備からの給電	常設代替交流電源設備	重大事故等対応要領書	【1.14】電源の確保に関する手順に示す。	【1.14】電源の確保に関する手順に示す。
放射線物質の濃度及び放射線量の測定	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対峙手段	対処設備	整備する手順書	相違箇所	相違理由
放射線物質の濃度及び放射線量の測定	-	海上モニタリング	小型船舶 電線箱サーベイメータ 放射線測定装置 採取装置：可搬型ダスト・より集サンブラ 測定装置：CM可搬型サーベイメータ ;β線サーベイメータ ;α線サーベイメータ	重大事故等対応要領書	4	【大版】記載表現の相違 女川実績の反映
		バックグラウンドからの低線対策	輸送器保護カバー 集塵シート 遮蔽材	重大事故等対応要領書	5	
モニタリングポストの電源を代替電源設備から給電	-	モニタリングポストの代替電源	無停電電源装置	-	自主対策設備	-
		モニタリングポストの代替電源設備からの給電	常設代替交流電源設備	重大事故等対応要領書	【1.14】電源の確保に関する手順に示す。	【1.14】電源の確保に関する手順に示す。

第1.17.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順  
 対峙手段、対処設備及び手順書一覧 (2/2)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対峙手段	対処設備	整備する手順書	相違箇所	相違理由
放射線物質の濃度及び放射線量の測定	-	海上モニタリング	小型船舶 電線箱サーベイメータ 放射線測定装置 採取装置：可搬型ダスト・より集サンブラ 測定装置：CM可搬型サーベイメータ ;β線サーベイメータ ;α線サーベイメータ	重大事故等対応要領書	4	【大版】記載表現の相違 女川実績の反映
		バックグラウンドからの低線対策	輸送器保護カバー 集塵シート 遮蔽材	重大事故等対応要領書	5	
モニタリングポストの電源を代替電源設備から給電	-	モニタリングポストの代替電源	無停電電源装置	-	自主対策設備	-
		モニタリングポストの代替電源設備からの給電	常設代替交流電源設備	重大事故等対応要領書	【1.14】電源の確保に関する手順に示す。	【1.14】電源の確保に関する手順に示す。

\*1：重大事故等対策計画において用いる設備の分類  
 a：当該喪失に起因する重大事故対応設備 b：自主対策として整備する重大事故対応設備  
 c：自主対策として整備する重大事故対応設備





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大阪発電所3 / 4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由											
監視計器一覧 (2/4)			監視計器一覧 (2/3)			監視計器一覧 (2/3)			【大阪】記載表現の相違 女川実績の反映											
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	計測範囲 (単位)	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目		監視パラメータ (計器)	計測範囲 (単位)									
1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等			1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等			1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等														
(5) 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定	a. 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	判断基準	モニタ値	・排気筒ガスモニタ等	判断基準	モニタ値	スタック放射線モニタ	シンチレーション： $10^{14} \sim 10^6$ (cps) イオンチェンバ： $10^{14} \sim 10^6$ (A)	放射線量	モニタリングポスト	NaI (TI) シンチレーション： $0 \sim 2 \times 10^6$ (dGy/h) イオンチェンバ： $10^4 \sim 10^6$ (dGy/h)	放射線量の濃度	可搬型モニタリングポスト	γ線サーベイメータ	$0 \sim 300$ (c/s)	放射線物の濃度	β線サーベイメータ	$0 \sim 1000$ (min <sup>2</sup> )	α線サーベイメータ	$0 \sim 1000$ (min <sup>2</sup> )
		放射線量	・モニタリングステーション及びモニタリングポスト	可搬型モニタリングポスト		・汚染サーベイメータ	・NaIシンチレーションサーベイメータ	・ZnSシンチレーションサーベイメータ		・β線サーベイメータ										
	操作	放射性物質の濃度	・汚染サーベイメータ	・NaIシンチレーションサーベイメータ	・ZnSシンチレーションサーベイメータ	・β線サーベイメータ														
	b. 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	判断基準	モニタ値	・廃棄物処理設備排水モニタ等	判断基準	モニタ値	放射性廃棄物放出水モニタ	$0 \sim 3 \times 10^6$ (cps)	放射線量	モニタリングポスト	シンチレーション： $10^{14} \sim 10^6$ (cps) イオンチェンバ： $10^{14} \sim 10^6$ (A)	放射線量の濃度	可搬型モニタリングポスト	γ線サーベイメータ	$0 \sim 300$ (c/s)	放射線物の濃度	β線サーベイメータ	$0 \sim 1000$ (min <sup>2</sup> )	α線サーベイメータ	$0 \sim 1000$ (min <sup>2</sup> )
放射線量		・モニタリングステーション及びモニタリングポスト	可搬型モニタリングポスト	・NaIシンチレーションサーベイメータ		・ZnSシンチレーションサーベイメータ	・β線サーベイメータ													
操作	放射性物質の濃度	・NaIシンチレーションサーベイメータ	・ZnSシンチレーションサーベイメータ	・β線サーベイメータ																
c. 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	判断基準	モニタ値	・排気筒ガスモニタ等	判断基準	モニタ値	スタック放射線モニタ	シンチレーション： $10^{14} \sim 10^6$ (cps) イオンチェンバ： $10^{14} \sim 10^6$ (A)	放射線量	モニタリングポスト	NaI (TI) シンチレーション： $0 \sim 2 \times 10^6$ (dGy/h) イオンチェンバ： $10^4 \sim 10^6$ (dGy/h)	放射線量の濃度	可搬型モニタリングポスト	γ線サーベイメータ	$0 \sim 300$ (c/s)	放射線物の濃度	β線サーベイメータ	$0 \sim 1000$ (min <sup>2</sup> )	α線サーベイメータ	$0 \sim 1000$ (min <sup>2</sup> )	
	放射線量	・モニタリングステーション及びモニタリングポスト	可搬型モニタリングポスト		・NaIシンチレーションサーベイメータ	・ZnSシンチレーションサーベイメータ	・β線サーベイメータ													
操作	放射性物質の濃度	・汚染サーベイメータ	・ZnSシンチレーションサーベイメータ	・β線サーベイメータ																
d. 海上モニタリング測定	判断基準	モニタ値	・排気筒ガスモニタ等	判断基準	モニタリングポスト	モニタリングポスト	イオンチェンバ： $10^4 \sim 10^6$ (dGy/h)	放射線量	電離箱サーベイメータ	$0.001 \sim 1000$ (dSv/h)	放射線物の濃度	γ線サーベイメータ	$0 \sim 300$ (c/s)	放射線物の濃度	β線サーベイメータ	$0 \sim 1000$ (min <sup>2</sup> )	α線サーベイメータ	$0 \sim 1000$ (min <sup>2</sup> )		
	放射線量	・モニタリングステーション及びモニタリングポスト	可搬型モニタリングポスト		・汚染サーベイメータ	・NaIシンチレーションサーベイメータ	・ZnSシンチレーションサーベイメータ		・β線サーベイメータ											
操作	放射性物質の濃度	・電離箱サーベイメータ	・汚染サーベイメータ	・NaIシンチレーションサーベイメータ	・ZnSシンチレーションサーベイメータ	・β線サーベイメータ														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

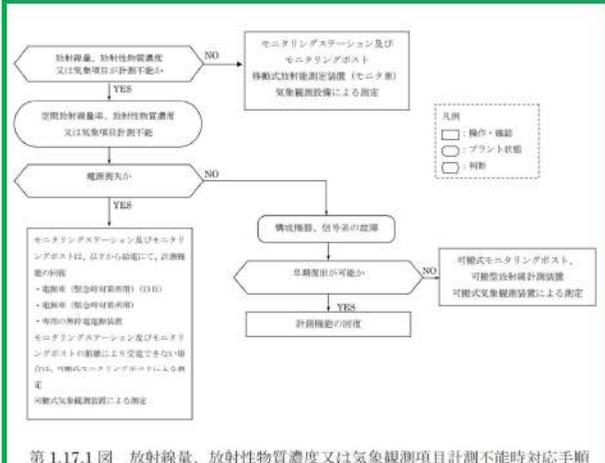
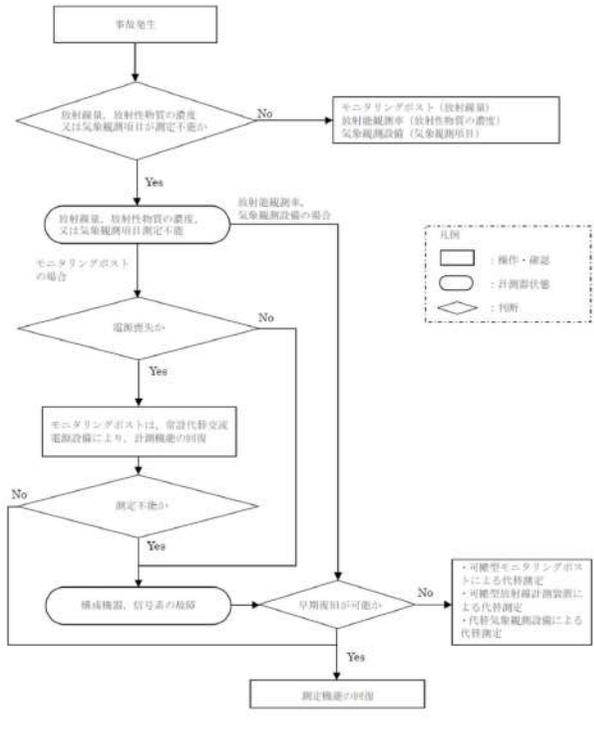
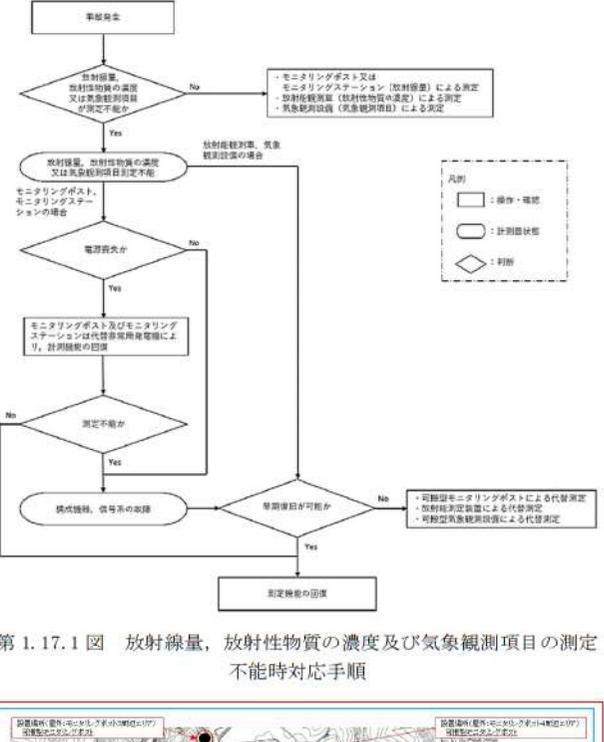
1.17 監視測定等に関する手順等

大阪発電所 3 / 4 号炉			
監視計器一覧 (3/4)			
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	
1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等			
(6) バックグラウンド低減対策 a. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	判断基準	放射線量	・モニタリングステーション及びモニタリングポスト ・可搬式モニタリングポスト
	操作	放射線量	・モニタリングステーション及びモニタリングポスト ・可搬式モニタリングポスト
b. 放射性物質の濃度測定時のバックグラウンド低減対策	判断基準	放射性物質濃度	可搬式放射線計測装置
	操作	放射性物質濃度	可搬式放射線計測装置
監視計器一覧 (4/4)			
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	
1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等			
(1) 可搬式気象観測装置による気象観測項目の代替測定	判断基準	風向、風速その他の気象条件	気象観測設備
	操作	風向、風速その他の気象条件	可搬式気象観測装置
第1.17.3表 審査基準における要求事項毎の給電対象設備			
対象条文	給電対象設備	給電元	
【1.17】 監視測定等に関する手順等	モニタリングステーション	電源車（緊急時対策用）	
	モニタリングポスト		

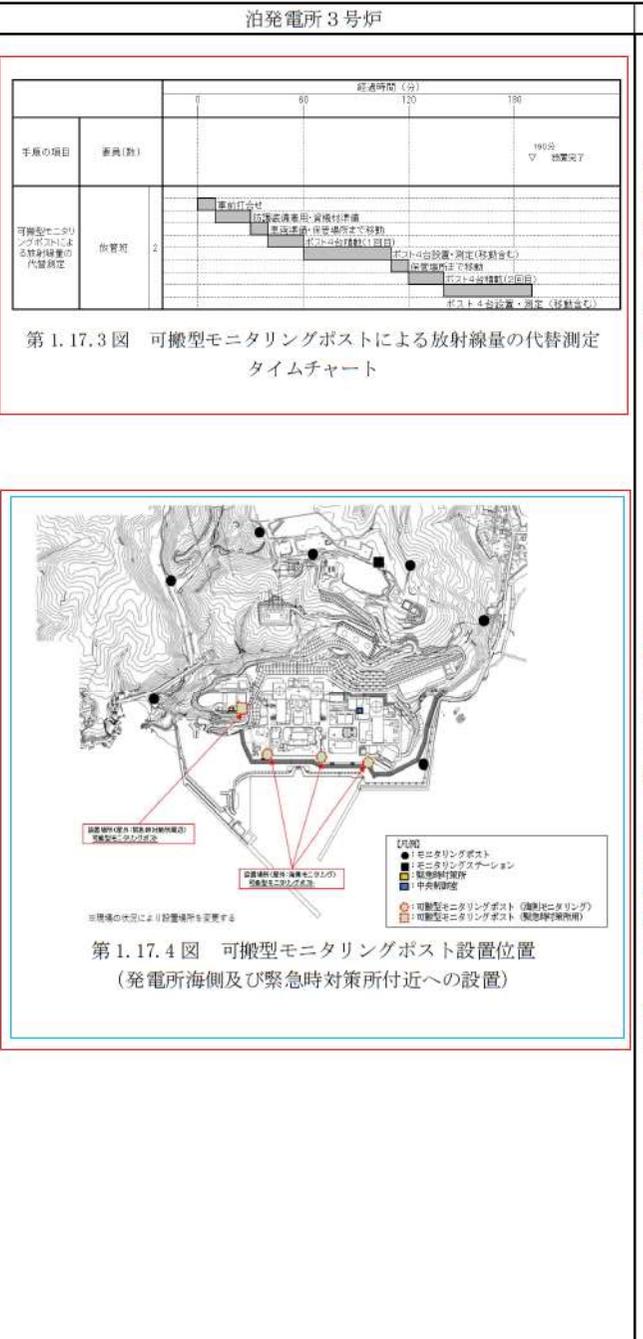
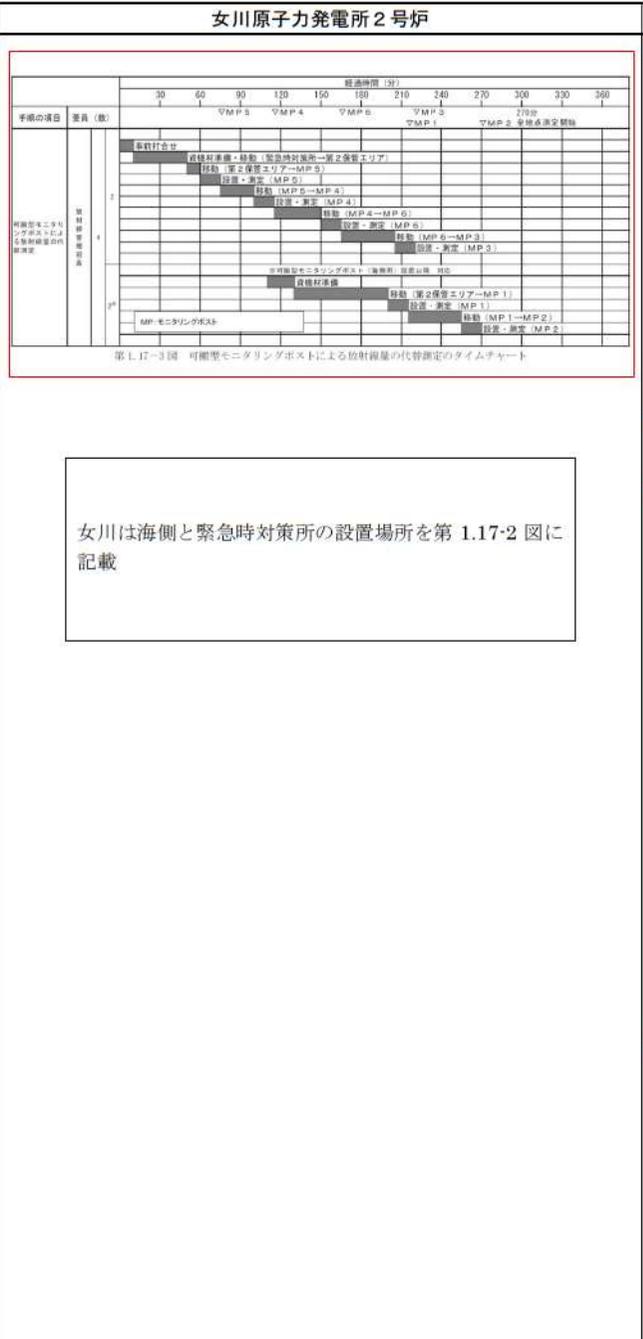
女川原子力発電所 2号炉			
監視計器一覧 (3/3)			
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	計測範囲 (単位)
1.17.2.1 放射性物質の濃度及び放射線量の測定の手順等			
(6) モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	判断基準	放射線量	モニタリングポスト NaI (TI) シンチレーション; 0~2×10 <sup>4</sup> (cGy/h) イオンチェンバ; 10 <sup>4</sup> ~10 <sup>5</sup> (cGy/h)
	操作	放射線量	モニタリングポスト NaI (TI) シンチレーション; 0~2×10 <sup>4</sup> (cGy/h) イオンチェンバ; 10 <sup>4</sup> ~10 <sup>5</sup> (cGy/h)
(7) 可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策	判断基準	放射線量	可搬式モニタリングポスト 0~10 <sup>4</sup> (cGy/h)
	操作	放射線量	可搬式モニタリングポスト 0~10 <sup>4</sup> (cGy/h)
(8) 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策	判断基準	放射性物質の濃度	γ線サーベイメータ 0~10B (s <sup>-1</sup> ) β線サーベイメータ 0~100B (min <sup>-1</sup> ) α線サーベイメータ 0~100B (min <sup>-1</sup> )
	操作	放射性物質の濃度	γ線サーベイメータ 0~100B (s <sup>-1</sup> ) β線サーベイメータ 0~100B (min <sup>-1</sup> ) α線サーベイメータ 0~100B (min <sup>-1</sup> )
1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等			
(1) 気象観測設備による気象観測項目の測定	判断基準	—	—
	操作	風向・風速その他の気象条件	気象観測設備 ・風向 (地上高) 0~60.0 (m/s) ・風速 (地上高) 0.00~1.50 (kN/m <sup>2</sup> ) ・日射量 -0.350~1.400 (kWh/m <sup>2</sup> ) ・放射収支量 0.0~99.5 (mm)
(2) 代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	判断基準	風向・風速その他の気象条件	気象観測設備 ・風向 (地上高) 0~60.0 (m/s) ・風速 (地上高) 0.00~1.50 (kN/m <sup>2</sup> ) ・日射量 -0.350~1.400 (kWh/m <sup>2</sup> ) ・放射収支量 0.0~99.5 (mm)
	操作	風向・風速その他の気象条件	代替気象観測設備 ・風向 (地上高) 0~60.0 (m/s) ・風速 (地上高) 0~1.40 (kN/m <sup>2</sup> ) ・日射量 -0.347~1.042 (kWh/m <sup>2</sup> ) ・放射収支量 0~100 (mm)
第 1.17-3 表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備			
対象条文	供給対象設備	給電元	
【1.17】 監視測定等に関する手順等	モニタリングポスト	常設代替交流電源設備	
	モニタリングステーション		

泊発電所 3号炉				相違理由
監視計器一覧 (3/3)				【大阪】記載表現の相違 女川実績の反映
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ (計器)	計測範囲 (単位)	
1.17.2.2 風向、風速その他の気象条件の測定の手順等				
(1) 気象観測設備による気象観測項目の測定	判断基準	—	—	気象観測設備 ・風向 0.0~60.0 (°) 0.0~60.0 (m/s) ・風速 0.00~1.40 (kN/m <sup>2</sup> ) ・日射量 0.000~-0.250 (kWh/m <sup>2</sup> ) ・放射収支量 0.0~99.0 (mm)
	操作	風向・風速その他の気象条件	気象観測設備 ・風向・風速その他の気象条件 0.0~60.0 (°) 0.0~60.0 (m/s) 0.000~-1.40 (kN/m <sup>2</sup> ) 0.000~-0.250 (kWh/m <sup>2</sup> ) 0.0~99.0 (mm)	
(2) 可搬式気象観測設備による気象観測項目の代替測定	判断基準	—	—	可搬式気象観測設備 ・風向 0.0~99.0 (°) 1.0~60.0 (m/s) ・風速 0.000~-2.000 (kN・m <sup>2</sup> ) -0.250~1.250 (kWh・m <sup>2</sup> ) 0.0~100.0 (mm)
	操作	風向・風速その他の気象条件	可搬式気象観測設備 ・風向 0.0~99.0 (°) 1.0~60.0 (m/s) ・風速 0.000~-2.000 (kN・m <sup>2</sup> ) -0.250~1.250 (kWh・m <sup>2</sup> ) 0.0~100.0 (mm)	
(3) 可搬式気象観測設備による緊急時対策用付近の気象観測項目の測定	判断基準	—	—	可搬式気象観測設備 ・風向 0.0~99.0 (°) 1.0~60.0 (m/s) ・風速 0.000~-2.000 (kN・m <sup>2</sup> ) -0.250~1.250 (kWh・m <sup>2</sup> ) 0.0~100.0 (mm)
	操作	風向・風速その他の気象条件	可搬式気象観測設備 ・風向 0.0~99.0 (°) 1.0~60.0 (m/s) ・風速 0.000~-2.000 (kN・m <sup>2</sup> ) -0.250~1.250 (kWh・m <sup>2</sup> ) 0.0~100.0 (mm)	
第1.17.3表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備				
対応手段	供給対象設備	給電元		
【1.17】 監視測定等に関する手順等	モニタリングポスト	非常用交流電源設備 常設代替交流電源設備		
	モニタリングステーション			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第 1.17.1 図 放射線量、放射性物質濃度又は気象観測項目計測不能時対応手順</p>	 <p>第 1.17-1 図 放射線量、放射性物質の濃度及び気象観測項目の測定不能時対応手順</p>	 <p>第 1.17.1 図 放射線量、放射性物質の濃度及び気象観測項目の測定不能時対応手順</p>	<p>【大飯】記載表現の相違                  女川実績の反映</p>
 <p>第 1.17.2 図 可搬型モニタリングポストの配置位置</p>	 <p>第 1.17-2 図 可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所</p>	 <p>第 1.17.2 図 可搬型モニタリングポストの設置位置及び保管場所（発電所海側及び緊急時対策所付近への設置を除く）</p>	<p>【大飯】記載表現の相違                  女川実績の反映</p> <p>【女川】設備の相違                  構内配置の違いによる可搬型モニタリングポスト設置位置の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違                  泊は海側と緊急時対策所の設置場所を第 1.17.4 図に記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



相違理由

【女川】運用の相違  
 構内配置、保管場所の違いによる所要時間の相違  
 【大阪】記載表現の相違  
 女川実績の反映

【女川】運用の相違  
 構内配置の違いによる可搬型モニタリングポスト設置位置の相違  
 【女川】記載方針の相違  
 女川は海側と緊急時対策所の設置場所を第 1.17-2 図に記載  
 【大阪】記載表現の相違  
 女川実績の反映

1.17 監視測定等に関する手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	
<p>第1.17.5図 可搬式モニタリングポスト設置・測定タイムチャート                  (発電所海側敷地境界方向及び緊急時対策所付近への設置)</p>	<p>第1.17.6図 空気中の放射性物質の濃度測定タイムチャート</p>
<p>第1.17.7図 移動式放射能測定装置(モントラ)による空気中の放射性物質の濃度測定タイムチャート</p>	

女川原子力発電所2号炉	
<p>第1.17-4図 可搬式モニタリングポスト(海側用)による放射線量の測定タイムチャート</p>	<p>第1.17-5図 可搬式モニタリングポスト(加圧判断用)による放射線量の測定タイムチャート</p>
<p>第1.17-6図 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定タイムチャート</p>	

泊発電所3号炉	
<p>第1.17.5図 可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定(発電所海側及び緊急時対策所付近への設置)タイムチャート</p>	<p>第1.17.6図 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定タイムチャート</p>

【女川】運用の相違  
 構内配置、保管場所の違いによる所要時間の相違

【女川】記載方針の相違  
 泊は発電所海側と緊急時対策所付近への設置を1つのタイムチャートとして記載

【大阪】記載表現の相違  
 女川実績の反映

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉

第 1.17.8 図 海水、排水の試料採取場所

第 1.17.9 図 水中の放射性物質の濃度測定 タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)					
		20	40	60	80	100	140
水中の放射性物質の濃度測定	緊急安全対策委員	▽95分					
		資機材準備(車道端のみ)					
		移動(取水路付近)					
		試料採取・測定					

女川原子力発電所2号炉

第 1.17-7 図 可搬型放射線計測装置の保管場所及び海水・排水試料採取場所

第 1.17-8 図 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定のタイムチャート

第 1.17-9 図 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定のタイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)					
		30	60	90	120	150	180
可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	放射線管理班員	▽100分 測定終了					
		事前打合せ					
		資機材準備					
		移動					

泊発電所3号炉

第 1.17.7 図 放射能測定装置の保管場所及び海水・排水試料採取場所

第 1.17.8 図 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定 タイムチャート

第 1.17.9 図 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定 タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)					
		0	60	120	180		
放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定	放射班	80分 測定終了					
		事前打合せ					
		放射線管理班員・資機材準備					
		移動(取水路付近)					

【女川】運用の相違  
 構内配置の違いによる試料採取位置の相違

【女川】運用の相違  
 構内配置、保管場所の違いによる所要時間の相違

【大阪】記載表現の相違  
 女川実績の反映

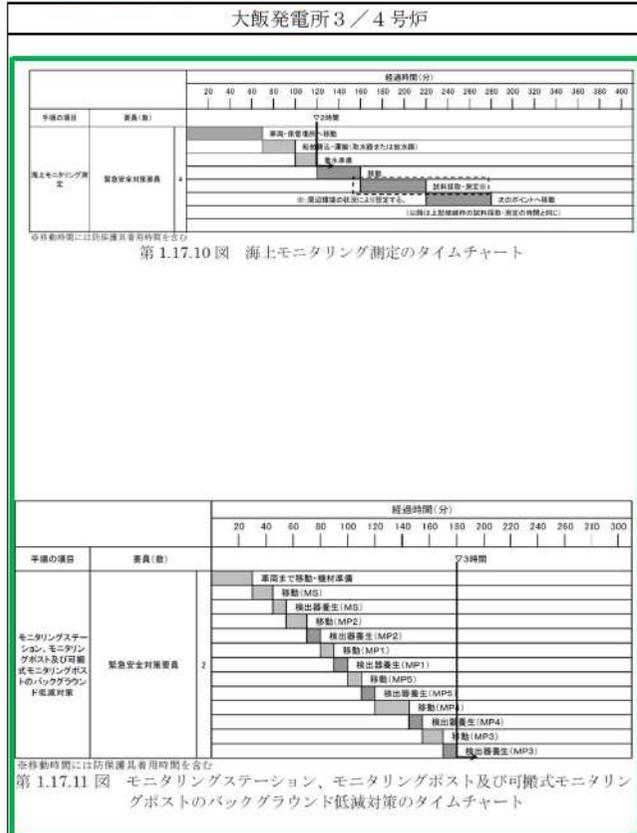
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大阪発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <div data-bbox="750 167 1355 406"> </div> <p>第 1.17-10 図 可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定のタイムチャート</p> <div data-bbox="750 478 1355 718"> </div> <p>第 1.17-11 図 可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定のタイムチャート</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <div data-bbox="1400 167 2004 422"> </div> <p>第 1.17.10 図 放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定 タイムチャート</p> <div data-bbox="1400 526 2004 742"> </div> <p>第 1.17.11 図 放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定 タイムチャート</p>	<p>【女川】運用の相違                  構内配置、保管場所の違いによる所要時間の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違                  女川実績の反映</p>
<p>大阪発電所3 / 4号炉</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <div data-bbox="750 805 1355 1093"> </div> <p>第 1.17-12 図 小型船舶の保管場所及び運搬ルート</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <div data-bbox="1400 837 2004 1300"> </div> <p>第 1.17.12 図 小型船舶の保管場所及び運搬ルート</p>	<p>【女川】運用の相違                  構内配置の違いによる保管場所、運搬ルートの相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等



第 1.17.10 図 海上モニタリング測定のタイムチャート



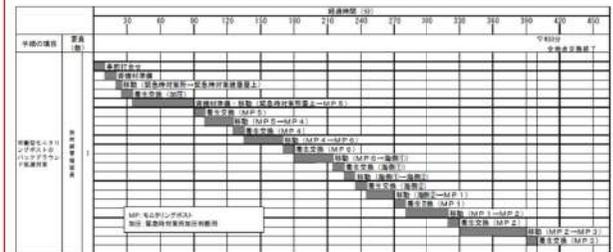
第 1.17.11 図 モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策のタイムチャート



第 1.17-13 図 海上モニタリングのタイムチャート



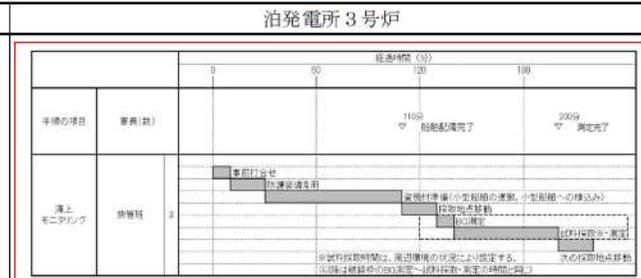
第 1.17-14 図 モニタリングポストのバックグラウンド低減対策のタイムチャート



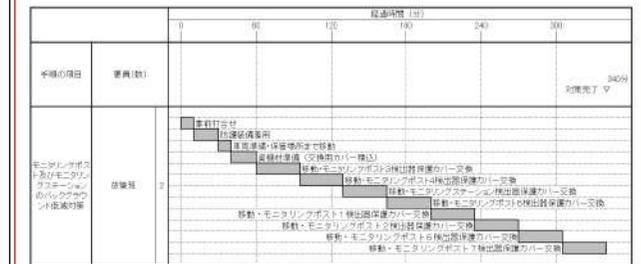
第 1.17-15 図 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策のタイムチャート



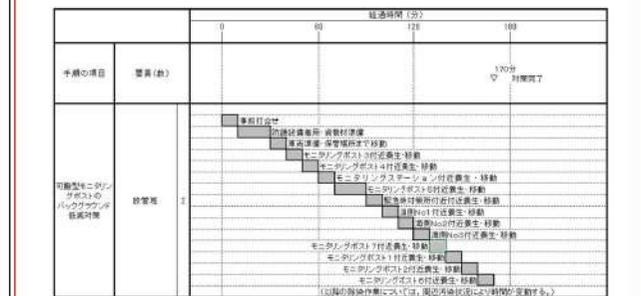
第 1.17-16 図 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策のタイムチャート



第 1.17.13 図 海上モニタリング タイムチャート



第 1.17.14 図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションのバックグラウンド低減対策 タイムチャート



第 1.17.15 図 可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策 タイムチャート

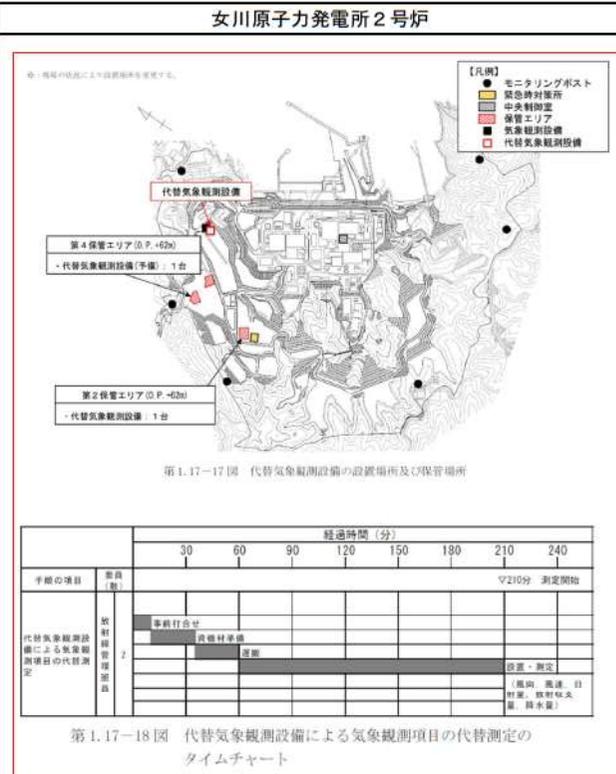


第 1.17.16 図 放射性物質の濃度の測定時のバックグラウンド低減対策 タイムチャート

【女川】運用の相違  
 構内配置、保管場所の違いによる所要時間の相違

【大阪】記載表現の相違  
 女川実績の反映

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



相違理由

【大阪】記載表現の相違  
 女川実績の反映  
 【女川】運用の相違  
 構内配置、保管場所の違いによる所要時間の相違

①の相違





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.17.2</p> <p style="text-align: center;">緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <p>原子力事業者が実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1) 放射線量及び放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態が発生した場合、事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングステーション1台及びモニタリングポスト5台の稼働状況を確認する。</li> <li>モニタリングステーション又はモニタリングポストが使用できない場合は、可搬式モニタリングポストにて空間放射線量率の監視を行う。</li> <li>加えて海側敷地境界付近の5箇所に可搬式モニタリングポストを設置し、原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量率の監視強化を行う。</li> <li>移動式放射能測定装置（モニタ車）が使用できない場合は、可搬型放射線計測装置により、発電所構内の放射性物質濃度を測定する。</li> <li>原子炉格納施設を囲む8方位の放射線量のデータにより、海側方向に放射性物質が放出された場合でも、放出放射線の算出が可能である。</li> </ul> <p>(2) 海水、排水中及び土壌の放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電所の周辺海域の状況把握のために、取水路、放水路等の海水、排水の採取を行い、放射性物質の濃度測定を行う。</li> <li>また、発電所の周辺海域への放射性物質の漏えいが確認された場合や敷地内でのモニタリングが困難な場合等には、小型船舶による発電所の周辺海域の放射線量及び放射性物質の測定を行う。</li> <li>発電所敷地内の土壌モニタリングが必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">添付資料 1.17.2</p> <p style="text-align: center;">緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <p>重大事故等が発生した場合に実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1) 放射線量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングポスト6台の稼働状況を確認する。</li> <li>モニタリングポストが機能喪失した場合、車両等により可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト位置に設置し、放射線量の代替測定を行う。なお、現場の状況により設置場所を変更する場合がある。</li> <li>また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側及び緊急時対策建屋屋上に、可搬型モニタリングポスト3台を設置し、放射線量の測定を行う。</li> </ul> <p>(2) 放射性物質の濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射能観測車の使用可否を確認する。</li> <li>放射能観測車が機能喪失した場合、可搬型放射線計測装置により、空気中の放射性物質の濃度の代替測定を行う。また、スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、可搬型放射線計測装置により、空気中の放射性物質の濃度の測定を行う。</li> <li>放射性廃棄物放水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、取水口、放水口、一般排水設備出口等で海水、排水の採取を行い、可搬型放射線計測装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行う。</li> <li>放射性雲通過後において、気体状の放射性物質が放出された場合、可搬型放射線計測装置により土壌中の放射性物質の濃度を測定する。</li> <li>放射性雲通過後において、気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶、可搬型放射線計測装置による周辺海域の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行う。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に行う。</li> </ul>	<p style="text-align: right;">添付資料 1.17.2</p> <p style="text-align: center;">緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <p>重大事故等が発生した場合に実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1) 放射線量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングポスト7台及びモニタリングステーション1台の稼働状況を確認する。</li> <li>モニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合、車両等により可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置し、放射線量の代替測定を行う。なお、現場の状況により設置場所を変更する場合がある。</li> <li>また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側及び緊急時対策所付近に可搬型モニタリングポスト4台を設置し、放射線量の測定を行う。</li> </ul> <p>(2) 放射性物質の濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射能観測車の使用可否を確認する。</li> <li>放射能観測車が機能喪失した場合、放射能測定装置により、空気中の放射性物質の濃度の代替測定を行う。また、排気筒ガスモニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、放射能測定装置により空気中の放射性物質の濃度の測定を行う。</li> <li>廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、取水口、放水口、一般排水設備出口等で海水、排水の採取を行い、放射能測定装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行う。</li> <li>ブルーム通過後において、気体状の放射性物質が放出された場合、放射能測定装置により土壌中の放射性物質の濃度の測定を行う。</li> <li>ブルーム通過後において、気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶、放射能測定装置、電離箱サーベイメータによる周辺海域の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行う。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に行う。</li> </ul>	<p>【大阪】記載方針の相違          女川実績の反映</p> <p>【女川】【大阪】運用の相違          構内配置の違いによる機器台数の相違          【女川】記載表現の相違          運搬手段の明確化          【女川】記載表現の相違          緊急時対策所における設置箇所の相違</p> <p>【大阪】記載表現の相違          ・記載順序の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																												
<p>(3) 気象観測</p> <p>・気象観測設備が<b>使用できない</b>場合は、可搬式気象観測装置で気象観測を行う。</p> <p>(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <table border="1" data-bbox="100 550 710 1324"> <thead> <tr> <th>モニタリングの考え方</th> <th>対応</th> <th>開始時期の考え方</th> <th>対応要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替</td> <td>可搬式モニタリングポストの配置</td> <td>モニタリングステーション、モニタリングポストが使用できない場合</td> <td>2~4名</td> </tr> <tr> <td>海側敷地境界方向の放射線監視 緊急時対策所付近の状況把握</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空気中のモニタリングの測定</td> <td>重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合</td> <td></td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>土壌のモニタリング</td> <td>重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（プルーム通過後）</td> <td></td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>水中のモニタリング</td> <td>重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合</td> <td></td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>海上のモニタリング</td> <td>重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合</td> <td></td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>恒設の気象観測設備の代替</td> <td>重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の測定機能が喪失した場合</td> <td></td> <td>6名</td> </tr> </tbody> </table>	モニタリングの考え方	対応	開始時期の考え方	対応要員	モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替	可搬式モニタリングポストの配置	モニタリングステーション、モニタリングポストが使用できない場合	2~4名	海側敷地境界方向の放射線監視 緊急時対策所付近の状況把握	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後			空気中のモニタリングの測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合		2名	土壌のモニタリング	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（プルーム通過後）		2名	水中のモニタリング	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合		2名	海上のモニタリング	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合		4名	恒設の気象観測設備の代替	重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の測定機能が喪失した場合		6名	<p>(3) 気象観測</p> <p>・事象進展に伴う気象情報を的確に把握するため、気象観測設備の稼働状況を確認する。</p> <p>・気象観測設備が機能喪失した場合、車両等により<b>代替気象観測設備</b>を気象観測設備位置に設置し、気象観測を行う。なお、現場の状況により設置場所を変更する場合がある。</p> <p>(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <table border="1" data-bbox="750 550 1344 1324"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>具体的実施事項</th> <th>開始時期の考え方</th> <th>対応要員 (必要想定人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</td> <td>可搬式モニタリングポストの設置</td> <td>モニタリングポストが使用できない場合</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【代替測定】モニタリングポスト位置に設置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>【測定】海側及び緊急時対策所監視カメラ設置</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生と判断した場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td>代替気象観測設備の設置</td> <td>気象観測設備が使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>可搬式放射線計測装置の設置</td> <td>放射線観測車が使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【測定】スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可搬式放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>可搬式放射線計測装置の設置</td> <td>放射線観測車が使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬式放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>可搬式放射線計測装置の設置</td> <td>気体状の放射性物質が放出された場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【測定】放射線計測装置の設置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定</td> <td>気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>【測定】放射線計測装置の設置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の第7条第1号の表中におけるイの施設に該当する事象。          (車員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。)</p>	手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)	可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬式モニタリングポストの設置	モニタリングポストが使用できない場合	4名		【代替測定】モニタリングポスト位置に設置				【測定】海側及び緊急時対策所監視カメラ設置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生と判断した場合	2名				2名	代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	代替気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名	可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	可搬式放射線計測装置の設置	放射線観測車が使用できない場合	2名		【測定】スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合			可搬式放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	可搬式放射線計測装置の設置	放射線観測車が使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	2名	可搬式放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	可搬式放射線計測装置の設置	気体状の放射性物質が放出された場合	2名		【測定】放射線計測装置の設置			海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定	気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合	3名			【測定】放射線計測装置の設置		<p>(3) 気象観測</p> <p>・事象進展に伴う気象情報を的確に把握するため、気象観測設備の稼働状況を確認する。</p> <p>・気象観測設備が機能喪失した場合、車両により<b>可搬式気象観測設備</b>を気象観測設備位置に設置し、気象観測を行う。なお、現場の状況により設置場所を変更する場合がある。</p> <p>・また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、プルームの通過方向を把握するため、緊急時対策所付近に<b>可搬式気象観測設備1台</b>を設置し、気象観測を行う。</p> <p>(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <table border="1" data-bbox="1393 550 1993 1324"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>具体的実施事項</th> <th>開始時期の考え方</th> <th>対応要員 (必要想定人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</td> <td>可搬式モニタリングポストの設置</td> <td>モニタリングポストが使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【代替測定】モニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>【測定】発電所海側及び緊急時対策所付近監視カメラ設置</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生と判断した場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬式気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td>可搬式気象観測設備の設置</td> <td>気象観測設備が使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬式気象観測設備による緊急時対策所付近の気象項目監視</td> <td>可搬式気象観測設備の設置</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生と判断した場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>放射線測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定</td> <td>放射線測定装置の設置</td> <td>放射線観測車が使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【測定】排気筒ガスモニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射線測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>放射線測定装置の設置</td> <td>放射線観測車が使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>放射線測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>放射線測定装置の設置</td> <td>気体状の放射性物質が放出された場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>【測定】放射線計測装置の設置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定</td> <td>気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>【測定】放射線計測装置の設置</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の第7条第1号の表中におけるイの施設に該当する事象。          (車員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。)</p>	手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)	可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬式モニタリングポストの設置	モニタリングポストが使用できない場合	2名		【代替測定】モニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置				【測定】発電所海側及び緊急時対策所付近監視カメラ設置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生と判断した場合	2名				2名	可搬式気象観測設備による気象観測項目の代替測定	可搬式気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名	可搬式気象観測設備による緊急時対策所付近の気象項目監視	可搬式気象観測設備の設置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生と判断した場合	2名	放射線測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	放射線測定装置の設置	放射線観測車が使用できない場合	2名		【測定】排気筒ガスモニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合			放射線測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	放射線測定装置の設置	放射線観測車が使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	2名	放射線測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線測定装置の設置	気体状の放射性物質が放出された場合	2名		【測定】放射線計測装置の設置			海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定	気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合	3名			【測定】放射線計測装置の設置		<p>【大飯】記載方針の相違          女川実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違          運搬手段の明確化          ①の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違          (女川に記載統一)          【女川】記載表現の相違          緊急時対策所における設置箇所の相違          ①の相違</p>
モニタリングの考え方	対応	開始時期の考え方	対応要員																																																																																																																																												
モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替	可搬式モニタリングポストの配置	モニタリングステーション、モニタリングポストが使用できない場合	2~4名																																																																																																																																												
海側敷地境界方向の放射線監視 緊急時対策所付近の状況把握	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後																																																																																																																																														
空気中のモニタリングの測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合		2名																																																																																																																																												
土壌のモニタリング	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（プルーム通過後）		2名																																																																																																																																												
水中のモニタリング	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合		2名																																																																																																																																												
海上のモニタリング	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合		4名																																																																																																																																												
恒設の気象観測設備の代替	重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の測定機能が喪失した場合		6名																																																																																																																																												
手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)																																																																																																																																												
可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬式モニタリングポストの設置	モニタリングポストが使用できない場合	4名																																																																																																																																												
	【代替測定】モニタリングポスト位置に設置																																																																																																																																														
	【測定】海側及び緊急時対策所監視カメラ設置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生と判断した場合	2名																																																																																																																																												
			2名																																																																																																																																												
代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	代替気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名																																																																																																																																												
可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定	可搬式放射線計測装置の設置	放射線観測車が使用できない場合	2名																																																																																																																																												
	【測定】スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合																																																																																																																																														
可搬式放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	可搬式放射線計測装置の設置	放射線観測車が使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	2名																																																																																																																																												
可搬式放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	可搬式放射線計測装置の設置	気体状の放射性物質が放出された場合	2名																																																																																																																																												
	【測定】放射線計測装置の設置																																																																																																																																														
海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定	気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合	3名																																																																																																																																												
		【測定】放射線計測装置の設置																																																																																																																																													
手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)																																																																																																																																												
可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬式モニタリングポストの設置	モニタリングポストが使用できない場合	2名																																																																																																																																												
	【代替測定】モニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置																																																																																																																																														
	【測定】発電所海側及び緊急時対策所付近監視カメラ設置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生と判断した場合	2名																																																																																																																																												
			2名																																																																																																																																												
可搬式気象観測設備による気象観測項目の代替測定	可搬式気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名																																																																																																																																												
可搬式気象観測設備による緊急時対策所付近の気象項目監視	可搬式気象観測設備の設置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生と判断した場合	2名																																																																																																																																												
放射線測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	放射線測定装置の設置	放射線観測車が使用できない場合	2名																																																																																																																																												
	【測定】排気筒ガスモニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合																																																																																																																																														
放射線測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	放射線測定装置の設置	放射線観測車が使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	2名																																																																																																																																												
放射線測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	放射線測定装置の設置	気体状の放射性物質が放出された場合	2名																																																																																																																																												
	【測定】放射線計測装置の設置																																																																																																																																														
海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定	気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合	3名																																																																																																																																												
		【測定】放射線計測装置の設置																																																																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

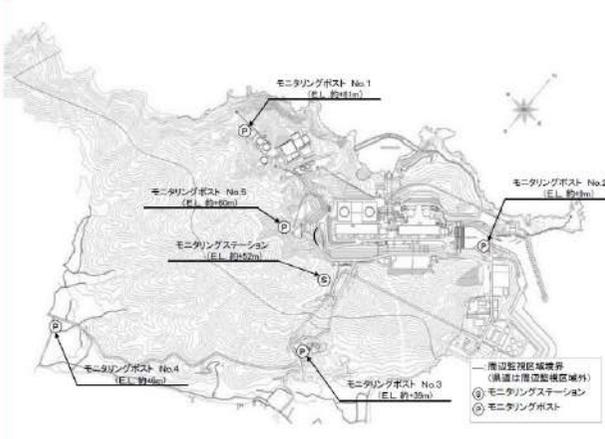
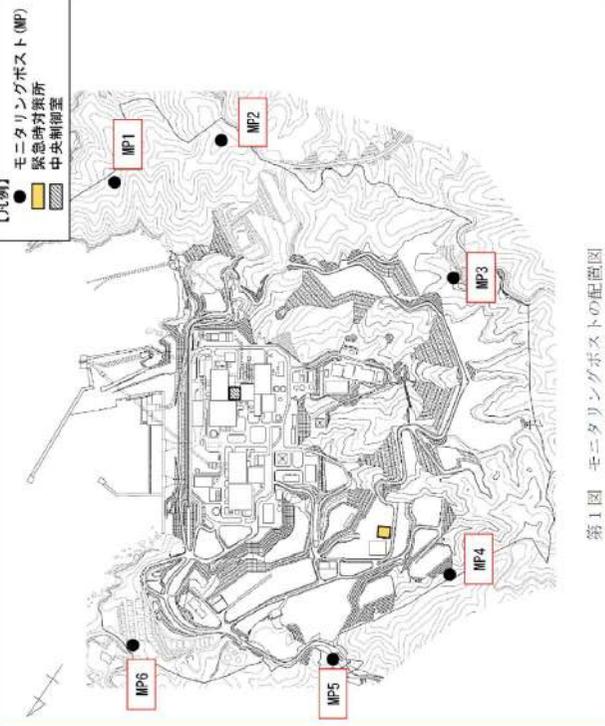
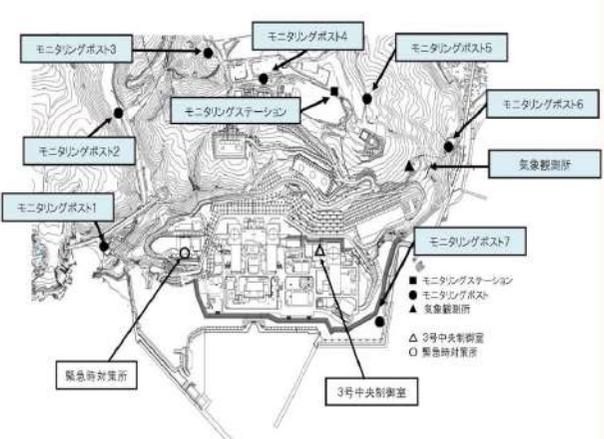
大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 緊急時モニタリングに関する要員の動き</p> <p>緊急時モニタリングの実施手順及び体制に示す対応要員について、事象発生からブルーム通過後までの動きを以下に示す。</p>			
<p>事故発生からブルーム通過後までの要員の動き</p>			
			<p>【大阪】記載方針の相違                  女川実績の反映</p>





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料 1.17.3</p> <p style="text-align: center;">モニタリングステーション及びモニタリングポスト</p> <p>1. モニタリングステーション及びモニタリングポストの配置及び計測範囲</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時に周辺監視区域境界付近の外部放射線量率を連続的に監視するために、モニタリングステーション1台及びモニタリングポスト5台を設けており、連続測定したデータは、現地監視盤、中央制御室で監視、記録を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視を行うことができる。</p> <p>なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信できる。配置図を図1、計測範囲等を表1に示す。</p>	<p style="text-align: center;">添付資料 1.17.4</p> <p style="text-align: center;">モニタリングポスト</p> <p>1. モニタリングポストの配置及び計測範囲</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近の放射線量率を連続的に監視するために、モニタリングポスト6台を設けており、連続測定したデータは、中央制御室で監視し、現場等で記録を行うことができる設計としている。また、緊急時対策所でも監視できる設計とする。</p> <p>なお、モニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。モニタリングポストの配置図を第1図、計測範囲等を第1表に示す。</p>	<p style="text-align: center;">添付資料 1.17.4</p> <p style="text-align: center;">モニタリングポスト及びモニタリングステーション</p> <p>1. モニタリングポスト及びモニタリングステーションの設置及び計測範囲</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近の放射線量率を連続的に監視するために、モニタリングポスト7台及びモニタリングステーション1台を設けており、連続測定したデータは、中央制御室で監視し、中央制御室及び現場で記録を行うことができる設計としている。また、緊急時対策所でも監視できる設計とする。</p> <p>なお、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。モニタリングポスト及びモニタリングステーションの設置図を図1、計測範囲等を表1に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違                  女川実績の反映</p> <p>【女川】【大飯】設備の相違                  ・モニタリングポスト指示値のデータの記録場所の相違                  泊は中央制御室の監視盤の記録計と現場盤で記録している                  【女川】【大飯】運用の相違                  設置位置の相違</p>
 <p>図1 モニタリングステーション及びモニタリングポストの配置図</p>	 <p>第1図 モニタリングポストの配置図</p>	 <p>図1 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの設置図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																												
<p>表1 モニタリングステーション及びモニタリングポストの計測範囲等 (主な項目)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>個数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">モニタリングステーション</td> <td>空気吸収線量率計</td> <td>NaI (TI) シンチレーション 1.0×10<sup>0</sup>nGy/h～ 1.0×10<sup>4</sup>nGy/h</td> <td>1.0×10<sup>1</sup>nGy/h～ 1.0×10<sup>5</sup>nGy/h</td> <td>1</td> <td rowspan="6">周辺監視区域 境界付近</td> </tr> <tr> <td>電離箱</td> <td>1.0×10<sup>0</sup>nGy/h～ 1.0×10<sup>4</sup>nGy/h</td> <td>1.0×10<sup>2</sup>nGy/h～ 1.0×10<sup>6</sup>nGy/h</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モニタリングステーション</td> <td>じんあい濃度計</td> <td>プラスチックシンチレーション 1.0×10<sup>-3</sup>cps～ 1.0×10<sup>3</sup>cps</td> <td>1.0×10<sup>-3</sup>cps～ 1.0×10<sup>3</sup>cps</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>よう素濃度計</td> <td>NaI (TI) シンチレーション 1.0×10<sup>-3</sup>cps～ 1.0×10<sup>3</sup>cps</td> <td>1.0×10<sup>-3</sup>cps～ 1.0×10<sup>3</sup>cps</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モニタリングポスト</td> <td>空気吸収線量率計</td> <td>NaI (TI) シンチレーション 1.0×10<sup>0</sup>nGy/h～ 1.0×10<sup>4</sup>nGy/h</td> <td>1.0×10<sup>1</sup>nGy/h～ 1.0×10<sup>5</sup>nGy/h</td> <td>各1</td> </tr> <tr> <td>電離箱</td> <td>1.0×10<sup>0</sup>nGy/h～ 1.0×10<sup>4</sup>nGy/h</td> <td>1.0×10<sup>2</sup>nGy/h～ 1.0×10<sup>6</sup>nGy/h</td> <td>各1</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(モニタリングステーションの写真)</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	個数	取付箇所	モニタリングステーション	空気吸収線量率計	NaI (TI) シンチレーション 1.0×10 <sup>0</sup> nGy/h～ 1.0×10 <sup>4</sup> nGy/h	1.0×10 <sup>1</sup> nGy/h～ 1.0×10 <sup>5</sup> nGy/h	1	周辺監視区域 境界付近	電離箱	1.0×10 <sup>0</sup> nGy/h～ 1.0×10 <sup>4</sup> nGy/h	1.0×10 <sup>2</sup> nGy/h～ 1.0×10 <sup>6</sup> nGy/h	1	モニタリングステーション	じんあい濃度計	プラスチックシンチレーション 1.0×10 <sup>-3</sup> cps～ 1.0×10 <sup>3</sup> cps	1.0×10 <sup>-3</sup> cps～ 1.0×10 <sup>3</sup> cps	1	よう素濃度計	NaI (TI) シンチレーション 1.0×10 <sup>-3</sup> cps～ 1.0×10 <sup>3</sup> cps	1.0×10 <sup>-3</sup> cps～ 1.0×10 <sup>3</sup> cps	1	モニタリングポスト	空気吸収線量率計	NaI (TI) シンチレーション 1.0×10 <sup>0</sup> nGy/h～ 1.0×10 <sup>4</sup> nGy/h	1.0×10 <sup>1</sup> nGy/h～ 1.0×10 <sup>5</sup> nGy/h	各1	電離箱	1.0×10 <sup>0</sup> nGy/h～ 1.0×10 <sup>4</sup> nGy/h	1.0×10 <sup>2</sup> nGy/h～ 1.0×10 <sup>6</sup> nGy/h	各1	<p>第1表 モニタリングポストの計測範囲等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">モニタリングポスト</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0～2×10<sup>4</sup>nGy/h</td> <td>計測範囲内で可変</td> <td>各1台</td> <td rowspan="2">周辺監視区域 境界付近 (5ヵ所配置)</td> </tr> <tr> <td>イオンチェンバ</td> <td>10<sup>0</sup>～10<sup>5</sup>nGy/h</td> <td>計測範囲内で可変</td> <td>各1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>モニタリングポスト</p> 	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所	モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	0～2×10 <sup>4</sup> nGy/h	計測範囲内で可変	各1台	周辺監視区域 境界付近 (5ヵ所配置)	イオンチェンバ	10 <sup>0</sup> ～10 <sup>5</sup> nGy/h	計測範囲内で可変	各1台	<p>表1 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの計測範囲等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">モニタリングポスト</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0.87 nGy/h～ 10<sup>4</sup> nGy/h</td> <td>0.87 nGy/h～ 10<sup>4</sup> nGy/h</td> <td>各1</td> <td rowspan="2">周辺監視区域 境界付近 (7箇所配置)</td> </tr> <tr> <td>電離箱</td> <td>10<sup>0</sup> nGy/h～ 10<sup>4</sup> nGy/h</td> <td>10<sup>1</sup> nGy/h～ 10<sup>5</sup> nGy/h</td> <td>各1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モニタリングステーション</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0.87 nGy/h～ 10<sup>4</sup> nGy/h</td> <td>0.87 nGy/h～ 10<sup>4</sup> nGy/h</td> <td>各1</td> <td rowspan="2">周辺監視区域 境界付近 (1箇所配置)</td> </tr> <tr> <td>電離箱</td> <td>10<sup>0</sup> nGy/h～ 10<sup>4</sup> nGy/h</td> <td>10<sup>1</sup> nGy/h～ 10<sup>5</sup> nGy/h</td> <td>各1</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(モニタリングポストの写真)</p>  <p>(モニタリングステーションの写真)</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所	モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	0.87 nGy/h～ 10 <sup>4</sup> nGy/h	0.87 nGy/h～ 10 <sup>4</sup> nGy/h	各1	周辺監視区域 境界付近 (7箇所配置)	電離箱	10 <sup>0</sup> nGy/h～ 10 <sup>4</sup> nGy/h	10 <sup>1</sup> nGy/h～ 10 <sup>5</sup> nGy/h	各1	モニタリングステーション	NaI(Tl)シンチレーション	0.87 nGy/h～ 10 <sup>4</sup> nGy/h	0.87 nGy/h～ 10 <sup>4</sup> nGy/h	各1	周辺監視区域 境界付近 (1箇所配置)	電離箱	10 <sup>0</sup> nGy/h～ 10 <sup>4</sup> nGy/h	10 <sup>1</sup> nGy/h～ 10 <sup>5</sup> nGy/h	各1	<p>【女川】【大飯】 設備の相違 外観、機器仕様 の相違</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	個数	取付箇所																																																																										
モニタリングステーション	空気吸収線量率計	NaI (TI) シンチレーション 1.0×10 <sup>0</sup> nGy/h～ 1.0×10 <sup>4</sup> nGy/h	1.0×10 <sup>1</sup> nGy/h～ 1.0×10 <sup>5</sup> nGy/h	1	周辺監視区域 境界付近																																																																										
	電離箱	1.0×10 <sup>0</sup> nGy/h～ 1.0×10 <sup>4</sup> nGy/h	1.0×10 <sup>2</sup> nGy/h～ 1.0×10 <sup>6</sup> nGy/h	1																																																																											
モニタリングステーション	じんあい濃度計	プラスチックシンチレーション 1.0×10 <sup>-3</sup> cps～ 1.0×10 <sup>3</sup> cps	1.0×10 <sup>-3</sup> cps～ 1.0×10 <sup>3</sup> cps	1																																																																											
	よう素濃度計	NaI (TI) シンチレーション 1.0×10 <sup>-3</sup> cps～ 1.0×10 <sup>3</sup> cps	1.0×10 <sup>-3</sup> cps～ 1.0×10 <sup>3</sup> cps	1																																																																											
モニタリングポスト	空気吸収線量率計	NaI (TI) シンチレーション 1.0×10 <sup>0</sup> nGy/h～ 1.0×10 <sup>4</sup> nGy/h	1.0×10 <sup>1</sup> nGy/h～ 1.0×10 <sup>5</sup> nGy/h	各1																																																																											
	電離箱	1.0×10 <sup>0</sup> nGy/h～ 1.0×10 <sup>4</sup> nGy/h	1.0×10 <sup>2</sup> nGy/h～ 1.0×10 <sup>6</sup> nGy/h	各1																																																																											
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所																																																																										
モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	0～2×10 <sup>4</sup> nGy/h	計測範囲内で可変	各1台	周辺監視区域 境界付近 (5ヵ所配置)																																																																										
	イオンチェンバ	10 <sup>0</sup> ～10 <sup>5</sup> nGy/h	計測範囲内で可変	各1台																																																																											
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所																																																																										
モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	0.87 nGy/h～ 10 <sup>4</sup> nGy/h	0.87 nGy/h～ 10 <sup>4</sup> nGy/h	各1	周辺監視区域 境界付近 (7箇所配置)																																																																										
	電離箱	10 <sup>0</sup> nGy/h～ 10 <sup>4</sup> nGy/h	10 <sup>1</sup> nGy/h～ 10 <sup>5</sup> nGy/h	各1																																																																											
モニタリングステーション	NaI(Tl)シンチレーション	0.87 nGy/h～ 10 <sup>4</sup> nGy/h	0.87 nGy/h～ 10 <sup>4</sup> nGy/h	各1	周辺監視区域 境界付近 (1箇所配置)																																																																										
	電離箱	10 <sup>0</sup> nGy/h～ 10 <sup>4</sup> nGy/h	10 <sup>1</sup> nGy/h～ 10 <sup>5</sup> nGy/h	各1																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料 1.17.4</p> <p>可搬式モニタリングポストによる放射線測定</p> <p>1. 操作の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>重大事故等が発生した場合に</b>、周辺監視区域境界付近の放射線量を測定するため、可搬式モニタリングポストを<b>6 個</b>配置する。</li> <li>● <b>1、2号炉背面道路</b>に保管している可搬式モニタリングポストを車両等で、測定場所に運搬し、配置、測定を開始する。</li> <li>● 測定値は、表示及び電子メモリに記録する<b>他、衛星電話</b>によるデータ伝送機能を使用し、緊急時対策所でも<b>確認</b>できる。</li> </ul> <p>2. 必要要員数・想定時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要要員数：<b>4名</b></li> </ul> <p>● 操作時間：配置場所での配置開始から測定開始まで<b>約8分/1個</b></p> <p>● 所要時間※：固定モニタリング設備の機能喪失時の代替用（6個）の配置 <b>約3.5時間</b></p> <p>※ 所要時間は、可搬式モニタリングポスト運搬時間を含む。</p>	<p style="text-align: center;">添付資料 1.17.5</p> <p>可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>1. 操作の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● モニタリングポストが機能喪失した際に、周辺監視区域境界付近の放射線量を測定するため、可搬型モニタリングポストを<b>6台</b>設置する。</li> <li>● また、海側に可搬型モニタリングポストを<b>2台</b>設置し、放射線量の監視に万全を期す。</li> <li>● さらに、緊急時対策所の加圧判断をするため、<b>緊急時対策建屋屋上</b>に可搬型モニタリングポストを1台設置し、放射線量の監視に万全を期す。</li> <li>● <b>緊急時対策建屋地上2階0.P.+69m、第1保管エリア0.P.+62m、第2保管エリア0.P.+62m及び第4保管エリア0.P.+62m</b>に保管する可搬型モニタリングポストを設置場所に運搬・設置し、測定を開始する。</li> <li>● 測定値は、機器本体での表示及び電子メモリに記録するほか、衛星系回線によるデータ伝送機能を使用し、緊急時対策所にて監視できる。</li> </ul> <p>2. 必要要員数・想定操作時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要要員数：可搬型モニタリングポスト（代替測定）<b>4名<sup>※1</sup></b>（放射線管理班員）                      ：可搬型モニタリングポスト（海側）<b>2名</b>（放射線管理班員）                      ：可搬型モニタリングポスト（緊急時対策建屋屋上）<b>2名</b>（重大事故等対応要員）</li> </ul> <p>● 操作時間：設置場所での操作開始から測定開始までは<b>約15分/台</b></p> <p>● 所要時間：モニタリングポストの代替用（6台）の設置は<b>270分以内<sup>※2</sup></b>                      ：海側<b>2か所</b>への設置は<b>90分以内<sup>※2</sup></b>                      ：緊急時対策建屋屋上<b>1か所</b>への設置は<b>40分以内<sup>※2</sup></b>                      ※1 可搬型モニタリングポスト（海側）<b>2名</b>を含む。                      ※2 所要時間は、可搬型モニタリングポストの運搬時間を含む。</p>	<p style="text-align: center;">添付資料 1.17.5</p> <p>可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>1. 操作の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した際に周辺監視区域境界付近の放射線量を測定するため、可搬型モニタリングポストを<b>8台</b>設置する。</li> <li>● また、海側に可搬型モニタリングポストを<b>3台</b>設置し、放射線量の監視に万全を期す</li> <li>● さらに、緊急時対策所の加圧判断をするため、<b>緊急時対策所付近</b>に可搬型モニタリングポストを1台設置し、放射線量の監視に万全を期す。</li> <li>● <b>緊急時対策所T.P.39m</b>に保管する可搬型モニタリングポストを設置場所に運搬・設置し、測定を開始する。</li> </ul> <p>● 測定値は、機器本体での表示及び電子メモリに記録するほか、衛星系回線によるデータ伝送機能を使用し、緊急時対策所にて監視できる。</p> <p>2. 必要要員数・想定操作時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要要員数：可搬型モニタリングポスト（代替測定）<b>2名</b>（放管班員）                      ：可搬型モニタリングポスト（海側）<b>2名</b>（放管班員）                      ：可搬型モニタリングポスト（緊急時対策所付近）<b>2名</b>（放管班員）</li> </ul> <p>● 操作時間：設置場所での設置開始から測定開始まで<b>約10分/1台</b></p> <p>● 所要時間：モニタリングポスト及びモニタリングステーションの代替用（8台）の配備は<b>190分以内<sup>※</sup></b>                      ：発電所海側<b>3箇所</b>への設置は<b>120分以内<sup>※</sup></b>                      ：緊急時対策所付近<b>1箇所</b>への設置は<b>50分以内</b></p> <p>※ 所要時間は防護装備着用、可搬型モニタリングポストの運搬時間を含む。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違          女川実績の反映</p> <p>【女川】【大阪】運用の相違          操作人数、機器の台数、保管場所、設置位置の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違          緊急時対策所における設置箇所の相違</p> <p>【女川】運用の相違          設備仕様の相違による操作時間の相違</p> <p>【女川】【大阪】運用の相違          操作人数、機器台数、設置位置の違いによる所要時間の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="91 288 719 831" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p data-bbox="129 485 280 507">衛星電話アンテナ部</p> <p data-bbox="607 304 667 327">検出器</p> <p data-bbox="607 448 696 470">バッテリー部</p> <div data-bbox="120 627 685 810" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【設置方法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬式モニタリングポスト本体を組み立てる。</li> <li>衛星電話のアンテナを南向きに設定する。</li> <li>可搬式モニタリングポスト本体、バッテリー部及び衛星電話アンテナ部をケーブルにて接続する。</li> <li>可搬式モニタリングポスト本体を起動し、可搬式モニタリングポスト表示部で放射線量の測定状態を確認する。</li> </ul> </div> </div>	<div data-bbox="734 288 1361 783" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p data-bbox="835 520 981 542">① 運搬イメージ</p> <p data-bbox="1160 520 1305 542">② 設置イメージ</p> <div data-bbox="757 579 1350 762" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【設置方法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>可搬式モニタリングポスト本体を組み立てる。</li> <li>衛星電話のアンテナを南向きに設定する。</li> <li>可搬式モニタリングポスト本体、外部バッテリー部、衛星電話アンテナ部をケーブルにて接続する。</li> </ul> </div> </div>	<div data-bbox="1384 288 2002 1225" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p data-bbox="1451 552 1619 574">① 運搬車両への積載</p> <p data-bbox="1720 552 1989 574">② 可搬式モニタリングポスト設置</p> <p data-bbox="1462 595 1933 617">図1 可搬式モニタリングポストの運搬・設置作業イメージ</p>  <p data-bbox="1541 687 1653 710">検出器</p> <p data-bbox="1541 687 1597 710">表示盤</p> <p data-bbox="1809 671 1921 694">衛星アンテナ</p> <p data-bbox="1552 959 1641 981">バッテリー</p> <p data-bbox="1518 1002 1966 1024">図2 可搬式モニタリングポスト 装置イメージ</p> <div data-bbox="1395 1066 1989 1193" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【設置方法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バッテリーケーブルが本体に接続されていることを確認する。</li> <li>衛星電話のアンテナを南向きに設定する。</li> <li>装置を起動し、表示部で放射線量を確認する。</li> </ul> </div> </div>	<p data-bbox="2022 403 2145 515">【女川】【大飯】 設備の相違 外観、設置方法 の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

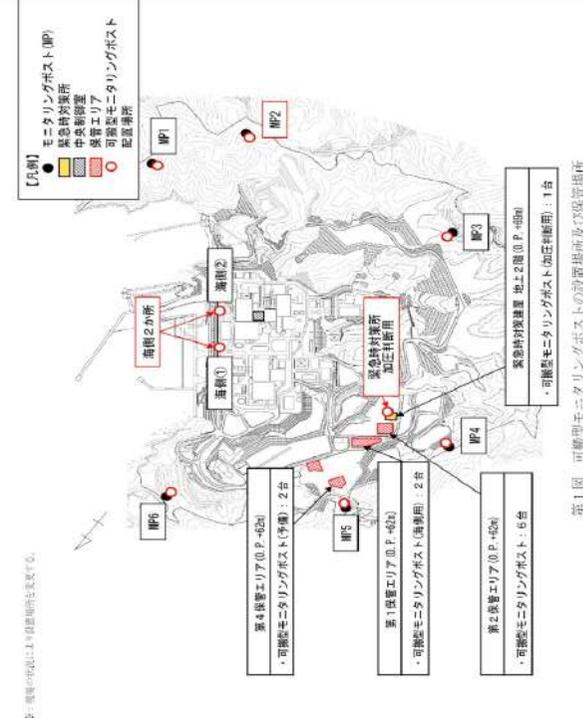
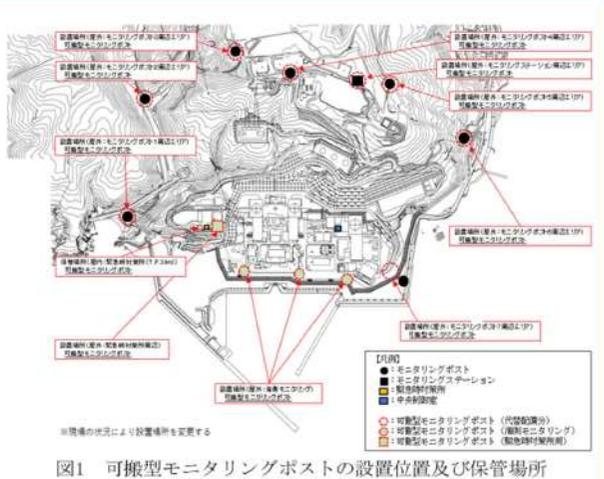
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.17.5</p> <p style="text-align: center;">可搬式モニタリングポスト</p> <p>可搬式モニタリングポストは3号炉及び4号炉共用で11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策所付近における放射線量の測定が可能な個数）、</p> <p>予備として6個を保管している。配置場所を図1、計測範囲等を表1、仕様を表2に示す。</p> <p>可搬式モニタリングポストの電源は、外部バッテリーにより7日間連続で稼働できる設計としており、外部バッテリーを交換することにより継続して計測できる。また、測定データは、可搬式モニタリングポストの電子メモリに記録するとともに、無線（衛星系回線）により、緊急時対策所に伝送することができる。</p> <p>また、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータから、放射能放出率を算出し、放出放射エネルギーを求める。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料 1.17.6</p> <p style="text-align: center;">可搬型モニタリングポスト</p> <p>重大事故等時、モニタリングポストが機能喪失した際に代替できるよう可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト配置位置に6台設置する。</p> <p>また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、可搬型モニタリングポストをモニタリングポストが配置されていない海側に2台、緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策建屋屋上に1台設置する。なお、可搬型モニタリングポストは、十分な検知性を有する位置に設置する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは合計9台（予備2台）保管する。可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所を第1図、計測範囲等を第1表、仕様を第2表に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、外部バッテリーにより5日間以上連続で稼働できる設計としており、外部バッテリーを交換することにより継続して計測できる。また、測定したデータは、可搬型モニタリングポストの電子メモリに記録するとともに、衛星系回線により緊急時対策所に伝送することができる。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料 1.17.6</p> <p style="text-align: center;">可搬型モニタリングポスト</p> <p>重大事故等時、モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した際に代替できるよう可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト及びモニタリングステーション配置位置に8台設置する。また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト及びモニタリングステーションが配置されていない海側に3台、緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策所付近に1台設置する。なお、可搬型モニタリングポストは、十分な検知性を有する位置に設置する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは合計12台（予備1台）保管する。可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所を図1、仕様を表2に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、外部バッテリーにより3.5日間以上連続で稼働できる設計としており、外部バッテリーを交換することにより、継続して測定できる。また、測定データは、可搬型モニタリングポスト本体の電子メモリに記録することができる。また、衛星系回線により緊急時対策所に伝送することができる。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違                  女川実績の反映                  【女川】【大飯】運用の相違                  機器の台数、設置位置、連続測定時間の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 可搬式モニタリングポストの配置位置                      下図に可搬式モニタリングポストの配置位置を示す。</p>  <p>図1 モニタリング設備の配置場所及び試料採取場所</p>	 <p>第1図 可搬式モニタリングポストの設置場所及び保管場所</p>	 <p>図1 可搬式モニタリングポストの設置位置及び保管場所</p>	<p>【女川】【大飯】                      設備の相違                      設置場所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大阪発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																																																			
<p>表1 可搬式モニタリングポストの計測範囲等 (主な項目)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬式モニタリングポスト</td> <td>NaI (Tl) シンチレーション式</td> <td>B.G. ~ 1.0×10<sup>6</sup>mGy/h</td> <td>—</td> <td>11 (予備6)</td> </tr> </tbody> </table> <p>表2 可搬式モニタリングポストの仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>7日間程度供給(外部バッテリーを交換することにより継続して計測)</td> </tr> <tr> <td>記録</td> <td>測定値は電子メモリに記録</td> </tr> <tr> <td>伝送</td> <td>無線(衛星系回線)により、緊急時対策所にてデータ収集 ※伝送が不調の場合は、現場で指示を確認する。</td> </tr> <tr> <td>概略寸法</td> <td>検出器部：約 500(W)×約 670(H)×約 300(D)mm 架台部：約 820(W)×約 470(H)×約 500(D)mm</td> </tr> <tr> <td>質量</td> <td>検出器部(内蔵バッテリー含む)：約 25kg 架台部(外部バッテリー含む)：約 45kg ※手順書を整備し、訓練により運搬・設置作業ができることを確認している。設置にかかる時間は、約 5.8 時間。(2~4名で車両を用いて 11 箇所設置)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(空開放射線量率) ・NaI (Tl) シンチレーション検出器</p>  <p>(可搬式モニタリングポストの写真)</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	個数	可搬式モニタリングポスト	NaI (Tl) シンチレーション式	B.G. ~ 1.0×10 <sup>6</sup> mGy/h	—	11 (予備6)	項目	内容	電源	7日間程度供給(外部バッテリーを交換することにより継続して計測)	記録	測定値は電子メモリに記録	伝送	無線(衛星系回線)により、緊急時対策所にてデータ収集 ※伝送が不調の場合は、現場で指示を確認する。	概略寸法	検出器部：約 500(W)×約 670(H)×約 300(D)mm 架台部：約 820(W)×約 470(H)×約 500(D)mm	質量	検出器部(内蔵バッテリー含む)：約 25kg 架台部(外部バッテリー含む)：約 45kg ※手順書を整備し、訓練により運搬・設置作業ができることを確認している。設置にかかる時間は、約 5.8 時間。(2~4名で車両を用いて 11 箇所設置)	<p>第1表 可搬型モニタリングポストの計測範囲等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th>検出器の種類</th> <th rowspan="2">計測範囲</th> <th rowspan="2">警報動作範囲</th> <th rowspan="2">台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション 半導体</td> <td>0~10<sup>6</sup>mGy/h<sup>※</sup></td> <td>計測範囲で可変 9台 (予備2台)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると予想される放射線量を測定できる設計とする。なお、測定上限値は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10<sup>6</sup>Gy/h)を踏まえ設定する。</p> <p>第2表 可搬型モニタリングポストの仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>外部バッテリー(2個)により5日以上連続で供給可能。 5日後からは、予備の外部バッテリー(2個)と交換することにより継続して計測可能。外部バッテリーは1個当たり約3時間で充電可能。</td> </tr> <tr> <td>記録</td> <td>測定値は本体の電子メモリに1週間分程度記録。</td> </tr> <tr> <td>伝送</td> <td>衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能。</td> </tr> <tr> <td>概略寸法</td> <td>本体：約 650(W)×約 650(H)×約 1050(D)mm 外部バッテリー：約 420(W)×約 330(H)×約 390(D)mm</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>合計：約 62kg 本体：約 38kg 外部バッテリー：約 24kg (約 12kg/個×2個)</td> </tr> </tbody> </table> <p>可搬型モニタリングポスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NaI (Tl) シンチレーション検出器</li> <li>・半導体式検出器</li> </ul>  <p>(イメージ)</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	可搬型モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション 半導体	0~10 <sup>6</sup> mGy/h <sup>※</sup>	計測範囲で可変 9台 (予備2台)	項目	仕様	電源	外部バッテリー(2個)により5日以上連続で供給可能。 5日後からは、予備の外部バッテリー(2個)と交換することにより継続して計測可能。外部バッテリーは1個当たり約3時間で充電可能。	記録	測定値は本体の電子メモリに1週間分程度記録。	伝送	衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能。	概略寸法	本体：約 650(W)×約 650(H)×約 1050(D)mm 外部バッテリー：約 420(W)×約 330(H)×約 390(D)mm	重量	合計：約 62kg 本体：約 38kg 外部バッテリー：約 24kg (約 12kg/個×2個)	<p>表1 可搬型モニタリングポストの計測範囲等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬型モニタリングポスト</td> <td>NaI(Tl) シンチレーション</td> <td>B.G. ~ 10 μGy/h</td> <td rowspan="2">—</td> <td rowspan="2">12 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>半導体</td> <td>5 μGy/h ~ 1,000 mGy/h<sup>※</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると予想される放射線量を測定できる設計とする。なお、測定上限値は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値(10<sup>6</sup>Gy/h)を踏まえ設定する。</p> <p>表2 可搬型モニタリングポストの仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源</td> <td>外部バッテリーにより連続3.5日間以上供給可能(外部バッテリーを交換することにより継続して計測可能) 外部バッテリーは約4時間で充電可能</td> </tr> <tr> <td>記録</td> <td>測定値は、本体の電子メモリに1週間分記録</td> </tr> <tr> <td>伝送</td> <td>衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能</td> </tr> <tr> <td>概略寸法</td> <td>検出器部：約 400(W)×300(D)×657(H)mm 外部バッテリー収納用筐体：約 700(W)×430(D)×468(H)mm</td> </tr> <tr> <td>重量</td> <td>合計：約 76kg 検出器部：約 25kg 外部バッテリー収納用筐体(外部バッテリー含む)：約 51kg</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NaI(Tl) シンチレーション検出器</li> <li>・半導体式検出器</li> </ul>  <p>外部バッテリー</p> <p>(可搬型モニタリングポストの写真)</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	可搬型モニタリングポスト	NaI(Tl) シンチレーション	B.G. ~ 10 μGy/h	—	12 (予備1)	半導体	5 μGy/h ~ 1,000 mGy/h <sup>※</sup>	項目	仕様	電源	外部バッテリーにより連続3.5日間以上供給可能(外部バッテリーを交換することにより継続して計測可能) 外部バッテリーは約4時間で充電可能	記録	測定値は、本体の電子メモリに1週間分記録	伝送	衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能	概略寸法	検出器部：約 400(W)×300(D)×657(H)mm 外部バッテリー収納用筐体：約 700(W)×430(D)×468(H)mm	重量	合計：約 76kg 検出器部：約 25kg 外部バッテリー収納用筐体(外部バッテリー含む)：約 51kg	<p>【女川】【大阪】 設備の相違 設備仕様、外観の相違</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	個数																																																																		
可搬式モニタリングポスト	NaI (Tl) シンチレーション式	B.G. ~ 1.0×10 <sup>6</sup> mGy/h	—	11 (予備6)																																																																		
項目	内容																																																																					
電源	7日間程度供給(外部バッテリーを交換することにより継続して計測)																																																																					
記録	測定値は電子メモリに記録																																																																					
伝送	無線(衛星系回線)により、緊急時対策所にてデータ収集 ※伝送が不調の場合は、現場で指示を確認する。																																																																					
概略寸法	検出器部：約 500(W)×約 670(H)×約 300(D)mm 架台部：約 820(W)×約 470(H)×約 500(D)mm																																																																					
質量	検出器部(内蔵バッテリー含む)：約 25kg 架台部(外部バッテリー含む)：約 45kg ※手順書を整備し、訓練により運搬・設置作業ができることを確認している。設置にかかる時間は、約 5.8 時間。(2~4名で車両を用いて 11 箇所設置)																																																																					
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数																																																																		
	可搬型モニタリングポスト				NaI(Tl)シンチレーション 半導体	0~10 <sup>6</sup> mGy/h <sup>※</sup>	計測範囲で可変 9台 (予備2台)																																																															
項目	仕様																																																																					
電源	外部バッテリー(2個)により5日以上連続で供給可能。 5日後からは、予備の外部バッテリー(2個)と交換することにより継続して計測可能。外部バッテリーは1個当たり約3時間で充電可能。																																																																					
記録	測定値は本体の電子メモリに1週間分程度記録。																																																																					
伝送	衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能。																																																																					
概略寸法	本体：約 650(W)×約 650(H)×約 1050(D)mm 外部バッテリー：約 420(W)×約 330(H)×約 390(D)mm																																																																					
重量	合計：約 62kg 本体：約 38kg 外部バッテリー：約 24kg (約 12kg/個×2個)																																																																					
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数																																																																		
可搬型モニタリングポスト	NaI(Tl) シンチレーション	B.G. ~ 10 μGy/h	—	12 (予備1)																																																																		
	半導体	5 μGy/h ~ 1,000 mGy/h <sup>※</sup>																																																																				
項目	仕様																																																																					
電源	外部バッテリーにより連続3.5日間以上供給可能(外部バッテリーを交換することにより継続して計測可能) 外部バッテリーは約4時間で充電可能																																																																					
記録	測定値は、本体の電子メモリに1週間分記録																																																																					
伝送	衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能																																																																					
概略寸法	検出器部：約 400(W)×300(D)×657(H)mm 外部バッテリー収納用筐体：約 700(W)×430(D)×468(H)mm																																																																					
重量	合計：約 76kg 検出器部：約 25kg 外部バッテリー収納用筐体(外部バッテリー含む)：約 51kg																																																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

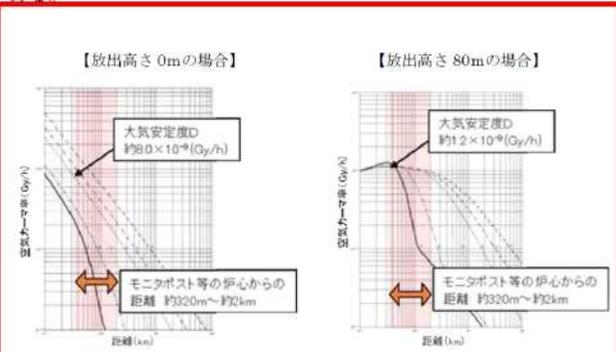
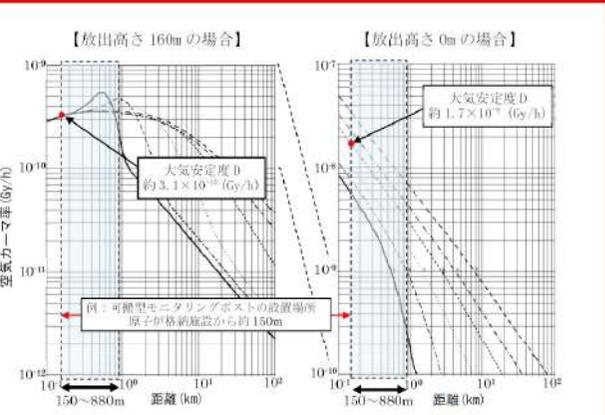
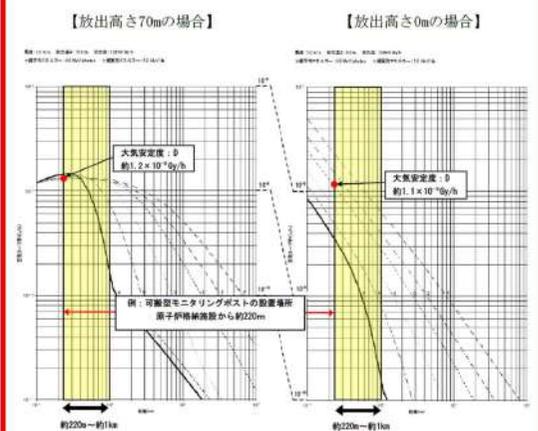
1.17 監視測定等に関する手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉 添付資料 1.17.7	泊発電所3号炉 添付資料 1.17.7	相違理由
<p>(2) 放射能放出率の算出</p> <p>重大事故等において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出するために、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。</p> <p>(出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会 平成22年4月）」より)</p> <p>a. 放射性希ガス放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times D \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h)                  D : 風下のモニタリング地点で実測された空気カーマ率<sup>※1</sup> (μGy/h)                  D<sub>0</sub> : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率 (μGy/h) (at 放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s, 実効エネルギー: 1MeV/dis)<sup>※2</sup>                  U : 平均風速 (m/s)                  E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>b. 放射性ヨウ素放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times X \times U / X_0 \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性ヨウ素放出率 (GBq/h)                  X : 風下のモニタリング地点で実測された大気中の放射性ヨウ素濃度<sup>※1</sup> (Bq/m<sup>3</sup>)                  X<sub>0</sub> : 地上高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図より読み取った地表における大気中放射性ヨウ素濃度 (Bq/m<sup>3</sup>) (at 放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s)<sup>※2</sup>                  U : 平均風速 (m/s)</p> <p>※1：モニタリングで得られたデータを使用                  ※2：排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布 (III) (日本原子力研究所 2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010)</p>	<p>放射能放出率の算出</p> <p>重大事故等が発生した場合に、海側敷地境界方向を含み原子炉格納施設を囲むように原子炉格納施設のおおむね8方向に可搬型モニタリングポストを設置し、風下方向の放射線量を測定する。                  また、可搬型モニタリングポストで得られた放射線量のデータから、放射能放出率を算出し、放出放射エネルギーを求める。</p> <p>1. 環境放射線モニタリング指針に基づく算出                  (1) 地上高さから放出された場合の測定について                  重大事故等時において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出するために、可搬型モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。</p> <p>出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会 平成22年4月）」より</p> <p>a. 放射性希ガス放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times \boxed{D} \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h)                  4 : 安全係数                  D : 風下の地表モニタリング地点で実測された空気カーマ率<sup>※1</sup> (μGy/h)                  U : 平均風速 (m/s)                  D<sub>0</sub> : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率<sup>※2</sup> (μGy/h) (at 放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s, 実効エネルギー: 1MeV/dis)                  E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>b. 放射性ヨウ素放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times \boxed{X} \times U / X_0 \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性ヨウ素放出率 (GBq/h)                  4 : 安全係数                  X : 風下の地表モニタリング地点で実測された大気中の放射性ヨウ素濃度<sup>※1</sup> (Bq/m<sup>3</sup>)                  U : 平均風速 (m/s)                  X<sub>0</sub> : 地上放出高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図より読み取った地表における大気中放射性ヨウ素濃度<sup>※2</sup> (Bq/m<sup>3</sup>) (at 放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s)</p> <p>※1：モニタリングで得られたデータを使用                  ※2：排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図及び放射性雲からの等空気カーマ率分布 (III) (日本原子力研究所 2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010)</p>	<p>放射能放出率の算出</p> <p>重大事故等が発生した場合に、海側敷地境界方向を含む原子炉格納施設を囲むように原子炉格納施設のおおむね8方向に可搬型モニタリングポストを設置し、風下方向の放射線量を測定する。                  また、可搬型モニタリングポストで得られた放射線量のデータから、放射能放出率を算出し、放出放射エネルギーを求める。</p> <p>1. 環境放射線モニタリング指針に基づく算出                  (1) 地上高さから放出された場合の測定について                  重大事故等時において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出するために、可搬型モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。</p> <p>(出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会 平成22年4月）」より)</p> <p>a. 放射性希ガス放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times \boxed{D} \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h)                  D : 風下のモニタリング地点で実測された空気カーマ率<sup>※1</sup> (μGy/h)                  D<sub>0</sub> : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率 (μGy/h) (at 放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s, 実効エネルギー: 1MeV/dis)<sup>※2</sup>                  U : 平均風速 (m/s)                  E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるγ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>b. 放射性ヨウ素放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times \boxed{X} \times U / X_0 \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性ヨウ素放出率 (GBq/h)                  X : 風下のモニタリング地点で実測された放射性ヨウ素濃度<sup>※1</sup> (Bq/m<sup>3</sup>)                  X<sub>0</sub> : 地上高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図から読み取った地表における大気中放射性ヨウ素濃度 (Bq/m<sup>3</sup>) (at 放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s)<sup>※2</sup>                  U : 平均風速 (m/s)</p> <p>※1：モニタリングで得られたデータを使用                  ※2：排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布 (III) (日本原子力研究所 2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010)</p>	<p>【大阪】記載方針の相違                  女川実績の反映</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 可搬式モニタリングポストによる放射線量率の検出について                      重大事故等が発生した場合に、周辺監視区域境界付近に設置している固定モニタリング設備（モニタリングステーション1台、モニタリングポスト5台）が機能を喪失した場合の代替用に6個及び海側敷地境界方向に5個可搬式モニタリングポストを設置し、風下方向の放射線量を測定する。</p> <p>なお、ブルームが高い位置から放出された場合でも、ブルームが通過する上空と地表面の間に放射線を遮へいするものが無いため、地表面に設置する可搬式モニタリングポストで十分に計測が可能である。</p> <div data-bbox="100 422 716 1077" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p>図2 地表面における放射性雲からのγ線による空気カーマ率分布図</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布（Ⅲ）」                      （日本原子力研究所 2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010）</p> </div>	<p>(2) 高い位置から放出された場合の測定について                      可搬式モニタリングポストは、地表面に設置するため、高所から放射性雲が放出された場合、放射線量率としては低くなる。</p> <p>しかしながら、放射性雲が通過する上空と地表面の間に放射線を遮蔽するものがないため、地表面に設置する可搬式モニタリングポストで十分に測定が可能である。</p> <div data-bbox="750 454 1355 1093" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p>図1 各大気安定度における地表面での放射性雲からのγ線による空気カーマ率分布図</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布（Ⅲ）」（日本原子力研究所 2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010）（条件等加算）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気筒高さ：0. P. +175m<sup>※</sup></li> <li>・敷地グラウンドレベル：0. P. +15m<sup>※</sup></li> <li>・可搬式モニタリングポスト設置場所（原子伊格納施設から約150～880m）</li> </ul> <p>※：2011年東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動を考慮すると、表記値より一様に1m沈下</p> </div>	<p>(2) 高い位置から放出された場合の測定について                      可搬式モニタリングポストは、地表面に配置するため、高所からブルームが放出された場合、放射線量率としては低くなる。</p> <p>しかしながら、ブルームが通過する上空と地表面の間に放射線を遮蔽するものがないため、地表面に設置する可搬式モニタリングポストで十分に測定が可能である。</p> <div data-bbox="1422 454 1960 1101" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p>図1 各大気安定度における地表面でのブルームからのγ線による空気カーマ率分布図</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布（Ⅲ）」                      （日本原子力研究所2004年6月 JAERI-Data/Code 2004-010）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気筒高さ：T. P. 83. 1m</li> <li>・敷地グラウンドレベル：T. P. 10. 0m</li> <li>・可搬式モニタリングポスト設置場所（原子伊格納施設から約220m～約1km）</li> </ul> </div>	<p>【大阪】記載方針の相違                      女川実績の反映</p> <p>【女川】【大阪】設備の相違                      排気筒高さ、可搬式モニタリングポスト設置場所の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 放出放射能量の計算例                      以下に、放射性希ガスによる放出放射能量の計算例を示す。                      (風速は「1m」、大気安定度は「D」とする。)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <math display="block">\text{放射性希ガス放出率} = 4 \times D \times U / D_0 / E</math> <math display="block">= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 1.2 \times 10^{-3} / 0.5 = 3.3 \times 10^8 \text{ (GBq/h)}</math> <math display="block">(3.3 \times 10^{17} \text{ Bq/h})</math> <p>4 : 安全係数                      D : モニタリング地点（風下方向）実測された空間放射線量率                      ⇒ 50 mGy/h (5 × 10<sup>4</sup> μGy/h) ※ 1Sv = 1Gy とした                      U : 放出地上高さにおける平均風速                      ⇒ 1.0 m/s                      D<sub>0</sub> : 1.2 × 10<sup>-3</sup> μGy/h                      E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー                      ⇒ 0.5 MeV/dis</p> <p>※ 放射性よう素の放出放射能量は、可搬式ダストサンプラにより採取、測定したデータから算出する。</p> </div>	<p>(3) 放射能放出率の算出                      &lt;放射能放出率の計算例&gt;                      以下に、放射性希ガスによる放射能放出率の計算例を示す。                      (風速は「1m/s」、大気安定度は「D」とする。)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <math display="block">\text{放射性希ガス放出率} = 4 \times D \times U / D_0 / E</math> <math display="block">= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 3.1 \times 10^{-3} / 0.5</math> <math display="block">= 1.3 \times 10^8 \text{ (GBq/h)} (1.3 \times 10^{16} \text{ Bq/h})</math> <p>4 : 安全係数                      D : 地表モニタリング地点で（風下方向）実測された空間放射線量率                      ⇒ 50 mGy/h (5 × 10<sup>4</sup> μGy/h) ※ 1Sv = 1Gy とした                      U : 放出地上高さにおける平均風速                      ⇒ 1.0 m/s                      D<sub>0</sub> : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率                      ⇒ 3.1 × 10<sup>-3</sup> μGy/h                      E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー                      ⇒ 0.5 MeV/dis</p> <p>※：放射性よう素の放射能放出率は、可搬型ダスト・よう素サンプラにより採取し、可搬型放射線計測装置により測定したデータから算出する。</p> </div>	<p>(3) 放射能放出率の算出                      &lt;放射能放出率の計算例&gt;                      以下に、放射性希ガスによる放射能放出率の計算例を示す。                      (風速は「1m」、大気安定度は「D」とする。)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <math display="block">\text{放射性希ガス放出率} = 4 \times D \times U / D_0 / E</math> <math display="block">= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 1.2 \times 10^{-3} / 0.5 = 3.3 \times 10^8 \text{ (GBq/h)}</math> <math display="block">(3.3 \times 10^{17} \text{ Bq/h})</math> <p>4 : 安全係数                      D : モニタリング地点（風下方向）で実測された空間放射線量率                      ⇒ 50 mGy/h (5 × 10<sup>4</sup> μGy/h) ※ 1Sv = 1Gy とした                      U : 放出地上高さにおける平均風速                      ⇒ 1.0 m/s                      D<sub>0</sub> : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率                      ⇒ 1.2 × 10<sup>-3</sup> μGy/h                      E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるγ線実効エネルギー                      ⇒ 0.5 MeV/dis</p> <p>※ 放射性よう素の放出放射能量は、可搬型ダスト・よう素サンプラにより採取・測定したデータから算出する。</p> </div>	<p>【大飯】記載方針の相違                      女川実績の反映</p> <p>【女川】【大飯】設備の相違                      地上放出高さの相違</p>

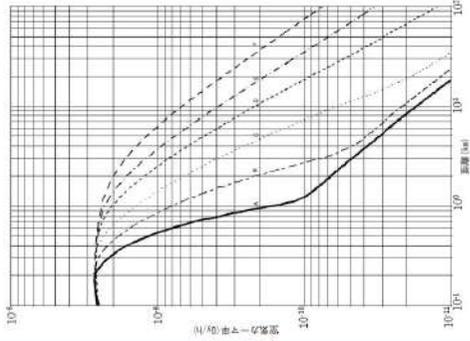
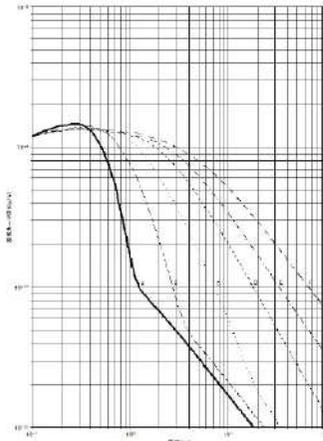
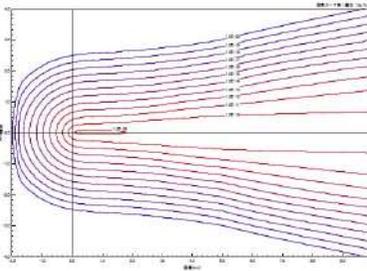
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>(4) 可搬型モニタリングポストの設置場所における放射性雲の検知性について</p> <p>a. 環境放射線モニタリング指針に基づく評価</p> <p>放射性雲が放出された場合において、放射性雲は必ずしも可搬型モニタリングポストの設置場所を通過するわけではなく、間隙を通過するケースも考えられる。そのため、第1表の条件において、放出高さ及び大気安定度が該当する空気カーマ率図（第2図、第3図）を用いて、設置する可搬型モニタリングポストの検知性を評価した。</p> <p style="text-align: center;">第1表 評価条件</p> <table border="1" data-bbox="750 491 1361 906"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定内容</th> <th>設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速</td> <td>1.0m/s</td> <td>それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として1.0m/sを設定した。</td> </tr> <tr> <td>風向</td> <td>8方位</td> <td>可搬型モニタリングポストの設置場所を考慮した。</td> </tr> <tr> <td>大気安定度</td> <td>D（中立）</td> <td>女川原子力発電所で観測された大気安定度のうち、最も出現頻度の高い大気安定度を採用（2012年1月～12月）した。</td> </tr> <tr> <td>放出位置</td> <td>2号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管（地上高約37m、標高約50m）</td> <td>2号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管からの放出を想定した。</td> </tr> <tr> <td>評価地点</td> <td>可搬型モニタリングポストの設置場所</td> <td>当該設置場所での放射性雲の検知性を確認するため。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定内容	設定理由	風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として1.0m/sを設定した。	風向	8方位	可搬型モニタリングポストの設置場所を考慮した。	大気安定度	D（中立）	女川原子力発電所で観測された大気安定度のうち、最も出現頻度の高い大気安定度を採用（2012年1月～12月）した。	放出位置	2号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管（地上高約37m、標高約50m）	2号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管からの放出を想定した。	評価地点	可搬型モニタリングポストの設置場所	当該設置場所での放射性雲の検知性を確認するため。	<p>(4) 可搬型モニタリングポスト設置場所におけるブルームの検知性について</p> <p>a. 環境放射線モニタリング指針に基づく評価</p> <p>ブルームが放出された場合において、ブルームは必ずしも可搬型モニタリングポストの設置場所を通過するわけではなく、間隙を通過するケースも考えられる。そのため、第1表の条件において、放出高さ及び大気安定度が該当する空気カーマ率図（第2図、第3図）を用いて、設置する可搬型モニタリングポストの検知性を評価した。</p> <p style="text-align: center;">第1表 評価条件</p> <table border="1" data-bbox="1393 491 2004 970"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定内容</th> <th>設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速</td> <td>1.0m/s</td> <td>それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として1.0m/sを設定した。</td> </tr> <tr> <td>風速</td> <td>8方位</td> <td>可搬型モニタリングポストの設置場所を考慮した。</td> </tr> <tr> <td>大気安定度</td> <td>D（中立）</td> <td>泊発電所構内で最も出現頻度の高い大気安定度を採用した。</td> </tr> <tr> <td>放出位置</td> <td>3号炉格納容器地上高（70m）</td> <td>3号炉原子炉格納容器からの漏えいを想定</td> </tr> <tr> <td>評価地点</td> <td>可搬型モニタリングポストの設置場所</td> <td>当該設置場所でのブルームの検知性確認のため。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定内容	設定理由	風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として1.0m/sを設定した。	風速	8方位	可搬型モニタリングポストの設置場所を考慮した。	大気安定度	D（中立）	泊発電所構内で最も出現頻度の高い大気安定度を採用した。	放出位置	3号炉格納容器地上高（70m）	3号炉原子炉格納容器からの漏えいを想定	評価地点	可搬型モニタリングポストの設置場所	当該設置場所でのブルームの検知性確認のため。	<p>【大飯】記載方針の相違    女川実績の反映</p> <p>【女川】【大飯】設備の相違    放出位置の相違</p>
項目	設定内容	設定理由																																					
風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として1.0m/sを設定した。																																					
風向	8方位	可搬型モニタリングポストの設置場所を考慮した。																																					
大気安定度	D（中立）	女川原子力発電所で観測された大気安定度のうち、最も出現頻度の高い大気安定度を採用（2012年1月～12月）した。																																					
放出位置	2号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管（地上高約37m、標高約50m）	2号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管からの放出を想定した。																																					
評価地点	可搬型モニタリングポストの設置場所	当該設置場所での放射性雲の検知性を確認するため。																																					
項目	設定内容	設定理由																																					
風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として1.0m/sを設定した。																																					
風速	8方位	可搬型モニタリングポストの設置場所を考慮した。																																					
大気安定度	D（中立）	泊発電所構内で最も出現頻度の高い大気安定度を採用した。																																					
放出位置	3号炉格納容器地上高（70m）	3号炉原子炉格納容器からの漏えいを想定																																					
評価地点	可搬型モニタリングポストの設置場所	当該設置場所でのブルームの検知性確認のため。																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

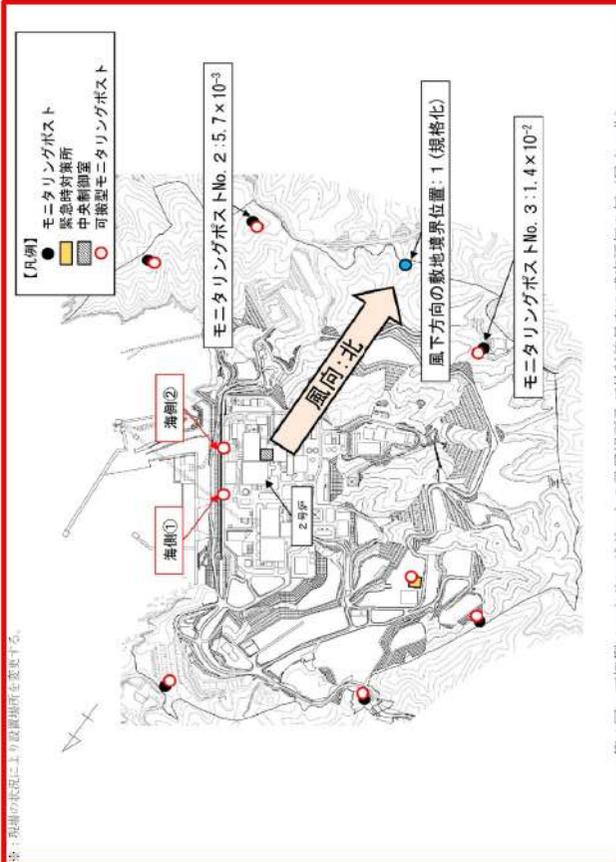
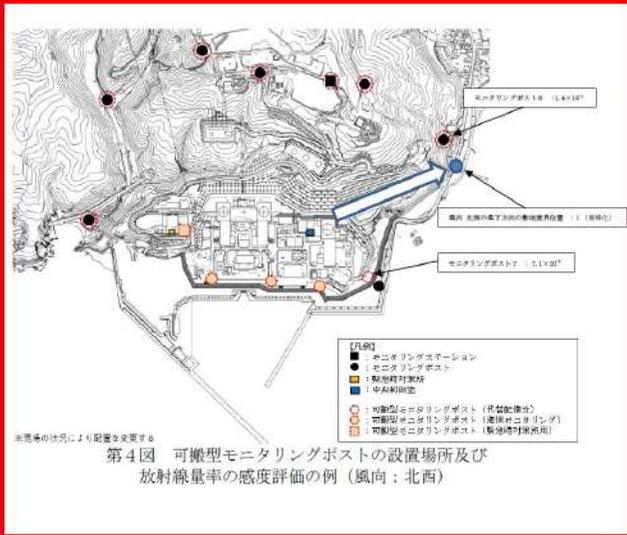
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【放出高さ40m】</p>  <p>第2図 風下軸上空気カーマ率</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布および放射性雲からの等空気カーマ率分布図（Ⅲ）」（日本原子力研究所2004年6月 JAERI-Deta/Code 2004-010）</p>	 <p>第2図 風下軸上空気カーマ率</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布および放射性雲からの等空気カーマ率分布図（Ⅲ）」（日本原子力研究所 2004年6月 JAERI-Deta/Code 2004-010）</p>  <p>第3図 風下直角方向空気カーマ率</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布および放射性雲からの等空気カーマ率分布図（Ⅲ）」（日本原子力研究所 2004年6月 JAERI-Deta/Code 2004-010）</p>	<p>【女川】設備の相違                  放出位置の相違                  【大飯】記載方針の相違                  女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																													
	<p>b. 評価結果</p> <p>各風向における評価地点での放射線量率を読み取り（第4図）、その感度を第2表に示す。ここでは、風向きによる差を確認するために、風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1と規格化して求めた。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約2桁低くなるが、最低でも<math>1.4 \times 10^{-2}</math>程度の感度を有しており、放射性雲通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p> <div data-bbox="739 399 1366 925" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第2表 各風向による評価地点での放射線量率の感度（1）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>評価地点での放射線量率の感度 (風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化)</caption> <thead> <tr> <th>評価地点</th> <th>南</th> <th>南西</th> <th>西</th> <th>北西</th> <th>北</th> <th>北東</th> <th>東</th> <th>南東</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト No.1</td> <td><math>4.3 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>1.9 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>7.7 \times 10^{-5}</math></td> <td><math>9.5 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>6.7 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>6.3 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>2.9 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>2.2 \times 10^{-4}</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.2</td> <td><math>2.2 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>3.8 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>5.8 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>2.9 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>5.7 \times 10^{-3}</math></td> <td><math>1.1 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>2.9 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>1.7 \times 10^{-4}</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.3</td> <td><math>8.7 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>6.9 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>1.2 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>9.5 \times 10^{-5}</math></td> <td><math>1.4 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>5.3 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>1.9 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>1.7 \times 10^{-4}</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.4</td> <td><math>2.6 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>1.2 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>6.5 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>9.5 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>4.8 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>2.1 \times 10^{-3}</math></td> <td><math>6.7 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.4 \times 10^{-4}</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.5</td> <td><math>4.3 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>3.8 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>2.3 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>2.4 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>2.9 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>2.1 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>1.4 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>1.3 \times 10^{-1}</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.6</td> <td><math>2.6 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>1.5 \times 10^{-3}</math></td> <td><math>1.2 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>5.2 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>3.3 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>7.9 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>2.9 \times 10^{-4}</math></td> <td><math>8.7 \times 10^{-3}</math></td> </tr> <tr> <td>海側(No.1)</td> <td><math>5.2 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>5.8 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>1.9 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.1 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>6.7 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>5.3 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>9.5 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>1.3 \times 10^{-1}</math></td> </tr> <tr> <td>海側(No.2)</td> <td><math>8.7 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>1.9 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.7 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>9.5 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>1.4 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>5.3 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>3.8 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>4.3 \times 10^{-2}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>■：風下方向の評価地点を示す。              □：風下方向のうち、最も高い値となるもの。</p> </div>	評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東	モニタリングポスト No.1	$4.3 \times 10^{-4}$	$1.9 \times 10^{-4}$	$7.7 \times 10^{-5}$	$9.5 \times 10^{-2}$	$6.7 \times 10^{-4}$	$6.3 \times 10^{-4}$	$2.9 \times 10^{-4}$	$2.2 \times 10^{-4}$	モニタリングポスト No.2	$2.2 \times 10^{-4}$	$3.8 \times 10^{-4}$	$5.8 \times 10^{-4}$	$2.9 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-3}$	$1.1 \times 10^{-4}$	$2.9 \times 10^{-4}$	$1.7 \times 10^{-4}$	モニタリングポスト No.3	$8.7 \times 10^{-4}$	$6.9 \times 10^{-4}$	$1.2 \times 10^{-4}$	$9.5 \times 10^{-5}$	$1.4 \times 10^{-2}$	$5.3 \times 10^{-2}$	$1.9 \times 10^{-4}$	$1.7 \times 10^{-4}$	モニタリングポスト No.4	$2.6 \times 10^{-4}$	$1.2 \times 10^{-4}$	$6.5 \times 10^{-4}$	$9.5 \times 10^{-4}$	$4.8 \times 10^{-4}$	$2.1 \times 10^{-3}$	$6.7 \times 10^{-1}$	$7.4 \times 10^{-4}$	モニタリングポスト No.5	$4.3 \times 10^{-4}$	$3.8 \times 10^{-4}$	$2.3 \times 10^{-4}$	$2.4 \times 10^{-4}$	$2.9 \times 10^{-4}$	$2.1 \times 10^{-4}$	$1.4 \times 10^{-2}$	$1.3 \times 10^{-1}$	モニタリングポスト No.6	$2.6 \times 10^{-1}$	$1.5 \times 10^{-3}$	$1.2 \times 10^{-4}$	$5.2 \times 10^{-4}$	$3.3 \times 10^{-4}$	$7.9 \times 10^{-4}$	$2.9 \times 10^{-4}$	$8.7 \times 10^{-3}$	海側(No.1)	$5.2 \times 10^{-1}$	$5.8 \times 10^{-1}$	$1.9 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-2}$	$6.7 \times 10^{-2}$	$5.3 \times 10^{-2}$	$9.5 \times 10^{-2}$	$1.3 \times 10^{-1}$	海側(No.2)	$8.7 \times 10^{-2}$	$1.9 \times 10^{-1}$	$7.7 \times 10^{-1}$	$9.5 \times 10^{-2}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$5.3 \times 10^{-2}$	$3.8 \times 10^{-2}$	$4.3 \times 10^{-2}$	<p>b. 評価結果</p> <p>各風向における評価地点での放射線量率を読み取り（第4図）、その感度を第2表に示す。ここでは、風向きによる差を確認するために、風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1と規格化して求めた。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約1桁低くなるが、最低でも<math>1.4 \times 10^{-1}</math>程度の感度を有しており、ブルーム通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p> <div data-bbox="1377 399 2004 821" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第2表 各風向による評価地点での放射線量率の感度（1）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <caption>評価地点での放射線量率の感度 (風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化)</caption> <thead> <tr> <th>評価地点</th> <th>南</th> <th>南西</th> <th>西</th> <th>北西</th> <th>北</th> <th>北東</th> <th>東</th> <th>南東</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト1</td> <td><math>1.4 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>7.1 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>1.4 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.1 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.1 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>2.1 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>2.9 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.1 \times 10^{-1}</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト2</td> <td><math>1.0 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>7.1 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>2.1 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>5.7 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>4.3 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>6.4 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>2.1 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.1 \times 10^{-1}</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト3</td> <td><math>3.8 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>7.1 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>4.3 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>4.3 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>2.1 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>2.1 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>4.3 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>2.9 \times 10^{-1}</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト4</td> <td><math>2.1 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>6.4 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>5.7 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>5.0 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>1.4 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>1.4 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>2.1 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.1 \times 10^{-1}</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td><math>5.7 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>2.1 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.1 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>4.6 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>6.4 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>4.3 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>5.0 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.1 \times 10^{-1}</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト5</td> <td><math>2.1 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>5.7 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>3.6 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>5.7 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.1 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>4.3 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>4.3 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>5.7 \times 10^{-1}</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト6</td> <td><math>5.7 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>2.9 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.1 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>1.4 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>3.6 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>5.7 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>4.3 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>3.6 \times 10^{-1}</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト7</td> <td><math>1.4 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>1.4 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>2.9 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.1 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>6.4 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>3.6 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>5.7 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>2.1 \times 10^{-1}</math></td> </tr> <tr> <td>海側No.3</td> <td><math>4.3 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>3.6 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>3.6 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>4.3 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.1 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>3.7 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>5.7 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.1 \times 10^{-1}</math></td> </tr> <tr> <td>海側No.2</td> <td><math>5.0 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>2.1 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>1.4 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>1.4 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>2.1 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.1 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>3.7 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>3.6 \times 10^{-1}</math></td> </tr> <tr> <td>海側No.1</td> <td><math>2.1 \times 10^{-2}</math></td> <td><math>2.9 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.1 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>7.1 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>1.4 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>4.3 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>5.7 \times 10^{-1}</math></td> <td><math>6.4 \times 10^{-1}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>■：風下方向の評価地点を示す。              □：風下方向のうち、最も高い値となるもの。</p> </div>	評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東	モニタリングポスト1	$1.4 \times 10^{-2}$	$7.1 \times 10^{-2}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$2.9 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	モニタリングポスト2	$1.0 \times 10^{-2}$	$7.1 \times 10^{-2}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$6.4 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	モニタリングポスト3	$3.8 \times 10^{-2}$	$7.1 \times 10^{-2}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$2.9 \times 10^{-1}$	モニタリングポスト4	$2.1 \times 10^{-2}$	$6.4 \times 10^{-2}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$5.0 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	モニタリングステーション	$5.7 \times 10^{-2}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$4.6 \times 10^{-1}$	$6.4 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$5.0 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	モニタリングポスト5	$2.1 \times 10^{-2}$	$5.7 \times 10^{-2}$	$3.6 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	モニタリングポスト6	$5.7 \times 10^{-2}$	$2.9 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$3.6 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$3.6 \times 10^{-1}$	モニタリングポスト7	$1.4 \times 10^{-2}$	$1.4 \times 10^{-2}$	$2.9 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$6.4 \times 10^{-1}$	$3.6 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	海側No.3	$4.3 \times 10^{-2}$	$3.6 \times 10^{-1}$	$3.6 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$3.7 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	海側No.2	$5.0 \times 10^{-2}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$3.7 \times 10^{-1}$	$3.6 \times 10^{-1}$	海側No.1	$2.1 \times 10^{-2}$	$2.9 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$6.4 \times 10^{-1}$	<p>【大飯】記載方針の相違              女川実績の反映</p> <p>【女川】設備の相違              放出位置、可搬型モニタリングポスト設置場所の相違</p>
評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.1	$4.3 \times 10^{-4}$	$1.9 \times 10^{-4}$	$7.7 \times 10^{-5}$	$9.5 \times 10^{-2}$	$6.7 \times 10^{-4}$	$6.3 \times 10^{-4}$	$2.9 \times 10^{-4}$	$2.2 \times 10^{-4}$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.2	$2.2 \times 10^{-4}$	$3.8 \times 10^{-4}$	$5.8 \times 10^{-4}$	$2.9 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-3}$	$1.1 \times 10^{-4}$	$2.9 \times 10^{-4}$	$1.7 \times 10^{-4}$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.3	$8.7 \times 10^{-4}$	$6.9 \times 10^{-4}$	$1.2 \times 10^{-4}$	$9.5 \times 10^{-5}$	$1.4 \times 10^{-2}$	$5.3 \times 10^{-2}$	$1.9 \times 10^{-4}$	$1.7 \times 10^{-4}$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.4	$2.6 \times 10^{-4}$	$1.2 \times 10^{-4}$	$6.5 \times 10^{-4}$	$9.5 \times 10^{-4}$	$4.8 \times 10^{-4}$	$2.1 \times 10^{-3}$	$6.7 \times 10^{-1}$	$7.4 \times 10^{-4}$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.5	$4.3 \times 10^{-4}$	$3.8 \times 10^{-4}$	$2.3 \times 10^{-4}$	$2.4 \times 10^{-4}$	$2.9 \times 10^{-4}$	$2.1 \times 10^{-4}$	$1.4 \times 10^{-2}$	$1.3 \times 10^{-1}$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.6	$2.6 \times 10^{-1}$	$1.5 \times 10^{-3}$	$1.2 \times 10^{-4}$	$5.2 \times 10^{-4}$	$3.3 \times 10^{-4}$	$7.9 \times 10^{-4}$	$2.9 \times 10^{-4}$	$8.7 \times 10^{-3}$																																																																																																																																																																																								
海側(No.1)	$5.2 \times 10^{-1}$	$5.8 \times 10^{-1}$	$1.9 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-2}$	$6.7 \times 10^{-2}$	$5.3 \times 10^{-2}$	$9.5 \times 10^{-2}$	$1.3 \times 10^{-1}$																																																																																																																																																																																								
海側(No.2)	$8.7 \times 10^{-2}$	$1.9 \times 10^{-1}$	$7.7 \times 10^{-1}$	$9.5 \times 10^{-2}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$5.3 \times 10^{-2}$	$3.8 \times 10^{-2}$	$4.3 \times 10^{-2}$																																																																																																																																																																																								
評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト1	$1.4 \times 10^{-2}$	$7.1 \times 10^{-2}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$2.9 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト2	$1.0 \times 10^{-2}$	$7.1 \times 10^{-2}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$6.4 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト3	$3.8 \times 10^{-2}$	$7.1 \times 10^{-2}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$2.9 \times 10^{-1}$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト4	$2.1 \times 10^{-2}$	$6.4 \times 10^{-2}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$5.0 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$																																																																																																																																																																																								
モニタリングステーション	$5.7 \times 10^{-2}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$4.6 \times 10^{-1}$	$6.4 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$5.0 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト5	$2.1 \times 10^{-2}$	$5.7 \times 10^{-2}$	$3.6 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト6	$5.7 \times 10^{-2}$	$2.9 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$3.6 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$3.6 \times 10^{-1}$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト7	$1.4 \times 10^{-2}$	$1.4 \times 10^{-2}$	$2.9 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$6.4 \times 10^{-1}$	$3.6 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$																																																																																																																																																																																								
海側No.3	$4.3 \times 10^{-2}$	$3.6 \times 10^{-1}$	$3.6 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$3.7 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$																																																																																																																																																																																								
海側No.2	$5.0 \times 10^{-2}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$2.1 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$3.7 \times 10^{-1}$	$3.6 \times 10^{-1}$																																																																																																																																																																																								
海側No.1	$2.1 \times 10^{-2}$	$2.9 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$7.1 \times 10^{-1}$	$1.4 \times 10^{-1}$	$4.3 \times 10^{-1}$	$5.7 \times 10^{-1}$	$6.4 \times 10^{-1}$																																																																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【大飯】記載方針の相違              女川実績の反映</p> <p>【女川】設備の相違              放出位置、可搬型モニタリングポスト設置場所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																																																																																																																																																																													
	<p>また、可搬型モニタリングポストの設置場所にアクセスできない場合の代替測定場所（第5図）での放射線量率の感度について同様に評価した。その感度を第3表に示す。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約1桁低くなるが、最低でも<math>2.2 \times 10^{-1}</math>程度の感度を有しており、放射性雲通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p> <p>第3表 各風向による評価地点での放射線量率の感度（2）</p> <table border="1" data-bbox="739 406 1364 837"> <caption>評価地点での放射線量率の感度 (風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化)</caption> <thead> <tr> <th>評価地点</th> <th>南</th> <th>南西</th> <th>西</th> <th>北西</th> <th>北</th> <th>北東</th> <th>東</th> <th>南東</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト No.1代替位置</td> <td><math>2.2 \times 10^2</math></td> <td><math>3.8 \times 10^2</math></td> <td><math>1.9 \times 10^1</math></td> <td><math>9.5 \times 10^1</math></td> <td><math>1.4 \times 10^1</math></td> <td><math>4.0 \times 10^2</math></td> <td><math>1.9 \times 10^3</math></td> <td><math>1.7 \times 10^3</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.2代替位置</td> <td><math>1.7 \times 10^2</math></td> <td><math>3.1 \times 10^2</math></td> <td><math>7.7 \times 10^2</math></td> <td><math>7.1 \times 10^1</math></td> <td><math>2.9 \times 10^2</math></td> <td><math>6.0 \times 10^2</math></td> <td><math>2.4 \times 10^2</math></td> <td><math>1.7 \times 10^2</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.3代替位置</td> <td><math>1.3 \times 10^2</math></td> <td><math>1.2 \times 10^2</math></td> <td><math>1.5 \times 10^2</math></td> <td><math>6.2 \times 10^2</math></td> <td><math>4.3 \times 10^2</math></td> <td><math>4.0 \times 10^1</math></td> <td><math>4.8 \times 10^2</math></td> <td><math>1.7 \times 10^2</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.4代替位置</td> <td><math>3.5 \times 10^4</math></td> <td><math>1.2 \times 10^4</math></td> <td><math>1.2 \times 10^4</math></td> <td><math>1.4 \times 10^4</math></td> <td><math>4.8 \times 10^4</math></td> <td><math>8.0 \times 10^3</math></td> <td><math>9.5 \times 10^4</math></td> <td><math>6.5 \times 10^3</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.5代替位置</td> <td><math>3.5 \times 10^3</math></td> <td><math>4.6 \times 10^4</math></td> <td><math>2.3 \times 10^4</math></td> <td><math>2.4 \times 10^4</math></td> <td><math>3.8 \times 10^4</math></td> <td><math>2.0 \times 10^3</math></td> <td><math>4.3 \times 10^2</math></td> <td><math>2.2 \times 10^2</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.6代替位置</td> <td><math>2.2 \times 10^1</math></td> <td><math>3.8 \times 10^2</math></td> <td><math>5.8 \times 10^4</math></td> <td><math>3.8 \times 10^4</math></td> <td><math>3.8 \times 10^4</math></td> <td><math>6.0 \times 10^4</math></td> <td><math>2.4 \times 10^2</math></td> <td><math>4.3 \times 10^2</math></td> </tr> <tr> <td>海側 (No.1) 代替位置</td> <td><math>8.7 \times 10^1</math></td> <td><math>7.7 \times 10^1</math></td> <td><math>3.8 \times 10^1</math></td> <td><math>2.9 \times 10^1</math></td> <td><math>2.4 \times 10^1</math></td> <td><math>2.0 \times 10^1</math></td> <td><math>2.4 \times 10^1</math></td> <td><math>3.5 \times 10^1</math></td> </tr> <tr> <td>海側 (No.2) 代替位置</td> <td><math>1.7 \times 10^0</math></td> <td><math>3.1 \times 10^1</math></td> <td><math>7.7 \times 10^1</math></td> <td><math>7.1 \times 10^1</math></td> <td><math>2.9 \times 10^1</math></td> <td><math>2.0 \times 10^1</math></td> <td><math>1.4 \times 10^1</math></td> <td><math>1.3 \times 10^1</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>■ : 風下方向の評価地点を示す。              — : 風下方向中のうち、最も高い値となるもの。</p>	評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東	モニタリングポスト No.1代替位置	$2.2 \times 10^2$	$3.8 \times 10^2$	$1.9 \times 10^1$	$9.5 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$4.0 \times 10^2$	$1.9 \times 10^3$	$1.7 \times 10^3$	モニタリングポスト No.2代替位置	$1.7 \times 10^2$	$3.1 \times 10^2$	$7.7 \times 10^2$	$7.1 \times 10^1$	$2.9 \times 10^2$	$6.0 \times 10^2$	$2.4 \times 10^2$	$1.7 \times 10^2$	モニタリングポスト No.3代替位置	$1.3 \times 10^2$	$1.2 \times 10^2$	$1.5 \times 10^2$	$6.2 \times 10^2$	$4.3 \times 10^2$	$4.0 \times 10^1$	$4.8 \times 10^2$	$1.7 \times 10^2$	モニタリングポスト No.4代替位置	$3.5 \times 10^4$	$1.2 \times 10^4$	$1.2 \times 10^4$	$1.4 \times 10^4$	$4.8 \times 10^4$	$8.0 \times 10^3$	$9.5 \times 10^4$	$6.5 \times 10^3$	モニタリングポスト No.5代替位置	$3.5 \times 10^3$	$4.6 \times 10^4$	$2.3 \times 10^4$	$2.4 \times 10^4$	$3.8 \times 10^4$	$2.0 \times 10^3$	$4.3 \times 10^2$	$2.2 \times 10^2$	モニタリングポスト No.6代替位置	$2.2 \times 10^1$	$3.8 \times 10^2$	$5.8 \times 10^4$	$3.8 \times 10^4$	$3.8 \times 10^4$	$6.0 \times 10^4$	$2.4 \times 10^2$	$4.3 \times 10^2$	海側 (No.1) 代替位置	$8.7 \times 10^1$	$7.7 \times 10^1$	$3.8 \times 10^1$	$2.9 \times 10^1$	$2.4 \times 10^1$	$2.0 \times 10^1$	$2.4 \times 10^1$	$3.5 \times 10^1$	海側 (No.2) 代替位置	$1.7 \times 10^0$	$3.1 \times 10^1$	$7.7 \times 10^1$	$7.1 \times 10^1$	$2.9 \times 10^1$	$2.0 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$1.3 \times 10^1$	<p>また、可搬型モニタリングポストの設置場所にアクセスできない場合の代替測定場所（第5図）での放射線量率の感度について同様に評価した。その感度を第3表に示す。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約1桁低くなるが、最低でも<math>5.7 \times 10^{-1}</math>程度の感度を有しており、ブルーーム通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p> <p>第3表 各風向による評価地点での放射線量率の感度（代替測定位置）</p> <table border="1" data-bbox="1382 438 2009 805"> <caption>評価地点での放射線量率の感度 (風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化)</caption> <thead> <tr> <th>評価地点</th> <th>南</th> <th>南西</th> <th>西</th> <th>北西</th> <th>北</th> <th>北東</th> <th>東</th> <th>南東</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト1 代替位置</td> <td><math>3.6 \times 10^2</math></td> <td><math>4.3 \times 10^2</math></td> <td><math>6.4 \times 10^2</math></td> <td><math>5.0 \times 10^2</math></td> <td><math>5.0 \times 10^2</math></td> <td><math>7.1 \times 10^2</math></td> <td><math>7.1 \times 10^2</math></td> <td><math>1.4 \times 10^3</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト2 代替位置</td> <td><math>5.7 \times 10^1</math></td> <td><math>1.4 \times 10^2</math></td> <td><math>2.1 \times 10^2</math></td> <td><math>1.4 \times 10^2</math></td> <td><math>1.4 \times 10^2</math></td> <td><math>1.4 \times 10^2</math></td> <td><math>5.7 \times 10^1</math></td> <td><math>7.1 \times 10^1</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト3 代替位置</td> <td><math>1.0 \times 10^2</math></td> <td><math>2.1 \times 10^2</math></td> <td><math>5.7 \times 10^2</math></td> <td><math>2.1 \times 10^2</math></td> <td><math>2.1 \times 10^2</math></td> <td><math>2.1 \times 10^2</math></td> <td><math>5.0 \times 10^1</math></td> <td><math>2.1 \times 10^1</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト4 代替位置</td> <td><math>5.7 \times 10^1</math></td> <td><math>7.1 \times 10^1</math></td> <td><math>4.3 \times 10^1</math></td> <td><math>2.1 \times 10^1</math></td> <td><math>1.4 \times 10^1</math></td> <td><math>1.4 \times 10^1</math></td> <td><math>2.1 \times 10^1</math></td> <td><math>5.0 \times 10^1</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション 代替位置</td> <td><math>3.6 \times 10^1</math></td> <td><math>5.7 \times 10^1</math></td> <td><math>7.1 \times 10^1</math></td> <td><math>5.0 \times 10^1</math></td> <td><math>2.9 \times 10^1</math></td> <td><math>2.1 \times 10^1</math></td> <td><math>1.4 \times 10^1</math></td> <td><math>2.9 \times 10^1</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト5 代替位置</td> <td><math>1.4 \times 10^1</math></td> <td><math>4.3 \times 10^1</math></td> <td><math>6.4 \times 10^1</math></td> <td><math>6.4 \times 10^1</math></td> <td><math>3.6 \times 10^1</math></td> <td><math>1.4 \times 10^1</math></td> <td><math>7.1 \times 10^1</math></td> <td><math>1.4 \times 10^1</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト6 代替位置</td> <td><math>7.1 \times 10^2</math></td> <td><math>7.1 \times 10^2</math></td> <td><math>3.0 \times 10^1</math></td> <td><math>1.0 \times 10^2</math></td> <td><math>5.7 \times 10^1</math></td> <td><math>2.1 \times 10^1</math></td> <td><math>7.1 \times 10^1</math></td> <td><math>6.4 \times 10^1</math></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト7 代替位置</td> <td><math>1.4 \times 10^1</math></td> <td><math>1.4 \times 10^1</math></td> <td><math>2.9 \times 10^2</math></td> <td><math>7.1 \times 10^1</math></td> <td><math>6.4 \times 10^1</math></td> <td><math>3.6 \times 10^1</math></td> <td><math>5.7 \times 10^1</math></td> <td><math>2.1 \times 10^1</math></td> </tr> <tr> <td>海側 No.3 代替位置</td> <td><math>4.3 \times 10^2</math></td> <td><math>3.6 \times 10^2</math></td> <td><math>3.6 \times 10^2</math></td> <td><math>4.3 \times 10^2</math></td> <td><math>7.1 \times 10^2</math></td> <td><math>5.7 \times 10^2</math></td> <td><math>5.7 \times 10^2</math></td> <td><math>7.1 \times 10^2</math></td> </tr> <tr> <td>海側 No.2 代替位置</td> <td><math>5.0 \times 10^1</math></td> <td><math>2.1 \times 10^1</math></td> <td><math>1.4 \times 10^1</math></td> <td><math>1.4 \times 10^1</math></td> <td><math>2.1 \times 10^1</math></td> <td><math>7.1 \times 10^1</math></td> <td><math>5.7 \times 10^1</math></td> <td><math>3.0 \times 10^1</math></td> </tr> <tr> <td>海側 No.4 代替位置</td> <td><math>2.1 \times 10^0</math></td> <td><math>2.9 \times 10^1</math></td> <td><math>7.1 \times 10^1</math></td> <td><math>7.1 \times 10^1</math></td> <td><math>1.4 \times 10^1</math></td> <td><math>4.3 \times 10^1</math></td> <td><math>5.7 \times 10^1</math></td> <td><math>6.4 \times 10^1</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>■ : 風下方向の評価地点を示す。              — : 風下方向中のうち、最も高い値となるもの。</p>	評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東	モニタリングポスト1 代替位置	$3.6 \times 10^2$	$4.3 \times 10^2$	$6.4 \times 10^2$	$5.0 \times 10^2$	$5.0 \times 10^2$	$7.1 \times 10^2$	$7.1 \times 10^2$	$1.4 \times 10^3$	モニタリングポスト2 代替位置	$5.7 \times 10^1$	$1.4 \times 10^2$	$2.1 \times 10^2$	$1.4 \times 10^2$	$1.4 \times 10^2$	$1.4 \times 10^2$	$5.7 \times 10^1$	$7.1 \times 10^1$	モニタリングポスト3 代替位置	$1.0 \times 10^2$	$2.1 \times 10^2$	$5.7 \times 10^2$	$2.1 \times 10^2$	$2.1 \times 10^2$	$2.1 \times 10^2$	$5.0 \times 10^1$	$2.1 \times 10^1$	モニタリングポスト4 代替位置	$5.7 \times 10^1$	$7.1 \times 10^1$	$4.3 \times 10^1$	$2.1 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$2.1 \times 10^1$	$5.0 \times 10^1$	モニタリングステーション 代替位置	$3.6 \times 10^1$	$5.7 \times 10^1$	$7.1 \times 10^1$	$5.0 \times 10^1$	$2.9 \times 10^1$	$2.1 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$2.9 \times 10^1$	モニタリングポスト5 代替位置	$1.4 \times 10^1$	$4.3 \times 10^1$	$6.4 \times 10^1$	$6.4 \times 10^1$	$3.6 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$7.1 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	モニタリングポスト6 代替位置	$7.1 \times 10^2$	$7.1 \times 10^2$	$3.0 \times 10^1$	$1.0 \times 10^2$	$5.7 \times 10^1$	$2.1 \times 10^1$	$7.1 \times 10^1$	$6.4 \times 10^1$	モニタリングポスト7 代替位置	$1.4 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$2.9 \times 10^2$	$7.1 \times 10^1$	$6.4 \times 10^1$	$3.6 \times 10^1$	$5.7 \times 10^1$	$2.1 \times 10^1$	海側 No.3 代替位置	$4.3 \times 10^2$	$3.6 \times 10^2$	$3.6 \times 10^2$	$4.3 \times 10^2$	$7.1 \times 10^2$	$5.7 \times 10^2$	$5.7 \times 10^2$	$7.1 \times 10^2$	海側 No.2 代替位置	$5.0 \times 10^1$	$2.1 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$2.1 \times 10^1$	$7.1 \times 10^1$	$5.7 \times 10^1$	$3.0 \times 10^1$	海側 No.4 代替位置	$2.1 \times 10^0$	$2.9 \times 10^1$	$7.1 \times 10^1$	$7.1 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$4.3 \times 10^1$	$5.7 \times 10^1$	$6.4 \times 10^1$	<p>【大飯】記載方針の相違                  女川実績の反映</p> <p>【女川】設備の相違                  放出位置、可搬型モニタリングポスト設置場所</p>
評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.1代替位置	$2.2 \times 10^2$	$3.8 \times 10^2$	$1.9 \times 10^1$	$9.5 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$4.0 \times 10^2$	$1.9 \times 10^3$	$1.7 \times 10^3$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.2代替位置	$1.7 \times 10^2$	$3.1 \times 10^2$	$7.7 \times 10^2$	$7.1 \times 10^1$	$2.9 \times 10^2$	$6.0 \times 10^2$	$2.4 \times 10^2$	$1.7 \times 10^2$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.3代替位置	$1.3 \times 10^2$	$1.2 \times 10^2$	$1.5 \times 10^2$	$6.2 \times 10^2$	$4.3 \times 10^2$	$4.0 \times 10^1$	$4.8 \times 10^2$	$1.7 \times 10^2$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.4代替位置	$3.5 \times 10^4$	$1.2 \times 10^4$	$1.2 \times 10^4$	$1.4 \times 10^4$	$4.8 \times 10^4$	$8.0 \times 10^3$	$9.5 \times 10^4$	$6.5 \times 10^3$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.5代替位置	$3.5 \times 10^3$	$4.6 \times 10^4$	$2.3 \times 10^4$	$2.4 \times 10^4$	$3.8 \times 10^4$	$2.0 \times 10^3$	$4.3 \times 10^2$	$2.2 \times 10^2$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.6代替位置	$2.2 \times 10^1$	$3.8 \times 10^2$	$5.8 \times 10^4$	$3.8 \times 10^4$	$3.8 \times 10^4$	$6.0 \times 10^4$	$2.4 \times 10^2$	$4.3 \times 10^2$																																																																																																																																																																																								
海側 (No.1) 代替位置	$8.7 \times 10^1$	$7.7 \times 10^1$	$3.8 \times 10^1$	$2.9 \times 10^1$	$2.4 \times 10^1$	$2.0 \times 10^1$	$2.4 \times 10^1$	$3.5 \times 10^1$																																																																																																																																																																																								
海側 (No.2) 代替位置	$1.7 \times 10^0$	$3.1 \times 10^1$	$7.7 \times 10^1$	$7.1 \times 10^1$	$2.9 \times 10^1$	$2.0 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$1.3 \times 10^1$																																																																																																																																																																																								
評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト1 代替位置	$3.6 \times 10^2$	$4.3 \times 10^2$	$6.4 \times 10^2$	$5.0 \times 10^2$	$5.0 \times 10^2$	$7.1 \times 10^2$	$7.1 \times 10^2$	$1.4 \times 10^3$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト2 代替位置	$5.7 \times 10^1$	$1.4 \times 10^2$	$2.1 \times 10^2$	$1.4 \times 10^2$	$1.4 \times 10^2$	$1.4 \times 10^2$	$5.7 \times 10^1$	$7.1 \times 10^1$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト3 代替位置	$1.0 \times 10^2$	$2.1 \times 10^2$	$5.7 \times 10^2$	$2.1 \times 10^2$	$2.1 \times 10^2$	$2.1 \times 10^2$	$5.0 \times 10^1$	$2.1 \times 10^1$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト4 代替位置	$5.7 \times 10^1$	$7.1 \times 10^1$	$4.3 \times 10^1$	$2.1 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$2.1 \times 10^1$	$5.0 \times 10^1$																																																																																																																																																																																								
モニタリングステーション 代替位置	$3.6 \times 10^1$	$5.7 \times 10^1$	$7.1 \times 10^1$	$5.0 \times 10^1$	$2.9 \times 10^1$	$2.1 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$2.9 \times 10^1$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト5 代替位置	$1.4 \times 10^1$	$4.3 \times 10^1$	$6.4 \times 10^1$	$6.4 \times 10^1$	$3.6 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$7.1 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト6 代替位置	$7.1 \times 10^2$	$7.1 \times 10^2$	$3.0 \times 10^1$	$1.0 \times 10^2$	$5.7 \times 10^1$	$2.1 \times 10^1$	$7.1 \times 10^1$	$6.4 \times 10^1$																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト7 代替位置	$1.4 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$2.9 \times 10^2$	$7.1 \times 10^1$	$6.4 \times 10^1$	$3.6 \times 10^1$	$5.7 \times 10^1$	$2.1 \times 10^1$																																																																																																																																																																																								
海側 No.3 代替位置	$4.3 \times 10^2$	$3.6 \times 10^2$	$3.6 \times 10^2$	$4.3 \times 10^2$	$7.1 \times 10^2$	$5.7 \times 10^2$	$5.7 \times 10^2$	$7.1 \times 10^2$																																																																																																																																																																																								
海側 No.2 代替位置	$5.0 \times 10^1$	$2.1 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$2.1 \times 10^1$	$7.1 \times 10^1$	$5.7 \times 10^1$	$3.0 \times 10^1$																																																																																																																																																																																								
海側 No.4 代替位置	$2.1 \times 10^0$	$2.9 \times 10^1$	$7.1 \times 10^1$	$7.1 \times 10^1$	$1.4 \times 10^1$	$4.3 \times 10^1$	$5.7 \times 10^1$	$6.4 \times 10^1$																																																																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● モニタリングポスト</li> <li>■ 緊急時対策所</li> <li>■ 中央制御室</li> <li>○ 可搬型モニタリングポスト</li> <li>○ にアクセスできない場合の可搬型モニタリングポストの設置場所</li> </ul> <p>第5図 可搬型モニタリングポストの設置場所にアクセスできない場合の代替測定場所</p> <p>※：現場の状況により配置を変更する</p>	<p>第5図 可搬型モニタリングポストの設置場所にアクセスできない場合の代替測定場所</p> <p>※現場の状況により配置を変更する</p>	<p>【大飯】記載方針の相違          女川実績の反映</p> <p>【女川】設備の相違          可搬型モニタリングポスト設置場所の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>(5) 可搬式モニタリングポストによる放射線量率の検出について</p> <p>a. 重大事故等時における敷地内の空間放射線量率測定に必要な最大測定レンジについて</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、敷地内で空間放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは福島第一原子力発電所の実績を踏まえて92mSv/h程度（炉心からの距離320m程度の場合）が必要であると考えられる。</p> <p>当社のモニタリング設備は、炉心から約320m～2kmの範囲で各方位に分散して設置されており、100mSv/hの測定レンジがあればブルーム発生を感知することは十分に可能である。</p> <p>仮に炉心に近いモニタリング箇所直接・スカイシャイン線の影響により測定範囲を超えたとしても、近隣のモニタリング設備の測定値により推定することは可能である。</p> <p>b. 最大レンジの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約900mの距離にある正門付近で約11mSv/hであった。これをもとに炉心から約320mと約2kmを計算すると線量率は、約3～92mSv/hとなる。</li> </ul>	<p>(5) 可搬型モニタリングポストの計測範囲</p> <p>a. 重大事故等時における放射線量率測定に必要な最大測定レンジ</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、モニタリングポストの代替として敷地境界で放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて約12～20mSv/h程度（炉心との距離が最も短い（2号炉とモニタリングポスト6）約750m程度の場合）が必要と考えられる。また、海側への放出を考慮して設置する可搬型モニタリングポストと炉心との距離は約150m程度であるため、同様に約13～160mSv/h程度が必要である。</p> <p>このため、1000mSv/hの測定レンジがあれば十分測定可能である。なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約1000TBqであるのに対し、女川原子力発電所の有効性評価におけるCs-137の放出量は約1.4TBqであるため、測定される放射線量率はさらに低くなると想定される。</p> <p>仮に、測定レンジを超えたとしても、近隣の可搬型モニタリングポスト等の測定値より推定することが可能である。また、瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、設置場所を変更する等の対応を実施する。</p> <p>b. 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射線量率の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約900mの距離にある正門付近で約11mSv/hであった（2011.3.15 9:00）。これをもとに炉心から約150m及び750mを計算すると、放射線量率は、それぞれ約13～160mSv/h及び約12～20mSv/hとなる。</p>	<p>(5) 可搬型モニタリングポストの計測範囲</p> <p>a. 重大事故等時における放射線量率測定に必要な最大測定レンジ</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、モニタリングポストの代替として敷地境界で放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて約13～124mSv/h程度（炉心との距離が最も短い（3号炉とモニタリングポスト7）約250m程度の場合）が必要であると考えられる。また、海側への放出を考慮して設置する可搬型モニタリングポストと炉心との距離は約220m程度であるため、同様に約13～128mSv/h程度が必要である。</p> <p>このため、1,000mSv/hの測定レンジがあれば十分測定可能である。なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10,000TBqであるのに対し、泊発電所3号炉の有効性評価におけるCs-137の放出量は約0.51TBqであるため、測定される放射性物質濃度はさらに低くなると想定される。</p> <p>仮に、測定レンジを超えたとしても、近隣の可搬型モニタリングポスト等の測定値より推定することが可能である。また、がれき等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、設置場所を変更する等の対応を実施する。</p> <p>b. 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射線量率の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約900mの距離にある正門付近で約11mSv/hであった（2011.3.15 9:00）。これをもとに炉心から約220m及び1kmを計算すると、放射線量率は、それぞれ約13～128mSv/h及び約7～11mSv/hとなる。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違                  女川実績の反映                  【女川】【大飯】設備の相違                  可搬型モニタリングポスト設置場所の相違</p>																								
<p>(距離と線量率の関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>炉心からの距離 (m)</th> <th>線量率 (mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約320</td> <td>約13～92<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>約900</td> <td>約11<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>約2,000</td> <td>約3～8<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：風速1m/s、放出高さ30m、大気安定度A～F「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布(Ⅲ)」(日本原子力研究所2004年6月JAERI-Data/Code 2004-010)を用いて算出                  ※2：福島第一原子力発電所の原子炉建屋より約900mの距離にある正門付近</p>	炉心からの距離 (m)	線量率 (mSv/h)	約320	約13～92 <sup>※1</sup>	約900	約11 <sup>※2</sup>	約2,000	約3～8 <sup>※1</sup>	<p>(距離と放射線量率の関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>炉心からの距離 (m)</th> <th>放射線量率 (mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海側 約150</td> <td>約13～160<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト 代替 約750</td> <td>約12～20<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>約900</td> <td>約11<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：風速1m/s、放出高さ30m、大気安定度A～F「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布(Ⅲ)」(日本原子力研究所2004年6月JAERI-Data/Code 2004-010)を用いて算出                  ※2：福島第一原子力発電所の原子炉建屋より約900mの距離にある正門付近</p>	炉心からの距離 (m)	放射線量率 (mSv/h)	海側 約150	約13～160 <sup>※1</sup>	モニタリングポスト 代替 約750	約12～20 <sup>※1</sup>	約900	約11 <sup>※2</sup>	<p>(距離と線量率の関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>炉心からの距離 (m)</th> <th>線量率 (mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約220</td> <td>約13～128<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>約900</td> <td>約11<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>約1,000</td> <td>約7～11<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：風速1m/s、放出高さ30m、大気安定度A～F「排気筒から放出される放射性雲の等空気カーマ率分布(Ⅲ)」(日本原子力研究所2004年6月JAERI-Data/Code 2004-010)を用いて算出                  ※2：福島第一原子力発電所の原子炉建屋より約900mの距離にある正門付近</p>	炉心からの距離 (m)	線量率 (mSv/h)	約220	約13～128 <sup>※1</sup>	約900	約11 <sup>※2</sup>	約1,000	約7～11 <sup>※1</sup>	<p>【女川】【大飯】設備の相違                  可搬型モニタリングポスト設置場所の相違</p>
炉心からの距離 (m)	線量率 (mSv/h)																										
約320	約13～92 <sup>※1</sup>																										
約900	約11 <sup>※2</sup>																										
約2,000	約3～8 <sup>※1</sup>																										
炉心からの距離 (m)	放射線量率 (mSv/h)																										
海側 約150	約13～160 <sup>※1</sup>																										
モニタリングポスト 代替 約750	約12～20 <sup>※1</sup>																										
約900	約11 <sup>※2</sup>																										
炉心からの距離 (m)	線量率 (mSv/h)																										
約220	約13～128 <sup>※1</sup>																										
約900	約11 <sup>※2</sup>																										
約1,000	約7～11 <sup>※1</sup>																										
<ul style="list-style-type: none"> <li>事故後、福島第一原子力発電所の事務所本館南側（原子炉施設より約200m）の仮設モニタリングポストで空間線量率は1mSv/h程度であった。</li> <li>瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、設置場所を変更する等の対応を実施する。</li> </ul>			<p>【大飯】記載表現の相違                  女川実績の反映</p>																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

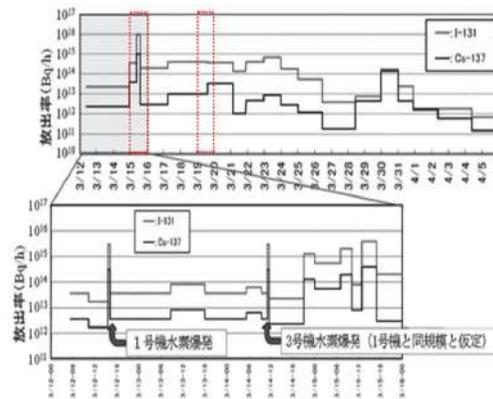
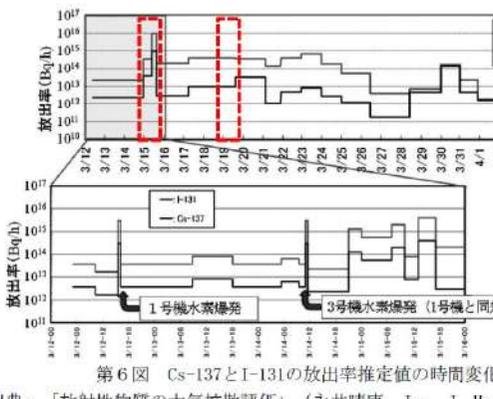
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>c. 重大事故等時における初期対応段階での放射線量率の測定について</p> <p>可搬型モニタリングポストによる放射線量率の測定は、放射性物質の放出開始前から必要に応じ測定を行うため、原災法該当事象に該当する敷地境界付近の放射線量率である5 <math>\mu</math> Sv/h (5,000nGy/h) を可搬型モニタリングポストによっても検知できる必要がある。</p> <p>可搬型モニタリングポストの計測範囲はB.G. ～1,000mGy/h であり、「(4)b. 評価結果」に示す可搬型モニタリングポストの検知性で確認した結果から、1/7 程度の放射線量率（約714nGy/h）を想定した場合においても、測定することが可能である。</p>	<p>【女川】【大飯】                      記載内容の相違                      記載内容の充実による相違                      島根実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所 3 / 4 号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
	<p>(6) 可搬型放射線計測装置の計測範囲</p> <p>a. 重大事故等時における放射性物質濃度測定に必要な最大測定レンジ</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、放射能観測車の代替として放射性物質濃度を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて、Cs-137で約<math>2.4 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>、I-131で約<math>5.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3</math>が必要である。</p> <p>このため、<math>3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math>の測定レンジがあれば十分測定可能である。なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10000TBqであるのに対し、女川原子力発電所の有効性評価におけるCs-137の放出量は約1.4TBqであるため、測定される放射性物質濃度はさらに低くなると想定される。</p> <p>b. 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射線量率の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の濃度は、Cs-137が約<math>2.4 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3</math>、I-131が約<math>5.9 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>であった（2011.3.19）。この日における福島第一原子力発電所からの放出率の推定値が、事故後の最大放出率の推定値の約1/100程度であることを踏まえると、Cs-137が約<math>2.4 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>、I-131が約<math>5.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3</math>となる。</p>  <p>第6図 Cs-137とI-131の放出率推定値の時間変化</p> <p>出典：「放射性物質の大気拡散評価」（永井晴康 Jpn. J. Health Phys., 47(1), 13~16(2012)）</p>	<p>(6) 放射能測定装置の計測範囲</p> <p>a. 重大事故等時における放射性物質濃度測定に必要な最大測定レンジ</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、放射能観測車の代替として放射性物質濃度を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて、Cs-137で約<math>2.4 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>、I-131で約<math>5.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3</math>が必要である。</p> <p>このため、<math>3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3</math>の測定レンジがあれば十分測定可能である。なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10,000TBqであるのに対し、泊発電所3号炉の有効性評価におけるCs-137の放出量は約0.51TBqであるため、測定される放射性物質濃度はさらに低くなると想定される。</p> <p>b. 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射性物質濃度の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の濃度は、Cs-137で約<math>2.4 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3</math>、I-131が約<math>5.9 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>であった（2011.3.19）。この日における福島第一原子力発電所からの放出率の推定値が、事故後の最大放出率の推定値の約1/100程度であることを踏まえると、Cs-137が約<math>2.4 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>、I-131が約<math>5.9 \times 10^{-1} \text{Bq/cm}^3</math>となる。</p>  <p>第6図 Cs-137とI-131の放出率推定値の時間変化</p> <p>出典：「放射性物質の大気拡散評価」（永井晴康 Jpn. J. Health Phys., 47(1), 13 ~ 16(2012)）</p>	<p>【大飯】記載方針の相違          女川実績の反映</p> <p>【女川】設備の相違          評価結果の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

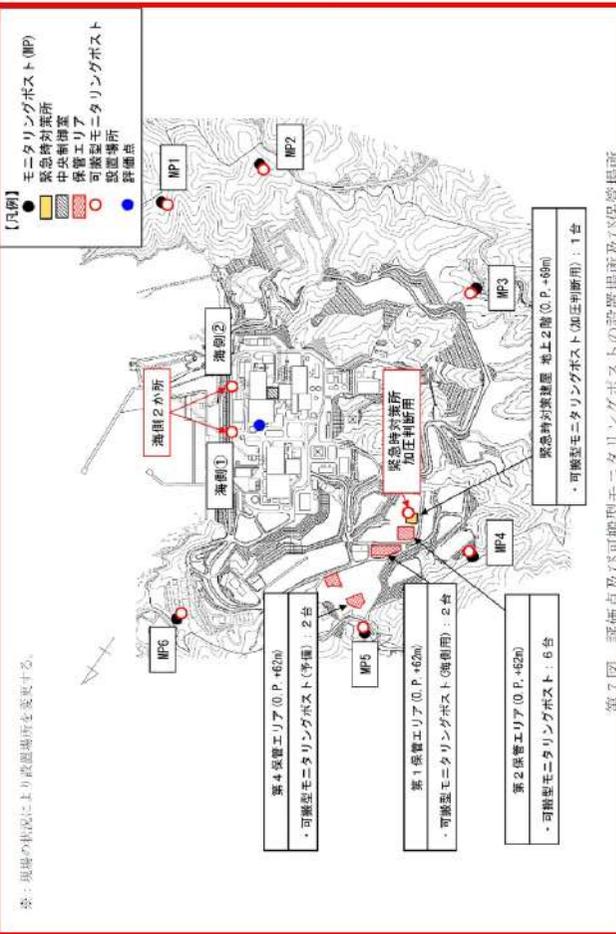
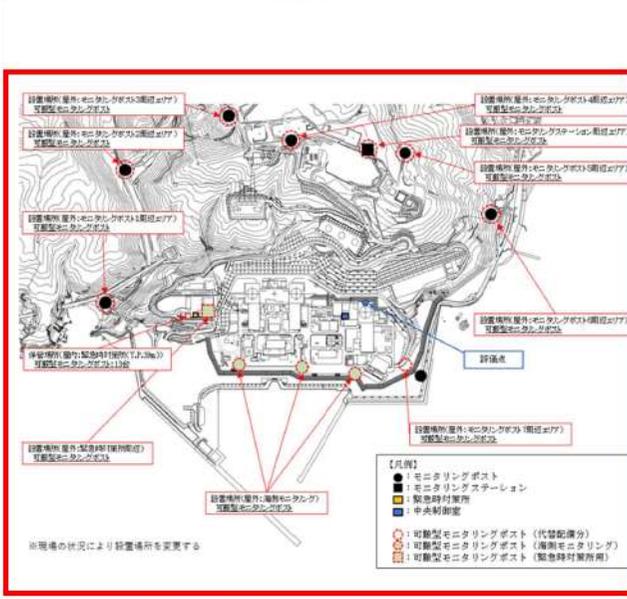
泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(7) 可搬型モニタリングポストの<b>バッテリー</b>交換における被ばく線量評価</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外部<b>バッテリー（2個）</b>により<b>5日間</b>以上電源供給が可能であり、<b>5日後</b>からは予備の外部<b>バッテリー（2個）</b>と交換することにより、必要な期間継続して計測が可能な設計としている。なお、外部<b>バッテリー</b>は、<b>第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策建屋内</b>に保管し、通常時から充電を行うことで、5日目に確実に交換できる設計とする。</p> <p>また、<b>9台</b>すべての可搬型モニタリングポストの外部<b>バッテリー</b>を交換した場合の所要時間は、移動時間も含めて<b>380分</b>以内で可能である。</p> <p>ここでは、以下の評価条件から、可搬型モニタリングポストの<b>バッテリー</b>交換における被ばく線量の評価を示す。</p> <p>&lt;被ばく線量の評価条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災プラント：女川原子力発電所2号炉</li> <li>・想定シナリオ：「大破断LOCA時に高圧炉心スプレイ系及び低圧注水機能喪失並びに全交流動力電源が喪失したシーケンス」において、原子炉格納容器フィルタベント系を経由した格納容器ベントを実施するシナリオ</li> <li>・評価点：評価点を第7図に示す。評価点は格納容器ベント実施プラントから作業エリアまでの距離よりも、格納容器ベント実施プラントに近い範囲内で選定した。</li> <li>・大気拡散条件：2号炉周辺現場作業エリアのうち厳しい評価結果を与える作業場所の相対濃度及び相対線量を参照</li> <li>・評価時間：合計380分（移動合計時間約290分＋作業時間約10分×9か所）</li> <li>・作業開始時間：格納容器ベント実施10時間後から作業開始（事故発生から63時間後）</li> <li>・作業場所まわりの遮蔽：考慮しない</li> <li>・マスクによる防護係数：50</li> </ul>	<p>(7) 可搬型モニタリングポストの<b>バッテリー</b>交換における被ばく線量評価</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外部<b>バッテリー</b>により<b>3.5日間</b>以上電源供給が可能であり、<b>3.5日後</b>からは予備の外部<b>バッテリー</b>と交換することにより、必要な期間継続して計測が可能な設計としている。なお、外部<b>バッテリー</b>は<b>緊急時対策所内</b>に保管し、通常時から充電を行うことで、確実に交換できる設計とする。</p> <p>また、<b>12台</b>すべての可搬型モニタリングポストの外部<b>バッテリー</b>を交換した場合の所要時間は、移動時間も含めて<b>約290分</b>で可能である。</p> <p>ここでは、以下の評価条件から、可搬型モニタリングポストの<b>バッテリー</b>交換における被ばく線量の評価を示す。</p> <p>&lt;被ばく線量の評価条件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発災プラント：泊発電所3号炉</li> <li>・想定シナリオ：大破断LOCA時にECCS注入機能及び格納容器スプレイ機能が喪失する事象</li> <li>・評価点：評価点を第7図に示す。評価点は発災プラントから作業エリアまでの距離よりも、発災プラントに近い範囲内で選定した。</li> <li>・大気拡散条件：3号炉周辺現場作業エリアのうち厳しい評価結果を与える作業場所の相対濃度及び相対線量を参照</li> <li>・評価時間：合計290分（移動時間等合計約170分＋作業時間約10分×12箇所）</li> <li>・作業開始時間：<b>バッテリー</b>交換が必要となる3.5日に対して余裕を持たせ、事故後2.0日（48時間）から作業開始</li> <li>・作業場所周りの遮蔽：考慮しない。</li> <li>・マスクによる防護係数：50</li> </ul>	<p>【大飯】記載方針の相違          女川実績の反映          【女川】運用の相違          設備仕様、連続測定時間、保管場所、機器台数、操作時間の相違</p> <p>【女川】設備の相違          評価条件の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>※：現場の状況により設置場所を変更する。</p>  <p>【凡例】              ● モニタリングポスト(MP)              ■ 緊急時対策所              ■ 中央制御室              ■ 保管エリア              ○ 可搬型モニタリングポスト              ○ 緊急時対策所              ● 評価点</p> <p>MP1 MP2 MP3 MP4 MP5 MP6</p> <p>海側2号所 海側1号所 緊急時対策所 加圧制御所</p> <p>緊急時対策所 加圧制御所</p> <p>可搬型モニタリングポスト(加圧制御所)：1台</p> <p>第4保管エリア(0.P.+62m)              ・可搬型モニタリングポスト(予備)：2台</p> <p>第1保管エリア(0.P.+62m)              ・可搬型モニタリングポスト(海側用)：2台</p> <p>第2保管エリア(0.P.+62m)              ・可搬型モニタリングポスト：6台</p>	 <p>【凡例】              ● モニタリングポスト              ■ モニタリングステーション              ■ 緊急時対策所              ■ 中央制御室              ○ 可搬型モニタリングポスト(代替設備分)              ○ 可搬型モニタリングポスト(海側モニタリング)              ○ 可搬型モニタリングポスト(緊急時対策用)</p> <p>※現場の状況により設置場所を変更する</p>	<p>【大阪】記載方針の相違              女川実績の反映              【女川】運用の相違              設置場所、保管場所</p>
	<p>第7図 評価点及び可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所</p>	<p>第7図 評価点及び可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p>・被ばく経路：以下を考慮</p> <p>① 原子炉建屋内等の放射性物質からのガンマ線による屋外での被ばく</p> <p>② 放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による屋外での被ばく</p> <p>③ 大気中に放出された放射性物質の吸入摂取による屋外での被ばく</p> <p>④ 地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による屋外での被ばく</p> <p>⑤ 原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置に沈着した放射性物質のガンマ線による屋外での被ばく</p> <p>⑥ 原子炉格納容器フィルタベント系配管に沈着した放射性物質のガンマ線による屋外での被ばく</p> <table border="1" data-bbox="739 523 1366 805"> <tr> <td>作業開始時間</td> <td>格納容器ベント実施 10 時間後*</td> </tr> <tr> <td>作業に係る被ばく線量</td> <td>約 45mSv</td> </tr> </table> <p>※ バッテリーは5日間以上電源供給が可能のため、交換は格納容器ベント（約2.6日）後となる。また、格納容器ベント開始から10時間は待避することから、作業時の線量として格納容器ベント実施10時間後の線量を想定した。</p>	作業開始時間	格納容器ベント実施 10 時間後*	作業に係る被ばく線量	約 45mSv	<p>被ばく経路：以下を考慮</p> <p>(1) 建屋内からのガンマ線による被ばく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接ガンマ線</li> <li>・スカイシャインガンマ線</li> </ul> <p>(2) 大気中へ放出された放射性物質による被ばく</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウドシャインによる外部被ばく</li> <li>・グラウンドシャインによる外部被ばく</li> <li>・吸入摂取による内部被ばく</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1388 523 2004 734"> <tr> <td>作業開始時間</td> <td>事故後48時間後**</td> </tr> <tr> <td>作業に係る被ばく線量</td> <td>約40mSv</td> </tr> </table> <p>※ バッテリー交換が必要となる3.5日に対して余裕を持たせつつ、保守的な評価となるよう事故後2.0日（48時間）の線量を想定した。</p>	作業開始時間	事故後48時間後**	作業に係る被ばく線量	約40mSv	<p>【大飯】記載方針の相違                  女川実績の反映                  【女川】設備の相違                  評価条件の相違</p>
作業開始時間	格納容器ベント実施 10 時間後*										
作業に係る被ばく線量	約 45mSv										
作業開始時間	事故後48時間後**										
作業に係る被ばく線量	約40mSv										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

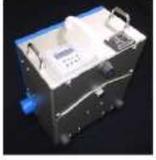
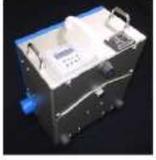
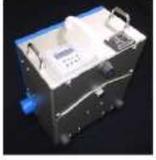
泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
<p>添付資料 1.17.7</p> <p>移動式放射能測定装置（モニタ車）</p> <p>周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、空間放射線量率の監視、測定、記録装置、大気中の放射性物質（ダスト、よう素）を採取、測定する装置等を搭載した移動式放射能測定装置（モニタ車）を1台配備している。</p> <p>また、他の当社原子力発電所に移動式放射能測定装置（モニタ車）を5台保有しており、融通を受けることが可能である。</p> <p>更に、原子力事業者間協力協定に基づき、移動式放射能測定装置（モニタ車）11台の融通を受けることが可能である。</p> <p>移動式放射能測定装置（モニタ車）搭載の各計測器の計測範囲等を表1に示す。</p>	<p>添付資料 1.17.8</p> <p>放射能観測車</p> <p>周辺監視区域境界付近の放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、放射線量を監視し、及び測定し、並びに記録する装置、空気中の放射性物質（粒子状物質、よう素）を採取し、及び測定する装置等を搭載した放射能観測車を1台配備している。</p> <p>放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等を第1表に示す。</p> <p>なお、東通原子力発電所より放射能観測車1台の融通を受けることが可能である。</p> <p>また、原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき、放射能観測車11台の協力を受けることが可能である。</p>	<p>添付資料 1.17.8</p> <p>放射能観測車</p> <p>周辺監視区域境界付近の放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、放射線量を監視し、及び測定し、並びに記録する装置、空気中の放射性物質（粒子状物質、よう素）を採取し、及び測定する装置等を搭載した放射能観測車を1台配備している。</p> <p>放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等を表1に示す。</p> <p>また、原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき、放射能観測車11台の協力を受けることが可能である。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違          女川実績の反映</p>																																																													
<p>表1 移動式放射能測定装置（モニタ車）搭載の各計測器範囲等（主な項目）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>記録方法</th> <th>個数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">移動式放射能測定装置（モニタ車）</td> <td>空気吸収線量率計 NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>1.0×10<sup>3</sup>nGy/h～ 1.0×10<sup>6</sup>nGy/h</td> <td>—</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>よう素モニタ NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>1.0×10<sup>3</sup>cps～ 1.0×10<sup>6</sup>cps</td> <td>—</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（その他主な搭載機器）          台数：各1個          ・電離箱サーベイメータ          ・汚染サーベイメータ          ・NaIシンチレーションサーベイメータ          ・車載ダストよう素サンプラ          ・無線通話装置          ・衛星電話          ・風向風速計</p> <p>測定範囲：1.0μSv/h～300mSv/h          測定範囲：0～99.9km/h<sup>2</sup>          測定範囲：0.01～30pCi/h</p> <p>空気吸収線量率計</p> <p>よう素モニタ</p>  <p>（移動式放射能測定装置（モニタ車）の写真）</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録方法	個数	移動式放射能測定装置（モニタ車）	空気吸収線量率計 NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 <sup>3</sup> nGy/h～ 1.0×10 <sup>6</sup> nGy/h	—	記録紙	1	よう素モニタ NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 <sup>3</sup> cps～ 1.0×10 <sup>6</sup> cps	—	記録紙	1	<p>第1表 放射能観測車搭載の各計測器範囲等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>記録方法</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射能観測車</td> <td>フィールドモニタ NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0～10<sup>6</sup>nGy/h</td> <td>デジタル記録</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放射性ダスト測定装置 GM管</td> <td>0～999999 カウント</td> <td>デジタル記録</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>放射性よう素測定装置 NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0～999999 カウント</td> <td>デジタル記録</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（その他主な搭載機器）台数：各1台          ・ダスト・よう素サンプラ          ・移動無線設備（車載型）          ・衛星電話設備（携帯型）          ・風向風速計</p>  <p>（放射能観測車の写真）</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数	放射能観測車	フィールドモニタ NaI(Tl)シンチレーション	0～10 <sup>6</sup> nGy/h	デジタル記録	1台	放射性ダスト測定装置 GM管	0～999999 カウント	デジタル記録	1台	放射性よう素測定装置 NaI(Tl)シンチレーション	0～999999 カウント	デジタル記録	1台	その他				<p>表1 放射能観測車搭載の各計測器範囲等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>記録方法</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射能観測車</td> <td>空気吸収線量率モニタ NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0 nGy/h～ 8.7×10<sup>3</sup> nGy/h</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ダスト測定装置 GM計数管</td> <td>0 count～ 10<sup>6</sup>-1 count</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>よう素測定装置 NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0 count～ 10<sup>6</sup>-1 count</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>空気吸収線量率モニタ検出器</p> <p>ダスト測定装置</p> <p>よう素測定装置</p>  <p>（放射能観測車の写真）</p> <p>（その他主な搭載機器）台数：各1台          ・ダスト・よう素サンプラ          ・空気吸収線量率サーベイメータ（電離箱・NaI(Tl)シンチレーション）          ・気象観測設備（風向風速計・温湿度計）          ・移動無線設備（車載型）          ・衛星電話設備（携帯型）          ・無線連絡設備（携帯型）</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数	放射能観測車	空気吸収線量率モニタ NaI(Tl)シンチレーション	0 nGy/h～ 8.7×10 <sup>3</sup> nGy/h	記録紙	1	ダスト測定装置 GM計数管	0 count～ 10 <sup>6</sup> -1 count	記録紙	1	よう素測定装置 NaI(Tl)シンチレーション	0 count～ 10 <sup>6</sup> -1 count	記録紙	1	その他				<p>【女川】記載方針の相違          女川、大飯固有の放射能観測車の社内融通に関する記載の相違</p> <p>【女川】【大飯】設備の相違          設備仕様、外観の相違</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録方法	個数																																																											
移動式放射能測定装置（モニタ車）	空気吸収線量率計 NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 <sup>3</sup> nGy/h～ 1.0×10 <sup>6</sup> nGy/h	—	記録紙	1																																																											
	よう素モニタ NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 <sup>3</sup> cps～ 1.0×10 <sup>6</sup> cps	—	記録紙	1																																																											
名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数																																																												
放射能観測車	フィールドモニタ NaI(Tl)シンチレーション	0～10 <sup>6</sup> nGy/h	デジタル記録	1台																																																												
	放射性ダスト測定装置 GM管	0～999999 カウント	デジタル記録	1台																																																												
	放射性よう素測定装置 NaI(Tl)シンチレーション	0～999999 カウント	デジタル記録	1台																																																												
	その他																																																															
名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数																																																												
放射能観測車	空気吸収線量率モニタ NaI(Tl)シンチレーション	0 nGy/h～ 8.7×10 <sup>3</sup> nGy/h	記録紙	1																																																												
	ダスト測定装置 GM計数管	0 count～ 10 <sup>6</sup> -1 count	記録紙	1																																																												
	よう素測定装置 NaI(Tl)シンチレーション	0 count～ 10 <sup>6</sup> -1 count	記録紙	1																																																												
	その他																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																						
<p>添付資料 1.17.6</p> <p>可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>1. 操作の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 重大事故等が発生した場合に、空気中の放射性物質の濃度を監視するため、可搬式ダストサンプラを配置し、試料を採取する。</li> <li>● 1、2号炉背面道路に保管している可搬型放射線計測装置を車両等で、測定場所に運搬し、採取する。</li> <li>● 採取したダスト用ろ紙及びびよう素用カートリッジを可搬型放射線計測装置で放射性物質濃度を測定、記録する。</li> </ul> <p>2. 必要要員数・想定時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要要員数：2名</li> <li>● 操作時間：BG測定から試料採取・測定終了 約30分/1箇所</li> <li>● 所要時間：移動を含め1箇所の測定は、約75分 ※ 試料採取場所により、所要時間に変動があり。</li> </ul>	<p>添付資料 1.17.9</p> <p>可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>1. 操作の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 重大事故等時、放射能観測車が機能喪失した際に、空気中の放射性物質の濃度を代替測定し監視するため、可搬型ダスト・よう素サンプラを設置し、試料を採取する。また、重大事故等時、スタック放射線モニタが機能喪失した場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、空気中の放射性物質の濃度を測定し監視するため、可搬型ダスト・よう素サンプラを設置し、試料を採取する。</li> <li>● 緊急時対策建屋地下1階O.P.+57mに保管している可搬型放射線計測装置を車両等で、採取場所に運搬し、採取する。</li> <li>● 採取したダスト用ろ紙及びびよう素用カートリッジを可搬型放射線計測装置で放射性物質の濃度を測定し、記録する。</li> </ul> <p>2. 必要要員数・想定操作時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要要員数：2名（放射線管理班員）</li> <li>● 操作時間：BG測定から試料採取・測定終了 約60分/か所</li> <li>● 所要時間：移動を含め1か所の測定は、100分以内* ※ 試料採取場所により、所要時間に変動がある。</li> </ul>	<p>添付資料 1.17.9</p> <p>放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>1. 操作の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 重大事故等時、放射能観測車が機能喪失した際に、空気中の放射性物質の濃度を代替測定し監視するため、可搬型ダスト・よう素サンプラを設置し、試料を採取する。また、重大事故等時、排気筒ガスモニタが機能喪失した場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、空気中の放射性物質の濃度を測定し監視するため、可搬型ダスト・よう素サンプラを設置し、試料を採取する。</li> <li>● 緊急時対策所T.P.39mに保管している放射能測定装置を車両で、採取場所に運搬し、採取する。</li> <li>● 採取したダスト用ろ紙及びびよう素用カートリッジを放射能測定装置で放射性物質の濃度を測定し、記録する。</li> </ul> <p>2. 必要要員数・想定操作時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要要員数：2名（放管班員）</li> <li>● 操作時間：BG測定から試料採取・測定終了まで約30分/1箇所</li> <li>● 所要時間：移動を含め、1箇所の測定に80分以内* ※試料採取場所により、所要時間に変動がある。</li> </ul>	<p>【大飯】記載方針の相違 女川実績の反映</p> <p>【女川】【大飯】運用の相違 保管場所の相違 【女川】記載表現の相違 運搬手段の明確化</p> <p>【女川】【大飯】運用の相違 操作時間、所要時間の相違</p> <p>【女川】【大飯】設備の相違 機器仕様、外観の相違</p>																						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="100 845 414 1021"></td> <td data-bbox="414 845 705 1021"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="100 1021 414 1053">機材の運搬</td> <td data-bbox="414 1021 705 1053">ダスト・よう素の採取</td> </tr> <tr> <td data-bbox="100 1053 414 1228"></td> <td data-bbox="414 1053 705 1228"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="100 1228 414 1260">ダストの測定</td> <td data-bbox="414 1228 705 1260">よう素の測定</td> </tr> </table>			機材の運搬	ダスト・よう素の採取			ダストの測定	よう素の測定	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="750 845 952 1021"></td> <td data-bbox="952 845 1153 1021"></td> <td data-bbox="1153 845 1355 1021"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="750 1021 952 1053">ダスト・よう素の採取</td> <td data-bbox="952 1021 1153 1053">ダストの測定</td> <td data-bbox="1153 1021 1355 1053">よう素の測定</td> </tr> </table>				ダスト・よう素の採取	ダストの測定	よう素の測定	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1388 845 1680 1021"></td> <td data-bbox="1680 845 1971 1021"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1388 1021 1680 1053">機材の運搬</td> <td data-bbox="1680 1021 1971 1053">ダスト・よう素の採取</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1388 1053 1680 1228"></td> <td data-bbox="1680 1053 1971 1228"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1388 1228 1680 1260">ダストの測定</td> <td data-bbox="1680 1228 1971 1260">よう素の測定</td> </tr> </table>			機材の運搬	ダスト・よう素の採取			ダストの測定	よう素の測定	
																									
機材の運搬	ダスト・よう素の採取																								
																									
ダストの測定	よう素の測定																								
																									
ダスト・よう素の採取	ダストの測定	よう素の測定																							
																									
機材の運搬	ダスト・よう素の採取																								
																									
ダストの測定	よう素の測定																								



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 放射能濃度の算出</p> <p>空気中の放射性物質濃度の算出は、可搬式ダストサンプラで採取した試料を可搬型放射線計測装置にて測定し、以下の算出式から求める。</p> <p>(1) 空气中ダストの放射性物質濃度の算出式                  空气中ダストの放射性物質濃度 (Bq/cm<sup>3</sup>)                  = 換算係数(Bq/cm<sup>2</sup>/min<sup>-1</sup>) × 試料のNET値 (min<sup>-1</sup>) × 測定面積 (cm<sup>2</sup>) / サンプリグ量 (cm<sup>3</sup>)</p> <p>(2) 空气中よう素の放射性物質濃度の算出式                  空气中よう素の放射性物質濃度 (Bq/cm<sup>3</sup>)                  = 換算係数(Bq/nGy/h) × 試料のNET値 (nGy/h) / サンプリグ量 (cm<sup>3</sup>)</p> <p>放射性物質濃度の測定上限値については、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針（昭和56年7月23日 原子力安全委員会決定、平成18年9月19日 一部改訂）」に3.7×10<sup>1</sup>Bq/cm<sup>3</sup>と定められており、捕集量を適切に設定することにより、計測装置の計測範囲内で計測することができる。</p> <div data-bbox="181 810 633 1173" data-label="Image"> <p>放射性物質濃度の測定例</p> </div>	<p>3. 放射性物質の濃度の算出</p> <p>空気中の放射性物質の濃度の算出は、可搬型ダスト・よう素サンプラで採取した試料を可搬型放射線計測装置にて測定し、以下の算出式から求める。</p> <p>(1) 空气中ダストの放射性物質の濃度の算出式                  空气中ダストの放射性物質の濃度 (Bq/cm<sup>3</sup>)                  = 換算係数(Bq/cm<sup>2</sup>/min<sup>-1</sup>) × 試料のNET値 (min<sup>-1</sup>) × 測定面積 (cm<sup>2</sup>) / サンプリグ量 (cm<sup>3</sup>) × (サンプリグろ紙径Ds (cm) / 計測したろ紙径Dm (cm))<sup>2</sup></p> <p>(2) 空气中よう素の放射性物質濃度の算出式                  空气中よう素の放射性物質濃度 (Bq/cm<sup>3</sup>)                  = 換算係数(Bq/ks<sup>-1</sup>) × 試料のNET値 (ks<sup>-1</sup>) / サンプリグ量 (cm<sup>3</sup>)</p> <p>空气中の放射性物質の濃度の測定上限値を、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針（昭和56年7月23日 原子力安全委員会決定、平成18年9月19日 一部改訂）」に基づく3.7×10<sup>1</sup>Bq/cm<sup>3</sup>とした場合、サンプリグ量を適切に設定することにより、可搬型放射線計測装置の計測範囲内で計測することが可能である。</p> <div data-bbox="846 802 1299 1165" data-label="Image"> <p>放射性物質濃度の測定例</p> </div>	<p>3. 放射能濃度の算出</p> <p>空気中の放射性物質濃度の算出は、可搬型ダスト・よう素サンプラで採取した試料を放射能測定装置にて測定し、以下の算出式から求める。</p> <p>(1) 空气中ダストの放射性物質濃度の算出式                  空气中ダストの放射性物質濃度 (Bq/cm<sup>3</sup>)                  = 換算係数 (Bq/cm<sup>2</sup>/min<sup>-1</sup>) × 試料のNET値 (min<sup>-1</sup>) × 測定面積 (cm<sup>2</sup>) / サンプリグ量 (cm<sup>3</sup>) × (サンプリグろ紙径Ds (cm) / 計測したろ紙径Dm (cm))<sup>2</sup></p> <p>(2) 空气中よう素の放射性物質濃度の算出式                  空气中よう素の放射性物質濃度 (Bq/cm<sup>3</sup>)                  = 換算係数 (Bq/nGy/h) × 試料のNET値 (nGy/h) / サンプリグ量 (cm<sup>3</sup>)</p> <p>空气中の放射性物質の濃度の測定上限値を、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針（昭和56年7月23日 原子力安全委員会決定、平成18年9月19日 一部改訂）」に基づく3.7×10<sup>1</sup> Bq/cm<sup>3</sup>とした場合、サンプリグ量を適切に設定することにより、放射能計測装置の計測範囲内で計測することが可能である。</p> <div data-bbox="1473 794 1899 1177" data-label="Image"> <p>放射性物質濃度の測定例</p> </div>	<p>【大飯】記載方針の相違                  女川実績の反映</p> <p>【女川】設備の相違                  使用する計測器の単位の相違</p> <p>【女川】【大飯】設備の相違                  測定器の仕様、外観の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 1.17.8</p> <p>可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>1. 操作の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 重大事故等が発生した場合に、取水路及び放水路付近から、<b>サンプリング</b> 治具を用いて海水、排水を採取する。</li> <li>● 1, 2号炉背面道路に保管している採取用資機材を採取場所に運搬し、海水、排水を採取する。</li> <li>● 採取した海水、排水を測定用のポリ容器に移し、<b>可搬型放射線計測装置</b>で放射性物質の濃度を測定、記録する。</li> </ul> <p>2. 必要要員数・想定時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要要員数：2名</li> <li>● 所要時間：移動を含め<b>約95分（2箇所採取）</b></li> </ul>	<p>添付資料 1.17.10</p> <p>可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>1. 操作の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 重大事故等時、<b>放射性廃棄物放出水モニター</b>が機能喪失した場合、又は発電所の周辺海域へ放射性物質が含まれる水が放出されたおそれがある場合、取水口、放水口及び一般排水設備出口付近から、採取用資機材を用いて海水、排水を採取する。</li> <li>● <b>緊急時対策建屋地下1階0.P.+57m</b>に保管している採取用資機材を採取場所に運搬し、海水、排水を採取する。</li> <li>● 採取した海水、排水を測定用のポリ容器に移し、<b>可搬型放射線計測装置</b>で放射性物質の濃度を測定、記録する。</li> </ul> <p>2. 必要要員数・想定操作時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要要員数：2名（<b>放射線管理班員</b>）</li> <li>● 所要時間：移動を含め<b>1か所</b>の測定は、70分以内</li> </ul>	<p>添付資料 1.17.10</p> <p>放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定</p> <p>1. 操作の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 重大事故等時、<b>廃棄物処理設備排水モニター</b>が機能喪失した場合、又は発電所の周辺海域へ放射性物質が含まれる水が放出されたおそれがある場合、取水口、放水口及び一般排水設備出口付近から、採取用資機材を用いて海水、排水を採取する。</li> <li>● <b>緊急時対策所T.P.39m</b>に保管している採取用資機材を車両等で採取場所に運搬し、海水、排水を採取する。</li> <li>● 採取した海水、排水を測定用のポリ容器に移し、<b>放射能測定装置</b>で放射性物質の濃度を測定、記録する。</li> </ul> <p>2. 必要要員数・想定操作時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要要員数：2名（<b>放管班員</b>）</li> <li>● 所要時間：移動を含め、<b>1箇所</b>の測定は、70分以内</li> </ul>	<p>【大飯】記載方針の相違                  女川実績の反映</p> <p>【女川】運用の相違                  保管場所の相違</p>
 <p>採取用資機材</p>  <p>海水、排水採取</p>	 <p>採取用資機材</p>  <p>海水、排水採取</p>	 <p>採取用資機材</p>  <p>海水、排水採取</p>	<p>【女川】【大飯】設備の相違                  採取用資機材の種類、外観の相違</p>
 <p>海水、排水の測定</p>	 <p>海水、排水の測定</p>	 <p>海水、排水の測定</p>	
<p>【測定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採取用資機材にて、海水、排水を採取する。</li> <li>・採取した海水、排水をポリ容器に移す。</li> <li>・採取した海水、排水の放射性物質濃度を可搬型放射線計測装置で測定し、記録する。</li> </ul>	<p>【測定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採取用資機材にて、海水、排水を採取する。</li> <li>・採取した海水、排水をポリ容器に移す。</li> <li>・採取した海水、排水の放射性物質の濃度を可搬型放射線計測装置で測定し、記録する。</li> </ul>	<p>【測定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採取用資機材にて、海水、排水を採取する。</li> <li>・採取した海水、排水をポリ容器に移す。</li> <li>・採取した海水、排水の放射性物質の濃度を放射能測定装置で測定し、記録する。</li> </ul>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 放射能濃度の算出</p> <p>海水、排水の放射性物質濃度の算出は、ポリ容器に採取した試料を可搬型放射線計測装置にて測定し、以下の算出式から求める。</p> <p>(1) 海水、排水よう素の放射性物質濃度の算出式                  海水、排水よう素の放射性物質濃度 (Bq/cm<sup>3</sup>)                  =換算係数(Bq/nGy/h) × 試料のNET 値 (nGy/h) / 試料量 (cm<sup>3</sup>)</p>	<p>3. 放射性物質の濃度の算出</p> <p>海水、排水の放射性物質の濃度の算出は、ポリ容器に採取した試料を可搬型放射線計測装置にて測定し、以下の算出式から求める。</p> <p>(1) 海水、排水の放射性物質の濃度の算出式                  海水、排水の放射性物質の濃度 (Bq/cm<sup>3</sup>)                  =換算係数(Bq/ks<sup>-1</sup>) × 試料のNET 値 (ks<sup>-1</sup>) / 試料量 (cm<sup>3</sup>)</p>	<p>3. 放射性物質の濃度の算出</p> <p>海水、排水の放射性物質の濃度の算出は、ポリ容器に採取した試料を放射能測定装置にて測定し、以下の算出式から求める。</p> <p>(1) 海水、排水の放射性物質濃度の算出式                  海水、排水の放射性物質濃度 (Bq/cm<sup>3</sup>)                  =換算係数 (Bq/nGy/h) × 試料のNET値 (nGy/h) / 試料量 (cm<sup>3</sup>)</p>	<p>【女川】設備の相違                  使用する計測器の単位の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料 1.17.9</p> <p>各種モニタリング設備等</p> <p>「設置許可基準規則」第60条（監視測定設備）及び「技術基準規則」第75条（監視測定設備）の対応として、</p> <p>可搬式モニタリングポストを、3号炉及び4号炉共用で11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策所付近における放射線量の測定が可能な個数）、予備として6個及び移動式放射能測定装置（モニタ車）1台を保管及び配備し、空間放射線量率及び放射性物質濃度を監視、測定及び記録する。</p> <p>また、他の当社原子力発電所に移動式放射能測定装置（モニタ車）を5台保有しており融通を受けることが可能である。</p> <p>さらに、原子力事業者間協力協定に基づき、移動式放射能測定装置（モニタ車）11台の融通を受けることが可能である。</p> <p>上記モニタリング設備の他に、モニタリング資機材運搬車及びサーベイメータや可搬式ダストサンブラ等を組み合わせることで、状況に応じて、発電所内外のモニタリングを総合的に行う。</p> <p>(1) サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（モニタリング資機材運搬車）                  サーベイメータ等を搭載し、任意の場所のモニタリングを行うモニタリング資機材運搬車を1台配備している。</p>	<p>添付資料 1.17.11</p> <p>各種モニタリング設備等</p> <p>「設置許可基準規則」第60条（監視測定設備）及び「技術基準規則」第75条（監視測定設備）の対応のモニタリング設備は以下とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストが機能喪失しても代替し得る十分な台数として6台、モニタリングポストが配置されていない海側に2台、緊急時対策所の加圧判断ができるよう1台、故障時及び保守点検時のバックアップ用（予備）として2台を加えた合計11台を保管する。</p> <p>放射能観測車は周辺監視区域境界付近の放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、1台を配備する。</p> <p>なお、東通原子力発電所より放射能観測車1台の融通を受けることが可能である。</p> <p>また、原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき、放射能観測車11台の協力を受けることが可能である。</p> <p>可搬型放射線計測装置のうち可搬型ダスト・よう素サンブラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な台数として各2台、故障時及び保守点検時バックアップ用（予備）として各1台を加えた合計各3台を保管する。</p> <p>可搬型放射線計測装置のうちα線サーベイメータは、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として1台、故障時及び保守点検時のバックアップ用（予備）として1台を加えた合計2台を保管する。</p> <p>上記モニタリング設備のほかに、モニタリング資機材運搬車、可搬型放射線計測装置、自主対策設備、小型船舶等組み合わせることで、状況に応じて、発電所内外のモニタリングを総合的に行う。</p> <p>(1) サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（モニタリング資機材運搬車）                  サーベイメータ等を搭載し、任意の場所のモニタリングを行うモニタリング資機材運搬車を1台配備している。                  なお、放射能観測車の保守点検時は、モニタリング資機材運搬車を使用可能な状態で待機させる。</p>	<p>添付資料 1.17.11</p> <p>各種モニタリング設備等</p> <p>「設置許可基準規則」第60条（監視測定設備）及び「技術基準規則」第75条（監視測定設備）の対応のモニタリング設備は以下とする。</p> <p>可搬型モニタリングポストは、モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失しても代替し得る十分な台数として8台、モニタリングポストが配置されていない海側に3台、緊急時対策所の加圧判断ができるよう1台、故障時及び保守点検時のバックアップ用（予備）として1台を加えた合計13台を保管する。</p> <p>放射能観測車は周辺監視区域境界付近の放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、1台配備する。</p> <p>また、原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき、放射能観測車11台の協力を受けることが可能である。</p> <p>放射能測定装置のうち可搬型ダスト・よう素サンブラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、放射能観測車の代替測定並びに発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定し得る十分な台数として各2台、故障時及び保守点検時バックアップ用（予備）として各1台を加えた合計各3台を保管する。</p> <p>放射能測定装置のうちα線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータは、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度を測定し得る十分な台数として各1台、故障時及び保守点検時バックアップ用（予備）として各1台を加えた合計各2台を保管する。</p> <p>上記モニタリング設備のほかに、資機材運搬車、放射能測定装置、自主対策設備、小型船舶等組み合わせることで、状況に応じて、発電所内外のモニタリングを総合的に行う。</p> <p>(1) サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（資機材運搬車）                  サーベイメータ等を搭載し、任意の場所のモニタリングを行う資機材運搬車を1台配備している。                  なお、放射能観測車の保守点検時は、資機材運搬車を使用可能な状態で待機させる。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違                  女川実績の反映</p> <p>【女川】【大阪】運用の相違                  機器台数の相違</p> <p>【女川】【大阪】記載方針の相違                  女川、大阪固有の放射能観測車の社内融通に関する記載の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 台数：1台</p> <p>b. 主な搭載機器（個数：各1個）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電離箱サーベイメータ 測定範囲：1.0 <math>\mu</math>Sv/h<math>\sim</math>300mSv/h</li> <li>汚染サーベイメータ 測定範囲：0<math>\sim</math>300kmin<math>^{-1}</math></li> <li>N a I シンチレーションサーベイメータ 測定範囲：0.01<math>\sim</math>30 <math>\mu</math>Gy/h</li> </ul> <p>可搬式ダストサンブラ</p> <p>衛星携帯電話</p>  <p>(モニタリング資機材運搬車の写真)</p> <p>(2) サーベイメータや可搬式ダストサンブラ等                  サーベイメータや可搬式のサンブラ等は、移動式放射能測定装置（モニタ車）、モニタリング資機材運搬車に搭載する他、状況に応じて、モニタリングに使用する。</p> <p>a. 放射線量の測定                  サーベイメータにより現場の放射線量率を測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電離箱サーベイメータ（個数：2個）予備1個</li> </ul>  <p>(電離箱サーベイメータ)</p>	<p>a. 台数：1台</p> <p>b. 主な搭載機器（台数：以下の各1台をモニタリング資機材運搬車に搭載）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電離箱サーベイメータ</li> <li><math>\gamma</math>線サーベイメータ</li> <li><math>\beta</math>線サーベイメータ</li> <li>可搬式ダスト・よう素サンブラ</li> <li>移動無線設備（車載型）</li> <li>衛星電話設備（携帯型）</li> </ul>  <p>(モニタリング資機材運搬車の写真)</p> <p>(2) 可搬型放射線計測装置                  可搬型放射線計測装置は、放射能観測車、モニタリング資機材運搬車に搭載する。状況に応じて、モニタリングに使用する。</p> <p>a. 放射線量の測定                  電離箱サーベイメータにより現場の放射線量を測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電離箱サーベイメータ（2台（予備1台））</li> </ul>  <p>(電離箱サーベイメータのイメージ)</p>	<p>a. 台数：1台</p> <p>b. 搭載する機器（個数：各1台）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電離箱サーベイメータ</li> <li>GM汚染サーベイメータ</li> <li>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</li> <li>可搬式ダスト・よう素サンブラ</li> <li>移動無線設備（車載型）</li> <li>衛星電話設備（携帯型）</li> <li>無線連絡設備（携帯型）</li> </ul>  <p>(資機材運搬車の写真)</p> <p>(2) 放射能測定装置及び電離箱サーベイメータ                  放射能測定装置及び電離箱サーベイメータは、放射能観測車、資機材運搬車に搭載する。状況に応じて、モニタリングに使用する。</p> <p>a. 放射線量の測定                  電離箱サーベイメータにより現場の放射線量を測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電離箱サーベイメータ（2台（予備1台））</li> </ul>  <p>(電離箱サーベイメータ)</p>	<p>【女川】【大飯】                  設備の相違                  搭載機器、外観の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違                  女川実績の反映</p> <p>【女川】設備の相違                  外観の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 放射性物質の採取                      可搬式<sup>青</sup>のサンブラにより空気中の放射性物質（ダスト、よう素）を採取する。                      ・可搬式ダストサンブラ（個数：2個）予備1個</p>  <p>(可搬式ダストサンブラ)</p> <p>c. 放射性物質の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NaIシンチレーションサーベイメータ（個数：2個）予備1個</li> <li>・汚染サーベイメータ（個数：2個）予備1個</li> <li>・γ線多重波高分析装置（個数：1個）</li> <li>・ZnSシンチレーションサーベイメータ（個数：1個）予備1個</li> <li>・β線サーベイメータ（個数：1個）予備1個</li> <li>・GM計数装置（個数：1個）</li> <li>・ZnSシンチレーション計数装置（個数：1個）</li> </ul> <p>各種計測器のイメージを以下に示す。</p>    <p>(NaIシンチレーションサーベイメータ) (汚染サーベイメータ) (γ線多重波高分析装置)</p>   <p>(ZnSシンチレーションサーベイメータ) (β線サーベイメータ)</p>   <p>(GM計数装置) (ZnSシンチレーション計数装置)</p>	<p>b. 放射性物質の採取                      可搬型ダスト・よう素サンブラにより空気中の放射性物質（ダスト、よう素）を採取する。                      ・可搬型ダスト・よう素サンブラ（2台（予備1台））</p>  <p>(可搬型ダスト・よう素サンブラのイメージ)</p> <p>c. 放射性物質の濃度の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・γ線サーベイメータ（2台（予備1台））</li> <li>・β線サーベイメータ（2台（予備1台））</li> <li>・α線サーベイメータ（1台（予備1台））</li> </ul>    <p>(γ線サーベイメータのイメージ) (β線サーベイメータのイメージ) (α線サーベイメータのイメージ)</p>	<p>b. 放射性物質の採取                      可搬型ダスト・よう素サンブラにより、空気中の放射性物質（ダスト、よう素）を採取する。                      ・可搬型ダスト・よう素サンブラ（台数：2台）予備1台</p>  <p>(可搬型ダスト・よう素サンブラ)</p> <p>c. 放射性物質の濃度の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ（台数：2台）予備1台</li> <li>・GM汚染サーベイメータ（台数：2台）予備1台</li> <li>・α線シンチレーションサーベイメータ（台数：1台）予備1台</li> <li>・β線サーベイメータ（台数：1台）予備1台</li> </ul>   <p>(NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ) (GM汚染サーベイメータ)</p>   <p>(α線シンチレーションサーベイメータ) (β線サーベイメータ)</p>	<p>【大飯】記載方針の相違                      女川実績の反映                      【女川】【大飯】設備の相違                      外観の相違</p> <p>【女川】【大飯】設備の相違                      計測器の仕様、外観の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 自主対策設備（放射性物質の濃度の測定）                      重大事故等時に機能維持を担保できないが、機能喪失していない場合には、事故対応に有効であるため使用する。                      なお、使用に当たっては、必要に応じ試料の前処理を行い、測定する。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Ge半導体式試料放射能測定装置</li> <li>・可搬型Ge半導体式試料放射能測定装置</li> <li>・ガスフロー測定装置</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>(Ge半導体式試料放射能測定装置のイメージ)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(可搬型Ge半導体式試料放射能測定装置のイメージ)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>(ガスフロー測定装置のイメージ)</p> </div> </div>	<p>(3) 自主対策設備（放射性物質の濃度の測定）                      重大事故等時に機能維持を担保できないが、機能喪失していない場合には、事故対応に有効であるため使用する。                      なお、使用に当たっては、必要に応じ試料の前処理を行い、測定する。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Ge半導体測定装置、可搬型Ge半導体測定装置（台数：各1台）</li> <li>・GM計数装置（台数：1台）</li> <li>・ZnSシンチレーション計数装置（台数：1台）</li> </ul> <div style="display: grid; grid-template-columns: 1fr 1fr; gap: 5px;"> <div style="text-align: center;">  <p>(Ge半導体測定装置)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(可搬型Ge半導体測定装置)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>GM計数装置 (イメージ)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ZnSシンチレーション計数装置 (イメージ)</p> </div> </div> </div>	<p>【女川】【大飯】                      設備の相違                      外観、種類</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

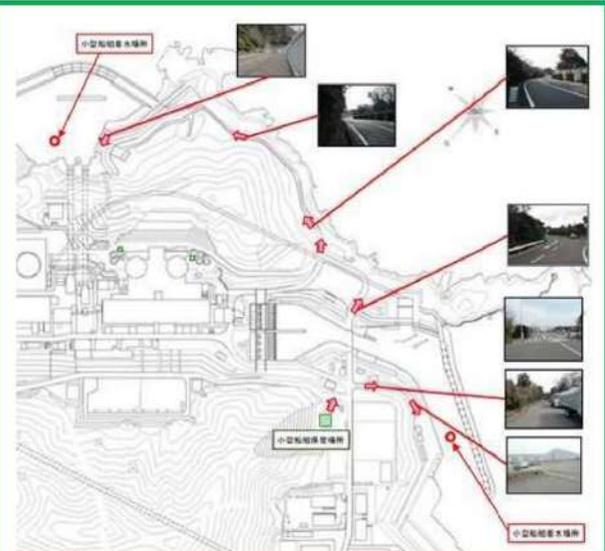
1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>(3) 海水、排水の放射性物質の濃度を測定                      発電所の周辺海域については、取水路、放水路等の海水・排水を採取し、NaIシンチレーションサーベイメータにより放射性物質を測定する。また、必要に応じて、γ線多重波高分析装置を用いて水中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>○NaIシンチレーションサーベイメータによる測定</p> <table border="1" data-bbox="116 375 712 641"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="116 375 712 406">NaIシンチレーションサーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="116 406 398 641"> <p>採取した試料を、NaIシンチレーションサーベイメータにより放射性物質を測定する。</p> </td> <td data-bbox="398 406 712 641">  <p>(NaIシンチレーションサーベイメータ)</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>○γ線多重波高分析装置による測定</p> <table border="1" data-bbox="116 699 712 965"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="116 699 712 730">γ線多重波高分析装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="116 730 300 965"> <p>必要に応じて採取した試料を、γ線多重波高分析装置を使用し、核種(γ線)測定を行う。</p> </td> <td data-bbox="300 730 712 965">  <p>(γ線多重波高分析装置)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	NaIシンチレーションサーベイメータ		<p>採取した試料を、NaIシンチレーションサーベイメータにより放射性物質を測定する。</p>	 <p>(NaIシンチレーションサーベイメータ)</p>	γ線多重波高分析装置		<p>必要に応じて採取した試料を、γ線多重波高分析装置を使用し、核種(γ線)測定を行う。</p>	 <p>(γ線多重波高分析装置)</p>			<p>【大飯】運用の相違                      海水及び排水サンプリングで採取した試料の放射能測定については、泊は女川同様現場において測定を行う運用である。</p>
NaIシンチレーションサーベイメータ											
<p>採取した試料を、NaIシンチレーションサーベイメータにより放射性物質を測定する。</p>	 <p>(NaIシンチレーションサーベイメータ)</p>										
γ線多重波高分析装置											
<p>必要に応じて採取した試料を、γ線多重波高分析装置を使用し、核種(γ線)測定を行う。</p>	 <p>(γ線多重波高分析装置)</p>										



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 小型船舶によるモニタリング</p> <p>発電所の周辺海域への放射性物質漏えい確認された場合や敷地内でのモニタリングが困難な場合等には、船舶による発電所の周辺海域の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>a. 台数：1台（予備1台）                  b. 最大積載重量：375kg</p> <p>c. モニタリング時に持ち込む主な資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電離箱サーベイメータ：1個</li> <li>・可搬式ダストサンプラ：1個</li> <li>・海水採取用機材（容器等）：1式</li> </ul> <p>d. 保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1・2号重油タンク近傍エリア（E.L.約+14m）</li> </ul> <p>e. 移動：車両にて荷揚岸壁へ運搬</p> <p>小型船舶を保管場所から車両等を用いて取水路まで運搬し、海面に着水するまでの時間は、現場での検証の結果、約2時間である。</p> 	<p>(4) 小型船舶による海上モニタリング</p> <p>重大事故等時、発電所の周辺海域へ気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶により、周辺海域の放射線量を電離箱サーベイメータで測定し、その結果を記録するとともに、空気中の放射性物質及び海水のサンプリングを行う。サンプリングした試料については、<math>\gamma</math>線サーベイメータ、<math>\beta</math>線サーベイメータ及び<math>\alpha</math>線サーベイメータで測定し、その結果を記録する。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に海上モニタリングを行う。</p> <p>a. 艇数：1艇（予備1艇）</p> <p>b. 定員：5名</p> <p>c. モニタリング時に持ち込む主な資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電離箱サーベイメータ：1台</li> <li>・可搬型ダスト・よう素サンプラ：1台</li> <li>・採取用資機材（容器等）：1式</li> </ul> <p>d. 保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1保管エリア：1艇（O.P.+62m）</li> <li>・第4保管エリア：1艇（O.P.+62m）</li> </ul> <p>e. 運搬方法</p> <p>車両にてボートトレーラーを牽引、又は運搬車両にて物揚場まで運搬する。</p>	<p>(4) 小型船舶による海上モニタリング</p> <p>重大事故等時、発電所の周辺海域へ気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶により、周辺海域の放射線量を電離箱サーベイメータで測定し、その結果を記録するとともに、空気中の放射性物質及び海水のサンプリングを行う。サンプリングした試料については、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、<math>\alpha</math>線シンチレーションサーベイメータ及び<math>\beta</math>線サーベイメータで測定し、その結果を記録する。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に海上モニタリングを行う。</p> <p>a. 艇数：1艇（予備1艇）</p> <p>b. 定員：5名</p> <p>c. モニタリング時に持ち込む主な資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電離箱サーベイメータ：1台</li> <li>・可搬型ダスト・よう素サンプラ：1台</li> <li>・採取用機材（容器等）：1式</li> </ul> <p>d. 保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号炉西側T.P.31mエリア：1艇</li> <li>・2号炉東側T.P.31mエリア：1艇</li> </ul> <p>e. 運搬方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専用積載車両にて専用港岸壁まで運搬する。</li> </ul>  <p>(船舶写真)</p>	<p>【大飯】記載方針の相違                  女川実績の反映</p> <p>【女川】運用の相違                  保管場所、運搬方法の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違                  外観の追加</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 重大事故等における放射能測定について</p> <p>重大事故等において、バックグラウンドが上昇し、測定が困難になった場合には、1, 2号炉ホットカウント室（(1, 2号炉原子炉補助建屋内) (E.L. +23.8m)）にて、モニタリングで採取した試料（ダスト、よう素、海水、排水等）の放射能測定を行う。</p> <p>ホットカウント室は、可搬型空気浄化装置で、放射性物質（ダスト、よう素）により汚染した空気を浄化することができ、ホットカウント室内に汚染した空気を可能な限り取り込まないようにする。</p> <p>ホットカウント室内の汚染防止対策として、ホットカウント室及びホットカウント室周りをポリシートで養生するとともに、万一汚染した場合は、ポリシートの取替えを行う。</p> <p>また、遮蔽材を測定器の周りに配置し、測定器のバックグラウンドを下げる。</p> <p>なお、放射能測定は放射性ブルーム通過中は実施しない。（放射能測定は他の事業所でも測定可能。）</p> <div data-bbox="174 638 676 917" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> </div>			<p>【大飯】運用の相違</p> <p>サンプリングで採取した試料の放射能測定については、泊は女川同様現場にて測定する手順としており、バックグラウンドが高い場合は低い場所に移動して測定する手順としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>(6) 土壤モニタリング                      発電所敷地内の土壌を採取し、汚染サーベイメータ等により放射性物質を測定する。また必要に応じてZnSシンチレーションサーベイメータによりα線（ウラン、プルトニウム等）、β線サーベイメータによりβ線（ストロンチウム等）を測定する。</p> <p>○ZnSシンチレーションサーベイメータによる測定</p> <table border="1" data-bbox="100 359 712 630"> <thead> <tr> <th colspan="2">ZnSシンチレーションサーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="100 454 380 614">採取した試料を容器に入れて、ZnSシンチレーションサーベイメータにより放射性物質を測定する。</td> <td data-bbox="380 454 712 614"></td> </tr> </tbody> </table>	ZnSシンチレーションサーベイメータ		採取した試料を容器に入れて、ZnSシンチレーションサーベイメータにより放射性物質を測定する。		<p>(5) 土壤モニタリング                      重大事故等時、気体状の放射性物質が放出された場合、発電所敷地内の土壌を採取し、β線サーベイメータによりベータ線を放出する放射性物質の濃度を測定する。また、必要に応じてγ線サーベイメータによりガンマ線、α線サーベイメータによりアルファ線を測定する。</p> <table border="1" data-bbox="750 359 1361 662"> <thead> <tr> <th colspan="2">β線サーベイメータによる測定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="750 406 996 662">                     測定の様子   </td> <td data-bbox="996 406 1361 662">                     実施事項：                      採取した試料を容器に入れて、β線サーベイメータにより放射性物質の濃度を測定する。                 </td> </tr> </tbody> </table>	β線サーベイメータによる測定		測定の様子 	実施事項： 採取した試料を容器に入れて、β線サーベイメータにより放射性物質の濃度を測定する。	<p>(5) 土壤モニタリング                      重大事故等時、気体状の放射性物質が放出された場合、発電所敷地内の土壌を採取し、β線サーベイメータによりベータ線を放出する放射性物質の濃度を測定する。また、必要に応じて、GM汚染サーベイメータによりガンマ線、α線シンチレーションサーベイメータによりアルファ線を測定する。</p> <table border="1" data-bbox="1393 359 1982 662"> <thead> <tr> <th colspan="2">α線シンチレーションサーベイメータによる測定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1393 406 1691 662">                     測定の様子   </td> <td data-bbox="1691 406 1982 662">                     実施事項：                      採取した試料を容器に入れて、α線シンチレーションサーベイメータにより放射性物質を測定する。                 </td> </tr> </tbody> </table>	α線シンチレーションサーベイメータによる測定		測定の様子 	実施事項： 採取した試料を容器に入れて、α線シンチレーションサーベイメータにより放射性物質を測定する。	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違                      女川実績の反映</p> <p>【女川】【大飯】設備の相違                      外観の相違</p>
ZnSシンチレーションサーベイメータ															
採取した試料を容器に入れて、ZnSシンチレーションサーベイメータにより放射性物質を測定する。															
β線サーベイメータによる測定															
測定の様子 	実施事項： 採取した試料を容器に入れて、β線サーベイメータにより放射性物質の濃度を測定する。														
α線シンチレーションサーベイメータによる測定															
測定の様子 	実施事項： 採取した試料を容器に入れて、α線シンチレーションサーベイメータにより放射性物質を測定する。														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<p>添付資料 1.17.10</p>	<p>添付資料 1.17.12</p>	<p>添付資料 1.17.12</p>																																								
<p>発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p>	<p>発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p>	<p>発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p>																																								
<p>(1) 原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成25年6月5日 全部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。</p>	<p>(1) 原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成30年10月1日 一部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、第1図及び第1表のとおり、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。</p>	<p>(1) 原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成30年10月1日 一部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、図1及び表1のとおり、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違                  女川実績の反映</p>																																							
<p>図. 緊急時モニタリングセンターの組織図の例</p>	<p>図1 緊急時モニタリングセンターの体制図</p>	<p>図1 緊急時モニタリングセンターの体制図</p>																																								
<p>表. 緊急時モニタリングセンター組織の機能と人員構成の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>要員の適性</th> <th>人員構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時モニタリングセンター幹部</td> <td>緊急時モニタリング全般を統括できる者</td> <td>国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入るまでは道府県で代行</td> </tr> <tr> <td>企画・評価グループ</td> <td>緊急時モニタリングに関する知見を有する者 緊急時モニタリングの実施に係る判断、調整を行える者</td> <td>国、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者を組織する。</td> </tr> <tr> <td>情報収集・管理グループ</td> <td>緊急時モニタリング結果の収集、整理 緊急時モニタリング結果の報告、発信 関係機関との情報授受</td> <td>各組織から上がる情報を国（ERC放射線班）で集約するために、国担当者を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。</td> </tr> <tr> <td>測定・分析グループ</td> <td>緊急時モニタリングにおける測定、分析を行える者</td> <td>道府県のモニタリング実施機関を中心に国、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。</td> </tr> </tbody> </table>	機能	要員の適性	人員構成	緊急時モニタリングセンター幹部	緊急時モニタリング全般を統括できる者	国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入るまでは道府県で代行	企画・評価グループ	緊急時モニタリングに関する知見を有する者 緊急時モニタリングの実施に係る判断、調整を行える者	国、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者を組織する。	情報収集・管理グループ	緊急時モニタリング結果の収集、整理 緊急時モニタリング結果の報告、発信 関係機関との情報授受	各組織から上がる情報を国（ERC放射線班）で集約するために、国担当者を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。	測定・分析グループ	緊急時モニタリングにおける測定、分析を行える者	道府県のモニタリング実施機関を中心に国、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。	<p>第1表 緊急時モニタリングセンター組織の機能と人員構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機能</th> <th>人員構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整グループ</td> <td>緊急時モニタリングセンター内の統括 緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等</td> <td>上席放射線防護専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</td> </tr> <tr> <td>情報収集管理グループ</td> <td>緊急時モニタリングセンター内における情報の収集及び管理 緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等 情報共有システムの維持・異常対応等</td> <td>国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</td> </tr> <tr> <td>測定分析担当</td> <td>企画調整グループで作成された指示書に基づき、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定</td> <td>所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、それぞれに全体を統括するグループ長を配置</td> </tr> </tbody> </table>		機能	人員構成	企画調整グループ	緊急時モニタリングセンター内の統括 緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等	上席放射線防護専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成	情報収集管理グループ	緊急時モニタリングセンター内における情報の収集及び管理 緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等 情報共有システムの維持・異常対応等	国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成	測定分析担当	企画調整グループで作成された指示書に基づき、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定	所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、それぞれに全体を統括するグループ長を配置	<p>表1 緊急時モニタリングセンター組織の機能と人員構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>機能</th> <th>人員構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整グループ</td> <td>緊急時モニタリングセンター内の統括 緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等</td> <td>上席放射線防護専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</td> </tr> <tr> <td>情報収集管理グループ</td> <td>緊急時モニタリングセンター内における情報の収集及び管理 緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等 情報共有システムの維持・異常対応等</td> <td>国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</td> </tr> <tr> <td>測定分析担当</td> <td>企画調整グループで作成された指示書に基づき、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定</td> <td>所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、それぞれに全体を統括するグループ長を配置</td> </tr> </tbody> </table>		機能	人員構成	企画調整グループ	緊急時モニタリングセンター内の統括 緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等	上席放射線防護専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成	情報収集管理グループ	緊急時モニタリングセンター内における情報の収集及び管理 緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等 情報共有システムの維持・異常対応等	国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成	測定分析担当	企画調整グループで作成された指示書に基づき、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定	所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、それぞれに全体を統括するグループ長を配置	
機能	要員の適性	人員構成																																								
緊急時モニタリングセンター幹部	緊急時モニタリング全般を統括できる者	国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入るまでは道府県で代行																																								
企画・評価グループ	緊急時モニタリングに関する知見を有する者 緊急時モニタリングの実施に係る判断、調整を行える者	国、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者を組織する。																																								
情報収集・管理グループ	緊急時モニタリング結果の収集、整理 緊急時モニタリング結果の報告、発信 関係機関との情報授受	各組織から上がる情報を国（ERC放射線班）で集約するために、国担当者を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。																																								
測定・分析グループ	緊急時モニタリングにおける測定、分析を行える者	道府県のモニタリング実施機関を中心に国、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。																																								
	機能	人員構成																																								
企画調整グループ	緊急時モニタリングセンター内の統括 緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等	上席放射線防護専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成																																								
情報収集管理グループ	緊急時モニタリングセンター内における情報の収集及び管理 緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等 情報共有システムの維持・異常対応等	国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成																																								
測定分析担当	企画調整グループで作成された指示書に基づき、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定	所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、それぞれに全体を統括するグループ長を配置																																								
	機能	人員構成																																								
企画調整グループ	緊急時モニタリングセンター内の統括 緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等	上席放射線防護専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成																																								
情報収集管理グループ	緊急時モニタリングセンター内における情報の収集及び管理 緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等 情報共有システムの維持・異常対応等	国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成																																								
測定分析担当	企画調整グループで作成された指示書に基づき、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定	所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、それぞれに全体を統括するグループ長を配置																																								
<p>出典：原子力規制委員会 緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム第5回会合 (H25.3.11) 配布資料2（会合での意見反映版）</p>	<p>出典：緊急時モニタリングセンター設置要領 第3版（令和元年6月25日）</p>	<p>出典：緊急時モニタリングセンター設置要領 第3版（令和元年6月25日）</p>																																								

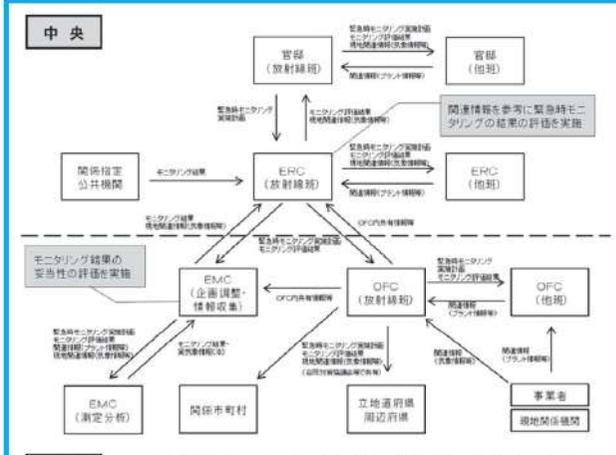
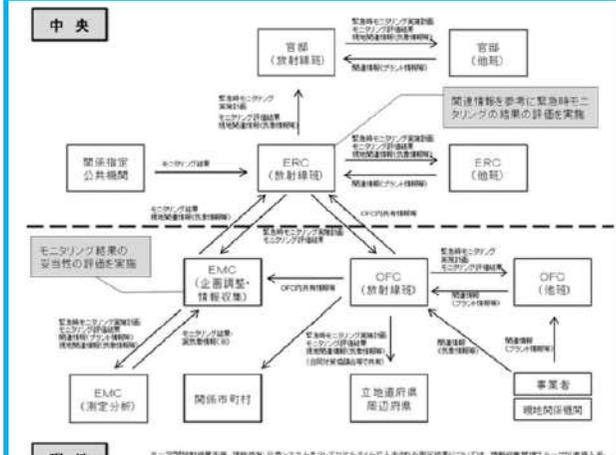
泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 原子力事業者防災業務計画において、緊急時モニタリングセンターが設置されるオフサイトセンターに、以下の状況を把握し、所定の様式で情報連絡を行うこととしている。</p> <p style="text-align: center;"><b>【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 事故の発生時刻及び場所</li> <li>b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置</li> <li>c. 被ばくおよび障害等人身災害にかかわる状況</li> <li>d. 発電所敷地周辺における放射線および放射能の測定結果</li> <li>e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況</li> <li>f. 気象状況</li> <li>g. 収束の見通し</li> <li>h. 放射能影響範囲の推定結果</li> <li>i. その他必要と認める事項</li> </ul> </div>	<p>(2) 原子力事業者防災業務計画において、以下の状況を把握し、オフサイトセンターに所定の様式で情報連絡を行うこととしている。</p> <p style="text-align: center;"><b>【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 事象発生時刻及び場所</li> <li>② 事象発生の原因、状況及び拡大防止措置</li> <li>③ 被ばく及び障害等人身災害に係る状況</li> <li>④ 発電所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果</li> <li>⑤ 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況</li> <li>⑥ 気象状況</li> <li>⑦ 収束の見通し</li> <li>⑧ その他必要と認める事項</li> </ul>	<p>(2) 原子力事業者防災業務計画において、以下の状況を把握し、オフサイトセンターに所定の様式で情報連絡を行うこととしている。</p> <p style="text-align: center;"><b>【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 事象発生時刻及び場所</li> <li>b. 事象発生の原因、状況及び拡大防止措置</li> <li>c. 被ばく及び障害等人身災害に係る状況</li> <li>d. 発電所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果</li> <li>e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況</li> <li>f. 気象状況</li> <li>g. 収束の見通し</li> <li>h. その他必要と認める事項</li> </ul>	<p>【大飯】記載方針の相違                  女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) オフサイトセンターから緊急時モニタリングセンターへの情報のやり取りは、第2図のとおりである。事業者はオフサイトセンターへ情報連絡する事項（放出源情報）を連絡し、オフサイトセンターは、その情報を緊急時モニタリングセンターに提供することとなる。</p>  <p>第2図 緊急時モニタリング関連の情報のやり取り              出典：緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）第6版（令和元年7月5日）</p>	<p>(3) オフサイトセンターから緊急時モニタリングセンターへの情報のやり取りは、図2のとおりである。事業者はオフサイトセンターへ情報連絡する事項（放出源情報）を連絡し、オフサイトセンターは、その情報を緊急時モニタリングセンターに提供することとなる。</p>  <p>図2 緊急時モニタリング関連の情報のやり取り              出典：緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）第7版（令和3年12月21日）</p>	<p>【女川】記載内容の相違              出典情報を最新化したことによる相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料 1.17.11</p> <p>他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。</p> <p>(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景                      平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応援活動を実施した。                      この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。</p> <p>(2) 原子力事業者間協力協定（内容）                      (目的)                      原災法第14条※の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的としている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※原災法第14条（他の原子力事業所への協力）                              原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。</p> </div> <p>(事業者)                      電力9社（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州）、日本原子力発電、電源開発、日本原燃</p> <p>(協力の内容)                      発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について支援本部への協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。</p>	<p style="text-align: center;">添付資料 1.17.13</p> <p>他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。</p> <p>(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景                      平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応援活動を実施した。                      この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。</p> <p>(2) 原子力事業者間協力協定（内容）                      (目的)                      原災法第14条*の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>※原災法第14条（他の原子力事業所への協力）                              原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。</p> </div> <p>(事業者)                      北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、日本原子力発電、電源開発、日本原燃</p> <p>(協力の内容)                      発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に対する支援に関する事項について協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。</p>	<p style="text-align: center;">添付資料 1.17.13</p> <p>他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。</p> <p>(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景                      平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応援活動を実施した。                      この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。</p> <p>(2) 原子力事業者間協力協定（内容）                      (目的)                      原災法第14条*の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧作業に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的としている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>*原災法第14条（他の原子力事業所への協力）                              原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。</p> </div> <p>(事業者)                      北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、日本原子力発電、電源開発、日本原燃</p> <p>(協力の内容)                      発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に対する支援に関する事項について協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違                      女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料 1.17.12</p> <p style="text-align: center;">モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>重大事故等により、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポスト周辺の汚染に伴い測定ができなくなることを避けるために、以下のとおり、バックグラウンド低減対策手段を整備する。</p> <p>(1) 汚染予防対策</p> <p>重大事故等により、放射性物質の放出の恐れがあることを確認した場合、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの検出器が汚染することを防止するために、養生を行う。また、時間に余裕がある場合は局舎あるいは設備自体の養生を行う。</p> <p>① モニタリング設備の上から養生シートを被せる。</p> <p>② 養生シートをロープ等で固定する。</p>  <p>(2) 汚染除去対策</p> <p>重大事故等により、放射性物質の放出後、モニタリングステーション、モニタリングポスト、可搬式モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。</p> <p>①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。</p> <p>②モニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モニタリングポストの検出器、局舎壁等は拭き取り等を行う。</p> <p>③ 周辺のアスファルト、コンクリート面の除染を行う。</p> <p>④ 周辺土壌の入替、周辺樹木の伐採等を行う。</p> <p>⑤ サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。</p>	<p style="text-align: center;">添付資料 1.17.14</p> <p style="text-align: center;">モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>事故後の周辺汚染により、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定ができなくなることを避けるため、以下のとおり、バックグラウンドを低減する手段を整備する。</p> <p>(1) モニタリングポスト</p> <p>・汚染予防対策</p> <p>事故後の周辺汚染により、放射性物質で検出器保護カバーが汚染される場合を想定し、交換用の検出器保護カバーを備える。</p> <p>・汚染除去対策</p> <p>重大事故等により、放射性物質の放出後、モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。</p> <p>①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。</p> <p>②モニタリングポストの検出器保護カバーの交換を行う。</p> <p>③モニタリングポスト局舎壁等の拭取り等を行う。</p> <p>④必要に応じて、モニタリングポスト周辺の樹木の伐採、除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。</p> <p>⑤サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。</p>	<p style="text-align: center;">添付資料 1.17.14</p> <p style="text-align: center;">モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>事故後の周辺汚染により、モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定ができなくなることを避けるため、以下のとおり、バックグラウンドを低減する手段を整備する。</p> <p>(1)モニタリングポスト及びモニタリングステーション</p> <p>・汚染予防対策</p> <p>事故後の周辺汚染により、放射性物質で検出器保護カバーが汚染される場合を想定し、交換用の検出器保護カバーを備える。</p> <p>・汚染除去対策</p> <p>重大事故等により、放射性物質の放出後、モニタリングポスト、モニタリングステーション及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。</p> <p>①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。</p> <p>②モニタリングポスト又はモニタリングステーションの検出器保護カバーの交換を行う。</p> <p>③モニタリングポスト又はモニタリングステーションの局舎壁等の拭取り等を行う。</p> <p>④必要に応じて、モニタリングポスト又はモニタリングステーション周辺の樹木の伐採、除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。</p> <p>⑤サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。</p>	<p>【大阪】記載表現の相違 大阪独自の対策に関する記載</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="118 148 714 368" data-label="Image"> <p>周辺土壌の入替等</p> <p>周辺樹木の伐採等</p> </div> <p>(3) バックグラウンド低減の目安について                  放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの通常時の空間放射線量率レベル（通常値）</li> <li>・ただし、汚染の状況によっては、通常値まで低減することが困難な場合があるため、可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。</li> </ul>	<p>(2) 可搬型モニタリングポスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染予防対策                      事故後の周辺汚染により、放射性物質で可搬型モニタリングポストが汚染される場合を想定し、可搬型モニタリングポストの設置を行う際、あらかじめ養生を行う。</li> <li>・汚染除去対策                      重大事故等により、放射性物質の放出後、可搬型モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。</li> <li>② あらかじめ養生を行っていた養生シートを取り除く。</li> <li>③ 可搬型モニタリングポスト周辺の除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。</li> <li>④ サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。</li> </ol> <p>(3) バックグラウンド低減の目安について                  放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの通常時の放射線量レベル（通常値）</li> <li>・ただし、汚染の状況によっては、通常値まで低減することが困難な場合があるため、その場合は可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。</li> </ul>	<div data-bbox="1384 148 2004 405" data-label="Image"> <p>検出器保護カバーの交換</p> <p>土壌の除去等</p> </div> <p>(2) 可搬型モニタリングポスト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染予防対策                      事故後の周辺汚染により、放射性物質で可搬型モニタリングポストが汚染される場合を想定し、可搬型モニタリングポストの設置を行う際、あらかじめ養生を行う。</li> <li>・汚染除去対策                      重大事故等により、放射性物質の放出後、可搬型モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。</li> <li>② あらかじめ養生を行っていた養生シートを取り除く。</li> <li>③ 可搬型モニタリングポスト周辺の除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。</li> <li>④ サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。</li> </ol> <p>(3) バックグラウンド低減の目安について                  放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの通常時の放射線量レベル（通常値）</li> <li>・ただし、汚染の状況によっては、通常値まで低減することが困難な場合があるため、その場合は可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。</li> </ul>	<p>【女川】記載方針の相違                  外観の追加</p> <p>【大飯】記載表現の相違                  ・記載順序の相違                  大飯は(1)(2)に可搬型モニタリングポストの対策内容を含めて記載</p> <p>【大飯】記載方針の相違                  女川実績の反映</p>

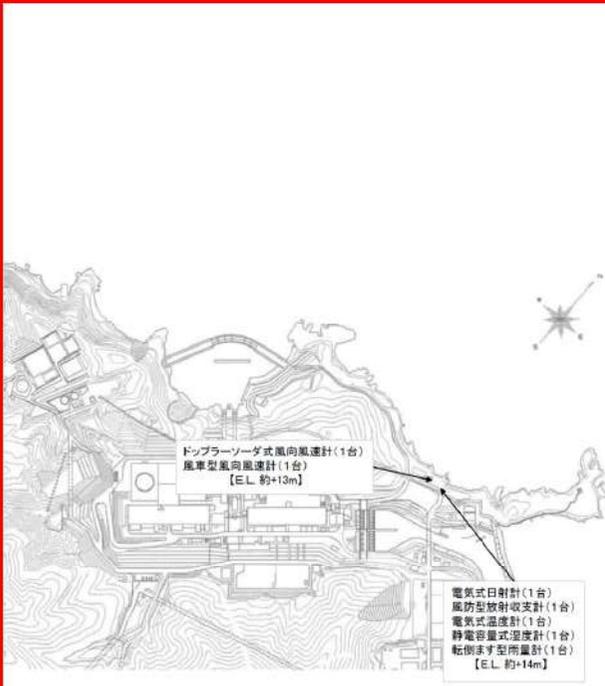
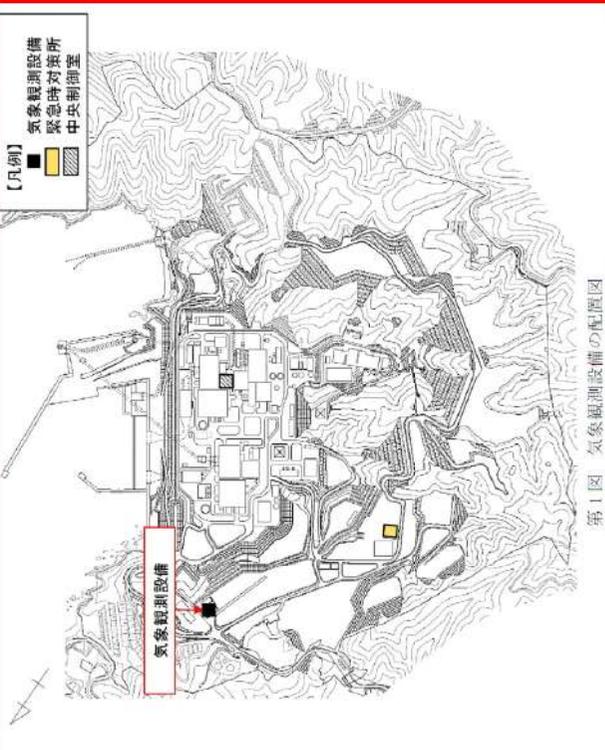
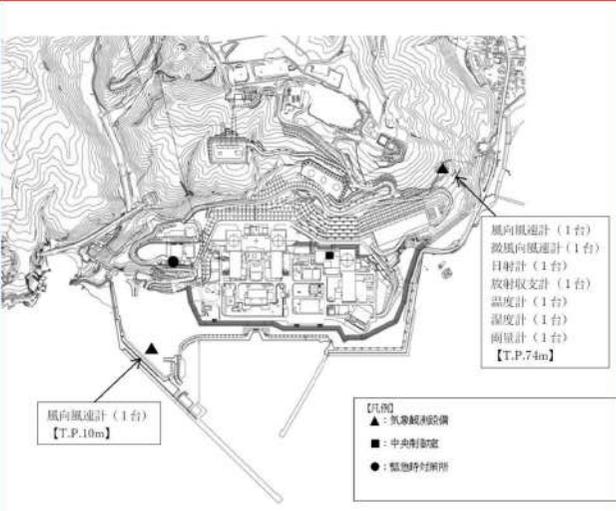
泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1.17.14</p> <p style="text-align: center;">気象観測</p> <p>気象観測設備は、放射性気体廃棄物の放出管理、発電所周辺の一般公衆の被ばく線量評価及び一般気象データ収集のために、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度を測定、記録する。</p> <p>気象観測設備の配置図を図1、測定項目等を表1に示す。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料 1.17.15</p> <p style="text-align: center;">気象観測設備</p> <p>気象観測設備は、放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の一般公衆の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のために、風向、風速、日射量、放射収支量、降水量、温度等を測定し、測定した風向、風速及び大気安定度<sup>※1</sup>データは、中央制御室及び緊急時対策所に表示し、監視を行うことができる設計とする。</p> <p>また、そのデータを記録し、保存することができる設計とする。</p> <p>気象観測設備の各測定器は周囲の建造物の影響のない位置<sup>※2</sup>に配置する設計とする。</p> <p>気象観測設備の配置図を第1図に、測定項目等を第1表に示す。</p> <p>※1 風速、日射量及び放射収支量より求める。                  ※2 「露場から建物までの距離は建物の高さから1.5mを引いた値の3倍以上、または露場から10m以上。」「露場中央部における地上1.5mの高さから周囲の建物に対する平均仰角は18度以下。」（地上気象観測指針（2002 気象庁））</p>	<p style="text-align: right;">添付資料 1.17.15</p> <p style="text-align: center;">気象観測設備</p> <p>気象観測設備は、放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の一般公衆の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のために、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量及び温度等を測定し、測定した風向、風速及び大気安定度<sup>※1</sup>データは、中央制御室及び緊急時対策所に表示し、監視を行うことができる設計とする。</p> <p>また、そのデータを記録し、保存することができる設計とする。</p> <p>気象観測設備の各測定器は周囲の建造物の影響のない位置<sup>※2</sup>に配置する設計とする。</p> <p>気象観測設備の設置位置図を図1、測定項目等を表1に示す。</p> <p>※1 風速、日射量及び放射収支量より求める。                  ※2 「露場から建物までの距離は建物の高さから1.5mを引いた値の3倍以上、または露場から10m以上。」「露場中央部における地上1.5mの高さから周囲の建物に対する平均仰角は18度以下。」（地上気象観測指針（2002 気象庁））</p>	<p>【大飯】記載方針の相違                  女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図1 気象観測設備の配置図</p>	 <p>第1図 気象観測設備の配置図</p>	 <p>図1 気象観測設備の設置位置図</p>	<p>【女川】運用の相違                  設置場所の相違</p>

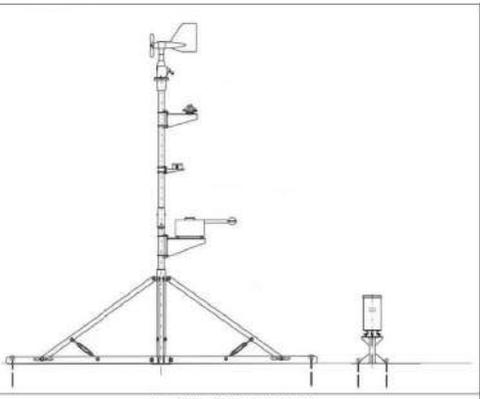
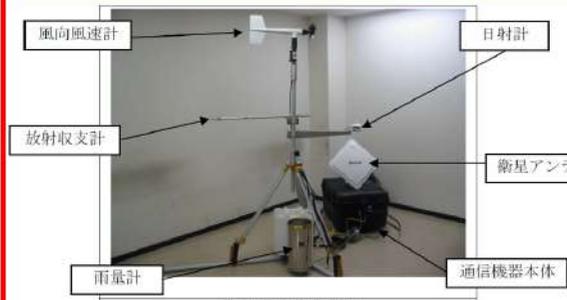
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由														
<p>表1 気象観測設備の測定項目等</p> <p>気象観測設備</p>  <p>(気象観測設備の写真)</p> <table border="1" data-bbox="145 550 672 662"> <tr> <td>台数：1 (測定項目) 風向<sup>※</sup>、風速<sup>※</sup>、日射量<sup>※</sup>、放射収支量<sup>※</sup>、雨量、温度、湿度</td> <td>(記録) 有線にて中央制御室へ伝送し記録。また、緊急時対策所の緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）表示装置にて監視可能。</td> </tr> </table> <p>※「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目</p>	台数：1 (測定項目) 風向 <sup>※</sup> 、風速 <sup>※</sup> 、日射量 <sup>※</sup> 、放射収支量 <sup>※</sup> 、雨量、温度、湿度	(記録) 有線にて中央制御室へ伝送し記録。また、緊急時対策所の緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）表示装置にて監視可能。	<p>第1表 気象観測設備の測定項目等</p> <p>気象観測設備</p> <table border="1" data-bbox="750 279 1355 598"> <tr> <td>風向風速計（ドップラーソーダ）  測定位置：標高175m</td> <td>日射計・放射収支計 </td> <td>雨雪量計 </td> </tr> <tr> <td>風向風速計（観測）  測定位置：地上高10m</td> <td>温度計 </td> <td>湿度計 </td> </tr> </table> <p>&lt;測定項目&gt;          風向<sup>※1</sup>、風速<sup>※1</sup>、日射量<sup>※1</sup>、放射収支量<sup>※1</sup>、降水量、湿度、湿度</p> <p>&lt;台数&gt;          各1台</p> <p>&lt;記録&gt;          全測定項目を現場監視盤にて記録。また、風向、風速は有線系回線により1号中央制御室でも記録。風向、風速、日射量、放射収支量、湿度及び大気安定度<sup>※2</sup>を2号中央制御室で表示。          また、緊急時対策所に対しては有線系回線により、安全パラメータ表示システム（SPDS）表示装置にて、風向、風速及び大気安定度<sup>※2</sup>を監視可能。          ※1：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に基づく測定項目          ※2：風速、日射量及び放射収支量より求める。</p>	風向風速計（ドップラーソーダ）  測定位置：標高175m	日射計・放射収支計 	雨雪量計 	風向風速計（観測）  測定位置：地上高10m	温度計 	湿度計 	<p>表1 気象観測設備の測定項目</p> <p>気象観測設備</p> <table border="1" data-bbox="1400 327 2004 710"> <tr> <td> (風向風速計) 測定位置：標高84m</td> <td> (日射計・放射収支計)</td> <td> (温度計・湿度計)</td> </tr> <tr> <td> (風向風速計) 測定位置：地上高 10m</td> <td> (風向風速計) 測定位置：標高84m</td> <td> (雨量計)</td> </tr> </table> <p>&lt;測定項目&gt;          風向<sup>※1</sup>、風速<sup>※1</sup>、日射量<sup>※1</sup>、放射収支量<sup>※1</sup>、雨量、温度、湿度</p> <p>&lt;台数&gt;          各1台</p> <p>&lt;記録&gt;          全測定項目を現場監視盤にて記録          有線系回線及び無線系回線にて風向、風速、温度及び雨量を中央制御室へ伝送し記録。          また、緊急時対策所に対して有線系回線及び無線系回線により、緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）表示装置にて、風向、風速及び大気安定度<sup>※2</sup>を監視可能。          ※1：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目          ※2：風速、日射量及び放射収支量より求める。</p>	 (風向風速計) 測定位置：標高84m	 (日射計・放射収支計)	 (温度計・湿度計)	 (風向風速計) 測定位置：地上高 10m	 (風向風速計) 測定位置：標高84m	 (雨量計)	<p>【女川】【大飯】          設備の相違          外観の相違</p>
台数：1 (測定項目) 風向 <sup>※</sup> 、風速 <sup>※</sup> 、日射量 <sup>※</sup> 、放射収支量 <sup>※</sup> 、雨量、温度、湿度	(記録) 有線にて中央制御室へ伝送し記録。また、緊急時対策所の緊急時運転パラメータ伝送システム（SPDS）表示装置にて監視可能。																
風向風速計（ドップラーソーダ）  測定位置：標高175m	日射計・放射収支計 	雨雪量計 															
風向風速計（観測）  測定位置：地上高10m	温度計 	湿度計 															
 (風向風速計) 測定位置：標高84m	 (日射計・放射収支計)	 (温度計・湿度計)															
 (風向風速計) 測定位置：地上高 10m	 (風向風速計) 測定位置：標高84m	 (雨量計)															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

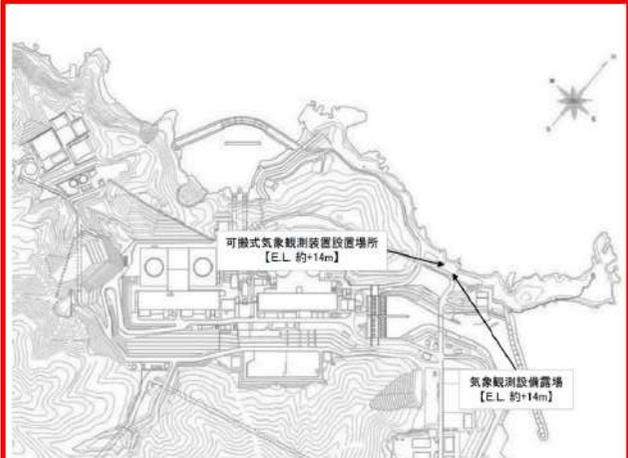
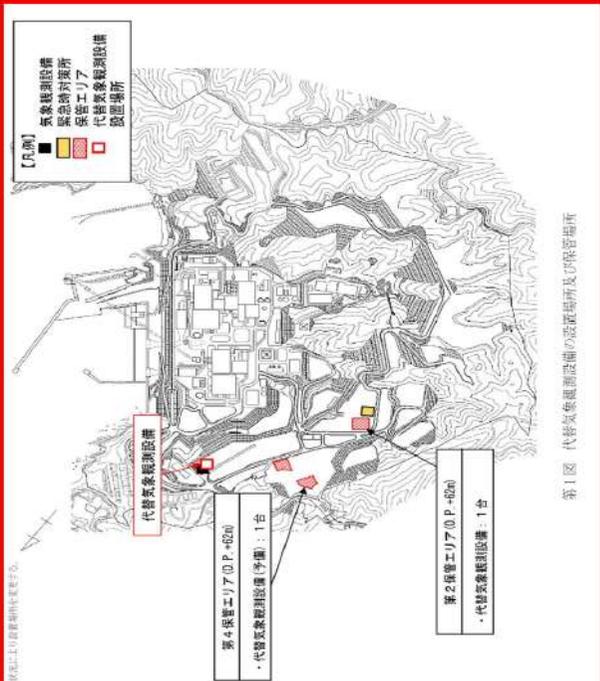
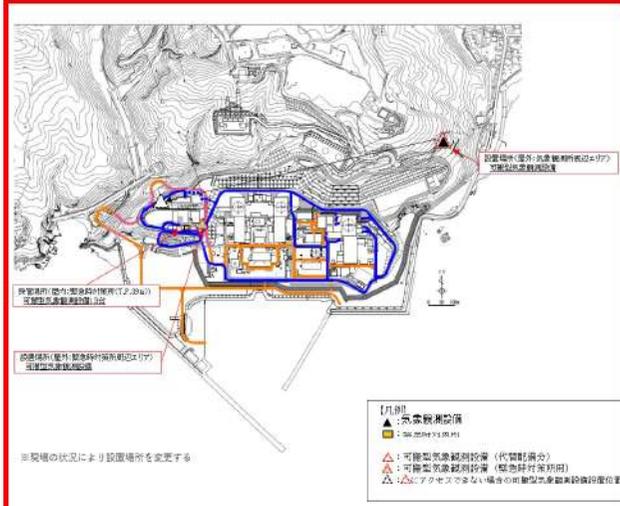
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料 1.17.13</p> <p style="text-align: center;">可搬式気象観測装置による気象観測</p> <p>1. 操作の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 重大事故等発生後に、気象観測設備（風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量）が機能喪失した場合に配置する。</li> <li>● 大飯3、4号炉 制御建屋E.L.+21.8m に保管している可搬式気象観測装置（1式）を気象観測設備露場に運搬し、配置、測定を開始する。（気象観測設備代替用）</li> <li>● 測定値は電子メモリにて記録。また、無線によるデータ伝送機能を使用し、緊急時対策所で確認する。</li> </ul> <p>2. 必要要員数・想定時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要要員数：6名</li> <li>● 操作時間：配置場所での配置開始から測定開始まで約50分</li> <li>● 所要時間*：気象露場への配置（1式） 約120分</li> </ul> <p>※ 所要時間は可搬式気象観測装置の運搬時間を含む。</p> <div data-bbox="136 943 674 1394" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p style="text-align: center;">可搬式気象観測装置の写真</p> </div>	<p style="text-align: center;">添付資料 1.17.16</p> <p style="text-align: center;">代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定</p> <p>1. 操作の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 気象観測設備（風向、風速、日射量、放射収支量、降水量）が機能喪失した際に、代替気象観測設備を1台設置する。</li> <li>● 第2保管エリア0.P.+62m及び第4保管エリア0.P.+62mに保管している代替気象観測設備を気象観測設備近傍に運搬・設置し、測定を開始する。</li> <li>● 測定値は、機器本体の電子メモリにて記録するほか、衛星系回線によるデータ伝送機能を使用し、緊急時対策所にて監視する。</li> </ul> <p>2. 必要要員数・想定操作時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要要員数：2名（放射線管理班員）</li> <li>● 所要時間：代替気象観測設備（1台）の設置：210分以内*</li> </ul> <p>※ 所要時間は代替気象観測設備の運搬時間を含む。</p> <div data-bbox="797 943 1335 1394" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p style="text-align: center;">代替気象観測設備</p> </div>	<p style="text-align: center;">添付資料 1.17.18</p> <p style="text-align: center;">可搬型気象観測設備による気象観測項目の測定及び代替測定</p> <p>1. 操作の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 気象観測設備（風向、風速、日射量、放射収支量、雨量）が機能喪失した場合及びブルームの通過方向を緊急時対策所にて把握するために可搬型気象観測設備を各1台設置する。</li> <li>● 緊急時対策所 T.P.39mに保管している可搬型気象観測設備（1台）を気象観測設備近傍に運搬・設置し、測定を開始する。（気象観測設備代替測定用）</li> <li>● 緊急時対策所 T.P.39mに保管している可搬型気象観測設備（1台）を緊急時対策所付近に運搬・設置し、測定を開始する。（ブルーム通過方向確認用）</li> <li>● 測定値は、機器本体の電子メモリにて記録するほか、衛星系回線によるデータ伝送機能を使用し、緊急時対策所にて監視する。</li> </ul> <p>2. 必要要員数・想定操作時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 必要要員数：2名（放管班員）</li> <li>● 操作時間：設置場所での設置開始から測定開始まで：約40分/1台</li> <li>● 所要時間：気象観測設備代替測定用（1台）の配備：100分以内*<sup>1</sup>；ブルームの通過方向確認用（1台）の配備*<sup>2</sup>：80分以内*<sup>1</sup></li> </ul> <p>※<sup>1</sup> 所要時間は防護装備着用、可搬型気象観測設備の運搬時間を含む。          ※<sup>2</sup> 緊急時対策所での確認用</p> <div data-bbox="1395 978 2007 1337" style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p style="text-align: center;">可搬型気象観測設備</p> </div>	<p>①の相違          【大飯】記載方針の相違          女川実績の反映          ①の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違          ①の相違</p> <p>【女川】【大飯】運用の相違          必要要員数の相違          【女川】記載表現の相違          【女川】【大飯】運用の相違          操作時間、所要時間の相違</p> <p>【女川】【大飯】設備の相違          外観の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

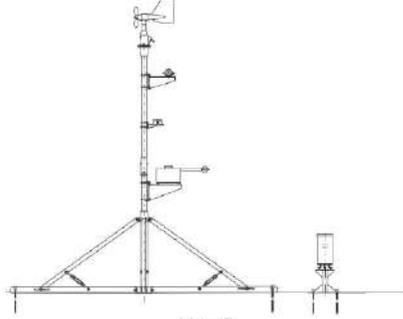
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">可搬式気象観測装置</p> <p>気象観測設備が機能喪失した際、可搬式気象観測装置を使用して風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度を測定、記録する。設置場所は、以下の理由より、恒設の気象観測設備露場近傍とする。</p> <p>① グラウンドレベルが恒設の気象観測設備露場と同じ。                  ② 設置場所周辺の建物や樹木の影響が少ない。                  ③ 事故時に放射性物質が放出された際に緊急時対策所付近の風向、風速を把握できる。</p> <p>可搬式気象観測装置の配置図を図3-2、測定項目等を表3-2に示す。                  なお、移動式放射能測定装置（モニタ車）に搭載している風向、風速計にて、風向、風速を測定することも可能である。</p>	<p style="text-align: center;">代替気象観測設備</p> <p style="text-align: right;">添付資料 1.17.17</p> <p>重大事故等時、気象観測設備が機能喪失した際に代替できるよう代替気象観測設備を設置して、風向、風速、日射量、放射収支量、降水量を測定、記録する。設置場所は、以下の理由により、恒設の気象観測設備近傍とする。</p> <p>① グラウンドレベルが恒設の気象観測設備と同じ。                  ② 配置位置周辺の建物や樹木の影響が少ない。                  ③ 事故時に放射性物質が放出された際に敷地を代表する付近の風向、風速を把握できる。</p> <p>代替気象観測設備の設置場所及び保管場所を第1図、測定項目等を第1表に示す。                  なお、放射能観測車に搭載している風向・風速計にて、風向、風速を測定することも可能である。</p>	<p style="text-align: center;">可搬型気象観測設備</p> <p style="text-align: right;">添付資料 1.17.17</p> <p>重大事故等時、気象観測設備が機能喪失した際に代替できるよう可搬型気象観測設備を設置して、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量を測定、記録する。設置場所は、以下の理由により、恒設の気象観測設備近傍及び緊急時対策所付近とする。</p> <p>(1) 恒設の気象観測設備近傍                  ①グラウンドレベルが恒設の気象観測設備と同じ。                  ②配置位置周辺の建物や樹木の影響が少ない。                  ③事故時に放射性物質が放出された際に敷地を代表する付近の風向及び風速を把握できる。</p> <p>(2) 緊急時対策所付近                  ①事故時に放射性物質が放出された際に緊急時対策所付近の風向及び風速を把握できる。</p> <p>可搬型気象観測設備の設置場所及び保管場所を図1、測定項目等を表1に示す。                  なお、放射能観測車に搭載している風向風速計にて、風向及び風速を測定することも可能である。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違                  女川実績の反映                  【大飯】設備の相違                  大飯固有の装置の仕様の相違</p> <p>①の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="271 707 586 730">図 3-2 可搬式気象観測装置の配置場所</p>	 <p data-bbox="1294 432 1317 722">第1図 代替気象観測設備の設置場所及び保管場所</p>	 <p data-bbox="1473 783 1933 807">図 1 可搬型気象観測設備の設置場所及び保管場所</p>	<p data-bbox="2024 288 2150 400">【女川】【大飯】 運用の相違 設置場所、保管 場所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表3-2 可搬式気象観測装置の測定項目等</p> <div data-bbox="145 263 660 710"> <p>可搬式気象観測装置</p>  <p>(可搬式気象観測装置の写真)</p> <p>台数：1 (予備1)</p> <p>(測定項目)                  風向<sup>※</sup>、風速<sup>※</sup>、日射量<sup>※</sup>、放射収支量<sup>※</sup>、雨量、温度及び湿度(記録)                  電子メモリにて記録。                  また、計測データは緊急時対策所へ無線により伝送可能</p> </div> <p>※ 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目</p>	<p>第1表 代替気象観測設備の測定項目等</p> <div data-bbox="750 263 1355 646"> <p>代替気象観測設備</p>  <p>(イメージ)</p> <p>&lt;台数&gt;                  1台(予備1台)</p> <p>&lt;測定項目&gt;                  風向<sup>※</sup>、風速<sup>※</sup>、日射量<sup>※</sup>、放射収支量<sup>※</sup>、降水量</p> <p>&lt;電源&gt;                  外部バッテリー(5個)により、24時間以上の供給可能。                  94時間以内は、外部バッテリー(5個)の交換作業を必要とし、計測可能。外部バッテリーは1個当たり約12時間で充電可能。</p> <p>&lt;記録&gt;                  本体の電子メモリに記録。</p> <p>&lt;伝送&gt;                  衛星系回線により、緊急時対策所へ伝送。</p> <p>&lt;重量&gt;                  合計：約515kg                  本体：約300kg                  外部バッテリー：約215kg(約43kg/個×5個)</p> </div> <p>※ 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に基づく測定項目</p>	<p>表1 可搬型気象観測設備の測定項目等</p> <div data-bbox="1433 255 1982 582"> <p>可搬型気象観測設備</p>  <p>(可搬型気象観測設備の写真)</p> <p>台数：2 (予備1)</p> <p>(測定項目)                  風向<sup>※</sup>、風速<sup>※</sup>、日射量<sup>※</sup>、放射収支量<sup>※</sup>、雨量</p> <p>(電源)                  外部バッテリーにより連続3.5日間以上の供給可能                  外部バッテリーを予備と交換することにより継続して計測可能。                  外部バッテリーは約4時間で充電可能。</p> <p>(記録)                  本体の電子メモリに記録。</p> <p>(伝送)                  衛星系回線により緊急時対策所へ伝送。</p> <p>(重量)                  合計：約50kg                  本体：約44kg                  外部バッテリー：約6kg</p> </div> <p>※ 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目</p>	<p>【女川】【大阪】                  設備の相違                  外観、測定項目、連続測定時間、機器仕様の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料 1.17.18</p> <p style="text-align: center;">可搬式気象観測装置の観測項目について</p> <p>重大事故等において、放射性物質が放出された場合、放出放射線量評価や大気中における放射性物質拡散状態の推定を行うために、気象観測設備が使用できない場合は、可搬式気象観測装置で以下の項目について気象観測を行う。</p> <p>(1) 観測項目                  風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、<b>温度及び湿度</b></p> <p>風向、風速、日射量、放射収支量については、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目</p> <p>(2) 各測定項目の必要性                  放出放射線量、大気安定度及び放射性物質の降雨による地表への沈着の推定には、それぞれ以下の項目が必要となる。                  a. 放出放射線量                  風向、風速、大気安定度                  b. 大気安定度                  風速、日射量、放射収支量                  c. 放射性物質の降雨による地表への沈着の推定                  雨量</p>	<p style="text-align: center;">添付資料 1.17.18</p> <p style="text-align: center;">代替気象観測設備の観測項目について</p> <p>重大事故等時、放射性物質が放出された場合、放出放射線量評価や大気中における放射性物質拡散状態の推定を行うために、気象観測設備が機能喪失した場合は、代替気象観測設備で以下の項目について気象観測を行う。</p> <p>(1) 観測項目                  風向、風速、日射量、放射収支量及び<b>降水量</b></p> <p>風向、風速、日射量及び放射収支量については、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく観測項目</p> <p>(2) 各測定項目の必要性                  放出放射線量、大気安定度及び放射性物質の降雨による地表への沈着の推定には、それぞれ以下の観測項目が必要となる。                  a. 放出放射線量                  風向、風速及び大気安定度                  b. 大気安定度                  風速、日射量<b>及び放射収支量</b>                  c. 放射性物質の降雨による地表への沈着の推定  <b>降水量</b></p>	<p style="text-align: center;">添付資料 1.17.18</p> <p style="text-align: center;">可搬型気象観測設備の観測項目について</p> <p>重大事故等時、放射性物質が放出された場合、放出放射線量評価や大気中における放射性物質拡散状態の推定を行うために、気象観測設備が機能喪失した場合及び<b>ブルームの通過方向を緊急時対策所にて把握する場合は、可搬型気象観測設備</b>で以下の項目について気象観測を行う。</p> <p>(1) 観測項目                  風向、風速、日射量、放射収支量及び<b>雨量</b></p> <p>風向、風速、日射量及び放射収支量については「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目</p> <p>(2) 各測定項目の必要性                  放出放射線量、大気安定度及び放射性物質の降雨による地表への沈着の推定には、それぞれ以下の観測項目が必要となる。                  a. 放出放射線量                  風向、風速及び大気安定度                  b. 大気安定度                  風速、日射量及び放射収支量                  c. 放射性物質の降雨による地表への沈着の推定  <b>雨量</b></p>	<p>①の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違                  【大飯】設備の相違                  大飯固有の装置の仕様の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																															
<p style="text-align: right;">添付資料 1.17.16</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストへの電源供給</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）」第31条（監視設備）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」という。）」第34条（計測装置）の対応として、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置により電源の供給を可能とするとともに、電源車（緊急時対策所用）（DB）からも電源の供給が可能とすることにより、電源復旧までの期間を担保できる設計とする。</p> <p>また、「設置許可基準規則」第60条（監視測定設備）及び「技術基準規則」第75条（監視測定設備）の対応として、代替電源設備（電源車（緊急時対策所用））からの給電が可能である。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料 1.17.19</p> <p>モニタリングポストの電源構成</p> <p>モニタリングポストは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。</p> <p>さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングポストの電源は、代替電源設備である常設代替交流電源設備により給電が可能な設計とする。</p> <p>無停電電源装置の設備仕様を第1表に、モニタリングポストの電源構成概略図等を第1図に示す。</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1.17.19</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。</p> <p>さらに、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、専用の無停電電源装置と専用の非常用発電機を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源は、代替電源設備である常設代替交流電源設備により給電が可能な設計とする。</p> <p>無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様を表1に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等を図1に示す。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違                  女川実績の反映</p> <p>④の相違                  【女川】記載表現の相違</p> <p>④の相違</p>																																															
<p>(1) 無停電電源装置の設備仕様</p> <table border="1" data-bbox="100 869 712 965"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>台数</th> <th>出力</th> <th>発電方式</th> <th>バックアップ時間</th> <th>燃料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無停電電源装置 (UPS)</td> <td>各1台</td> <td>約3kVA×5 (1台当たり)</td> <td>鉛蓄電池</td> <td>約24時間</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考	無停電電源装置 (UPS)	各1台	約3kVA×5 (1台当たり)	鉛蓄電池	約24時間	—		<p>第1表 モニタリングポスト専用の無停電電源装置の設備仕様</p> <table border="1" data-bbox="750 869 1361 1061"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>台数</th> <th>出力</th> <th>発電方式</th> <th>バックアップ時間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無停電電源装置</td> <td>局舎ごとに1台 計6台</td> <td>3.0kVA</td> <td>蓄電池</td> <td>約8時間</td> <td>外部電源喪失後、非常用ディーゼル発電機から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	備考	無停電電源装置	局舎ごとに1台 計6台	3.0kVA	蓄電池	約8時間	外部電源喪失後、非常用ディーゼル発電機から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。	<p>表1 モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様</p> <table border="1" data-bbox="1393 901 2004 1141"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>台数</th> <th>出力</th> <th>発電方式</th> <th>バックアップ時間</th> <th>燃料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無停電電源装置</td> <td>局舎ごとに1台 計8台</td> <td>5kVA</td> <td>蓄電池</td> <td>約7分</td> <td>—</td> <td>外部電源喪失後、非常用ディーゼル発電機から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。</td> </tr> <tr> <td>非常用発電機</td> <td>局舎ごとに1台 計8台</td> <td>5kVA</td> <td>ディーゼルエンジン</td> <td>約24時間</td> <td>軽油</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考	無停電電源装置	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	蓄電池	約7分	—	外部電源喪失後、非常用ディーゼル発電機から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。	非常用発電機	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油		<p>【女川】【大阪】設備の相違設備仕様</p> <p>④の相違</p>
項目	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考																																												
無停電電源装置 (UPS)	各1台	約3kVA×5 (1台当たり)	鉛蓄電池	約24時間	—																																													
名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	備考																																													
無停電電源装置	局舎ごとに1台 計6台	3.0kVA	蓄電池	約8時間	外部電源喪失後、非常用ディーゼル発電機から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。																																													
名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考																																												
無停電電源装置	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	蓄電池	約7分	—	外部電源喪失後、非常用ディーゼル発電機から給電されるまでの間及び全交流動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を担保する。																																												
非常用発電機	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉

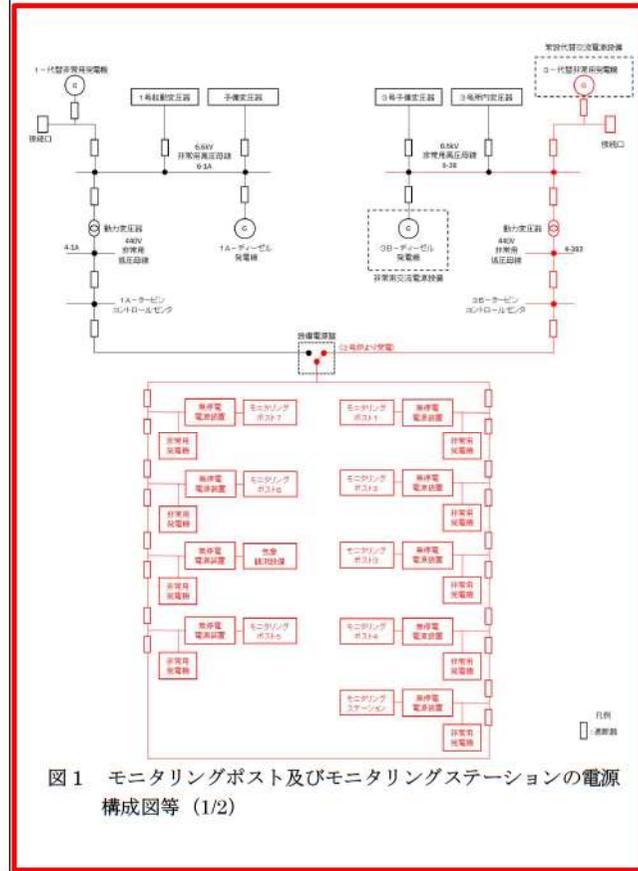
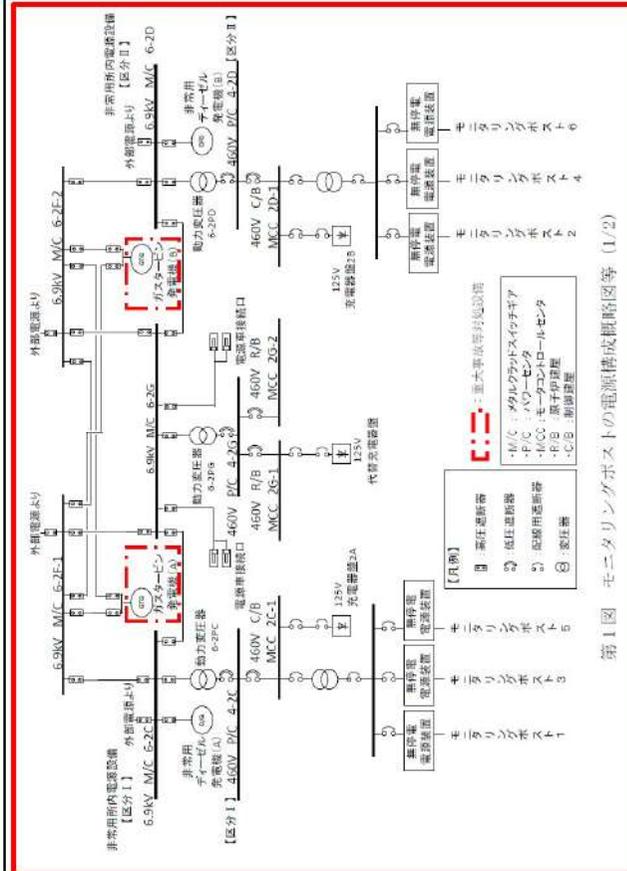
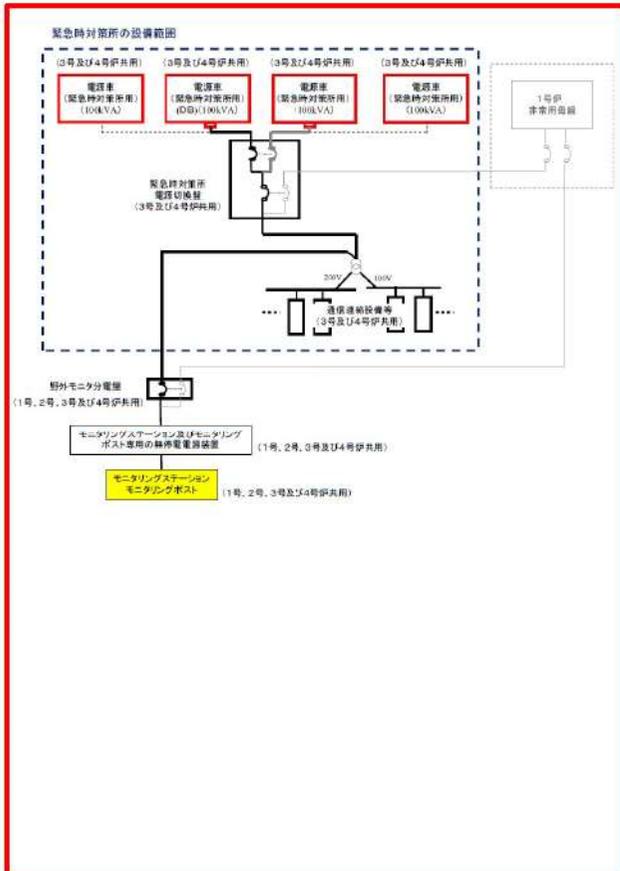
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

添付資料 1.17.15

モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源構成図



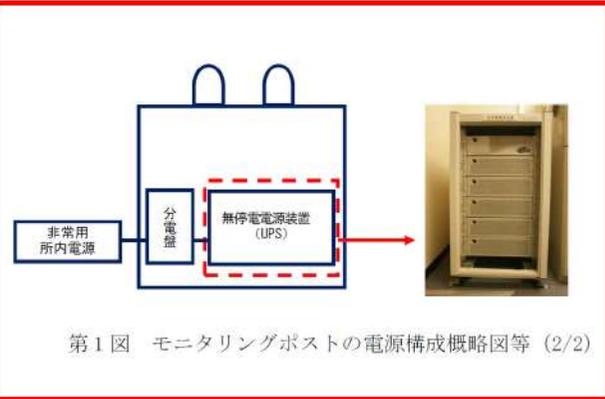
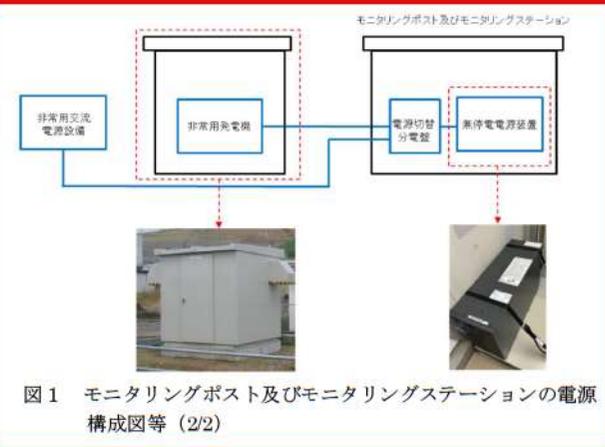
【大飯】記載方針の相違  
 女川実績の反映

【女川】【大飯】設備の相違  
 電源構成の相違

④の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>(2) モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源（無停電電源装置）概略図</p>  <p>モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置の写真</p> <p>(3) 電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）の容量は100kVA であり、モニタリングステーション及びモニタリングポストの負荷も含む合計負荷容量の約78kVA を十分に満足する容量を有している。                  また、電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）は、電源喪失時から約1 時間以内に電源を供給することができる。</p>	 <p>第1図 モニタリングポストの電源構成概略図等 (2/2)</p>	 <p>図1 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成図等 (2/2)</p>	<p>【女川】【大飯】                  設備の相違                  電源構成の相違                  ④の相違</p> <p>【大飯】記載                  内容の相違                  大飯固有の電                  源設備の運用                  に関する記載                  の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.17 監視測定等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">添付資料 1.17.20</p> <p style="text-align: center;">手順のリンク先について</p> <p>監視測定等に関する手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。</p> <p>1.17.2.3 モニタリングポストの電源への代替交流電源設備からの給電する手順等</p> <p>〈リンク先〉1.14.2.1 代替電源（交流）による対応手順</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1.17.20</p> <p style="text-align: center;">手順書のリンク先について</p> <p>監視測定等に関する手順について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。</p> <p>1.17.2.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源を代替交流電源設備から給電する手順等</p> <p>〈リンク先〉1.14.2.1 代替電源（交流）による給電手順等</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 女川実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 資料名称の相違</p>

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SAT118-9 r.9.0
提出年月日	令和5年5月31日

## 泊発電所3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の  
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を  
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」  
に係る適合状況説明資料  
比較表

### 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

令和5年5月  
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>比較結果等を取りまとめた資料</b></p> <p><b>1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</b></p> <p><b>1-1) 設計方針・運用・体制等を変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由</b></p> <p>a. 大飯3 / 4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記1件                      ・プルーム通過時に緊急時対策所の居住性を確保するために必要な機器であるため、緊急時対策所内の圧力計をSA設備とした。</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : 下記2件                      ・緊急時対策所可搬型エリアモニタの線量率特性から線源がなくても最大0.002mSv/hを示す可能性があり、空気供給装置加圧の判断基準が0.001mSv/hでは加圧を誤判断する可能性があること、また、万一、緊急時対策所内へ希ガスが流入した際は瞬時に線量率が急上昇することを踏まえ、他社の判断基準を参考に緊急時対策所可搬型エリアモニタによる緊急時対策所内の空気供給装置加圧の判断基準を「0.001mSv/h」から「0.1mSv/h」に変更した。                      ・屋外のモニタリング設備による緊急時対策所内の空気供給装置加圧の判断基準（5mGy/h）は、3号炉原子炉格納容器に最も距離が近く直接線及びスカイシャイン線の線量率が最も高くなるモニタリングポスト7の位置の線量率（約3.5mSv/h）を基に設定していたが、防潮堤レイアウト及びその周辺道路等の配置変更により一部可搬型モニタリングポストの設置場所を変更したことで、防潮堤の内側に設置する海側No.3の可搬型モニタリングポストが最も距離が近く最も高い線量率（約7mGy/h）となり、かつ、現状の判断基準を上回ることから、他社の判断基準も参考のうえ判断基準を「5mGy/h」から「30mGy/h」に変更した。</p> <p><b>1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った箇所と理由</b></p> <p>a. 大飯3 / 4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : 下記1件                      迅速な判断を可能とするため、プルーム通過後に空気ポンベによる加圧を停止し空気浄化設備へ切り替える追加条件として、緊急時対策所の付近に設置するモニタリングポストの線量率を0.5mGy/h（0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても100mSvを超えることのない値）に設定した。</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの：なし</p> <p><b>1-3) バックフィット関連事項</b></p> <p>なし</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<b>2. 大飯3 / 4号炉まとめ資料との比較結果の概要</b>				
<b>2-1) 設備名称の相違（以下については、相違理由欄に相違理由を記載しない）</b>				
No.	大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考
1	3号炉及び4号炉中央制御室	中央制御室	中央制御室	大飯は複数号炉の同時申請のため対象の中央制御室が2つである。泊は3号炉単独のため号炉の記載はしない。
2	身体サーバイエリア	サーバイエリア	スクリーニングエリア	・名称の相違
3	(記載なし)	下足エリア	靴着脱エリア	チェン징ンギエリア内にある要員の汚染検査を行うエリアを示しているものであり、各社相違はない。
4	緊急時対策所遮蔽	緊急時対策所遮蔽	緊急時対策所遮へい 緊急時対策所指揮所遮へい 緊急時対策所待機所遮へい	設備名称の相違
5	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	設備名称の相違
6	可搬型モニタリングポスト	可搬型モニタリングポスト	可搬型モニタリングポスト	設備名称の相違
7	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	緊急時対策所非常用送風機	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	設備名称の相違
8	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	緊急時対策所非常用フィルタ装置	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	設備名称の相違
9	空気供給装置	緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）	空気供給装置（空気ポンプ）	設備名称の相違
10	微粒子フィルタ	高性能エアフィルタ	微粒子フィルタ	設備名称の相違
11	よう素フィルタ	チャコールエアフィルタ	チャコールフィルタ	設備名称の相違
12	(記載なし)	差圧計	圧力計	設備名称の相違 ・女川は緊急時対策所内と建屋内の別エリアとの差圧、泊は緊急時対策所内と屋外との差圧を測定しているが、どちらも緊急時対策所内の正圧を維持し、放射性物質の流入防止を行うために必要な設備であるため、「設備名称の相違」に分類する。
13	酸素濃度計	酸素濃度計	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	・設備名称の相違 ・大飯、女川は酸素濃度及び二酸化炭素濃度をそれぞれの計器で測定する。 ・泊は酸素濃度及び二酸化炭素濃度を1つの計器で測定する。 ・設備が持つ機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。
	二酸化炭素濃度計	二酸化炭素濃度計		
14	緊急時対策所情報収集設備	安全パラメータ表示システム（SPDS）	安全パラメータ表示システム（SPDS）	設備名称の相違
15	安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ収集装置	データ収集計算機	設備名称の相違
16	安全パラメータ伝送システム	SPDS 伝送装置	ERSS 伝送サーバ	設備名称の相違
17	SPDS表示装置	SPDS表示装置	データ表示端末	設備名称の相違
18	電源車（緊急時対策所用）	電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用発電機	設備名称の相違
19	タンクローリー	タンクローリー	可搬型タンクローリー	設備名称の相違
20	衛星電話（固定）	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（固定型）	設備名称の相違
21	衛星電話（携帯）	衛星電話設備（携帯型）	衛星電話設備（携帯型）	設備名称の相違
22	(記載なし)	無線連絡設備（携帯型）	無線連絡設備（携帯型）	設備名称の相違
23	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	設備名称の相違
24	(記載なし)	送受話設備（ページング）	運転指令設備	設備名称の相違
25	加入電話	局線加入電話設備	加入電話設備	設備名称の相違
26	多様性拡張設備	自主対策設備	自主対策設備	記載名称の相違
27	放射線管理班	放射線管理班	放管班	組織名称の相違



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
2-2) 設備又は設計方針の相違(以下については、相違理由欄に相違No.を記載する)							
No.	項目	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考(相違理由等)		
①	緊急時対策所の構成の相違	緊急時対策所は、緊急時対策所建屋内に設ける。	緊急時対策所は、緊急対策室及びSPDS室から構成され、緊急時対策建屋に設置する。	緊急時対策所は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所から構成され、それぞれ独立した建屋を敷地高さT.P.39mに設置する。	泊は、緊急時対策所指揮所に指示を行う要員を収容し、緊急対策所待機所には現場作業を行う要員を収容する。主な活動場所を分割することで要員の緊急時対策所への入退室の動線や多数の要員の会話による本部内指示又は現場への指示に係る会話の幅輻を避けることができる。緊急時対策所指揮所では指揮命令に専念・集中でき、緊急時対策所待機所では多数の会話により発生する喧騒を低減することで、厳しい現場環境下で活動する現場要員の安全と休息を確保する場所とし、再出動時に向け十分な休息ができる環境を整えることができる。 <b>【緊急時対策所を分割している点は、柏崎及び伊方と同様】</b> また、緊急時対策所には電力保安用通信設備や運転指令設備等の通信連絡設備に加え、指揮所・待機所間専用の通信連絡設備として、インターフォン及びテレビ会議システム(指揮所・待機所間)(本項目⑧参照)を設置することにより、待機所の現場要員は居室を往來することなく本部要員からの指揮命令を受け取り、現場要員から指揮所に収容する本部要員への報告事項を伝達することが可能であり、確実な指揮命令系統の維持及び円滑なコミュニケーションができるようにしている。		
②	可搬型気象観測設備の有無	記載なし	記載なし	可搬型気象観測設備	泊は第19回審査会合(H25.9.12)で受けた指摘に対し、H25.10.22の回答でブルーム通過方向の把握のため緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を設置することとした。具体的には空気供給装置による緊急時対策所内の加圧から可搬型空気浄化装置への切替えの判断材料の参考として、ブルームの方向が緊急時対策所方面か否かの確認に可搬型気象観測設備を使用する。		
③	緊急時衛星通報システムの有無	緊急時衛星通報システム	記載なし	記載なし	大飯3/4号炉は、重大事故等発生時にも自治体等への通報連絡を行うことができる設備として緊急時衛星通報システムを設置しているが、泊では衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(FAX)にてその機能を充足するため、重大事故等に対処可能であると判断している。(緊急時衛星通報システムは、泊3号炉を含めた他プラントでは設置していない。)		
④	携行型通話装置の記載	携行型通話装置	記載なし	記載なし	大飯3/4号炉は、緊急時対策所と中央制御室との連絡手段として携行型通話装置を配備しているが、泊3号炉は、衛星電話設備を配備することで機能を充足するため、重大事故等に対応可能と判断している。(緊急時対策所の通信連絡手段としていないのは女川と同様。)		
⑤	(欠番)						
⑥	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる燃料のくみ上げ	記載なし	記載なし	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からタンクローリーへ燃料を汲み上げる手段として、タンクローリー付きの給油ポンプによりディーゼル発電機燃料油貯油槽から直接燃料を汲み上げる手段と、3号炉建屋内ルートにホースを敷設し燃料油移送ポンプを使用して燃料を汲み上げる手段の2つの手段を整備することにより、燃料補給するための複数のルートを確認している。		
⑦	燃料タンクの配備	燃料油貯蔵タンク	軽油タンク	ディーゼル発電機燃料油貯油槽燃料タンク(SA)	・大飯3/4号炉は、燃料補給用として燃料油貯蔵タンクに加えて重油タンクを配備しており、7日間の重大事故対応が可能な備蓄量を確保している。 ・女川2号炉は、緊急時対策所軽油タンクを配備しており、7日間以上連続給電が可能としている。 ・泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽又は燃料タンク(SA)(女川2号炉の軽油タンクに相当する設備)に7日間以上重大事故等対処設備の運転可能な備蓄量を確保しており、定期的又はブルーム通過前にタンクローリーを用いて緊急時対策所用発電機に燃料を補給する手順を整備することでブルーム通過時においても燃料を補給せずに運転できる設計としている。 (ディーゼル発電機燃料と合わせて重大事故等時に必要な燃料を保管すること及びタンクローリーを用いた燃料補給は大飯3/4号炉と同様)		
		重油タンク	緊急時対策所軽油タンク				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
2-2) 設備又は設計方針の相違(以下については、相違理由欄に相違 No. を記載する)						
No.	項目	大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考(相違理由等)	
⑧	指揮所・待機所間の連絡手段	記載なし	記載なし	インターフォン テレビ会議システム(指揮所・待機所間)	インターフォン及びテレビ会議システム(指揮所・待機所間)は、指揮所、待機所間を往來することなく、十分なコミュニケーションを可能にする目的で設置しており、指揮所の本部要員から手順に係る指示、活動場所の線量等量率、アクセスルートの状況、火災発生状況等の活動場所の現場環境情報の伝達、また待機所の現場要員からの現場活動結果の報告をインターフォン又はテレビ会議システム(指揮所・待機所間)を利用し会話や画像等で図示しながらの情報のやり取りをすることで要員の情報連携が可能である。 (指揮所・待機所間の連絡手段としてテレビ会議システムを配備しているプラントは泊3号炉のみ。インターフォンについては高浜、大飯(旧緊急所)と同様)	
⑨	空調設備の設置場所	緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置(空気ポンペ)を緊急時対策所近傍に設置する。	緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置及び緊急時対策所加圧設備(空気ポンペ)を緊急時対策建屋内に設置する。	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置(空気ポンペ)を空調上屋に設ける。 空調上屋は2棟あり、それぞれ指揮所及び待機所に隣接して設置する。	大飯3 / 4号炉は屋外に空調設備を設置しているが、泊3号炉及び女川2号炉は、屋内に設置している。 泊3号炉は空調設備専用の建屋(空調上屋)、女川2号炉は緊急時対策建屋に設置しているという違いはあるものの、屋内に設置していることで空調設備を風雪等の外部事象から防護できるという点は同様である。	
⑩	電源構成	非常用母線からの受電が喪失した場合は、緊急時対策所の代替交流電源として電源車(緊急時対策所用)を起動する。同形式の電源車(緊急時対策所用)は3台配備し、多重性を確保するとともに補修点検の対応を可能にする。また、緊急時対策所でプラントパラメータを確認するための設備である安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムの電源として空冷式非常用発電機を2台配備し、多重性を確保している。	緊急時対策所用高圧母線J系を有し、通常時は2号炉の非常用高圧母線から受電する。代替電源としてガスタービン発電機または電源車(緊急時対策所用)により給電し、多重性を有する。	緊急時対策所の代替電源として緊急時対策所用発電機により給電する。同形式の緊急時対策所用発電機は予備機を含めて複数台保有し、多重性を有している。また、3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機、ERSS 伝送サーバ及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時において、代替非常用発電機より給電する。	・電源構成の相違 泊3号炉の通信連絡設備は設置許可基準規則第35条からの要求である「常時使用できること」を満足するため通常時、泊3号炉の非常用低圧母線から受電している。 また、緊急時対策所に設置する無停電運転保安灯についても3号炉非常用低圧母線から受電する設計としている。 泊3号炉の通信連絡設備等を除く緊急時対策所の電源は、通常時は泊1号又は2号炉の所内常用母線から受電している。 1号若しくは2号炉所内常用母線の電源喪失時又は3号炉非常用低圧母線の電源喪失には緊急時対策所内の分電盤で緊急時対策所用発電機からの受電に切り替える設計としている。 (非常用母線及び常用母線から受電できる電源系統構成は東海第二と同様。)	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
<p>2-2) 設備又は設計方針の相違(以下については、相違理由欄に相違 No. を記載する)</p>							
No.	項目	大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	備考(相違理由等)		
⑪	緊急時対策所情報収集設備の構成	34条記載 ■必要な情報を把握できる設備 (緊急時対策所情報収集設備) ・安全パラメータ表示システム ・安全パラメータ伝送システム ・SPDS 表示装置	34条記載 ■必要な情報を把握できる設備 (安全パラメータ表示システム) ・データ収集装置 ・SPDS 伝送装置 ・SPDS 表示装置	34条記載 ■必要な情報を把握できる設備 (安全パラメータ表示システム (SPDS) ) ・データ収集計算機 ・ERSS 伝送サーバ ・データ表示端末	・安全パラメータ表示システム (SPDS) のシステム設計の相違により、泊は表示端末が収集部に当たる「データ収集計算機」と接続されているが、女川は表示端末がサーバ部に当たる「SPDS 伝送装置」と接続されている。 ・女川2号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置に相違があるが、緊急時対策所におけるデータ表示の機能及びERSS への伝送機能に相違はない。 ・なお、大飯3 / 4号炉と泊3号炉で、機器構成、設置位置、設備の役割は同じ。		
⑫	衛星電話設備 (FAX) の有無	記載なし	記載なし	衛星電話設備 (FAX)	・緊急時対策所に設置する加入電話設備 (FAX) 及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (IP-FAX) とともに利用することで緊急時対策所内からの通報連絡や社内外関係者との連絡に多様性を持たせるため、緊急時対策所に衛星電話設備 (FAX) を設置し利用可能としている。(柏崎と同様)		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>2-3) 緊急時対策所の記載に係る相違(以下については、相違理由欄に相違No.を記載する)</b></p>				
No.	柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉	泊発電所3号炉	備考(相違理由等)	
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所</li> <li>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉の緊急時対策所として申請している対象を明確化するため、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所」とし、対象を明確化している。</li> <li>泊発電所3号炉では、号炉、建物を区別する必要がないことから「緊急時対策所」と記載する。(女川2号炉と同様)</li> <li>設置許可基準規則要求事項に対する設計方針を示す場合、手順や資料名称等を示す場合には「緊急時対策所」と記載する。</li> <li>全体的な場所を示すときは「緊急時対策所」とする。(説明自体が指揮所又は待機所のある箇所を特定して説明するものではない場合)</li> </ul>	
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源設備やチェンジングエリアについては、柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉の「対策本部」と「待機場所」で同一のものを使用することから、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の…」という記載を用いているが、泊発電所3号炉では指揮所用と待機所用にそれぞれ設置する構成であり設備構成が異なることから、2つを同時に説明する場合に「及び」で併記する。</li> <li>通信連絡設備については、柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉では、「対策本部」に設置又は保管しており、対策本部と待機場所の区別をせず「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の…」という記載を用いているが、泊3号炉では、指揮所と待機所それぞれに設置している設備もあり設備構成がことなることから、2つ同時に説明する場合は「及び」で併記する。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所指揮所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>泊発電所3号炉の安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ表示端末については、緊急時対策所指揮所のみを設置していることから、具体的な設置場所を示す場合には、「緊急時対策所指揮所」と記載する。</li> </ul>	
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)</li> <li>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)</li> </ul> <p>(単に「対策本部」及び「待機場所」と記載する場合を含む。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</li> <li>緊急時対策所指揮所</li> <li>緊急時対策所待機所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備設置場所の記載において、同一仕様の設備が指揮所及び待機所に設置又は保管されている場合は、「緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所」と記載する。</li> <li>柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉では、「対策本部」と「待機場所」で空調及び遮蔽の設備仕様や構成が異なるため、説明時に「対策本部」と「待機場所」に章を分割している場合があるが、泊発電所3号炉は「指揮所」と「待機所」で空調及び遮蔽の設備仕様や構成が同じため章分けはせず、「及び」で併記する。</li> <li>泊発電所3号炉は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2棟から構成する設計であり、設備の具体的な設置場所、保管場所、操作場所等、指揮所又は待機所のいずれかの棟が該当する場合、「緊急時対策所指揮所」、「緊急時対策所待機所」と、その場所を特定して記載する。</li> <li>居住性に係る被ばく評価において、柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉では対策本部の評価を代表として行っているため対策本部のみ記載している箇所について、泊発電所3号炉では、指揮所と待機所それぞれの評価を行っているため、同一の条件等を記載するときは「及び」で併記し、条件が異なる場合は書き分ける。</li> <li>柏崎刈羽原子力発電所6/7号炉においても、対策本部又は待機場所を具体的に示す場合には「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)」、「5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)」という記載を用いている。</li> </ul>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1.18.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定結果</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>b. 手順等</p> <p>1.18.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>(1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順</p> <p>a. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順</p> <p>b. 空気供給装置による空気供給準備手順</p> <p>c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</p> <p>(2) 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順</p> <p>a. 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順</p> <p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について</p> <p>b. 空気供給装置への切替準備手順</p> <p>c. 空気供給装置への切替手順</p> <p>d. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</p> <p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等</p> <p>(1) 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順</p>	<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1.18.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>b. 手順等</p> <p>1.18.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>(1) 緊急時対策所立上げの手順</p> <p>a. 緊急時対策所換気空調系運転手順</p> <p>b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</p> <p>(2) 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象発生時の手順</p> <p>a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順</p> <p>b. その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について</p> <p>b. 緊急時対策所での原子炉格納容器ベントを実施する場合の対応の手順</p> <p>c. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）から緊急時対策所非常用送風機への切替手順</p> <p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等</p> <p>(1) 安全パラメータ表示システム（SPDS）によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順等</p>	<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p style="text-align: center;">＜目次＞</p> <p>1.18.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>b. 手順等</p> <p>1.18.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>(1) 緊急時対策所立上げの手順</p> <p>a. 可搬型空気浄化装置運転手順</p> <p>b. 空気供給装置（空気ポンプ）による空気供給準備手順</p> <p>c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</p> <p>(2) 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象発生時の手順</p> <p>a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順</p> <p>b. その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について</p> <p>b. 空気供給装置（空気ポンプ）への切替準備手順</p> <p>c. 空気供給装置（空気ポンプ）への切替手順</p> <p>d. 可搬型空気浄化装置への切替手順</p> <p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等</p> <p>(1) 安全パラメータ表示システム（SPDS）によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順等</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】・記載方針の相違                  可搬型空気浄化装置の運転手順と空気供給装置による加圧手順をそれぞれ分けて記載したものであり、女川の換気空調系運転手順に含まれる内容と同等。大飯の運転手順に係る記載方針に同じ。</p> <p>【女川】・設計・運用の相違                  空気供給装置使用のための系統構成が必要であることから分けて記載したものの。（大飯とは相違なし）</p> <p>・手順名称の相違</p> <p>・設備名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等                      (1) 放射線管理資機材、飲料水、食料等の維持管理等について                      (2) 放射線管理に関する手順                      a. チェンジングエリアの運用手順                      b. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順</p> <p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順                      (1) 電源車（緊急時対策所用）による給電手順                      a. 電源車（緊急時対策所用）準備手順                      b. 電源車（緊急時対策所用）起動手順                      c. 電源車（緊急時対策所用）の切替及び燃料給油手順</p>	<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等                      (1) 放射線管理                      a. 放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）の維持管理等                      b. チェンジングエリアの設置及び運用手順                      c. 緊急時対策所換気空調系の切替手順                      (2) 飲料水、食料等の維持管理</p> <p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順                      (1) ガスタービン発電機による給電                      (2) 電源車による給電                      a. 電源車（緊急時対策所用）起動手順                      b. 予備電源車（自主対策設備）起動手順</p> <p>添付資料 1.18.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表                      添付資料 1.18.2 居住性を確保するための手順等の説明について                      添付資料 1.18.3 必要な情報を把握するための手順等の説明について                      添付資料 1.18.4 必要な数の要員の収容に係る手順等の説明について                      添付資料 1.18.5 代替電源設備からの給電を確保するための手順等の説明について                      添付資料 1.18.6 手順のリンク先について</p>	<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等                      (1) 放射線管理                      a. 放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）の維持管理等                      b. チェンジングエリアの設置及び運用手順                      c. 可搬型空気浄化装置の切替手順                      (2) 飲料水、食料等の維持管理</p> <p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順                      (1) 緊急時対策所用発電機による給電                      a. 緊急時対策所用発電機準備手順                      b. 緊急時対策所用発電機起動手順                      c. 緊急時対策所用発電機の切替手順                      d. 緊急時対策所用発電機の待機運転手順                      e. 緊急時対策所用発電機の接続先切替手順</p> <p>添付資料 1.18.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表                      添付資料 1.18.2 居住性を確保するための手順等の説明について                      添付資料 1.18.3 必要な情報を把握するための手順等の説明について                      添付資料 1.18.4 必要な数の要員の収容に係る手順等の説明について                      添付資料 1.18.5 代替電源設備からの給電を確保するための手順等の説明について                      添付資料 1.18.6 手順のリンク先について</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】                      ・設備の相違（相違理由⑩）                      ・設備名称の相違                      ・記載内容の相違                      ・設備名称の相違                      ・記載内容の相違</p> <p>【女川】【大飯】                      ・設備運用の相違                      泊3号炉は、ブルーム通過前にあらかじめ緊急時対策所用発電機を起動し、無負荷運転で待機する運用としていることから、その必要な手順について整備している。また、緊急時対策所用発電機の故障による接続先（緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所）の切替手順を整備している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p><b>【要求事項】</b>                      発電用原子炉設置者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b>                      1. 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。                      a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。                      b) 緊急時対策所が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。                      c) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。                      d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。                      e) 少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。                      2. 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p><b>【要求事項】</b>                      発電用原子炉設置者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b>                      1 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。                      a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。                      b) 緊急時対策所が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。                      c) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。                      d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。                      e) 少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。                      2 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p><b>【要求事項】</b>                      発電用原子炉設置者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b>                      1 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。                      a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。                      b) 緊急時対策所が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。                      c) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。                      d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。                      e) 少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。                      2 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18まとめ資料より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の緊急時対策本部としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。ここでは、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。</p> <p>なお、手順等については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。</p>	<p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。</p> <p>なお、手順等については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。</p>	<p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。</p> <p>なお、手順等については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。</p>	<p>相違理由</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>1.18.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、<b>発電所内外の通信連絡をとる必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために緊急時対策所<sup>※1</sup>を設置するとともに必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</b></p> <p>重大事故等対処設備の他に、<b>多様性拡張設備<sup>※2</sup></b>及び資機材<sup>※3</sup>を用いた対応手段を選定する。</p> <p>※1 緊急時対策所：緊急時対策所とは、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をとる必要のある場所と通信連絡する場所であり、放射性物質放出により待機が必要と判断された場合、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する場所をいう。</p> <p>※2 多様性拡張設備：技術基準上すべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況で使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>※3 資機材：「対策の検討に必要な資料」、「防護具及びチェンジングエリア用資機材」及び「飲料水、食料等」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>また、緊急時対策所の電源は、通常、<b>発電所の交流動力電源</b>から給電されている。</p> <p>この電源からの給電が喪失した場合は、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。（第 1.18.1 図）（以下「機能喪失原因対策分析」という。）</p> <p>【<b>柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用</b>】</p> <p>また、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>の電源は、通常、5号炉の共通用高圧母線、及び6号炉若しくは7号炉の非常用高圧母線より給電されている。</p>	<p>1.18.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、重大事故等に対処するために緊急時対策所を設置し必要な指示を行うとともに、<b>発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</b></p> <p>重大事故等対処設備の他に<b>自主対策設備<sup>※1</sup></b>及び資機材<sup>※2</sup>を用いた対応手段を選定する。</p> <p>※1 自主対策設備：技術基準上すべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>※2 資機材：「対策の検討に必要な資料」、「放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）」及び「飲料水、食料等」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>また、緊急時対策所の電源は、通常、<b>2号炉の非常用高圧母線</b>から給電されている。</p> <p>この発電所からの給電が喪失した場合は、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第 1.18-1 図）。（以下「機能喪失原因対策分析」という。）</p>	<p>1.18.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、重大事故等に対処するために緊急時対策所<sup>※1</sup>を設置し必要な指示を行うとともに、<b>発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</b></p> <p>重大事故等対処設備の他に、<b>自主対策設備<sup>※2</sup></b>及び資機材<sup>※3</sup>を用いた対応手段を選定する。</p> <p>※1 緊急時対策所：<b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所をいう。このうち、緊急時対策所指揮所</b>とは、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をとる必要のある場所と通信連絡する場所であり、<b>緊急時対策所待機所とは</b>、放射性物質放出により待機が必要と判断された場合、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する場所をいう。</p> <p>※2 自主対策設備：技術基準上すべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況で使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備</p> <p>※3 資機材：「対策の検討に必要な資料」、「放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）」及び「飲料水、食料等」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>また、緊急時対策所の電源は、通常、<b>3号炉非常用母線及び1号又は2号炉常用母線</b>から給電されている。</p> <p>この発電所からの給電が喪失した場合は、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第 1.18.1 図）。（以下「機能喪失原因対策分析」という。）</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載表現の相違          文書構成（記載順序）は異なるものの、記載内容は女川、泊も同様であり相違ない。</p> <p>【女川】記載充実（大飯参照）          【大飯】          ・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】          ・設計の相違          泊の緊急時対策所の電源は、設置許可基準規則第 11 条の要求である作業用照明及び第 35 条の要求である通信連絡設備について3号炉非常用母線から受電することとし、その他設備を1号又は2号炉常用母線から受電することで電源負荷の分散をしている。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第六十一条及び技術基準規則第七十六条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、<b>多様性拡張設備</b>との関係を明確にする。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定結果                  機能喪失原因対策分析の結果、並びに、審査基準及び基準規則要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、<b>多様性拡張設備</b>及び資機材を以下に示す。                  なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備、<b>多様性拡張設備</b>、資機材及び整備する手順についての関係を第1.18.1表に示す。</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p><b>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</b></p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が<b>緊急時対策所</b>にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段                  重大事故等が発生した場合において、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため、緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。                  緊急時対策所の居住性を確保するための設備は、以下のとおり。</p> <p><b>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</b></p> <p>重大事故等が発生した場合において、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>の居住性を確保する手段がある。  <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</b>の居住性を確保するための設備は以下のとおり。  <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</b>の居住性を確保するための設備は以下のとおり。</p>	<p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第六十一条及び「技術基準規則」第七十六条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする（添付資料1.18.1）。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果                  機能喪失原因対策分析の結果、並びに「審査基準」及び「基準規則」要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、自主対策設備、資機材を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備、自主対策設備、資機材、整備する手順についての関係をそれぞれ第1.18-1表に示す。</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段                  重大事故等が発生した場合において、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため、緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。                  緊急時対策所の居住性を確保するための設備は以下のとおり。</p>	<p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第六十一条及び「技術基準規則」第七十六条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする（添付資料1.18.1）。</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果                  機能喪失原因対策分析の結果、並びに「審査基準」及び「基準規則」要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、自主対策設備及び資機材を以下に示す。                  なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備、自主対策設備、資機材及び整備する手順についての関係を第1.18.1表に示す。</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段                  重大事故等が発生した場合において、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため、緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。                  緊急時対策所の居住性を確保するための設備は以下のとおり。</p>	<p>相違理由</p> <p><b>【柏崎】</b> 記載方針の相違（2-2①③の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所遮蔽</li> <li>・緊急時対策所非常用空気浄化ファン<sup>※4※5</sup></li> <li>・緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット<sup>※4※5</sup></li> <li>・空気供給装置<sup>※5</sup></li> <li>・緊急時対策所内可搬型エアモニタ</li> <li>・緊急時対策所外可搬型エアモニタ</li> <li>・酸素濃度計</li> <li>・二酸化炭素濃度計</li> <li>・電源車（緊急時対策所用）</li> <li>・燃料油貯蔵タンク</li> <li>・重油タンク</li> <li>・タンクローリー</li> <li>・モニタリングステーション</li> <li>・モニタリングポスト</li> <li>・可搬式モニタリングポスト</li> </ul> <p>※4 緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットをまとめて、緊急時対策所可搬型空気浄化装置という。</p> <p>※5 緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置をまとめて、緊急時対策所換気設備という。</p> <p>緊急時対策所において、重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するための手段がある。</p> <p>緊急時対策所において必要な情報を把握するための設備、必要な通信連絡を行うための設備及び資機材は以下のとおり。</p> <p><b>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</b></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するための手段がある。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の必要な情報を把握できる設備、必要な通信連絡を行うための設備、資機材は以下のとおり。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所</li> <li>・緊急時対策所遮蔽</li> <li>・緊急時対策所非常用送風機</li> <li>・緊急時対策所非常用フィルタ装置</li> <li>・緊急時対策所非常用給排気配管・弁</li> <li>・緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）</li> <li>・緊急時対策所加圧設備（配管・弁）</li> <li>・緊急時対策所可搬型エアモニタ</li> <li>・可搬型モニタリングポスト</li> <li>・酸素濃度計</li> <li>・二酸化炭素濃度計</li> <li>・差圧計</li> </ul> <p>緊急時対策所から重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するための手段がある。</p> <p>緊急時対策所の必要な情報を把握できる設備、必要な通信連絡を行うための設備及び資機材は以下のとおり。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所</li> <li>・緊急時対策所指揮所遮へい</li> <li>・緊急時対策所待機所遮へい</li> <li>・可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン<sup>※4※5</sup></li> <li>・可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット<sup>※4※5</sup></li> <li>・可搬型空気浄化装置配管・ダンパ</li> <li>・空気供給装置（空気ポンペ）<sup>※5</sup></li> <li>・空気供給装置配管・弁</li> <li>・緊急時対策所可搬型エアモニタ</li> <li>・可搬型モニタリングポスト</li> <li>・可搬型気象観測設備</li> <li>・酸素濃度・二酸化炭素濃度計</li> <li>・モニタリングステーション</li> <li>・モニタリングポスト</li> <li>・圧力計<sup>※5</sup></li> </ul> <p>※4 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットをまとめて、可搬型空気浄化装置という。</p> <p>※5 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置及び圧力計をまとめて、緊急時対策所換気空調設備という。</p> <p>緊急時対策所から重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するための手段がある。</p> <p>緊急時対策所の必要な情報を把握できる設備、必要な通信連絡を行うための設備及び資機材は以下のとおり。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備名称の相違</li> </ul> <p>【大飯】【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違（相違理由②）</li> </ul> <p>【大飯】・記載方針の相違                      代替電源を確保するための設備に記載することから重複記載しない。</p> <p>【女川】                      加圧判断のためのモニタリングステーション、モニタリングポストを記載（大飯と同様）</p> <p>【女川】記載充実（大飯参照）                      【大飯】・設備名称の相違</p> <p>【女川】記載充実（大飯参照）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため一部記載順序入れ替え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SPDS表示装置</li> <li>・安全パラメータ表示システム(SPD S)</li> <li>・安全パラメータ伝送システム</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話(固定)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話(携帯)</li> <li>・衛星電話(可搬)</li> <li>・運転指令設備</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時衛星通報システム</li> <li>・携行型通話装置</li> <li>・電源車(緊急時対策所用)</li> <li>・燃料油貯蔵タンク</li> <li>・重油タンク</li> <li>・タンクローリー</li> <li>・空冷式非常用発電装置<sup>※6</sup></li> <li>・電力保安通信用電話設備</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通話装置</li> <li>・社内TV会議システム</li> <li>・加入電話</li> <li>・加入ファクシミリ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策の検討に必要な資料</li> </ul> <p>※6 安全パラメータ表示システム(SPD S)及び安全パラメータ伝送システムへの給電に用いる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全パラメータ表示システム(SPD S)<sup>※6</sup></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線連絡設備(固定型)</li> <li>・無線連絡設備(携帯型)</li> <li>・衛星電話設備(固定型)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星電話設備(携帯型)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)</li> <li>・無線通信装置</li> <li>・無線連絡設備(屋外アンテナ)</li> <li>・衛星電話設備(屋外アンテナ)</li> <li>・衛星通信装置</li> <li>・有線(建屋内)</li> </ul> <p>※3 主にデータ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置から構成される。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全パラメータ表示システム(SPD S)<sup>※6</sup></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線連絡設備(固定型)</li> <li>・無線連絡設備(携帯型)</li> <li>・衛星電話設備(固定型)</li> <li>・衛星電話設備(FAX)</li> <li>・衛星電話設備(携帯型)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転指令設備(警報装置含む。)</li> <li>・インターフォン</li> <li>・テレビ会議システム(指揮所・待機所間)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)</li> <li>・無線通信装置</li> <li>・無線連絡設備(屋外アンテナ)</li> <li>・衛星電話設備(屋外アンテナ)</li> <li>・衛星通信装置</li> <li>・有線(建屋内)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力保安通信用電話設備</li> <li>・専用電話設備</li> <li>・移動無線設備</li> <li>・社内テレビ会議システム</li> <li>・加入電話設備</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対策の検討に必要な資料</li> </ul> <p>※6 主にデータ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末から構成される。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違(相違理由⑫)</li> </ul> <p>【女川・大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違(相違理由⑧)</li> </ul> <p>【大阪】・設計の相違(相違理由③④)</p> <p>【大阪】・記載方針の相違          緊急時対策所の居住性を確保するための設備及び代替電源を確保するための設備に記載することから重複記載しない。</p> <p>【女川】記載充実(大阪を参照)          【大阪】記載方針・設備名称の相違</p> <p>【大阪】記載箇所の相違          泊は代替電源設備の項目に記載している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所内で収容するための手段がある。</p> <p>必要な数の要員を収容するために必要な設備及び資機材は以下のとおり。</p> <p><b>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</b></p> <p>重大事故等に対処するために必要な数の要員を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内で収容するための手段がある。</p> <p>必要な数の要員を収容するために必要な資機材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時対策所非常用空気浄化ファン</li> <li>・ 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット</li> <li>・ 電源車（緊急時対策所用）</li> <li>・ 燃料油貯蔵タンク</li> <li>・ 重油タンク</li> <li>・ タンクローリー</li> <li>・ 防護具及びチェンジングエリア用資機材</li> </ul> <p>・ 飲料水、食料等</p> <p>緊急時対策所の電源として、代替交流電源からの給電を確保するための手段がある。</p> <p>緊急時対策所の代替交流電源からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <p><b>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</b></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の電源として、代替電源設備からの給電を確保するための手段がある。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p>	<p>重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所内で収容するための手段がある。</p> <p>必要な数の要員を収容するために必要な資機材は以下のとおり。</p> <p>・ 放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）</p> <p>・ 飲料水、食料等</p> <p>緊急時対策所の電源として、代替電源設備からの給電を確保するための手段がある。</p> <p>緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガスタービン発電機</li> <li>・ ガスタービン発電設備軽油タンク</li> <li>・ タンクローリー</li> <li>・ 軽油タンク</li> <li>・ ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</li> <li>・ ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 [燃料流路]</li> <li>・ 軽油タンク～タンクローリー ホース [燃料流路]</li> <li>・ 非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 [燃料流路]</li> <li>・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 [燃料流路]</li> <li>・ ガスタービン発電機接続盤</li> <li>・ 緊急用高圧母線2F系</li> </ul>	<p>重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所内で収容するための手段がある。</p> <p>必要な数の要員を収容するために必要な資機材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ チェンジングエリア用資機材</li> <li>・ 放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）</li> <li>・ 飲料水、食料等</li> </ul> <p>緊急時対策所の電源として、代替電源設備からの給電を確保するための手段がある。</p> <p>緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【大飯】・記載方針の相違                  緊急時対策所の居住性を確保するための設備及び代替電源を確保するための設備に記載することから重複記載しない。</p> <p>【大飯】・資機材名称の相違                  （泊3号炉の防護具は、放射線管理用資機材に含まれる。）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】・設計の相違（相違理由⑥、⑦、⑩）</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち、<b>電源車（緊急時対策所用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー及び空冷式非常用発電装置</b>はいずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまることが可能であることから、以下の設備は<b>多様性拡張設備</b>と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニタリングステーション</li> <li>・ モニタリングポスト</li> <li>・ <b>可搬式モニタリングポスト</b></li> </ul> <p>上記の設備は、発電所及びその周辺において放射線量の測定に使用するものであり、重大事故等時に使用できる場合は、<b>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</b>に加えた屋外の放射線量の測定手段として有効である。</p> <p>また、以上の重大事故等対処設備において、発電所外（社内外）との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は<b>多様性拡張設備</b>と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p>	<p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち、<b>ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ、ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 [燃料流路]、軽油タンク～タンクローリ ホース [燃料流路]、非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 [燃料流路]、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 [燃料流路]、ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、電源車（緊急時対策所用）、緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所燃料移送系配管・弁 [燃料流路]、緊急時対策所燃料移送系～電源車（緊急時対策所用） ホース [燃料流路]、緊急時対策所用高圧母線J系、ガスタービン発電機～緊急時対策所用高圧母線J系電路 [電路]、電源車（緊急時対策所用）～電源車接続口（緊急時対策建屋）電路 [電路]、電源車接続口（緊急時対策建屋）～緊急時対策所用高圧母線J系電路 [電路]</b>はいずれも重大事故等対処設備と位置付ける。</p> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまることが可能であることから、以下の設備は<b>自主対策設備</b>として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニタリングポスト</li> <li>・ モニタリングステーション</li> </ul> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、日常的に発電所及びその周辺において放射線量の測定に使用しており、重大事故等時に使用できる場合は放射線量の測定手段として有効である。</p> <p>また、以上の重大事故等対処設備において、発電所外（社内外）との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は<b>自主対策設備</b>と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p>	<p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち、<b>緊急時対策所用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、燃料タンク（SA）、可搬型タンクローリー、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油系統配管・弁 [燃料流路]、ホース [燃料流路]、緊急時対策所用発電機～緊急時対策所ケーブル接続盤電路 [電路]、緊急時対策所ケーブル接続盤～緊急時対策所分電盤電路 [電路]</b>はいずれも重大事故等対処設備と位置付ける。</p> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまることが可能であることから、以下の設備は<b>自主対策設備</b>として位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニタリングポスト</li> <li>・ モニタリングステーション</li> </ul> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、日常的に発電所及びその周辺において放射線量の測定に使用しており、重大事故等時に使用できる場合は放射線量の測定手段として有効である。</p> <p>また、以上の重大事故等対処設備において、発電所外（社内外）との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は<b>自主対策設備</b>と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p>	<p>・ 設計の相違（相違理由⑥、⑦）</p> <p>【女川】・設計の相違                  モニタリングポスト及びモニタリングステーションを自主対策設備と位置づけ、使用可能な場合には測定手段として使用する。（大飯の方針と同様）</p> <p>【大飯】                  ・ 設計の相違                  泊では、大飯3/4号炉の緊急時対策所外エリアモニタに相当する設備として可搬型モニタリングポストを用いて屋外の放射線量の測定をする設計としており、可搬型モニタリングポストは重大事故等対処設備として使用する。</p> <p>・ 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(比較のため一部記載順序入れ替え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電力保安通信用電話設備</li> <li>社内TV会議システム</li> <li>加入電話</li> <li>加入ファクシミリ</li> <li>運転指令設備</li> <li>無線通話装置</li> </ul> <p>上記の設備は、耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、<b>発電所外</b>（社内外）の通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <p>対策の検討に必要な資料、<b>防護具</b>及びチェンジングエリア用資機材及び飲料水、食料等については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>b. 手順等                      上記のa.により選定した対応手段に係る手順を整備する。                      （第1.18.1表参照）                      また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する。（第1.18.2表、第1.18.3表参照）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力保安通信用電話設備</li> <li>専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）</li> <li>社内テレビ会議システム</li> <li>局線加入電話設備</li> <li>送受話器（ページング）（警報装置を含む。）</li> <li>移動無線設備</li> </ul> <p>上記の設備は、基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、<b>発電所内外</b>との通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予備電源車                      第4保管エリアに配備する可搬型代替交流電源設備である電源車は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）と同仕様であり、給電開始に時間を要するものの、対策は有効である。</li> <li>電源車接続口（緊急時対策建屋南側）                      緊急時対策建屋南側に設置する電源車接続口は、緊急時対策建屋北側に電源車接続口と位置的分散を図ることで確実な電源確保をする手段として有効である。</li> </ul> <p>なお、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）、飲料水、食料等については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>b. 手順等                      上記のa.により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力保安通信用電話設備</li> <li>専用電話設備</li> <li>社内テレビ会議システム</li> <li>加入電話設備</li> <li>運転指令設備（警報装置を含む。）</li> <li>移動無線設備</li> </ul> <p>上記の設備は、基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、<b>発電所内外</b>の通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <p>なお、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）、<b>チェンジングエリア用資機材</b>、飲料水、食料等については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>b. 手順等                      上記のa.より選定した対応手段に係る手順を整備する</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備名称の相違</li> <li>設備名称の相違</li> <li>設備名称の相違</li> <li>設備名称の相違</li> </ul> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の相違                      女川は、電源車（緊急時対策所用）のバックアップとして可搬型代替交流電源設備の予備1台と兼用することとしているが、泊は、緊急時対策所用発電機を予備を含めて8台保管することで多重性を確保することにより基準適合させている。</li> <li>設備の相違                      女川は自主対策として電源接続口を分散配置している。位置的分散に係る要求事項である設置許可基準規則第43条第3項第3号（常設設備と接続する可搬型SA設備の接続口に係る位置的分散）では、原子炉建屋の外から電力を供給するものに対する規定であり、原子炉建屋と独立して設ける緊急時対策所はこれに該当しないことから、基準適合に問題はない。</li> </ul> <p>【大阪・女川】・記載表現の相違</p> <p>【大阪】記載箇所の相違（女川とは相違なし）</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>これらの手順は、発電所対策本部長<sup>※7</sup>を主体とした緊急安全対策要員<sup>※8</sup>、緊急時対策本部要員<sup>※9</sup>及び運転員等<sup>※10</sup>の対応として定める。</p> <p>また、通常時における、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材、飲料水及び食料等の管理、運用については、安全・防災室長、放射線管理課長及び所長室長<sup>※11</sup>にて実施する。</p> <p>※7 発電所対策本部長：重大事故等発生時における発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。</p> <p>※8 緊急安全対策要員：重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。</p> <p>※9 緊急時対策本部要員：重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき緊急時対策所内の活動を行う要員をいう。</p> <p>※10 運転員等：運転員及び重大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。</p> <p>※11 安全・防災室長、放射線管理課長及び所長室長：通常時の発電所組織における各課室の長をいう。</p>	<p>これらの手順は、発電所対策本部長<sup>※4</sup>、発電管理班<sup>※5</sup>、保修班<sup>※6</sup>、放射線管理班<sup>※7</sup>、総務班<sup>※8</sup>の対応として、重大事故等対応要領書等に定める(第1.18-1表)。</p> <p>また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する(第1.18-2表, 第1.18-3表)。</p> <p>あらかじめ定める手順書に記載された手順の範囲内において、本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく自律的に活動する。</p> <p>また、通常時における、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材(線量計及びマスク等)、飲料水及び食料の管理、運用については、技術課長、放射線管理課長、総務課長<sup>※9</sup>にて実施する。</p> <p>※4 発電所対策本部長：重大事故等対策要員のうち原子力防災管理者(所長)及び代行者をいう。</p> <p>※5 発電管理班：重大事故等対策要員のうち発電管理班の班員をいう。</p> <p>※6 保修班：重大事故等対策要員のうち保修班の班員をいう。</p> <p>※7 放射線管理班：重大事故等対策要員のうち放射線管理班の班員をいう。</p> <p>※8 総務班：重大事故等対策要員のうち総務班の班員をいう。</p> <p>※9 技術課長、放射線管理課長、総務課長：通常時の発電所組織における各グループの長をいう。</p> <p>なお、重大事故等時においては、技術課長は情報班、放射線管理課長は放射線管理班、総務課長は総務班に属する。(添付4-1)</p>	<p>これらの手順は、発電所対策本部長<sup>※8</sup>を主体とした事務局員<sup>※9</sup>及び放管班員<sup>※10</sup>の対応として<b>発電所対策本部用手順書等</b>に定める。(第1.18.1表)</p> <p>また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する(第1.18.2表, 第1.18.3表参照)。</p> <p>あらかじめ定める手順書に記載された手順の範囲内において、<b>発電所対策本部長</b>の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく自律的に活動する。</p> <p>また、通常時における、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材(線量計及びマスク等)、飲料水及び食料の管理、運用については、安全管理課長及び運営課長<sup>※11</sup>にて実施する。</p> <p>※8 発電所対策本部長：重大事故等発生時における原子力防災管理者又は代行者をいう。</p> <p>※9 事務局員：発電所災害対策要員のうち事務局の班員をいう。</p> <p>※10 放管班員：発電所災害対策要員のうち放管班の班員をいう。</p> <p>※11 安全管理課長及び運営課長：通常時の発電所組織における各課の長をいう。</p> <p>なお、重大事故等時においては、安全管理課長は放管班、運営課長は事務局に属する。(添付4-1)</p>	<p>【大飯・女川】・組織名称の相違</p> <p>【大飯】・記載表現の相違</p> <p>【女川】手順書名称の相違</p> <p>・組織名称の相違</p> <p>・組織名称の相違</p> <p>【大飯】 ・記載方針の相違 重大事故等対策要員のことを発電所災害対策要員と呼称しており、泊は発電所災害対策要員のうち、手順に基づき活動する要員の具体的な班名を記載している。</p> <p>・組織名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.18.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく量が、7日間で100mSvを超えないようにするために、緊急時対策所遮蔽と緊急時対策所換気設備により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>重大事故が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所遮蔽、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計により、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。</p> <p>環境に放射性物質等が放出された場合、3号炉及び4号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に配備する緊急時対策所外可搬型エアモニタにより、緊急時対策所に向かって放出される放射性物質による放射線量を測定、監視し、緊急時対策所内への空気の入りを停止し、空気供給装置により、緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>環境に放射性物質等が放出された場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エアモニタにより、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に向かって放出される放射性物質による放射線量を測定及び監視し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置（空気ポンプ）による希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護する。</p>	<p>1.18.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。</p> <p>環境に放射性物質等が放出された場合、可搬型モニタリングポストにより、緊急時対策所に向かって放出される放射性物質による放射線量を測定及び監視し、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護する。</p>	<p>1.18.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所換気空調設備、酸素濃度・二酸化炭素濃度計により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。</p> <p>環境に放射性物質等が放出された場合、可搬型モニタリングポストにより、緊急時対策所に向かって放出される放射性物質による放射線量を測定、監視し、空気供給装置（空気ポンプ）による希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、万が一、希ガス等の放射性物質が緊急時対策所内に侵入した場合においても、緊急時対策所内可搬型エアモニタにて監視、測定することにより侵入を検知し、緊急時対策所への放射性物質等の侵入低減を図るための措置を講じる。</p> <p>緊急時対策所内が事故対策のための活動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の範囲内であることを把握する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>また、万が一、希ガス等の放射物質が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内に侵入した場合においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エアモニタにて監視、測定することにより、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内への放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内が事故対策のための活動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の範囲にあることを把握する。</p> <p>これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順                      重大事故が発生するおそれがある場合等<sup>※12</sup>、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>(1) 緊急時対策所立ち上げの手順                      重大事故が発生するおそれがある場合等<sup>※13</sup>、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を使用し、緊急時対策本部を設置するための準備として、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。</p> <p>※12 原子力防災体制が発令され、発電所対策本部が設置される場合として、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。</p>	<p>また、万が一、希ガス等の放射性物質が緊急時対策所に侵入した場合においても、緊急時対策所可搬型エアモニタにて監視、測定し対策をとることにより、緊急時対策所内への放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>緊急時対策所内が事故対策のための活動に影響がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の範囲にあることを把握する。</p> <p>これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所立上げの手順                      重大事故等が発生するおそれがある場合等<sup>※10</sup>、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。</p> <p>※10 緊急体制が発令され、発電所対策本部が設置される場合として、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。</p>	<p>また、万が一、希ガス等の放射性物質が緊急時対策所に侵入した場合においても、緊急時対策所可搬型エアモニタにて監視、測定し対策をとることにより、緊急時対策所内への放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>緊急時対策所内が事故対策のための活動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の範囲内であることを把握する。</p> <p>これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所立上げの手順                      重大事故等が発生するおそれがある場合等<sup>※12</sup>、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。</p> <p>※12 原子力防災体制が発令され、発電所対策本部が設置される場合として、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯・女川】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】組織名称の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>a. 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機運転手順</p> <p>原子力警戒態勢又は緊急時態勢が発令された場合、緊急時対策本部要員は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を拠点として活動を開始する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所で活動する緊急時対策本部要員の必要な換気量の確保及び被ばくの低減のため、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機を起動する。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを通気することにより放射性物質の侵入を低減するための手順を整備する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを起動する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。</p>	<p>a. 緊急時対策所換気空調系運転手順</p> <p>緊急体制が発令された場合、発電所対策本部は、緊急時対策所を拠点として活動を開始する。緊急時対策所で活動する要員の必要な換気量の確保及び被ばくの低減のため、緊急時対策所非常用送風機を起動する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用送風機を起動する。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機を起動し、必要な換気を確保するとともに、緊急時対策所非常用フィルタ装置を通気することにより放射性物質の侵入を低減するための手順を整備する(添付2-2、添付2-3)。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所を立ち上げた場合。</p>	<p>a. 可搬型空気浄化装置運転手順</p> <p>原子力防災体制が発令された場合、発電所対策本部は、緊急時対策所を拠点として活動を開始する。緊急時対策所で活動する要員の必要な換気量の確保及び被ばくの低減のため、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタを通気することにより放射性物質の侵入を低減するための手順を整備する。(添付2-1、添付2-2、添付2-3、添付2-4)</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所を立ち上げた場合。</p>	<p>【女川】設備名称、組織名称の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>【女川】・設計の相違 可搬設備であるため、ダクト及びケーブルの接続を行う。(大飯と同様)</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 (女川、泊は、前段に記載している。)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 操作手順                      緊急時対策所立ち上げ時の緊急時対策所の緊急時対策所可搬型空気浄化装置の系統構成及び運転の手順は以下のとおり。                      【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】                      5号炉原子炉建屋内緊急時対策所立ち上げ時の5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機の運転手順の概要は以下のとおり。</p> <p>緊急時対策所換気設備の概略系統図を第1.18.2図に、緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転の概略系統図を第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.4図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に緊急時対策所可搬型空気浄化装置の起動を指示する。                      ② 緊急安全対策要員は、緊急時対策所可搬型空気浄化装置のダクト及びケーブルを接続する。                      ③ 緊急安全対策要員は給電確認後、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを起動する。                      ④ 緊急安全対策要員は、給気手動ダンパを操作し、流量(33~40m<sup>3</sup>/min)を調整する。                      ⑤ 緊急安全対策要員は、排気手動ダンパを操作し、室内の圧力を微正圧(100Pa[gage]以上)に調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、緊急安全対策要員1名が、屋外及び緊急時対策所において操作を行い、完了まで約34分と想定する。</p> <p>操作用の昇降設備及び暗所においても円滑に対応できるようヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】                      上記の現場対応は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所付近において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)可搬型陽圧化空調機は保安班2名で、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)可搬型陽圧化空調機は復旧班2名で行い、一連の操作完了まで約60分を要する。</p>	<p>(b) 操作手順                      緊急時対策所立ち上げ時の緊急時対策所非常用送風機の運転手順の概要は以下のとおり。</p> <p>緊急時対策所換気空調系統概略図(ブルーム通過前及び通過後：緊急時対策所非常用送風機による正圧化)を第1.18-2図に、緊急時対策所非常用送風機運転手順のタイムチャートを第1.18-3図に、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置設置場所を第1.18-4図に、緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)設置場所を第1.18-5図に示す。</p> <p>① 保修班長は、手順着手の判断基準に基づき、保修班に緊急時対策所非常用送風機の起動を指示する。                      ② 保修班は、操作パネルの「ブルーム通過前後モード」を選択することで、緊急時対策所非常用送風機の運転を開始する。                      ③ 保修班は、操作パネルの表示から、隔離弁の開閉状態により系統が構成されていること及び差圧計の指示値から差圧が調整されていることを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は保修班1名で行い、手順着手から差圧の確認までの一連の操作完了まで5分以内で可能である。</p>	<p>(b) 操作手順                      緊急時対策所立ち上げ時の可搬型空気浄化装置の系統構成及び運転の手順は以下のとおり。</p> <p>緊急時対策所換気空調設備の系統概略図(ブルーム通過前及び通過後：可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化)を第1.18.2図に、可搬型空気浄化装置運転の概略系統図を第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.4図に可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置(空気ポンプ)設置場所を第1.18.5図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの起動を指示する。                      ② 事務局長は、可搬型空気浄化装置とダクト及びケーブルを接続する。                      ③ 事務局長は、緊急時対策所給気手動ダンパを調整開とし、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。                      ④ 事務局長は、緊急時対策所給気第2手動ダンパを操作し、流量(17~25m<sup>3</sup>/min)を調整する。                      ⑤ 事務局長は、緊急時対策所排気手動ダンパを操作し、室内の圧力を微正圧(100Pa[gage]以上)に調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて事務局長2名1組(計4名)で実施する。操作完了までは、約60分以内で可能である。                      暗所においても円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。可搬型空気浄化装置にダクトを接続する工具については速やかに作業ができるよう現場に配備する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】                      ・記載表現の相違                      【女川】・設計の相違                      泊の可搬型空気浄化装置は運転前の系統構成でダクト及びケーブルの接続が発生することから手順を記載する。(大飯と同様)                      【柏崎】記載方針の相違(2-3①の相違)</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>【女川】・運転手順の相違                      女川は運転モードの切替により自動でダンパ動作し圧力調整される。泊はダンパの手動操作により緊急時対策所内の圧力を微正圧に保つ手順としているが、緊急時対策所内にて圧力を確認しながら操作が可能であり、速やかに対応が可能である。(大飯と同様)</p> <p>・設計の相違                      緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2箇所での作業となるが、必要な人員を当てており緊急時対策所の運用に支障はない。                      【柏崎】記載方針の相違(2-3③の相違)                      【女川】                      記載の充実(大飯参照)                      【大飯】・記載表現の相違                      作業性確保のため照明の設置及び工具の配備について記載したものであり記載内容は大飯と同様</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 空気供給装置による空気供給準備手順                      空気供給装置の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順                      空気供給装置による空気供給準備の手順は以下のとおり。                      空気供給装置による空気供給準備時の概略系統図を第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.5図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、<b>作業着手の判断基準</b>に基づき<b>緊急安全対策要員</b>に、空気供給装置の系統構成を指示する。</p> <p>② <b>緊急安全対策要員</b>は、空気供給装置のホースの接続、ポンペ元弁の開放及び漏えい確認を行う。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、<b>緊急安全対策要員1名が屋外及び緊急時対策所において実施する</b>。操作完了までは、<b>約55分と想定する</b>。</p> <p>c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順                      緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順を整備する。</p> <p><b>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</b></p> <p>b. <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</b>の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順  <b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>の使用を開始した場合、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>の居住性確保の観点から、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内</b>の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p>	<p>b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順                      緊急時対策所の使用を開始した場合、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。                      酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順を整備する。</p>	<p>b. 空気供給装置（空気ポンペ）による空気供給準備手順                      空気供給装置（空気ポンペ）の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順                      空気供給装置（空気ポンペ）による空気供給準備の手順は以下のとおり。空気供給装置（空気ポンペ）による空気供給準備時の概略系統図を第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.4図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、<b>手順着手の判断基準</b>に基づき<b>事務局長</b>に、空気供給装置（空気ポンペ）の系統構成を指示する。</p> <p>② <b>事務局長</b>は、空気供給装置（空気ポンペ）の<b>仮設ホース</b>の接続、ポンペ元弁の開放及び漏えい確認を行う。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、<b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて事務局長2名1組（計4名）が実施する</b>。操作完了までは、<b>70分以内で可能である</b>。</p> <p><b>暗所においても円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する</b>。系統構成に使用する仮設ホースは、<b>簡便な接続方法</b>により容易に接続することができる。</p> <p>c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順                      緊急時対策所の使用を開始した場合、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。                      酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順を整備する。</p>	<p><b>【女川】・設計の相違</b>                      泊の空気供給装置は、使用前の系統構成を伴うことから手順に相違がある。（本項目の手順は同様に可搬設備としている大飯と比較する。）</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・組織名称の相違</p> <p>・設計の相違                      指揮所及び待機所の2箇所での作業となるが、必要な人員を当てており緊急時対策所の運用に支障はない。</p> <p>・記載方針の相違                      作業性の確保について記載しているもの</p> <p><b>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</b></p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所換気設備を運転している場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順はいずれも以下のとおり。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の使用を開始した場合。</p> <p>(b) 操作手順 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、緊急時対策本部要員に、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。</p> <p>③ 緊急時対策所内の酸素濃度が19%を下回るおそれがある場合又は二酸化炭素濃度が1%を超えるおそれがある場合、発電所対策本部長は、酸素濃度19%を下回る又は二酸化炭素濃度が1%を超える前までに、空気流入量の調整を行うよう緊急時対策本部要員に指示する。</p> <p>④ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所可搬型空気浄化装置を使用している場合は給気手動ダンパ及び排気手動ダンパの開度調整により、空気供給装置を使用している場合は空気供給装置の流量調節弁及び排気手動ダンパの開度調整により、緊急時対策所への空気流入量を調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策本部要員1名が操作を行い、緊急時対策所において実施する。 室内での測定、弁及びダンパの調整のみであるため、短時間での対応が可能である。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内において、総務班1名で行う。室内での測定のみであるため、速やかに対応が可能である。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の使用を開始した場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 保修班長は、手順着手の判断基準に基づき、保修班に緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。</p> <p>② 保修班は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う（測定場所は、第1.18-10図を参照）。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は緊急時対策所内において、保修班1名で行う。 室内での測定のみであるため、速やかに対応が可能である。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の使用を開始した場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、事務局長に、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。</p> <p>② 事務局員は、酸素濃度・二酸化炭素濃度計にて緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。</p> <p>③ 緊急時対策所内の酸素濃度が19%を下回るおそれがある場合又は二酸化炭素濃度が1.0%を超えるおそれがある場合、発電所対策本部長は、酸素濃度19%を下回る又は二酸化炭素濃度が1.0%を超える前までに、空気流入量の調整を行うよう事務局員に指示する。</p> <p>④ 事務局員は、可搬型空気浄化装置を使用している場合は、緊急時対策所給気第2手動ダンパ及び緊急時対策所排気手動ダンパの開度調整により、空気供給装置（空気ポンプ）を使用している場合は、空気供給装置の流量調節弁及び緊急時対策所排気手動ダンパの開度調整により、緊急時対策所への空気流入量を調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて事務局員2名が別々に操作を行う。 室内での測定、弁及びダンパの調整のみであるため、短時間での対応が可能である。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>・組織名称の相違</p> <p>【女川】・記載内容の相違 酸素濃度及び二酸化炭素濃度測定中の対応手順について記載したもの。（大飯手順と作業内容は相違なし。）</p> <p>【大飯】設備名称の相違</p> <p>・設計の相違（相違理由①）</p> <p>・組織名称の相違</p> <p>・【女川】操作手順の相違 酸素濃度及び二酸化炭素濃度調整時に弁、ダンパの手動操作が伴うが、すべて緊急時対策所内の作業であり移動や準備を伴わず作業時間は短い。（大飯と同様）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所内へ放射性物質等の侵入量が微量のうちに検知するため、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置する手順を整備する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出された場合に、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>の居住性の確認（線量率の測定）を行うため、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u>に可搬型エリアモニタを設置する手順を整備する。</p> <p>また、3号炉及び4号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタを緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>さらに、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型エリアモニタは、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>内への放射性物質等の侵入量を微量のうちに検知し、陽圧化の判断を行うために使用する。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポスト等についても、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>を加圧するための判断の一助とする。</p> <p>a. 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順は以下のとおり。 タイムチャートを第1.18.6図に示す。</p>	<p>(2) 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象発生時の手順</p> <p>a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順</p> <p>原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出された場合に、緊急時対策所の居住性の確認（線量率の測定）を行うため、<u>緊急時対策所</u>に緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置する手順を整備する。</p> <p>さらに、緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内への放射性物質の侵入量を微量のうちに検知し、正圧化の判断を行うために使用する。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポスト等についても、緊急時対策所を加圧するための判断の一助とする。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 発電所対策本部長が「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置する手順の概要は以下のとおり。 このタイムチャートを第1.18-6図に示す。</p>	<p>(2) 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象発生時の手順</p> <p>a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順</p> <p>原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出された場合に、緊急時対策所の居住性の確認（線量率の測定）を行うため、<u>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</u>に緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置する手順を整備する。</p> <p>さらに、緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内への放射性物質の侵入量を微量のうちに検知し、正圧化の判断を行うために使用する。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポスト等についても、緊急時対策所内を加圧するための判断の一助とする。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 発電所対策本部長が「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置する手順の概要は以下のとおり。 このタイムチャートを第1.18.6図に示す。</p>	<p>【大飯】 ・記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置し、起動する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、緊急安全対策要員2名が、緊急時対策所内可搬型エリアモニタを緊急時対策所に、緊急時対策所外可搬型エリアモニタを3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する。操作完了まで約47分と想定する。暗所においても円滑に対応できるようヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p>	<p>① 放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班に緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置の開始を指示する。</p> <p>② 放射線管理班は、緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置し、起動する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、放射線管理班2名にて実施し、一連の作業の所要時間は、作業開始を判断してから10分以内で可能である。</p> <p>b. その他の手順項目にて考慮する手順                      可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定手順は、「1.17 監視測定等に関する手順等」で整備する。</p>	<p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき放管班長に緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置を指示する。</p> <p>② 放管班員は、緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置し、起動する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内のそれぞれに対して、放管班員2名1組（計4名）で実施する。緊急時対策所内のみにおける作業であり、操作完了まで30分以内で可能である。暗所においても円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。</p> <p>b. その他の手順項目にて考慮する手順                      可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備による放射線量の測定手順は、「1.17 監視測定等に関する手順等」で整備する。</p>	<p>・組織名称の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・設計の相違（相違理由①）</p> <p>・設置設備の相違による時間の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・設備の相違（相違理由②）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために必要な要員については、緊急時対策所へとどまることができる設計とする。ブルーム通過中の重大事故等に対処するために必要な要員として、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 65 名、緊急時対応として設置した可搬式代替低圧注水ポンプ等の給油や監視等、ブルーム通過後も継続する活動に必要な要員 23 名、3号炉及び4号炉の運転員 12 名の合計 100 名と想定している。更に、1号炉及び2号炉の運転員 10 名を加え、合計 110 名と想定している。</p> <p>なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる緊急時対策要員について</p> <p>ブルーム通過中においても、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にとどまる緊急時対策要員は、休憩、仮眠をとるための交替要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う6号及び7号炉に係る要員 52 名に1～5号炉に係る要員 2 名を加えた 54 名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員 75 名のうち6号及び7号炉中央制御室にとどまる運転員 18 名を除く 57 名の合計 111 名、5号炉運転員 8 名と保安検査官 2 名をあわせて、121 名と想定している（添付 4-2、添付 4-3）。</p>	<p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について</p> <p>ブルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交替要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「本部要員」という。）36 名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員（以下「現場要員」という。）36 名のうち2号炉中央制御室にとどまる運転員 7 名を除く 29 名の合計 65 名に加え、1号炉運転員 4 名、3号炉運転員 4 名、初期消火要員（消防車隊）6 名、運転検査官 4 名を合わせた 83 名と想定している。（添付 4-2、添付 4-3）</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合、発電所対策本部長は、この要員数を目安とし、最大収容可能人数（約 200 名）の範囲で緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p>	<p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について</p> <p>ブルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 41 名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員 31 名の合計 72 名に加え、1号及び2号炉運転員 3 名、消火要員 8 名、運転検査官 4 名を合わせた 87 名と想定している。（添付 4-2、添付 4-3）</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合、発電所対策本部長は、この要員数を目安とし、最大収容可能人数（120 名）の範囲で緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p>	<p>相違理由</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>ブルーム通過時において緊急時対策所にとどまる必要な要員を記載したものである。</p> <p>【女川】・運用の相違</p> <p>女川では中央制御室退避場所を設け、ブルーム通過時に運転員は退避場所へ避難する。泊3号炉では運転員もブルーム通過時には緊急時対策所へ退避する。</p> <p>【大飯】・記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>b. 空気供給装置への切替準備手順</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合、ブルーム放出に備え、パラメータの監視強化及び空気ボンベによる加圧操作の要員配置を行うための手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      ブルーム放出のおそれがある場合。                      具体的には以下のいずれかに該当した場合。                      ・ブルーム放出前の段階において、直接ガンマ線、スカイシャインガンマ線により、3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示が上昇傾向となった場合。</p> <p>・中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、緊急時対策所でのプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。</p> <p>・炉心損傷前であって中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、緊急時対策所でのプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順                      ブルーム放出のおそれがある場合に緊急時対策所で実施する手順は以下のとおり。タイムチャートを第 1.18.7 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、ブルーム放出に備え、緊急時対策本部要員へパラメータの監視強化及び空気供給装置による加圧操作の要員配置を指示する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタの監視強化を行う。</p> <p>③ 緊急時対策本部要員は、加圧操作の要員を配置する。</p>		<p>b. 空気供給装置（空気ボンベ）への切替準備手順</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合、ブルーム放出に備え、パラメータの監視強化及び空気供給装置（空気ボンベ）による加圧操作の要員配置を行うための手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      ブルーム放出のおそれがある場合。                      具体的には以下のいずれかに該当した場合。                      ・ブルーム放出前の段階において、直接ガンマ線、スカイシャイン線により、モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納施設を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が 0.01mGy/h 以上となった場合。</p> <p>・中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、緊急時対策所指揮所でのプラント状態監視の結果、炉心損傷の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。</p> <p>・炉心損傷前であって中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、緊急時対策所指揮所でのプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順                      ブルーム放出のおそれがある場合に緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれで実施する手順は以下のとおり。タイムチャートを第 1.18.7 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、ブルーム放出に備え、放管班長及び事務局長へパラメータの監視強化及び空気供給装置（空気ボンベ）による加圧操作の要員配置を指示する。</p> <p>② 放管班員は、緊急時対策所可搬型エリアモニタ、モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納施設を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストの監視強化を行う。</p> <p>③ 事務局員は、加圧操作の要員を配置する。</p>	<p>【女川】・設計の相違                      泊の空気供給装置は可搬型設備であり手動による操作対応が一部必要であることから準備手順を定めている。本項目は同様の設計方針である大飯と比較する。</p> <p>【大飯】・設計方針の相違                      切替準備の手順着手の判断を行う屋外のモニタリング設備は、大飯 3 / 4号炉は緊急時対策所外可搬型エリアモニタ 1台のみであるのに対し、泊 3号炉は複数台のモニタリング設備を用いる違いがある。また、泊は基準値を明確に記載している。</p> <p>・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】・組織名称の相違</p> <p>【大飯】・設計方針の相違                      監視強化を行う屋外のモニタリング設備は、大飯 3 / 4号炉は緊急時対策所外可搬型エリアモニタ 1台のみであるのに対し、泊 3号炉は複数台のモニタリング設備を用いる違いがある。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は緊急時対策本部要員 2 名が 1 組となって、緊急時対策所において実施する。室内での要員の配置等のみであるため、短時間での対応が可能である。                      なお、直接ガンマ線、スカイシャインガンマ線では、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのうち複数台の指示上昇が予想されることから、これらの指示値も参考とする。</p> <p>c. 空気供給装置への切替手順                      原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され、緊急時対策所に接近した場合、緊急時対策所可搬型空気浄化装置を停止し、空気供給装置による緊急時対策所内の加圧を実施する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      以下のいずれかに該当した場合。                      ・緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示が 0.1mSv/h 以上となった場合。</p> <p>・緊急時対策所内可搬型エリアモニタの指示が 0.5mSv/h 以上となった場合。</p>	<p>b. 緊急時対策所での原子炉格納容器ベントを実施する場合の対応の手順                      原子炉格納容器ベントを実施する場合に備え、緊急時対策所非常用送風機から緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）に切り替えることにより、緊急時対策所への外気の流入を遮断する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による加圧判断のフローチャートは第 1.18-7 図に示すとおりであり、以下の①②のいずれかの場合。                      ① 以下の【条件 1-1】及び【条件 1-2】が満たされた場合                      【条件 1-1】：2号炉の炉心損傷<sup>※11</sup>及び原子炉格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可                      【条件 1-2】：可搬型モニタリングポスト（緊急時対策建屋屋上に設置するもの、以下同じ）の指示値が上昇し 30mGy/h となった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し 0.1mSv/h となった場合                      ② 以下の【条件 2-1-1】又は【条件 2-1-2】、及び【条件 2-2】が満たされた場合                      【条件 2-1-1】：2号炉において炉心損傷<sup>※11</sup>後に原子炉格納容器ベントの実施を判断した場合                      【条件 2-1-2】：2号炉において炉心損傷<sup>※11</sup>後に原子炉格納容器破損徴候が発生した場合                      【条件 2-2】：可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し 30mGy/h となった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し 0.1mSv/h となった場合</p> <p>※11 格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を越えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合（添付 2-1）</p>	<p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて放管班員 1 名及び事務局員 2 名 1 組（計 4 名）が実施する。緊急時対策所内での要員の配置等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p> <p>c. 空気供給装置（空気ポンベ）への切替手順                      原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され、緊急時対策所に接近した場合、可搬型空気浄化装置を停止し、空気供給装置（空気ポンベ）による緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の加圧を実施する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      以下のいずれかに該当した場合。                      ・モニタリングステーション、モニタリングポスト、3号炉原子炉格納施設を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が 30mGy/h 以上となった場合。</p> <p>・緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が 0.1mSv/h 以上となった場合。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違（相違理由①）</li> <li>・記載表現の相違</li> <li>【大飯】・設計方針の相違                      大飯 3 / 4 号炉は緊急時対策所外可搬型エリアモニタ以外の屋外のモニタリング設備の指示値は参考として扱うのに対し、泊 3 号炉は屋外の全てモニタリング設備の指示値から判断するため、大飯 3 / 4 号炉と同様の記載はない。</li> <li>【女川】・設計の相違                      いずれもブルーム放出時の緊急時対策所内の正圧維持に係わる手順であるが、PWR では S A 時に原子炉格納容器ベントは実施せず判断のタイミングと屋外のモニタリング設備の手順着手の判断基準が異なる。よって b. 以降の手順は同じ炉型・判断基準の考え方が同じである大飯と比較する。</li> <li>・設備名称の相違</li> <li>【大飯】</li> <li>・判断基準値等の相違                      大飯 3 / 4 号炉はブルームからの外部被ばく線量の評価果から誤判断防止等を考慮し判断基準として緊急時対策所外可搬型エリアモニタの 0.1mSv/h 以上と設定しているのに対し、泊は炉心損傷後の 3 号炉原子炉格納容器からの直接ガンマ線及びスカイシャイン線による線量率の上昇をブルーム放出と誤判断しないように、この直接ガンマ線及びスカイシャイン線で線量率が上昇するモニタリング設備のうち最も線量率が高いものよりも高い 30mGy/h 以上に、いずれかのモニタリング設備の指示値が達した場合として設定している違いがある。</li> <li>・設備名称の相違</li> <li>【大飯】</li> <li>・判断基準値等の相違                      万一、緊急時対策所内に希ガスが流入した場合は線量率が急上昇することを踏まえ、緊急時対策所内に設置する可搬型エリアモニタの判断基準を大飯 3 / 4 号炉は 0.5mSv/h と設定しているのに対し、泊 3 号炉は 0.1mSv/h と設定している違いがある。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 操作手順                      空気供給装置により緊急時対策所内を加圧する手順の概要は以下のとおり。概略系統図を第1.18.8図、タイムチャートを第1.18.9図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、緊急時対策本部要員に空気供給装置による緊急時対策所内加圧の開始を指示する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所の排気手動ダンパを閉とする。</p> <p>③ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所内に設置されている空気供給装置の流量調整ユニット出口弁を開とする。</p> <p>④ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンの給気手動ダンパを閉とする。</p> <p>⑤ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンの電源を切とする。</p> <p>⑥ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所の排気手動ダンパにて排気側を調節し、緊急時対策所内が微正圧(100Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。                      なお、緊急時対策所換気設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所立ち上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。</p>	<p>(b) 操作手順                      緊急時対策所にとどまる必要のない要員が発電所外へ一時退避し、緊急時対策所加圧設備(空気ポンペ)により緊急時対策所を加圧する手順の概要は以下のとおり。緊急時対策所換気空調系統概略図(ブルーム通過中:緊急時対策所加圧設備(空気ポンペ)による正圧化)を第1.18-8図に、緊急時対策所加圧設備(空気ポンペ)運転手順のタイムチャートを第1.18-9図に示す。また、緊急時対策所の見取り図を第1.18-10図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、技術班が実施する事象進展予測等から、原子炉格納容器ベントに備え、緊急時対策所にとどまる現場要員の移動及びとどまる必要のない要員の発電所からの一時退避に関する判断を行う<sup>※12</sup>。</p> <p>※12・原子炉格納容器圧力で0.640MPa [gage]の到達を確認した場合。</p> <p>・技術班が実施する事象進展予測から、炉心損傷後<sup>※13</sup>の原子炉格納容器ベントより先に原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度が可燃限界に近づき、水素・酸素の放出の実施予測時刻が6時間後以内になると判明した場合で、放出される放射性物質、風向き等から発電所対策本部長が退避が必要と判断した場合。</p> <p>・事象進展の予測ができず、炉心損傷後<sup>※13</sup>の原子炉格納容器ベントに備え、発電所対策本部長が退避が必要と判断した場合。</p> <p>・不測の事態が発生し、放射性物質の放出に備え、発電所対策本部長が退避が必要と判断した場合。</p> <p>※13 格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を越えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合</p> <p>② 発電所対策本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。</p> <p>③ 発電所対策本部長は、発電所から一時退避する要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ、放射性物質による影響の少ないと想定される場所(原子力事業所災害対策支援拠点等)への退避を指示する。</p> <p>④ 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、保修班に緊急時対策所加圧設備(空気ポンペ)の起動を指示する。</p>	<p>(b) 操作手順                      空気供給装置(空気ポンペ)により緊急時対策所内を加圧する手順の概要は以下のとおり。緊急時対策所換気空調設備系統概略図(ブルーム通過中:空気供給装置(空気ポンペ)による正圧化)を第1.18.9図、空気供給装置(空気ポンペ)への切替タイムチャートを第1.18.10図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、事務局長に空気供給装置(空気ポンペ)による緊急時対策所内加圧の開始を指示する。</p> <p>② 事務局長は、緊急時対策所排気手動ダンパを閉とする。</p> <p>③ 事務局員は、緊急時対策所給気第2手動ダンパを閉とする。</p> <p>④ 事務局員は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を切とする。</p> <p>⑤ 事務局員は、緊急時対策所内に設置されている空気供給装置流量調節弁を開とする。</p> <p>⑥ 事務局員は、緊急時対策所排気手動ダンパにて排気側を調節し、緊急時対策所内が微正圧(100Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。                      なお、緊急時対策所換気空調設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所立ち上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。</p>	<p>・組織名称の相違</p> <p>・組織名称の相違</p> <p>・手順の記載順序の相違</p> <p>・組織名称、設備名称の相違</p> <p>・組織名称、設備名称の相違</p> <p>・手順の記載順序の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、緊急時対策本部要員2名が1組となって、緊急時対策所において実施する。操作完了までは、約2分と想定する。</p>	<p>⑤ 発電所対策本部長は、原子炉格納容器ベント実施の前には、緊急時対策所にとどまる要員が全て緊急時対策所に戻って来ていることの確認を行う。                      ⑥ 保修班は、操作パネルの「ブルーム通過中モード」を選択することで、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による加圧を開始する。                      ⑦ 保修班は、操作パネルの表示から、隔離弁の開閉状態により系統が構成されていること及び差圧計の指示値から差圧が調整されていることを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は保修班1名で行い、手順着手から差圧の確認までの一連の操作完了まで3分以内で可能である。</p>	<p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて、事務局員2名1組（計4名）で実施する。緊急時対策所内のみにおける作業であり、操作完了まで2分以内で可能である。</p>	<p>・設計の相違（相違理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>d. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</p> <p>緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少した場合に空気供給装置による加圧を停止し、緊急時対策所可搬型空気浄化装置に切り替える手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エアモニタ及び緊急時対策所内可搬型エアモニタにて放射線量を継続的に監視し、その指示値がブルーム接近時の指示値に比べ急激に低下した場合。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>※17 保守的に0.2mGy/hを0.2mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.2mSv/h×168h=33.6mSv≒34mSv程度と100mSvに対して十分余裕があり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の居住性評価である約58mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定</p> <p>(b) 操作手順                      空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置に切り替える場合に緊急時対策所で実施する手順は以下のとおり。                      概略系統図を第1.18.3図、タイムチャートを第1.18.10図に示す。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の陽圧化について、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化装置（空気ポンプ）による給気から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型陽圧化空調機への切替え手順の概要は以下のとおり。</p>	<p>c. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）から緊急時対策所非常用送風機への切替手順</p> <p>周辺環境中の放射性物質が十分減少した場合にブルーム通過後の緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）から緊急時対策所非常用送風機への切替手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      可搬型モニタリングポスト又は緊急時対策所可搬型エアモニタの線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、緊急時対策建屋屋上に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.5mGy/h<sup>*14</sup>を下回った場合。</p> <p>※14 保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h=84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所の居住性評価である約0.7mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定</p> <p>(b) 操作手順                      緊急時対策所の正圧化について、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による給気から緊急時対策所非常用送風機への切替手順の概要は以下のとおり。                      緊急時対策所換気空調系統概略図（ブルーム通過前及び通過後：緊急時対策所非常用送風機による正圧化）を第1.18-2図に、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）から緊急時対策所非常用送風機への切替えのタイムチャートを第1.18-11図に示す。</p>	<p>d. 可搬型空気浄化装置への切替手順</p> <p>周辺環境中の放射性物質が十分減少した場合にブルーム通過後の空気供給装置（空気ポンプ）から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストにて空気吸収線量率を継続的に監視し、その指示値がブルーム接近時の指示値に比べ急激に低下し安定的な状態となった場合、又は、指示値が0.5mGy/h<sup>*13</sup>を下回り安定的な状態になった場合。</p> <p>※13 保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h=84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所指揮所の居住性評価結果である13mSvに加えても100mSvを超えることのない値として設定。</p> <p>(b) 操作手順                      緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化について、空気供給装置（空気ポンプ）による給気から可搬型空気浄化装置への切替手順の概要は以下のとおり。                      緊急時対策所換気空調設備の系統概略図（ブルーム通過前及び通過後：可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化）を第1.18.2図に、空気供給装置（空気ポンプ）から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替のタイムチャートを第1.18.11図に示す。</p>	<p>【大飯】・記載表現の相違</p> <p>【女川】・記載表現の相違                      【女川】設計方針の相違                      泊は放射性物質の地表沈着等により0.5mSv/hを下回らない場合であっても線量率が安定した場合はブルーム通過と判断し手順着手する判断基準を設けている違いがある。</p> <p>【女川】プラント固有の被ばく評価結果の相違                      【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【大飯】記載表現の相違                      ・設備の相違（相違理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、緊急時対策本部要員に空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替えを指示する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンの電源を入とする。</p> <p>③ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所非常用空気浄化ファン給気手動ダンバを操作し、流量(33~40m<sup>3</sup>/min)を調整する。</p> <p>④ 緊急時対策本部要員は、空気供給装置の流量調整ユニット出口弁を閉とし、空気供給装置による加圧を停止する。</p> <p>⑤ 緊急時対策本部要員は、排気手動ダンバを調節し、緊急時対策所内が微正圧(100Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。</p> <p>なお、緊急時対策所換気設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所の立ち上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、緊急時対策本部要員2名が1組となって、緊急時対策所において実施する。操作完了までは、約2分と想定する。</p> <p><b>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</b>                      (c) 操作の成立性                      上記の対応は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内及びその近傍において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)は保安班2名で、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(待機場所)は復旧班2名で行う。</p> <p>なお、緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替えを判断する場合は、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの指示値も参考とする。</p>	<p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、保修班に緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機への切替えを指示する。</p> <p>② 保修班は、操作パネルの「ブルーム通過前後モード」を選択することで、自動シーケンスにて、緊急時対策所非常用送風機による加圧を開始する。</p> <p>③ 保修班は、操作パネルの表示から、隔離弁の開閉状態により系統が構成されていること及び差圧計の指示値から差圧が調整されていることを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は緊急時対策所において、保修班1名で行い、手順着手から差圧の確認までの一連の操作完了まで5分以内で可能である。</p>	<p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、事務局長に空気供給装置（空気ポンペ）から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替えを指示する。</p> <p>② 事務局長は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を入とする。</p> <p>③ 事務局長は、緊急時対策所給気第2手動ダンバを操作し、流量(17~25m<sup>3</sup>/min)を調整する。</p> <p>④ 事務局長は、空気供給装置流量調節弁を閉とし、空気供給装置による加圧を停止する。</p> <p>⑤ 事務局長は、緊急時対策所排気手動ダンバを調節し、緊急時対策所内が圧力計の指示値から微正圧(100Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。</p> <p>なお、緊急時対策所換気空調設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所立ち上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて、事務局長2名1組(計4名)で実施する。緊急時対策所内のみにおける作業であり、操作完了まで5分以内で可能である。</p> <p>なお、可搬型空気浄化装置への切替えを判断する場合は、緊急時対策所可搬型エアモニタ、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値とともに緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポスト以外の可搬型モニタリングポストの指示値及び可搬型気象観測設備による風向も参考とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】・要員、設備名称の相違</p> <p>【女川】・設計の相違                      泊は緊急時対策所の空調系を自動化していないため、手動操作により切替を実施することから手順に相違がある。操作内容は同じく手動操作により切替を行う大飯と同等。</p> <p>【女川】記載充実（大飯参照）</p> <p>・組織名称、人数の相違                      ・設備の相違（相違理由①）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】記載充実（大飯参照）                      泊は判断の参考とする設備について記載しているもの。                      【大飯】・設計の相違（相違理由②）</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.18.2.2 重大事故に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、<b>緊急時対策所情報収集設備</b>及び<b>緊急時対策所の通信設備</b>により、必要なパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための検討を行う。</p> <p><b>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</b></p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）</b>及び<b>通信連絡設備</b>により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、<b>緊急時対策所の情報収集設備</b>及び通信連絡設備を使用する。</p> <p><b>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</b></p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>に整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備を使用する。</p>	<p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備を使用する。</p>	<p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）<sup>※14</sup>及び通信連絡設備により、必要なパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム（SPDS）及び通信連絡設備を使用する。</p> <p>※14 データ収集計算機、ERSS 伝送サーバ及びデータ表示装置をまとめて安全パラメータ表示システム（SPDS）という。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】・設備名称の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>・記載内容の相違 文中語句の定義について記載。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>(1) 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備である安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システム及び SPDS 表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を立ち上げた場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムについては、常時伝送を行う。SPDS 表示装置を起動し、監視する手順は以下のとおり。緊急時対策所情報収集設備の概要を第 1.18.11 図に示す。</p> <p>① 緊急時対策本部要員は、作業着手の判断基準に基づき SPDS 表示装置の接続を確認し、端末を起動する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、SPDS 表示装置にて、各パラメータを監視する。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、緊急時対策本部要員 1名が、緊急時対策所内にて実施する。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内において号機班 1名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p>	<p>(1) 安全パラメータ表示システム (SPDS) によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所の SPDS 伝送装置及び SPDS 表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する (添付 3-1)。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所を立ち上げた場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうち SPDS 表示装置を起動し、監視する手順の概要は以下のとおり。安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の概要を第 1.18-12 図に示す。</p> <p>なお、SPDS 伝送装置については、常時、伝送が行われており、操作は必要ない。</p> <p>① 発電管理班は、手順着手の判断基準に基づき SPDS 表示装置の端末 (PC) を起動する。</p> <p>② 発電管理班は、SPDS 表示装置にて、各パラメータを監視する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、緊急時対策所内において発電管理班 1名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p>	<p>(1) 安全パラメータ表示システム (SPDS) によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>重大事故等が発生した場合、安全パラメータ表示システム (SPDS) であるデータ収集計算機、ERSS 伝送サーバ及びデータ表示端末により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。(添付 3-1)</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所を立ち上げた場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ表示端末を起動し、監視する手順の概要は以下のとおり。安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の概要を第 1.18.12 図に示す。</p> <p>なお、データ収集計算機及び ERSS 伝送サーバについては、常時、伝送が行われており、操作は必要ない。</p> <p>① 災害対策本部要員は、手順着手の判断基準に基づきデータ表示端末の接続を確認し、端末を起動する。</p> <p>② 災害対策本部要員は、データ表示端末にて各パラメータを監視する。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、緊急時対策所指揮所内において災害対策本部要員 1名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 (2-3①の相違)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>・組織名称の相違                  ・記載表現の相違</p> <p>・組織名称の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 (2-3①の相違)</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由
<p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について</p> <p>安全・防災室長他は、重大事故等が発生した場合に備え、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。(添付 3-2)</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、原子力事業本部、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>重大事故等時において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、本社、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備を第 1.18.4 表に示す。</p> <p>なお、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備及び携帯型通話装置等の通信連絡設備の使用手法等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」のうち、1.19.2.1(1)「発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」、1.19.2.2(1)「発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」及び1.19.2.3「代替電源設備から給電する手順等」にて整理する。</p>	<p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。(添付 3-2)。</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。</p> <p>重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧を第 1.18-4 表に、データ伝送設備の概要を第 1.18-12 図に示す。</p> <p>発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用手法等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備</p> <p>重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持、管理する。(添付 3-2)</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。</p> <p>重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧を第 1.18.4 表に、データ伝送設備の概要を第 1.18.12 図に示す。</p> <p>発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用手法等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」のうち1.19.2.1(1)「発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」及び1.19.2.2(1)「発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【大阪】組織体制の相違                  泊の原子力部門は本店に含まれる。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【大阪】                  ・記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違                  参照先の泊 3号炉の通信連絡設備の資料（手順名称、項目番号）について記載したもの。(大阪と同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器破損時には、中央制御室の運転員と原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含めて110名を緊急時対策所に収容する。</p> <p>要員の収容にあたっては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう考慮する。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようトイレ等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を<b>配備又は備蓄</b>し、維持管理する。</p> <p>(1) <b>放射線管理資機材、飲料水、食料等の維持管理等について</b></p> <p>緊急時対策所には、7日間外部からの支援がなくとも活動が可能となるよう<b>放射線管理用資機材等</b>（線量計、マスク等）、<b>飲料水及び食料等を配備又は備蓄</b>するとともに、通常時から維持、管理する。</p> <p><b>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</b></p> <p><b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>には、7日間外部からの支援がなくとも緊急時対策要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク等）及びチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</p> <p>重大事故等が発生した場合には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を伴う要員等の被ばく線量管理を行うため、<b>個人線量計</b>を常時装着させるとともに、線量評価を行う。</p> <p>また、<b>緊急安全対策要員</b>は、必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量測定等を行う。</p>	<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等</p> <p>緊急時対策所には、本部要員に加え、現場要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員として合計<b>83名</b>を収容する。</p> <p>なお、ブルーム通過中において、緊急時対策所にとどまる要員は<b>65名</b>である。</p> <p>要員の収容にあたっては、<b>本部要員と現場要員等との輻輳を避けるレイアウト</b>となるよう考慮する。</p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理する。</p> <p>(1) 放射線管理</p> <p>a. 放射線管理用機材（線量計及びマスク等）の維持管理等</p> <p>緊急時対策建屋には、7日間外部からの支援がなくとも要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク）及びチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</p> <p>放射線管理班長は、本部要員や現場要員等に防護具等を適切に使用させるとともに、被ばく線量管理を行うため、個人線量計を常時装着させ線量評価を行う。</p> <p>また、作業に必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量率測定等を行う（添付4-4）。</p>	<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等</p> <p>緊急時対策所には、本部要員に加え、現場要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員として合計<b>89名</b>を収容する。</p> <p>なお、ブルーム通過中において、緊急時対策所にとどまる要員は<b>83名</b>である。</p> <p>要員の収容にあたっては、<b>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との輻輳を避けるため、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所は独立した建屋とする。</b></p> <p>また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理する。</p> <p>(1) 放射線管理</p> <p>a. 放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）の維持管理等</p> <p>緊急時対策所には、7日間外部からの支援がなくとも要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク）及びチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</p> <p>放管班長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等に防護具等を適切に使用させるとともに、被ばく線量管理を行うため、個人線量計を常時装着させ線量評価を行う。</p> <p>また、作業に必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量率測定等を行う。（添付4-4）</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績反映）</p> <p>・設計の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違【大飯】              ・記載箇所の相違              飲料水、食料等については(2)に記載する。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>・組織名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所内での飲食の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中の放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ないことを確認する。</p> <p>ただし、緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安値（<math>1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>未満）よりも高くなった場合であっても、発電所本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p> <p>(2) 放射線管理に関する手順</p> <p>a. チェンジングエリアの運用手順</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するための身体サーベイ（必要により物品等のサーベイを含む）及び防護具の着替え等を行うチェンジングエリアは、通常時から設置し、事故発生後、直ぐに運用開始ができるよう手順を整備する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>b. チェンジングエリアの設置及び運用手順</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する手順を整備する。</p> <p>チェンジングエリアには、靴及びヘルメット等を着脱する下足エリア、防護具を脱衣する脱衣エリア、放射線管理班の放射性物質による汚染を確認するためのサーベイエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設け、放射線管理班等が汚染検査（必要に応じ物品等を含む）及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。</p> <p>除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>また、チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合は、乾電池内蔵型照明を設置する（添付4-5）。</p>	<p>b. チェンジングエリアの設置及び運用手順</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する手順を整備する。</p> <p>チェンジングエリアには、靴等を着脱する靴着脱エリア、防護具及びヘルメットを脱衣する脱衣エリア、放管班の放射性物質による汚染を確認するためのスクリーニングエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設け、放管班員等が汚染検査（必要に応じ物品等を含む）及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。</p> <p>除染エリアは、スクリーニングエリアに隣接して設置し、除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>また、チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合は、バッテリー式の可搬型照明を設置する。（添付4-5）</p>	<p>b. チェンジングエリアの設置及び運用手順</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する手順を整備する。</p> <p>チェンジングエリアには、靴等を着脱する靴着脱エリア、防護具及びヘルメットを脱衣する脱衣エリア、放管班の放射性物質による汚染を確認するためのスクリーニングエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設け、放管班員等が汚染検査（必要に応じ物品等を含む）及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。</p> <p>除染エリアは、スクリーニングエリアに隣接して設置し、除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>また、チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合は、バッテリー式の可搬型照明を設置する。（添付4-5）</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載箇所の相違</li> </ul> <p>飲食等の管理については(2)（本資料1.18-29 ページ）に記載している。(2)にて比較する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違          (女川実績の反映)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 (2-3①の相違)</p> <p>【女川】運用の相違</p> <p>女川は下足エリアでヘルメットを外すが、泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。</p> <p>・設計の相違</p> <p>女川は乾電池式に対し、泊はバッテリー式の違いはあるが、使用目的に相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ等にて放射線量を監視し、ブルームの通過及び屋外作業可能なレベルまで低下した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>チェンジングエリアを運用する手順は以下のとおり。なお、チェンジングエリアは、あらかじめ設置した状態とする。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員にチェンジングエリアの運用開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、チェンジングエリア内に掲示した手順の案内に基づき、汚染の有無を確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>チェンジングエリアは設置した状態であり、設置のための操作は不要である。また、運用に関しては、身体サーベイエリア及び現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、汚染の確認を速やかに実施することができる。</p> <p>チェンジングエリアには、防護具の着替えエリア、緊急安全対策要員の放射性物質による汚染を確認するための身体サーベイエリア及び現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、緊急時対策所で緊急安全対策要員2名が身体サーベイエリア（必要により物品等のサーベイエリアを含む）及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>放射線管理班長が、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況（格納容器内雰囲気放射線モニタ等により炉心損傷<sup>※15</sup>を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設置を行うと判断した場合。</p> <p>※15 格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を越えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合（添付2-1）</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>チェンジングエリアを設置するための手順の概要は以下のとおり。チェンジングエリア設置のタイムチャートを第1.18-13図に示す。</p> <p>① 放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班に緊急時対策所の出入口付近にチェンジングエリアを設置するよう指示する。</p> <p>② 放射線管理班は、チェンジングエリア用資機材（乾電池内蔵型照明）を移動・設置する。</p> <p>③ 放射線管理班は、床・壁の養生状態を確認し、必要に応じて養生等を補修する。</p> <p>④ 放射線管理班は、表面汚染密度測定用サーベイエータを設置する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放射線管理班2名で行い、一連の作業完了まで20分以内で対応可能である。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>放管班長が、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況（格納容器内高レンジエリアモニタ等により炉心損傷<sup>※15</sup>を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設置を行うと判断した場合。</p> <p>※15 炉心出口温度 350℃以上かつ、格納容器内高レンジエリアモニタ <math>1 \times 10^5 \text{mSv/h}</math> 以上を確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>チェンジングエリアを設置するための手順の概要は以下のとおり。チェンジングエリア設置のタイムチャートを第1.18.13図に示す。</p> <p>① 放管班長は、手順着手の判断基準に基づき放管班員に緊急時対策所の出入口付近にチェンジングエリアを設置するよう指示する。</p> <p>② 放管班員は、チェンジングエリア用資機材（可搬型照明）を移動・設置する。</p> <p>③ 放管班員は、床・壁の養生状態を確認し、必要に応じて養生等を補修する。</p> <p>④ 放管班員は、GM汚染サーベイエータを設置する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放管班員2名が1組となって、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所において実施する。一連の作業完了まで40分以内で対応可能である。</p> <p>チェンジングエリアには、防護具の着替えエリア、災害対策要員の放射性物質による汚染を確認するためのスクリーニングエリア及び現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にそれぞれで放管班員2名が身体サーベイエリア（必要により物品等を含む）及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】・設備名称の相違</p> <p>【女川】・設計の相違 炉型の違いによる炉心損傷判断基準の相違。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】組織名称の相違</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 （泊は2箇所を設置するため） 【女川】設計の相違 女川は1箇所のチェンジングエリアを2名が約20分で設置するのに対し、泊は2箇所のチェンジングエリアを2名が約40分で設置する違いがあるが、設置に長時間を要しない。</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川実績反映） 【女川】記載充実（大飯参照） 【大飯】 ・組織名称の相違 ・設備の相違（相違理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>現場作業を行う要員等が身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある<b>緊急時対策所内</b>で待機する。</p> <p>チェンジングエリア内の身体サーベイで現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合には、<b>身体サーベイエリアに隣接した除染エリアにて濡れウエス等</b>による拭き取り除染を行うことを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて汚染部位の水洗による除染を行う。</p> <p>なお、簡易シャワーを用いた除染による廃水はウエスに染み込ませることで<b>放射性廃棄物</b>として廃棄する。</p> <p>b. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの性能の低下等、緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合に、待機側を起動し、切替えを実施する手順を整備する。</p> <p><b>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</b></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）可搬型陽圧化空調機は、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）近傍</b>に設置する1台及び予備の1台を配備し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）可搬型陽圧化空調機は、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）近傍</b>に設置する2台及び予備の1台を配備しており、故障等を考慮しても、切替え等を行うことにより数ヶ月間使用可能とする。</p>	<p>現場作業を行う要員等が<b>緊急時対策所の外</b>で身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある<b>空調上屋の待機エリア内</b>で待機する。</p> <p>チェンジングエリア内の身体サーベイで現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合には、<b>スクリーニングエリアに隣接した除染エリアにてウェットティッシュ</b>による拭き取り除染を行うことを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて汚染部位の水洗による除染を行う。</p> <p>なお、簡易シャワーを用いた除染による廃水はウエスに染み込ませることで<b>固体廃棄物</b>として廃棄する。</p> <p>c. 緊急時対策所換気空調系の切替手順</p> <p>緊急時対策所非常用フィルタ装置は、7日間は交換なしで連続使用できる設計であるが、故障する等、<b>緊急時対策所換気空調系の切替え</b>が必要となった場合に、待機側を起動し、切替えを実施する手順を整備する。</p> <p>緊急時対策所換気空調系は、<b>緊急時対策建屋に2台</b>設置しており、故障等を考慮しても、切替え等を行うことにより数ヶ月間使用可能とする。</p> <p>なお、緊急時対策所換気空調系の<b>緊急時対策所非常用フィルタ装置</b>は使用することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている<b>緊急時対策建屋</b>内に設置する。</p>	<p>現場作業を行う要員等が<b>緊急時対策所の外</b>で身体サーベイを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある<b>空調上屋の待機エリア内</b>で待機する。</p> <p>チェンジングエリア内の身体サーベイで現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合には、<b>スクリーニングエリアに隣接した除染エリアにてウェットティッシュ</b>による拭き取り除染を行うことを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて汚染部位の水洗による除染を行う。</p> <p>なお、簡易シャワーを用いた除染による廃水はウエスに染み込ませることで<b>固体廃棄物</b>として廃棄する。</p> <p>c. 可搬型空気浄化装置の切替手順</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、7日間は交換なしで連続使用できる設計であるが、故障する等、<b>可搬型空気浄化装置の切替え</b>が必要となった場合に、待機側を起動し、切替えを実施する手順を整備する。</p> <p>可搬型空気浄化装置は、<b>指揮所用空調上屋に緊急時対策所指揮所用2台、待機所用空調上屋に緊急時対策所待機所用2台の合計4台</b>設置しており、故障等を考慮しても切替えを行うことにより数か月間使用可能とする。</p> <p>なお、可搬型空気浄化装置の<b>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</b>は使用することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている<b>空調上屋内</b>に設置する。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用の相違 身体サーベイを待つ要員の待機場所として、空調上屋の一部を待機エリアとして設ける。緊急時対策所と同様、遮蔽厚を確保した壁を設置しており、放射線影響を低減することができることから運用上の問題はない。</li> <li>【大飯】資機材名称の相違</li> <li>【大飯】記載表現の相違（女川実績の反映）</li> <li>【大飯】             <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違 空気浄化装置の切替えが必要となる場合は居住性が確保できないと判断する場合であることから相違ない。</li> <li>・設備の相違（相違理由①⑨）</li> </ul> </li> <li>【柏崎】記載方針の相違（2-3③の相違）</li> <li>・設備の相違（相違理由⑨）</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 手順着手の判断基準            フィルタユニットの性能の低下等により運転中の緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合。</p> <p>(b) 操作手順            緊急時対策所可搬型空気浄化装置を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.12図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えを緊急時対策本部要員に指示する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、待機側の緊急時対策所非常用空気浄化ファンの電源を入とし、起動する。</p> <p>③ 緊急時対策本部要員は、待機側の緊急時対策所非常用空気浄化ファンの給気手動ダンパを操作し、流量（33～40m<sup>3</sup>/min）を調整し、緊急時対策所内の圧力が上昇することを確認する。</p> <p>④ 緊急時対策本部要員は、使用側の緊急時対策所非常用空気浄化ファン給気手動ダンパを閉とする。</p> <p>⑤ 緊急時対策本部要員は、使用側の緊急時対策所非常用空気浄化ファンの電源を切とし、停止する。</p> <p>(c) 操作の成立性            上記の対応は緊急時対策本部要員1名が、緊急時対策所において実施する。操作完了までは、約4分と想定する。</p> <p>フィルタユニットは、緊急時対策所付近に、2系統分の2基を保管していることから、切替え等を行うことにより、数ヶ月間使用可能である。また、当社他原子力発電所からの輸送及びフィルタの製作(約3ヶ月)等を実施することにより、中長期的な対応が可能である。</p> <p>なお、使用側のフィルタユニットは、線量に応じ交換又は保管を行う。特にフィルタ線量が高い場合は、待機側のフィルタユニットに切り替えた後、放射性物質が減衰するまで一定期間保管する。</p>	<p>(1)c. (a)～(c)項は可搬設備を使用している大飯と比較</p> <p>(a) 手順着手の判断基準            運転中の緊急時対策所換気空調系が故障する等、切替えが必要となった場合。</p> <p>(b) 操作手順            緊急時対策所換気空調系を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18-14図に示す。</p> <p>① 保修班長は、手順着手の判断基準に基づき、保修班に緊急時対策所換気空調系の切替えを指示する。</p> <p>② 保修班は、操作パネルによる操作により緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置を待機側に切り替える。</p> <p>③ 保修班は、操作パネルの表示から、隔離弁の開閉状態により系統が構成されていること及び差圧計の指示値から差圧が調整されていることを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性            上記の対応は緊急時対策所内において保修班1名で行い、着手判断から差圧の確認までの一連の操作完了まで5分以内で可能である。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準            フィルタユニットの性能の低下等により運転中の可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合。</p> <p>(b) 操作手順            可搬型空気浄化装置を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.14図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は手順着手の判断基準に基づき、可搬型空気浄化装置の切替を事務局長に指示する。</p> <p>② 事務局長は、分電盤にて待機側の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を入とし、起動する。</p> <p>③ 事務局長は、待機側の緊急時対策所給気第2手動ダンパを操作し、流量（17～25m<sup>3</sup>/min）緊急時対策所内の圧力が上昇することを確認する。</p> <p>④ 事務局長は、使用側の緊急時対策所給気第2手動ダンパを閉とする。</p> <p>⑤ 事務局長は、分電盤にて使用側の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を切とし、停止する。</p> <p>⑥ 事務局長は、緊急時対策所排気手動ダンパを操作し、室内の圧力を微正圧（100Pa〔gage〕以上）に調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性            上記の対応は、事務局長4名が、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所において実施する。緊急時対策所内における作業であり、操作完了までは、5分以内で可能である。</p> <p>フィルタユニットは、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋にそれぞれ2系統分の4基を保管していることから、切替等を行うことにより、数か月間使用可能である。また、フィルタの製作（約3か月）等を実施することにより、中長期的な対応を可能とする。</p> <p>なお、使用側のフィルタユニットは、線量に応じ交換又は保管を行う。特にフィルタ線量が高い場合は、待機側のフィルタユニットに切替えた後、放射性物質が減衰するまで一定期間保管する。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)c. (a)～(c)は、同じ可搬型設備を設置している大飯と比較する。</li> <li>・組織名称の相違</li> <li>・設備名称の相違</li> <li>・設計風量の相違</li> <li>・設備名称の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用の相違            泊はファン切替後に緊急時対策所が正圧を維持し放射性物質の侵入を防止することができるよう最終の圧力調整手順を記載。</li> <li>・設備の相違（相違理由①）</li> <li>・記載表現の相違</li> <li>・操作完了時間の相違</li> </ul> <p>【大飯】・設計の相違            指揮所及び待機所専用の空調上屋を設け、フィルタユニットを保管している。</p> <p>【大飯】・記載内容の相違            当社は泊発電所以外に原子力発電所を所有していないことから、他発電所からのフィルタ輸送はない。</p> <p>【大飯】・設備の相違（相違理由②）</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>比較のため再掲</p> <p>緊急時対策所内での飲食の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中の放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ないことを確認する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>保安班長は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内での飲等の管理として、適切な頻度で5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。</p> <p>比較のため再掲</p> <p>ただし、緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安値（<math>1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math> 未満）よりも高くなった場合であっても、発電所本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>ただし、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安値（<math>1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math> 未満）よりも高くなった場合であっても、本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所内の室温・湿度が維持できるよう予備のエアコン等を保管し、管理を適切に行う。</p>	<p>(2) 飲料水、食料等の維持管理</p> <p>緊急時対策建屋には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。</p> <p>総務班長は、重大事故等が発生した場合には、飲料水及び食料等の支給を適切に運用する(添付4-6)。</p> <p>放射線管理班長は、緊急時対策所内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。</p> <p>ただし、緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安値（<math>1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math> 未満）よりも高くなった場合であっても、発電所対策本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所内の室温・湿度が維持できるよう常設の換気空調設備の管理を適切に行う。</p>	<p>(2) 飲料水、食料等の維持管理</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持・管理する。</p> <p>業務支援班長は、重大事故等が発生した場合には、飲料水及び食料等の支給を適切に運用する。(添付4-6)</p> <p>放管班長は、緊急時対策所内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。</p> <p>ただし、緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安値（<math>1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math> 未満）よりも高くなった場合であっても、発電所対策本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所内の室温・湿度が維持できるよう常設の換気空調設備の管理を適切に行う。</p>	<p>相違理由</p> <p>・組織名称の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 (2-3①の相違)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 (2-3①の相違)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順            緊急時対策所用電源である非常用所内母線からの給電喪失時には代替電源として、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所へ給電する。</p> <p>なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置のうち、3号炉及び4号炉の原子炉補助建屋に設置した機器は、全交流動力電源喪失時において、空冷式非常用発電装置から給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電」にて整備する。</p> <p>(1) 電源車（緊急時対策所用）による給電手順            非常用母線からの給電喪失時又はその発生に備え、緊急時対策所の電源を確保するため、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）を準備する。非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）1台を起動し、緊急時対策所へ給電する。</p>	<p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順            緊急時対策所は、全交流動力電源喪失時に代替電源として常設代替電源設備であるガスタービン発電機により緊急時対策所へ給電する。また、ガスタービン発電機による給電ができない場合は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）により給電する。</p> <p>(1) ガスタービン発電機による給電            全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機が自動起動し、緊急用高圧母線2F系（以下「6.9kVメタクラ2F系」という。）を経由し緊急時対策所高圧母線J系（以下「6.9kVメタクラJ系」という。）へ自動で給電される。そのため給電操作は必要ない。緊急時対策所給電系統概略図を第1.18-15図に示す。</p> <p>なお、SPDS伝送装置については、緊急時対策所の充電器から電源供給されているため、ガスタービン発電機が自動起動するまでの間の電圧低下時においても、データ伝送は途切れなく行うことができる。</p> <p>ガスタービン発電機の燃料はガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク及びタンクローリを有しており、軽油タンクからタンクローリにより燃料をガスタービン発電設備軽油タンクに補給するが、ブルーム通過中には給油を必要とせず必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続給電が可能な設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機に関する手順等は、「1.14電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>(2) 電源車による給電            全交流動力電源喪失時に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機による給電ができない場合に、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）を手動で起動し給電する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）への給油は、緊急時対策所軽油タンクから電源車（緊急時対策所用）へ自動給油を行う。また、緊急時対策所軽油タンク（20kL）を有しており、必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続給電が可能であり、ブルーム通過時に給油が必要としない設計とする。</p>	<p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順            緊急時対策所用電源である1号若しくは2号炉常用母線又は3号炉非常用母線からの給電喪失時には代替電源として緊急時対策所用発電機から緊急時対策所へ給電する。</p> <p>データ収集計算機、ERSS 伝送サーバ及びデータ表示端末は、全交流動力電源喪失時において、代替非常用発電機から給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替非常用発電機による代替電源（交流）による給電」にて整備する。</p> <p>(1) 緊急時対策所用発電機による給電            緊急時対策所用電源である1号若しくは2号炉常用母線又は3号炉非常用母線からの給電喪失時又はその発生に備え、代替電源設備である緊急時対策所用発電機を準備する。1号若しくは2号炉常用母線又は3号炉非常用母線からの給電喪失時は、緊急時対策所用発電機を起動し、緊急時対策所へ給電する。</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】【女川】            ・設計の相違（相違理由④）            以下、1.18.2.4 は、設備構成が類似している大飯と比較する。</p> <p>【女川】            ・設計の相違（相違理由④）            泊は代替非常用発電機からデータ収集計算機、ERSS 伝送サーバ及びデータ表示端末へ給電する。            その他緊急時対策所の設備は、「緊急時対策所発電機による給電」にて整備する。</p> <p>・記載表現の相違            電源喪失時に代替電源を起動し給電することを記載したものであり、相違はない。</p> <p>【女川】・設計の相違（相違理由⑦）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 電源車（緊急時対策所用）準備手順                      緊急時対策所立ち上げ時のケーブル接続を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順                      緊急時対策所と電源車（緊急時対策所用）間のケーブル接続の手順は以下のとおり。給電系統概要を第1.18.13図に、手順のタイムチャートを第1.18.14図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に緊急時対策所電源接続作業開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、コネクタ接続によりケーブルを接続する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、緊急安全対策要員2名で行い、一連の操作完了まで約24分と想定する。</p> <p>暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p> <p>b. 電源車（緊急時対策所用）起動手順                      非常用母線からの給電喪失時の電源車（緊急時対策所用）の起動手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      非常用母線からの給電喪失時。</p> <p>(b) 操作手順                      電源車（緊急時対策所用）から給電する手順は以下のとおり。給電系統概要を第1.18.13図に、タイムチャートを第1.18.15図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員に緊急時対策所電力供給作業開始を指示する。</p>	<p>a. 電源車（緊急時対策所用）起動手順                      緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）の起動手順を整備する（添付5-1）。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失により給電ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順                      電源車（緊急時対策所用）による電源を給電する手順は以下のとおり。緊急時対策所給電系統概略図を第1.18-15図に、タイムチャートを第1.18-16図に示す。</p> <p>① 保修班長は、作業着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員に電源車（緊急時対策所用）による緊急時対策所へ受電を指示する。</p>	<p>a. 緊急時対策所用発電機準備手順                      緊急時対策所立ち上げ時のケーブル接続を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順                      緊急時対策所と緊急時対策所用発電機間のケーブル接続の手順は以下のとおり。概略系統図を第1.18.15図に、手順のタイムチャートを第1.18.16図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に緊急時対策所用発電機接続作業開始を指示する。</p> <p>② 事務局長は、コネクタ接続及び端子台接続によりケーブルで接続する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて事務局長2名1組（計4名）で実施する。一連の操作完了まで15分以内で可能である。</p> <p>暗所においても円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。緊急時対策所用発電機にケーブルを接続する工具については速やかに作業ができるよう現場に配備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。</p> <p>b. 緊急時対策所用発電機起動手順                      緊急時対策所立ち上げ時の起動手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順                      緊急時対策所用発電機から給電する手順は以下のとおり。緊急時対策所給電系統概略図を第1.18.15図に、タイムチャートを第1.18.17図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に緊急時対策所電力供給作業開始を指示する。なお、1号又は2号炉非常用母線及び3号炉非常用母線から受電が継続されている場合は、緊急時対策所発電機による給電を要しない。</p>	<p>相違理由</p> <p>・記載表現、組織名称の相違</p> <p>・設計の相違（相違理由①）</p> <p>・記載表現の相違                      ・記載内容の相違                      必要な工具類の配備及び冬季における防寒等の配慮事項を記載した。</p> <p>・運用の相違                      泊3号炉は、緊急時対策所の立ち上げ時に発電機を起動しておくことで、電源喪失した場合においても緊急時対策所内の分電盤操作スイッチのみで速やかに給電をできるように準備する。</p> <p>・設計の相違                      泊3号炉の緊急時対策所電源は、通信連絡設備については3号炉非常用母線から、照明等を含むその他設備は1号又は2号炉常用母線から給電する設計としており、両方の母線から給電可能である場合は、緊急時対策所発電機からの給電を要しない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>② 緊急安全対策要員は、電源車（緊急時対策所用）1台を起動する。</p> <p>③ 緊急時対策本部要員は、電源車（緊急時対策所用）からの給電を行う場合は、緊急時対策所内の緊急時対策所コントロールセンタ及び緊急時対策所内の電源車切換盤にて、起動した電源車（緊急時対策所用）の遮断器を入し給電を開始する。</p> <p>(c) 操作の成立性          上記の対応は、緊急時対策本部要員1名、緊急安全対策要員1名で行い、一連の操作完了まで約5分と想定する。</p> <p>暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p>	<p>② 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系にて非常用高圧母線2D系受電遮断器及び6.9kVメタクラ2F系受電遮断器の「切」を実施する。</p> <p>③ 重大事故等対応要員は、電源車（緊急時対策所用）を起動する。</p> <p>④ 重大事故等対応要員は、電源車（緊急時対策所用）の出力電圧及び周波数を確認し、電源車遮断器を「入」とする。</p> <p>⑤ 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系にて電源車（緊急時対策所用）から6.9kVメタクラJ系を受電するための遮断器を「入」とする。</p> <p>⑥ 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系の受電状態に異常が無いことを確認後、保修班長へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性          上記の対応は、重大事故等対応要員3名で行い、電源車（緊急時対策所用）による給電完了まで30分以内で可能である。暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト等を配備する。</p> <p>b. 予備電源車（自主対策設備）起動手順          予備電源車（自主対策設備）の起動手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準          全交流動力電源喪失時に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機及び緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）が故障等により起動しない場合又は停止した場合。</p> <p>(b) 操作手順          予備電源車による電源を給電する手順は以下のとおり。緊急時対策所給電系統概略図を第1.18-15図に、タイムチャートを第1.18-17図に示す</p> <p>① 保修班長は、作業着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員に予備電源車による緊急時対策所へ受電準備を指示する。</p> <p>② 重大事故等対応要員は、保管エリアにて、外観点検により予備電源車の健全性を確認後、予備電源車を接続口（緊急時対策建屋）付近に配備する。</p>	<p>② 事務局員は、緊急時対策所用発電機を起動する。</p> <p>③ 事務局員は、緊急時対策所用発電機の出力遮断器を入とする。①で1号又は2号炉常用電源及び3号炉非常用電源からの受電を継続する場合は、緊急時対策所用発電機を起動し、出力遮断器を入とした状態で待機させる。</p> <p>④ 事務局員は、緊急時対策所用発電機からの給電を行う場合は、緊急時対策所内の200V分電盤にて、給電先を緊急時対策所用発電機側に操作スイッチにより切替を行い、給電を開始する。</p> <p>⑤ 緊急時対策所指揮所の事務局員は、通信連絡設備及びデータ表示端末を緊急時対策所用発電機からの給電とする場合は、接続元を切替える操作を実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性          上記の対応は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて事務局員2名1組（計4名）で実施する。一連の操作完了まで15分以内で可能である。</p> <p>暗所においても円滑に作業ができるよう、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。</p>	<p>相違理由</p> <p>・設備の相違          給電のために発電機付の出力しゃ断器の入操作が必要であることから手順を記載</p> <p>・記載表現の相違          緊急時対策所内でのしゃ断器操作を行うことに相違はない。</p> <p>【大阪・女川】          通信連絡設備等の電源を緊急時対策所用発電機からの給電に切替える場合の手順を明記</p> <p>・設計の相違（相違理由①）</p> <p>・記載表現の相違          ・記載内容の相違          冬季における防寒等の配慮事項を記載した。</p> <p>・設計の相違          女川2号炉の予備電源車（自主対策設備）に相当するものは配備していないが、泊3号炉で代替電源である緊急時対策所用発電機を複数台配備することで多重性を確保する設計としており、故障等を想定した場合でも緊急時対策所への給電継続が可能であることから重大事故等対処への影響はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>③ 重大事故等対応要員は、電源車ケーブルを電源車接続口（緊急時対策建屋）へ接続するとともに、燃料ホースを予備電源車に接続を実施し、発電所対策本部へ予備電源車の起動準備が完了したことを報告する。</p> <p>④ 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に6.9kVメタクラJ系へ受電開始を指示する。</p> <p>⑤ 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系にて非常用高圧母線2D系受電遮断器及び6.9kVメタクラ2F系受電遮断器の「切」を実施する。</p> <p>⑥ 重大事故等対応要員は、予備電源車を起動する。</p> <p>⑦ 重大事故等対応要員は、予備電源車の出力電圧及び周波数を確認し、電源車遮断器を「入」とする。</p> <p>⑧ 重大事故等対応要員は、予備電源車から6.9kVメタクラJ系を受電するための遮断器を「入」とする。</p> <p>⑨ 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系の受電状態に異常が無いことを確認後、発電所対策本部へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性                  上記の対応は、重大事故等対応要員3名で行い、一連の操作完了まで125分以内で可能である。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 電源車（緊急時対策所用）の切替及び燃料給油手順                      (a) 電源車（緊急時対策所用）の切替手順                      使用中の電源車（緊急時対策所用）に故障等が発生した場合の切替手順を整備する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準                      使用中の電源車（緊急時対策所用）に不具合が発生した場合など、運転中の電源車（緊急時対策所用）の停止が必要となった場合。</p> <p>ii. 操作手順                      電源車（緊急時対策所用）を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.16図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急時対策本部要員に電源車（緊急時対策所用）の切替を指示する。                      ② 緊急時対策本部要員は、待機側の電源車（緊急時対策所用）を起動する。</p> <p>③ 緊急時対策本部要員は、使用側の電源車（緊急時対策所用）の遮断機を緊急時対策所内の電源車切換盤にて切とし、待機側の電源車（緊急時対策所用）の遮断器を入とする。</p> <p>④ 緊急時対策本部要員は、使用中の電源車（緊急時対策所用）を停止する。</p> <p>iii. 操作の成立性                      上記の対応は、緊急時対策本部要員1名で行い、一連の操作完了まで約6分と想定する。                      暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は予備の1台を発電所内に保管していることから、万が一、異常等が発生した場合でも、交換等を行うことにより、中長期的な対応が可能である。</p>	<p>c. 緊急時対策所用発電機の切替手順                      (a) 緊急時対策所用発電機の切替手順                      使用中の緊急時対策所用発電機に故障等が発生した場合の切替手順を整備する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準                      使用中の緊急時対策所用発電機に故障等が発生した場合等、運転中の緊急時対策所用発電機の停止が必要となった場合。</p> <p>ii. 操作手順                      緊急時対策所用発電機を待機側に切替える手順は以下のとおり。手順のタイムチャートを第1.18.18図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に緊急時対策所用発電機の切替を指示する。                      ② 事務局員は、待機側の緊急時対策所用発電機を起動する。                      ③ 事務局員は、待機側発電機の出力遮断器を入とする。</p> <p>④ 事務局員は、緊急時対策所内の200V分電盤にて、給電先を使用側発電機から待機側発電機に操作スイッチにより給電切替を行い、給電を開始する。</p> <p>⑤ 事務局員は、使用側発電機の出力遮断器を切とする。                      ⑥ 事務局員は、使用中の緊急時対策所用発電機を停止する。</p> <p>iii. 操作の成立性                      上記の対応は、事務局員2名で行い、一連の操作完了まで10分以内で可能である。                      暗所においても円滑に作業ができるよう、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。</p> <p>緊急時対策所用発電機は予備の4台を発電所内に配備していることから、万が一、異常等が発生した場合でも、交換等を行うことにより、中長期的な対応が可能である。</p>	<p>・設備の相違                      給電のために発電機付の出力しゃ断器の入操作が必要であることから手順を記載</p> <p>・記載表現の相違                      緊急時対策所内でのしゃ断器操作を行うことに相違はない。</p> <p>・設備の相違                      給電のために発電機付の出力しゃ断器の入操作が必要であることから手順を記載</p> <p>・記載表現の相違                      ・記載内容の相違                      冬季における防寒等の配慮事項を記載した。</p> <p>・設計の相違                      緊急時対策所指揮所用と緊急時対策所待機所用に予備機を4台配備する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料給油手順</p> <p>電源車（緊急時対策所用）を運転した場合、燃料補給が必要となる。（燃料はすべて重油）</p> <p>重大事故等対処設備である燃料油貯蔵タンク又は重油タンクからタンクローリーへ給油し、電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへ補給する手順を整備する。</p> <p>i . 手順着手の判断基準</p> <p>電源車（緊急時対策所用）を運転した場合において、各発電機の燃料の管理油量を確認後、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間<sup>*13</sup>に達した場合。</p> <p>※13 定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間及び給油間隔の目安は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電源車 緊急時対策所用：運転開始後約9時間（その後約4時間ごとに補給。ただし、ブルーム放出中は除く。）</li> </ul> <p>ii . 操作手順</p> <p>電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料（重油）補給の手順の概要は以下のとおり。</p> <p>タンクローリーによるアクセスルートを第1.18.17 図に、タイムチャートを第1.18.18 図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクからタンクローリーによる電源車（緊急時対策所用）への燃料補給を指示する。</li> <li>② 緊急安全対策要員は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクから電源車（緊急時対策所用）へ燃料（重油）補給準備を行う。</li> <li>③ 緊急安全対策要員は、タンクローリーを保管エリアから燃料油貯蔵タンク又は重油タンク付近に移動させる。</li> <li>④ 緊急安全対策要員は、タンクローリー給油口に給油用ホースを接続する。</li> <li>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で燃料油貯蔵タンク蓋を開操作し、給油用ホース端を燃料油貯蔵タンクの油面レベル以下まで下げる。重油タンクは重油抜き取り用取出口に接続する。</li> <li>⑥ 緊急安全対策要員は、タンクローリー給油ポンプを起動し、タンクローリーの油面計で満タンとなれば給油ポンプを停止する。</li> <li>⑦ 緊急安全対策要員は、タンクローリーを電源車（緊急時対策所用）の近くに移動させる。</li> <li>⑧ 緊急安全対策要員は、電源車（緊急時対策所用）の給油口に、給油ホースを接続する。</li> </ol>			<p>【大飯】・記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>緊急時対策所用発電機への燃料補給手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑨ 緊急安全対策要員は、タンクローリーの排出弁を開状態にし、タンクローリーからの給油を開始する。</p> <p>⑩ 緊急安全対策要員は、タンクが満タンになれば、給油を停止し、排出弁を閉止した後、給油ホースを取外す。</p> <p>⑪ 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長にタンクローリーによる電源車（緊急時対策所用）への燃料補給が完了したことを報告する。</p> <p>iii . 操作の成立性</p> <p>上記の現場対応は、緊急安全対策要員3名にて実施し、所要時間は約2.3時間と想定する。</p> <p>電源車(緊急時対策所用)の燃料消費率は、約49.3/hであり、起動から枯渇までの時間は約20時間と想定しており、枯渇までに燃料(重油)補給を実施する。</p> <p>なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)の備蓄量として「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料(重油)補給」に示す燃料油貯蔵タンク(150k以上(1基当たり)、4基)及び重油タンク(160k以上(1基当たり)、4基)を管理する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。周囲温度は外気温度と同程度である。</p>			



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>d. 緊急時対策所用発電機の待機運転手順                      ブルーム放出に備え、待機側の緊急時対策所用発電機の無負荷運転を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      ブルームの放出のおそれがある場合。</p> <p>(b) 操作手順                      ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に待機側の緊急時対策所用発電機の無負荷運転を指示する。                      ② 事務局員は、待機側の緊急時対策所用発電機を起動し、無負荷運転とする。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、事務局員2名で行い一連の確認完了まで10分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においては、これを着用した上で屋外作業を行う。</p> <p>e. 緊急時対策所用発電機の接続先切替手順                      緊急時対策所用発電機の接続先切替手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      緊急時対策所用発電機の故障等により、緊急時対策所指揮所側発電機の緊急時対策所待機所側への接続、又は緊急時対策所待機所側発電機の緊急時対策所指揮所側への接続が必要となった場合。</p> <p>(b) 操作手順                      緊急時対策所用発電機を待機側に切替える手順は以下のとおり。また、作業概要図を第1.18.19図に、タイムチャートを第1.18.20図に示す。                      ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、事務局長に緊急時対策所用発電機の接続先切替を指示する。                      ② 事務局員は、緊急時対策所指揮所側発電機とケーブルの接続を取り外す。                      ③ 事務局員は、緊急時対策所待機所側発電機とケーブルの接続を取り外す。                      ④ 事務局員は、緊急時対策所指揮所側(又は緊急時対策所待機所側)のケーブルに仮設ケーブルを接続する。</p>	<p>・設計の相違                      緊急時対策所用発電機の起動操作は屋外に設置する発電機近傍にて行う必要があるが、ブルーム通過時には屋外での作業ができないことから、ブルーム放出のおそれがある場合に発電機を無負荷運転とする手順を整備し、ブルーム通過中に発電機の故障等により切替が必要となった場合には、緊急時対策所内の分電盤の操作スイッチのみで受電切替を行うことで電源供給を確保する手順としている。</p> <p>・運用の相違                      緊急時対策所用発電機が故障等により運転できない場合には緊急時対策所待機側から給電する設計であるが、緊急時対策所待機側も含め故障した場合を想定し、健全である緊急時対策所待機側待機所(緊急時対策所待機側指揮所)の発電機から給電できるようケーブル接続を切り替える手順の整備する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>⑤ 事務局員は、仮設ケーブルの另一端を緊急時対策所待機所側（又は緊急時対策所指揮所側）発電機と接続する。</p> <p>⑥ 事務局員は、仮設ケーブルを接続した発電機を起動し、給電を開始する。</p> <p>（c）操作の成立性                      上記の対応は、事務局員2名で行い、一連の操作完了まで30分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。緊急時対策所用発電機及び仮設ケーブルにケーブルを接続する工具については速やかに作業ができるよう現場に配備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。</p>	



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (図表)

大阪発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由		
【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】						
第1.18.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順(1/2)						
時期	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	手順書		
居住性の確保	-	-	①号炉原子炉建屋内緊急時対策用(対策本館) 通信装置	緊急時対策本部設置要綱		
			②号炉原子炉建屋内緊急時対策用(対策本館) 通信装置			
			③号炉原子炉建屋内緊急時対策用(対策本館) 可搬型居住性設備			
			④号炉原子炉建屋内緊急時対策用(対策本館) 可搬型居住性設備(仮設テント)			
			⑤号炉原子炉建屋内緊急時対策用(対策本館) 可搬型居住性設備			
			⑥号炉原子炉建屋内緊急時対策用(対策本館) 居住性装置(空気ポンプ、配管、等)			
			⑦号炉原子炉建屋内緊急時対策用(対策本館) 二酸化炭素検知装置			
			可搬型エアセキタ(対策本館)			
			可搬型セクタシールドボックス			
			標準設計(対策本館)			
		二酸化炭素検知(非常本館)				
		非常計(非常本館)				
		第一号式緊急電源システム	居住性確保	多様なハザード対応手順		
		-	-	-	①号炉原子炉建屋内緊急時対策用(待機場所) 通信装置	緊急時対策本部設置要綱
					②号炉原子炉建屋内緊急時対策用(待機場所) 可搬型居住性設備(仮設テント)	
					③号炉原子炉建屋内緊急時対策用(待機場所) 可搬型居住性設備	
					④号炉原子炉建屋内緊急時対策用(待機場所) 居住性装置	
					⑤号炉原子炉建屋内緊急時対策用(待機場所) 可搬型エアセキタ(待機場所)	
					標準設計(待機場所)	
					二酸化炭素検知(待機場所)	
非常計(待機場所)						
非常式待機所	居住性確保				多様なハザード対応手順	
緊急時対策所	-				-	
		標準設計(待機)				
		標準設計(待機)				
		緊急電源システム(待機)				
		緊急電源システム(待機)				



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (図表)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>第1.18.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順(2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>整備設備</th> <th>整備費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">-</td> <td rowspan="10">-</td> <td rowspan="5">必要な動員及び通信設備</td> <td>警報送信装置（実設）</td> <td rowspan="5">重大事故発生時対応設備</td> </tr> <tr> <td>警報受信装置（屋内アンテナ）（実設）</td> </tr> <tr> <td>警報電話装置（屋内アンテナ）（実設）</td> </tr> <tr> <td>緊急警報通信装置（実設）</td> </tr> <tr> <td>青紙（屋内内）（実設）</td> </tr> <tr> <td>必要調整（警報装置を含む）</td> <td rowspan="5">緊急時対策所設備整備費</td> </tr> <tr> <td>電力保安用延長用電話設備</td> </tr> <tr> <td>携帯電話設備（ホットライン）</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム（仮付録）</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（仮付録）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">緊急時の必要物資の</td> <td>放射線管理用資機材**</td> <td rowspan="2">資機材</td> </tr> <tr> <td>飲料水、飲料缶**</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">5号炉原子炉建屋内部急時対策所 急時対策所 急時対策所</td> <td rowspan="6">-</td> <td rowspan="6">-</td> <td>5号炉原子炉建屋内部急時対策所用可搬型電源設備</td> <td rowspan="6">重大事故発生時対応設備</td> </tr> <tr> <td>可搬型電源</td> </tr> <tr> <td>負荷変圧器</td> </tr> <tr> <td>交流発電機</td> </tr> <tr> <td>昇降機</td> </tr> <tr> <td>ポンプロープ（44L）</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 「資機材の搬入に必要な資材」については、資機材であるため重大事故等対応設備としない。                  *2 「放射線管理用資機材」及び「飲料水、飲料缶」については資機材であるため重大事故等対応設備としない。</p>	名称	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	整備設備	整備費	-	-	必要な動員及び通信設備	警報送信装置（実設）	重大事故発生時対応設備	警報受信装置（屋内アンテナ）（実設）	警報電話装置（屋内アンテナ）（実設）	緊急警報通信装置（実設）	青紙（屋内内）（実設）	必要調整（警報装置を含む）	緊急時対策所設備整備費	電力保安用延長用電話設備	携帯電話設備（ホットライン）	テレビ会議システム（仮付録）	衛星電話設備（仮付録）	-	-	緊急時の必要物資の	放射線管理用資機材**	資機材	飲料水、飲料缶**	5号炉原子炉建屋内部急時対策所 急時対策所 急時対策所	-	-	5号炉原子炉建屋内部急時対策所用可搬型電源設備	重大事故発生時対応設備	可搬型電源	負荷変圧器	交流発電機	昇降機	ポンプロープ（44L）			
名称	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	整備設備	整備費																																			
-	-	必要な動員及び通信設備	警報送信装置（実設）	重大事故発生時対応設備																																			
			警報受信装置（屋内アンテナ）（実設）																																				
			警報電話装置（屋内アンテナ）（実設）																																				
			緊急警報通信装置（実設）																																				
			青紙（屋内内）（実設）																																				
		必要調整（警報装置を含む）	緊急時対策所設備整備費																																				
		電力保安用延長用電話設備																																					
		携帯電話設備（ホットライン）																																					
		テレビ会議システム（仮付録）																																					
		衛星電話設備（仮付録）																																					
-	-	緊急時の必要物資の	放射線管理用資機材**	資機材																																			
			飲料水、飲料缶**																																				
5号炉原子炉建屋内部急時対策所 急時対策所 急時対策所	-	-	5号炉原子炉建屋内部急時対策所用可搬型電源設備	重大事故発生時対応設備																																			
			可搬型電源																																				
			負荷変圧器																																				
			交流発電機																																				
			昇降機																																				
			ポンプロープ（44L）																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (図表)

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																						
<p>大阪発電所3/4号炉</p> <p>第1.18.2表 重大事故等対処に係る監視計器</p> <p>1.18 緊急時対策所の重大事故等時の手順等 監視計器一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 (1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</td> <td>緊急時対策所換気空調設備を運転している場合 酸素濃度 19%未満若しくは二酸化炭素濃度 1%を超える場合 空気供給装置使用時</td> <td>酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③ 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 空気供給装置への切替準備手順</td> <td>緊急時対策所内可搬型空気浄化装置使用時 緊急時対策所内差圧計 緊急時対策所内環境監視</td> <td>流量調整ユニット流量計 緊急時対策所内差圧計 緊急時対策所内系圧計 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外の放射線量 炉心損傷 原子炉格納容器破損</td> <td>緊急時対策所外可搬型エアモニタ 炉心損傷が生じた旨の連絡、通報 原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③ 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順</td> <td>緊急時対策所外の放射線量 緊急時対策所内の放射線量 空気供給装置使用時</td> <td>緊急時対策所外可搬型エアモニタ 緊急時対策所内可搬型エアモニタ 流量調整ユニット流量計 緊急時対策所内差圧計 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内の環境監視</td> <td>緊急時対策所外可搬型エアモニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③ 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td>緊急時対策所外の放射線量 緊急時対策所内の放射線量 緊急時対策所可搬型空気浄化装置使用時 緊急時対策所内の環境監視</td> <td>緊急時対策所外可搬型エアモニタ 緊急時対策所内可搬型エアモニタ 緊急時対策所内差圧計 緊急時対策所内系圧計 緊急時対策所内環境監視 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外の放射線量</td> <td>緊急時対策所外可搬型エアモニタ</td> </tr> <tr> <td>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 電源車（緊急時対策所用）による給電手順 b. 電源車（緊急時対策所用）起動手順 c. 電源車（緊急時対策所）の切替及び燃料補給手順</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電源 電源車（緊急時対策所用）</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>電源 緊急時対策所コントロールセンタ 緊急時対策所電源車切替機</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 (1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	緊急時対策所換気空調設備を運転している場合 酸素濃度 19%未満若しくは二酸化炭素濃度 1%を超える場合 空気供給装置使用時	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	③ 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策所内可搬型空気浄化装置使用時 緊急時対策所内差圧計 緊急時対策所内環境監視	流量調整ユニット流量計 緊急時対策所内差圧計 緊急時対策所内系圧計 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	緊急時対策所外の放射線量 炉心損傷 原子炉格納容器破損	緊急時対策所外可搬型エアモニタ 炉心損傷が生じた旨の連絡、通報 原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報	③ 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順	緊急時対策所外の放射線量 緊急時対策所内の放射線量 空気供給装置使用時	緊急時対策所外可搬型エアモニタ 緊急時対策所内可搬型エアモニタ 流量調整ユニット流量計 緊急時対策所内差圧計 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	緊急時対策所内の環境監視	緊急時対策所外可搬型エアモニタ	③ 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策所外の放射線量 緊急時対策所内の放射線量 緊急時対策所可搬型空気浄化装置使用時 緊急時対策所内の環境監視	緊急時対策所外可搬型エアモニタ 緊急時対策所内可搬型エアモニタ 緊急時対策所内差圧計 緊急時対策所内系圧計 緊急時対策所内環境監視 二酸化炭素濃度計	緊急時対策所外の放射線量	緊急時対策所外可搬型エアモニタ	1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順			(1) 電源車（緊急時対策所用）による給電手順 b. 電源車（緊急時対策所用）起動手順 c. 電源車（緊急時対策所）の切替及び燃料補給手順				電源 電源車（緊急時対策所用）			電源 緊急時対策所コントロールセンタ 緊急時対策所電源車切替機		<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>第1.18-2表 重大事故等対処に係る監視計器</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 (1) 緊急時対策所立ち上げの手順 a. 緊急時対策所換気空調運転手順</td> <td>原子炉格納容器内の放射線量率 原子炉圧力容器温度 原子炉格納容器内酸素濃度</td> <td>格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/A) 格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) 原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下部温度) 格納容器内雰囲気酸素濃度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 緊急時対策所立ち上げの手順 b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</td> <td>緊急時対策所内の環境監視</td> <td>酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外の放射線量</td> <td>格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/A) 格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 緊急時対策所立ち上げの手順 b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</td> <td>原子炉圧力容器温度 原子炉格納容器内酸素濃度</td> <td>原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下部温度) 格納容器内雰囲気酸素濃度</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の放射線量率 原子炉格納容器内の放射線量 原子炉格納容器内の圧力、温度</td> <td>原子炉格納容器内放射線モニタ (D/A) 原子炉格納容器内放射線モニタ (S/C) ドワイエル圧力 ドワイエル温度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 緊急時対策所での原子炉格納容器ベントを実施する場合の対応の手順</td> <td>緊急時対策所内の放射線監視</td> <td>酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内差圧監視</td> <td>差圧計</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 (1) 緊急時対策所立ち上げの手順 a. 緊急時対策所換気空調運転手順	原子炉格納容器内の放射線量率 原子炉圧力容器温度 原子炉格納容器内酸素濃度	格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/A) 格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) 原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下部温度) 格納容器内雰囲気酸素濃度	(1) 緊急時対策所立ち上げの手順 b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	緊急時対策所外の放射線量	格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/A) 格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)	(1) 緊急時対策所立ち上げの手順 b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	原子炉圧力容器温度 原子炉格納容器内酸素濃度	原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下部温度) 格納容器内雰囲気酸素濃度	原子炉格納容器内の放射線量率 原子炉格納容器内の放射線量 原子炉格納容器内の圧力、温度	原子炉格納容器内放射線モニタ (D/A) 原子炉格納容器内放射線モニタ (S/C) ドワイエル圧力 ドワイエル温度	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 緊急時対策所での原子炉格納容器ベントを実施する場合の対応の手順	緊急時対策所内の放射線監視	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	緊急時対策所内差圧監視	差圧計	<p>泊発電所3号炉</p> <p>第1.18.2表 重大事故等対処に係る監視計器</p> <p>1.18 緊急時対策所の重大事故等時の手順等 監視計器一覧(1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 (1) 緊急時対策所立ち上げの手順 a. 可搬型空気浄化装置運転手順</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 緊急時対策所立ち上げの手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</td> <td>酸素濃度 19%未満若しくは二酸化炭素濃度 1.0%を超える場合</td> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置使用時 可搬型空気浄化装置使用時 緊急時対策所内の環境監視</td> <td>空気供給装置空気供給流量、緊急時対策所内圧力 可搬型空気浄化装置使用時 可搬型緊急時対策所空気浄化ファン給気流量、緊急時対策所内圧力 酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 空気供給装置への切替準備手順</td> <td>緊急時対策所外の放射線量率 原子炉格納容器破損</td> <td>モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト 原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 (1) 緊急時対策所立ち上げの手順 a. 可搬型空気浄化装置運転手順	—	—	(1) 緊急時対策所立ち上げの手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	酸素濃度 19%未満若しくは二酸化炭素濃度 1.0%を超える場合	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	空気供給装置使用時 可搬型空気浄化装置使用時 緊急時対策所内の環境監視	空気供給装置空気供給流量、緊急時対策所内圧力 可搬型空気浄化装置使用時 可搬型緊急時対策所空気浄化ファン給気流量、緊急時対策所内圧力 酸素濃度・二酸化炭素濃度計	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策所外の放射線量率 原子炉格納容器破損	モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト 原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報	—	—	<p>【大阪・女川】 設備構成の相違</p>
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																							
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 (1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	緊急時対策所換気空調設備を運転している場合 酸素濃度 19%未満若しくは二酸化炭素濃度 1%を超える場合 空気供給装置使用時	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																																																																							
③ 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策所内可搬型空気浄化装置使用時 緊急時対策所内差圧計 緊急時対策所内環境監視	流量調整ユニット流量計 緊急時対策所内差圧計 緊急時対策所内系圧計 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																																																																							
	緊急時対策所外の放射線量 炉心損傷 原子炉格納容器破損	緊急時対策所外可搬型エアモニタ 炉心損傷が生じた旨の連絡、通報 原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報																																																																							
③ 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順	緊急時対策所外の放射線量 緊急時対策所内の放射線量 空気供給装置使用時	緊急時対策所外可搬型エアモニタ 緊急時対策所内可搬型エアモニタ 流量調整ユニット流量計 緊急時対策所内差圧計 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																																																																							
	緊急時対策所内の環境監視	緊急時対策所外可搬型エアモニタ																																																																							
③ 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順	緊急時対策所外の放射線量 緊急時対策所内の放射線量 緊急時対策所可搬型空気浄化装置使用時 緊急時対策所内の環境監視	緊急時対策所外可搬型エアモニタ 緊急時対策所内可搬型エアモニタ 緊急時対策所内差圧計 緊急時対策所内系圧計 緊急時対策所内環境監視 二酸化炭素濃度計																																																																							
	緊急時対策所外の放射線量	緊急時対策所外可搬型エアモニタ																																																																							
1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順																																																																									
(1) 電源車（緊急時対策所用）による給電手順 b. 電源車（緊急時対策所用）起動手順 c. 電源車（緊急時対策所）の切替及び燃料補給手順																																																																									
	電源 電源車（緊急時対策所用）																																																																								
	電源 緊急時対策所コントロールセンタ 緊急時対策所電源車切替機																																																																								
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																							
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 (1) 緊急時対策所立ち上げの手順 a. 緊急時対策所換気空調運転手順	原子炉格納容器内の放射線量率 原子炉圧力容器温度 原子炉格納容器内酸素濃度	格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/A) 格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C) 原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下部温度) 格納容器内雰囲気酸素濃度																																																																							
(1) 緊急時対策所立ち上げの手順 b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																																																																							
	緊急時対策所外の放射線量	格納容器内雰囲気放射線モニタ (D/A) 格納容器内雰囲気放射線モニタ (S/C)																																																																							
(1) 緊急時対策所立ち上げの手順 b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	原子炉圧力容器温度 原子炉格納容器内酸素濃度	原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下部温度) 格納容器内雰囲気酸素濃度																																																																							
	原子炉格納容器内の放射線量率 原子炉格納容器内の放射線量 原子炉格納容器内の圧力、温度	原子炉格納容器内放射線モニタ (D/A) 原子炉格納容器内放射線モニタ (S/C) ドワイエル圧力 ドワイエル温度																																																																							
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 緊急時対策所での原子炉格納容器ベントを実施する場合の対応の手順	緊急時対策所内の放射線監視	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																																																																							
	緊急時対策所内差圧監視	差圧計																																																																							
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																							
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等 (1) 緊急時対策所立ち上げの手順 a. 可搬型空気浄化装置運転手順	—	—																																																																							
(1) 緊急時対策所立ち上げの手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	酸素濃度 19%未満若しくは二酸化炭素濃度 1.0%を超える場合	酸素濃度・二酸化炭素濃度計																																																																							
	空気供給装置使用時 可搬型空気浄化装置使用時 緊急時対策所内の環境監視	空気供給装置空気供給流量、緊急時対策所内圧力 可搬型空気浄化装置使用時 可搬型緊急時対策所空気浄化ファン給気流量、緊急時対策所内圧力 酸素濃度・二酸化炭素濃度計																																																																							
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 空気供給装置への切替準備手順	緊急時対策所外の放射線量率 原子炉格納容器破損	モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト 原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報																																																																							
	—	—																																																																							

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (図表)

大阪発電所 3 / 4号炉	女川原子力発電所 2号炉	泊発電所 3号炉	相違理由																																																														
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 技術的能力1.18 まとめ資料より引用】</p> <p>第 1.18.2 表 重大事故等対処に係る監視計器一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</td> </tr> <tr> <td>(1) 緊急時作業所立ち上げの手順 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型居住化空調機運転手順</td> <td>監視 操作</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>(2) 緊急時作業所立ち上げの手順 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順</td> <td>監視 操作</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順 4. 2号炉原子炉建屋内緊急時対策所での各種防護ベルトを装着する場合の着脱の手順</td> <td>判断基準 操作</td> <td>可搬型モニタリングポスト — —</td> </tr> <tr> <td>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順 4. ワードホールド空気ポンプユニットによる 3号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の降圧のための手順</td> <td>判断基準 操作</td> <td>ガソール濃度計 — —</td> </tr> <tr> <td>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順 4. 2号炉原子炉建屋内緊急時対策所居住化装置（空気ポンプ）から 3号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型居住化空調機への切替手順</td> <td>判断基準 操作</td> <td>可搬型モニタリングポスト — —</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.18.2.3 必要な数の要員の配置に係る手順等</td> </tr> <tr> <td>(1) 放射線管理 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型居住化空調機の切替手順</td> <td>判断基準 操作</td> <td>— —</td> </tr> <tr> <td></td> <td>監視 操作</td> <td>— —</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.18.2.1 居住性を確保するための手順等			(1) 緊急時作業所立ち上げの手順 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型居住化空調機運転手順	監視 操作	— —	(2) 緊急時作業所立ち上げの手順 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	監視 操作	— —	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順 4. 2号炉原子炉建屋内緊急時対策所での各種防護ベルトを装着する場合の着脱の手順	判断基準 操作	可搬型モニタリングポスト — —	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順 4. ワードホールド空気ポンプユニットによる 3号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の降圧のための手順	判断基準 操作	ガソール濃度計 — —	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順 4. 2号炉原子炉建屋内緊急時対策所居住化装置（空気ポンプ）から 3号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型居住化空調機への切替手順	判断基準 操作	可搬型モニタリングポスト — —	1.18.2.3 必要な数の要員の配置に係る手順等			(1) 放射線管理 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型居住化空調機の切替手順	判断基準 操作	— —		監視 操作	— —		<p>監視計器一覧(2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順</td> <td>判断基準</td> <td>緊急時対策所外の放射線量率 緊急時対策所内の放射線量率 可搬型モニタリングポスト モニタリングポスト モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>空気供給装置使用時 緊急時対策所内の環境監視 空気供給装置空気供給流量 緊急時対策所内圧力 酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td>判断基準</td> <td>緊急時対策所外の放射線量率 可搬型モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>可搬型空気浄化装置使用時 緊急時対策所内の環境監視 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力 酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.18.2.3 必要な数の要員の配置に係る手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 放射線管理について c. 可搬型空気浄化装置の切替手順</td> <td>判断基準</td> <td>フィルタユニットの性能の低下（フィルタ差圧の上昇等） 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットH/F出入口差圧 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>可搬型空気浄化装置使用時 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力</td> </tr> </tbody> </table> <p>監視計器一覧(3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(D) 緊急時対策所用発電機による給電 b. 緊急時対策所用発電機起動手順</td> <td>判断基準</td> <td>緊急時対策所指揮所 200V分電盤表示灯 緊急時対策所待機所 200V分電盤表示灯 通信連絡設備用無停電電源装置/バッテリー運転監視及び表示灯 1号炉 4-E母線<sup>※1</sup>電圧 3号炉 4-B1母線<sup>※2</sup>電圧</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>緊急時対策所用発電機 電圧、電流、周波数 (緊急時対策所用発電機制御盤)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉常用母線のうち、緊急時対策所へ給電している母線である。2号炉常用母線から1号炉常用母線を介して給電することも可能である。          ※2：3号炉非常用母線のうち、緊急時対策所へ給電している母線である。</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.18.2.1 居住性を確保するための手順等			(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順	判断基準	緊急時対策所外の放射線量率 緊急時対策所内の放射線量率 可搬型モニタリングポスト モニタリングポスト モニタリングポスト	操作	空気供給装置使用時 緊急時対策所内の環境監視 空気供給装置空気供給流量 緊急時対策所内圧力 酸素濃度・二酸化炭素濃度計	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 可搬型空気浄化装置への切替手順	判断基準	緊急時対策所外の放射線量率 可搬型モニタリングポスト	操作	可搬型空気浄化装置使用時 緊急時対策所内の環境監視 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力 酸素濃度・二酸化炭素濃度計	1.18.2.3 必要な数の要員の配置に係る手順等			(1) 放射線管理について c. 可搬型空気浄化装置の切替手順	判断基準	フィルタユニットの性能の低下（フィルタ差圧の上昇等） 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットH/F出入口差圧 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力	操作	可搬型空気浄化装置使用時 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力	1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順			(D) 緊急時対策所用発電機による給電 b. 緊急時対策所用発電機起動手順	判断基準	緊急時対策所指揮所 200V分電盤表示灯 緊急時対策所待機所 200V分電盤表示灯 通信連絡設備用無停電電源装置/バッテリー運転監視及び表示灯 1号炉 4-E母線 <sup>※1</sup> 電圧 3号炉 4-B1母線 <sup>※2</sup> 電圧	操作	緊急時対策所用発電機 電圧、電流、周波数 (緊急時対策所用発電機制御盤)	<p>【大阪・女川】 設備構成の相違</p>
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																															
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等																																																																	
(1) 緊急時作業所立ち上げの手順 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型居住化空調機運転手順	監視 操作	— —																																																															
(2) 緊急時作業所立ち上げの手順 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	監視 操作	— —																																																															
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順 4. 2号炉原子炉建屋内緊急時対策所での各種防護ベルトを装着する場合の着脱の手順	判断基準 操作	可搬型モニタリングポスト — —																																																															
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順 4. ワードホールド空気ポンプユニットによる 3号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）の降圧のための手順	判断基準 操作	ガソール濃度計 — —																																																															
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順 4. 2号炉原子炉建屋内緊急時対策所居住化装置（空気ポンプ）から 3号炉原子炉建屋内緊急時対策所可搬型居住化空調機への切替手順	判断基準 操作	可搬型モニタリングポスト — —																																																															
1.18.2.3 必要な数の要員の配置に係る手順等																																																																	
(1) 放射線管理 4.5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 可搬型居住化空調機の切替手順	判断基準 操作	— —																																																															
	監視 操作	— —																																																															
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																															
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等																																																																	
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順	判断基準	緊急時対策所外の放射線量率 緊急時対策所内の放射線量率 可搬型モニタリングポスト モニタリングポスト モニタリングポスト																																																															
	操作	空気供給装置使用時 緊急時対策所内の環境監視 空気供給装置空気供給流量 緊急時対策所内圧力 酸素濃度・二酸化炭素濃度計																																																															
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 可搬型空気浄化装置への切替手順	判断基準	緊急時対策所外の放射線量率 可搬型モニタリングポスト																																																															
	操作	可搬型空気浄化装置使用時 緊急時対策所内の環境監視 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力 酸素濃度・二酸化炭素濃度計																																																															
1.18.2.3 必要な数の要員の配置に係る手順等																																																																	
(1) 放射線管理について c. 可搬型空気浄化装置の切替手順	判断基準	フィルタユニットの性能の低下（フィルタ差圧の上昇等） 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットH/F出入口差圧 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力																																																															
	操作	可搬型空気浄化装置使用時 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力																																																															
1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順																																																																	
(D) 緊急時対策所用発電機による給電 b. 緊急時対策所用発電機起動手順	判断基準	緊急時対策所指揮所 200V分電盤表示灯 緊急時対策所待機所 200V分電盤表示灯 通信連絡設備用無停電電源装置/バッテリー運転監視及び表示灯 1号炉 4-E母線 <sup>※1</sup> 電圧 3号炉 4-B1母線 <sup>※2</sup> 電圧																																																															
	操作	緊急時対策所用発電機 電圧、電流、周波数 (緊急時対策所用発電機制御盤)																																																															



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等 (図表)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																								
<p>第1.18.3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>供給対象設備</th> <th>受電盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファン 安全パラメータ表示システム (SPDS) 安全パラメータ伝送システム SPDS表示装置</td> <td>緊急時対策所コントロールセンタ 3 データ伝送設備電源切替分電盤 4 データ伝送設備電源切替分電盤 緊急時対策所コントロールセンタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.18.4表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対応設備</th> <th rowspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話</td> <td>衛星電話 (固定) 衛星電話 (携帯) 衛星電話 (可搬)</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム</td> <td>緊急時衛星通報システム</td> </tr> <tr> <td>携行型通話装置</td> <td>携行型通話装置</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>TV会議システム IP電話 IP-FAX</td> </tr> <tr> <td>運転指令設備</td> <td>運転指令設備</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>保安電話 (固定) 保安電話 (携帯) 衛星保安電話</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線通話装置 (固定型)</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>社内TV会議システム</td> </tr> <tr> <td>加入電話設備</td> <td>加入電話</td> </tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td> <td>加入ファクシミリ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>多様性拡張設備</td> </tr> </tbody> </table>	条文	供給対象設備	受電盤	1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所非常用空気浄化ファン 安全パラメータ表示システム (SPDS) 安全パラメータ伝送システム SPDS表示装置	緊急時対策所コントロールセンタ 3 データ伝送設備電源切替分電盤 4 データ伝送設備電源切替分電盤 緊急時対策所コントロールセンタ	対応設備		重大事故等対処設備	衛星電話	衛星電話 (固定) 衛星電話 (携帯) 衛星電話 (可搬)	緊急時衛星通報システム	緊急時衛星通報システム	携行型通話装置	携行型通話装置	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム IP電話 IP-FAX	運転指令設備	運転指令設備	電力保安通信用電話設備	保安電話 (固定) 保安電話 (携帯) 衛星保安電話	無線連絡設備	無線通話装置 (固定型)	テレビ会議システム	社内TV会議システム	加入電話設備	加入電話	加入ファクシミリ	加入ファクシミリ			多様性拡張設備	<p>第1.18-3表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象条文</th> <th>供給対象設備</th> <th>原電元 給電回路</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td>緊急時対策所非常用送風機</td> <td>400V 緊急時対策所モータコントロールセンタJ-1 400V 緊急時対策所モータコントロールセンタJ-2</td> </tr> <tr> <td>SPDS伝送装置</td> <td>125V直流主母線盤J-1 125V直流主母線盤J-2</td> </tr> <tr> <td>SPDS表示装置</td> <td>125V直流主母線盤J-1 125V直流主母線盤J-2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：通信連絡設備における給電対象設備は「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p> <p>第1.18-4表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備 (固定型) 無線連絡設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム IP電話 IP-FAX</td> </tr> </tbody> </table>	対象条文	供給対象設備	原電元 給電回路	【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所非常用送風機	400V 緊急時対策所モータコントロールセンタJ-1 400V 緊急時対策所モータコントロールセンタJ-2	SPDS伝送装置	125V直流主母線盤J-1 125V直流主母線盤J-2	SPDS表示装置	125V直流主母線盤J-1 125V直流主母線盤J-2	対応設備		衛星電話設備	衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (携帯型)	無線連絡設備	無線連絡設備 (固定型) 無線連絡設備 (携帯型)	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム IP電話 IP-FAX	<p>第1.18.3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象条文</th> <th>供給対象設備</th> <th>受電盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td>可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン</td> <td>緊急時対策所 指揮所200V分電盤 緊急時対策所 待機所200V分電盤</td> </tr> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>緊急時対策所 指揮所100V分電盤 緊急時対策所通信設備分電盤</td> </tr> <tr> <td>データ収集計算機 ERS伝送サーバ</td> <td>SPDS/TSCP用 切替器分電盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.18.4表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対応設備</th> <th rowspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX) 衛星電話設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備 (固定型) 無線連絡設備 (携帯型)</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>インターフォン</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>テレビ会議システム (指揮所・待機所間)</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム IP電話 (地上系) IP電話 (衛星系) IP-FAX (地上系) IP-FAX (衛星系)</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> <td>移動無線設備 (固定型)</td> </tr> <tr> <td>運転指令設備</td> <td>ハンドセット</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td>保安電話 (固定) 保安電話 (FAX) 衛星保安電話</td> </tr> <tr> <td>加入電話設備</td> <td>加入電話機 加入FAX</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備</td> <td>専用電話設備 (固定型) 専用電話設備 (FAX)</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>社内テレビ会議システム</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>自主対策設備</td> </tr> </tbody> </table>	対象条文	供給対象設備	受電盤	【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン	緊急時対策所 指揮所200V分電盤 緊急時対策所 待機所200V分電盤	データ表示端末	緊急時対策所 指揮所100V分電盤 緊急時対策所通信設備分電盤	データ収集計算機 ERS伝送サーバ	SPDS/TSCP用 切替器分電盤	対応設備		重大事故等対処設備	衛星電話設備	衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX) 衛星電話設備 (携帯型)	無線連絡設備	無線連絡設備 (固定型) 無線連絡設備 (携帯型)	インターフォン	インターフォン	テレビ会議システム	テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム IP電話 (地上系) IP電話 (衛星系) IP-FAX (地上系) IP-FAX (衛星系)	移動無線設備	移動無線設備 (固定型)	運転指令設備	ハンドセット	電力保安通信用電話設備	保安電話 (固定) 保安電話 (FAX) 衛星保安電話	加入電話設備	加入電話機 加入FAX	専用電話設備	専用電話設備 (固定型) 専用電話設備 (FAX)	テレビ会議システム	社内テレビ会議システム			自主対策設備	<p>【大飯・女川】 ・設備構成の相違</p>
条文	供給対象設備	受電盤																																																																																									
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所非常用空気浄化ファン 安全パラメータ表示システム (SPDS) 安全パラメータ伝送システム SPDS表示装置	緊急時対策所コントロールセンタ 3 データ伝送設備電源切替分電盤 4 データ伝送設備電源切替分電盤 緊急時対策所コントロールセンタ																																																																																									
対応設備		重大事故等対処設備																																																																																									
衛星電話	衛星電話 (固定) 衛星電話 (携帯) 衛星電話 (可搬)																																																																																										
緊急時衛星通報システム	緊急時衛星通報システム																																																																																										
携行型通話装置	携行型通話装置																																																																																										
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム IP電話 IP-FAX																																																																																										
運転指令設備	運転指令設備																																																																																										
電力保安通信用電話設備	保安電話 (固定) 保安電話 (携帯) 衛星保安電話																																																																																										
無線連絡設備	無線通話装置 (固定型)																																																																																										
テレビ会議システム	社内TV会議システム																																																																																										
加入電話設備	加入電話																																																																																										
加入ファクシミリ	加入ファクシミリ																																																																																										
		多様性拡張設備																																																																																									
対象条文	供給対象設備	原電元 給電回路																																																																																									
【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所非常用送風機	400V 緊急時対策所モータコントロールセンタJ-1 400V 緊急時対策所モータコントロールセンタJ-2																																																																																									
	SPDS伝送装置	125V直流主母線盤J-1 125V直流主母線盤J-2																																																																																									
	SPDS表示装置	125V直流主母線盤J-1 125V直流主母線盤J-2																																																																																									
	対応設備																																																																																										
	衛星電話設備	衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (携帯型)																																																																																									
無線連絡設備	無線連絡設備 (固定型) 無線連絡設備 (携帯型)																																																																																										
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム IP電話 IP-FAX																																																																																										
対象条文	供給対象設備	受電盤																																																																																									
【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン	緊急時対策所 指揮所200V分電盤 緊急時対策所 待機所200V分電盤																																																																																									
	データ表示端末	緊急時対策所 指揮所100V分電盤 緊急時対策所通信設備分電盤																																																																																									
	データ収集計算機 ERS伝送サーバ	SPDS/TSCP用 切替器分電盤																																																																																									
	対応設備		重大事故等対処設備																																																																																								
衛星電話設備	衛星電話設備 (固定型) 衛星電話設備 (FAX) 衛星電話設備 (携帯型)																																																																																										
無線連絡設備	無線連絡設備 (固定型) 無線連絡設備 (携帯型)																																																																																										
インターフォン	インターフォン																																																																																										
テレビ会議システム	テレビ会議システム (指揮所・待機所間)																																																																																										
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム IP電話 (地上系) IP電話 (衛星系) IP-FAX (地上系) IP-FAX (衛星系)																																																																																										
移動無線設備	移動無線設備 (固定型)																																																																																										
運転指令設備	ハンドセット																																																																																										
電力保安通信用電話設備	保安電話 (固定) 保安電話 (FAX) 衛星保安電話																																																																																										
加入電話設備	加入電話機 加入FAX																																																																																										
専用電話設備	専用電話設備 (固定型) 専用電話設備 (FAX)																																																																																										
テレビ会議システム	社内テレビ会議システム																																																																																										
		自主対策設備																																																																																									